



參考資料(政治經濟)

一九四一年タイ國政治經濟情勢

タイ室東京事務局

一九四一年タイ國政治經濟情勢

タイ室東京事務局

序

開戦以來僅に半歳、大東亞戦争は驚異的戦果を收めつゝ、早くも南方諸地域は新らしき建設的段階に入らんとしてゐる。

大東亞戦の勃發と共に、日本に次いで敢然米英勢力驅逐のために起つたタイと日本の關係は、爾來一層の緊密性を加ふるに至り、これに伴つてタイに關する知識は、益々渴仰せらるゝに至つてゐる。願れば、我々が政治經濟情勢の第一輯を世に送つてより既に三歳を経てゐる。而もその間の利用者は、當初豫期したる以上の數を示し、官廳はもとより、學界、言論界、事業會社及び一般人にとつてもタイ問題に關する正しき判断と見通しを得るに當り、好個の伴侶となつてゐる。

將來は過去と現在の上に立つといふが、將來の日・タイ關係を究明せんとするものは、又此處數年間のタイの動向とその推移を研究せねばなるまい。

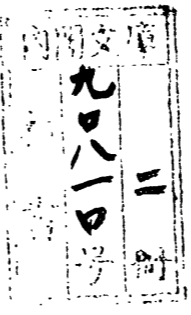
本資料は、一九四一年度に於けるタイ國諸般の動向に關する正確なる事實的記述である。その内容とするところは、政治、經濟其他全般に及ぶ謂はゞタイに關する百科辭典ともいふべきである。

幸にして本資料が日・タイ兩國を樞軸とせる新らしきアジアの建設のための歴史の齒車を回轉さす
槓杆の役割を演ずる迄に至らなくとも、車輪に注がれし一滴の油となれば望外の幸とするところであ
る。

尙本資料の綜合編輯には調査課員山ノ井徳次を擔當せしめた。
又印刷所の關係に於て、その發行が意外に遅れし事を謹みて御詫する次第である。

昭和十七年六月

宮 原



目 次

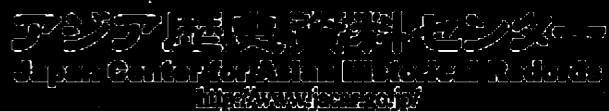
タイ宣傳局長專任(一・二三).....	一頁	タイ政府國立銀行と飛行場設立(五・二二).....	六六
タイ國人は服裝を端正にすべし(一・一五).....	一	新港への各局移轉(五・二二).....	六六
佛人居住を制限(一・九).....	一	外人居住禁止區域(五・二五).....	六六
佛印新法律を發令(一・七).....	一	燃料油統制(五・八).....	六七
公共救濟事業(一・七).....	二	南部タイに於ける第五列の活動(五・二).....	六七
官吏への警告(一・七).....	二	タイ國臨時議會開催(六・一〇).....	六七
外人立入禁止區域追加(九・二八).....	二	日本に感謝タイ議會可決.....	六七
警察官増員(二・八).....	二	警視廳副總監隱退(六・五).....	六七
回收建設工作(三・二七).....	三	開議に使用すべき建物(六・一九).....	六七
新國境委員會創設(三・一八).....	三	行政區域五地區に分けんとす(七・二二).....	六七
シソホン郡新設(四・八).....	三	土地鑛山局長官任命(七・一〇).....	六七
タイ國、發動機用燃料油配給統制.....	四	國會議長再選重任(七・一).....	六七
占領地建設工作(四・二).....	四	新領土への入國法規と税關設置(七・二四).....	六七
新領土に於ける裁判所設立(四・二二).....	四	泰内閣改組(八・二〇).....	六八
新回復領土に對する諸計畫(四・一九).....	五	新領土の行政法と官吏任命(七・二八).....	六八
氣象局新設(四・一九).....	五	人口政策委員會(八・一六).....	六九
タイ内閣改組(四・一六).....	五	警察少將ルアン・アドン副總理に任ぜらる(八・二七).....	六九
泰前國王逝去(六・二).....	六	失地回復地人因統制法.....	七〇
		人口増加政策の輪廓(八・二三).....	七〇
		泰政府當局は育生獎勵辦法七ヶ條を規定す(八・一九).....	七〇
		特別議會召集(九・一八).....	七二
		首相事務代理其他關員任命(八・二七).....	七二



臨城總勢強化(九・二二).....	三	タイ國資源總動員(一一・二五).....	三
三大法案公布.....	三	内務副大臣印度支那局長兼任(一一・二六).....	三
農民救済資金(九・一七).....	六	タイ國內閣改組.....	三
アラ・ダボンの囚人釋放(九・二〇).....	六	タイ國の戰時總勢(一一・二〇).....	三
新領土の稅關(九・二〇).....	六	ビアン首相悲壯の決意(一一・二三).....	三
無職者登錄(九・二〇).....	七	タイ議會に「政府に非常權限を附與する法案」提出 (一一・二六).....	三
貴族の稱號改廢(二〇・三二).....	七	戰時國民義務ニ關スル告示.....	三
新文官委員任命.....	七		
公共救済局(二〇・八).....	八		
人口政策、第一段階(二〇・二五).....	八		
交通省の移轉(二〇・二八).....	八		
運輸局長任命(二〇・二八).....	八		
廢王に判決(二〇・二二).....	八		
對日懲戒(二〇・二二).....	九		
泰首相、在留外人に訴ふ(二〇・二五).....	九		
ロツプリ、サラブリー兩縣下の一部行政變革(二〇・一六).....	九		
ワニット事件調査報告の重點(二〇・二八).....	九		
對外通信を嚴重監視(二〇・二五).....	九		
通商局長査問會成立(二〇・四).....	九		
運輸局長任命.....	九		
ハヂヤイ市會解散.....	九		
タイ國新領土の人口調査施行.....	九		
		西貢駐在タイ總領事歸來談(一・七).....	五
		新駐日タイ國大使赴任(一・六).....	五
		日泰友好條約は東亞の繁榮を増進す(一・八).....	五
		タイ、ガ佛代理公使承認(一・九).....	五
		新任駐日タイ國大使館員(一・九).....	五
		タイ、ビルマ國境調整(一・一四).....	五
		泰、佛印紛争に帝國の停戰、調停申入(一・二五).....	五
		調停申入をタイ正式に承諾(一・二六).....	五
		泰、佛印停戰會議開始(一・二九).....	五
		泰、佛印停戰協定成立.....	五
		泰、佛印停戰協定、停戰期間延長(二・一).....	五
		泰、佛印議和會議開催.....	五

外 交

タイ國皇帝陛下、我皇室に御贈進品.....	三	タイ國全權團歸國(六・八).....	四
英のタイ國照道(二・一七).....	三	タイ・英石油交渉成立(六・八).....	四
泰國に二領事館新設(二・一八).....	三	日・泰・佛批准書交換(七・六).....	四
泰在留英米人に引揚勸告(二・一六).....	三	盤谷に英國經濟戰省分局設立(七・一一).....	四
南タイに領事館新設(二・二七).....	三	盤谷に經濟戰省分局設置(七・一三).....	四
泰、ソ修交開始(三・四).....	三	タイ個國境測定委員(七・一三).....	四
日本タイ協會よりビアン首相へ祝電.....	三	チェンマイに帝國領事館開設(七・一六).....	四
タイ國公使館事務所移轉.....	三	泰佛印停戰協定(七・二〇).....	四
新領土.....	三	タイ國二見公使等に贈勳(七・二五).....	四
タイ・蘇協定成立.....	三	タイ國から近衛首相松岡外相等に贈勳.....	四
タイ國中南米と友好關係促進(三・二三).....	三	日タイ借款成立.....	四
中南米と友好關係促進(三・二三).....	三	タイ國滿洲國を承認.....	四
タイ佛印紛争の經過.....	三	泰、佛印條約効力發生(八・二).....	四
三國共同コミニケ.....	三	中立嚴守聲明(八・一〇).....	四
シゴラ領事館開館式(四・一).....	三	滿洲國正式承認と通商條約交渉(八・三).....	四
泰ビルマ國境測定成立(四・一一).....	三	イーデン英外相の下院演説(八・八).....	四
暹に泰公使館設置(五・一六).....	三	ハル米國長官の言明(八・八).....	四
タイ、ソ・露に公使派遣(四・一六).....	三	極東の危機尙去らず英米に立向ふ日本.....	四
無任相、蘭印、米を訪問(四・三〇).....	三	タイ中立堅持再聲明(八・一一).....	四
重慶の外交機關開設申入拒絶(五・二二).....	三	駐タイ米公使の更迭(八・一四).....	四
タイ、蘇關係接近(六・三).....	三	駐泰米公使更迭(八・一四).....	四
ナイビラ無任所相シンガポールに向ふ(六・五).....	三	日泰大使交換、大使館人事(八・一六).....	四



「ルアン・ツイヂット」(泰國新外務次官)の放送(八・二二) 四
 駐タイ大使館人事(八・一七) 四
 駐日泰國陸軍武官「ルアン・ツイヂット」大佐記者團に對し
 「瀋日感想」を談ず(八・二二) 四
 タイ・佛印國境委員會開く(八・二二) 四
 新外相事務補佐「ルアン・ツイヂット」の對ロイター特派
 記者談話(八・二四) 四
 タイ・漆洲關係に關するフレデリック駐支公使の談話
 新外相外交政策發表(八・二九) 四
 駐泰、佛公使慰勞(九・三) 五
 泰國駐在武官異動(九・三) 五
 タイ・佛印國境調查委員會(九・九) 五
 泰北部に我が領事館(九・一〇) 五
 坪上駐タイ大使信任狀捧呈(九・一〇) 五
 駐泰米公使着(九・一一) 五
 タイ駐日海軍武官(一〇・一) 五
 タイ國初代大使信任狀を捧呈 五
 タイ政策に就てクローズビー公使語る 五
 タイ・佛印新國境測定に關する發表(一〇・二) 五
 タイ・佛印第二回本會議開催(一〇・八) 五
 チエンマイ市に帝國領事館(一〇・一二) 五
 タイ政府佛印代表との會議を期待(一・一三) 五

四 五

新聞記者會議に於けるタイ諸政策に關しての
 ルアン・ツイヂット・ワタカン氏の談 五
 米國公使ナイピラ氏訪問(二〇・一五) 五
 英公使の外交的抗議(二〇・一六) 五
 佛印兵バイリョデツ州に越境(二〇・一八) 五
 瓊崖協會タイへ委員派遣 五
 在泰印度人引揚げ(二〇・二八) 五
 在留邦人に英の宣傳謀略(二・一三) 五
 タイ國、漆洲と公使交換(二・一三) 五
 佛、駐タイ公使更迭(二・一五) 五
 泰國近く戦火に捲込まれん(二・一二) 五
 坪上大使のタイ國觀とタイ側解説(二〇・二五) 五
 國境測定細目協定(二・二三) 五
 獨、タイ大使交換(二・二三) 五
 石井情報局長タイ轉任(二・二九) 五
 タイを繞ぐる大東亞危機に關しての
 シンガポール新聞の見解 五
 在タイ米人引揚げ勸告 五
 在タイ英人引揚げ勸告(二・二四) 五
 日本軍進駐開始(二・二八) 五
 盤谷の邦人婦女子避難(二・二八) 五
 皇軍タイ國進駐(二・二八) 五

五 五

タイに反日記事取締申入(二・二九) 七
 皇軍タイ進駐光景(二・二九) 七
 帝國タイ獨立聲重聲明(二・一〇) 七
 タイ國日本大使館陣強化(二・一一) 七
 日タイ攻守同盟締結 七
 駐泰英公使引揚ぐ 七
 ビンソーン首相の視察 七
 原田領事引揚(二・一二) 七
 タイ米英と斷交(二・一四) 七
 タイ駐日大使更迭(二・二〇) 七
 駐滿公使館新設(二・二四) 七
 タイ首相、蔣に反省を促す(二・二七) 七

軍 事

印度支那自由軍(二・一五) 五
 出征軍人家族保護の計畫(二・一五) 五
 戦況(一月七日) 五
 在タイ佛人に對する警察命令(一・七) 五
 パクセ及び他の基地を攻撃せる我が空軍、
 前線に至る處で敵軍を撃滅す 五
 空軍の活躍 五
 五、六の衝突 五

七 七

公 報

ノーンカイ戦區 七
 ウドーンの爆彈投下 七
 ムクダーハン戦區 七
 聖堂破壊す 七
 Ubol Rajdhani 戦區 七
 プリラムヤ戦區 七
 Aranya Prades 戦區 七
 チヤンタブリ戦區 七
 空 軍 七
 飛行機三十臺の活躍(一・七) 七
 戦況發表(一月八日) 七
 空軍の猛爆によりシンボン市陥落す(一・八) 七
 報復襲撃(一・八) 七
 外人引揚げ勸告(一・八) 七
 フランスの陸軍少佐は報復襲撃中負傷す(一・八) 七
 タイ軍に有利な大戦闘 七
 ローンカイ戦區 七
 ノーンカイ戦區 七
 ムクダーハン戦區 七
 Aranya Prades 戦區 七
 東部戦區に於ける戦闘(一・八) 七

七 七



戦況発表 (二月九日)

タイ軍隊のカンボディア進撃続行 (一・九)..... 六

各戦線の戦況..... 六

ノーンカイ戦線..... 六

ナコン・パノム戦線..... 六

ムクダーハン戦線..... 六

東部戦線に於ける戦果..... 六

空軍..... 六

大襲撃戦 (一・九)..... 六

戦況 (二月十三日)..... 六

空軍は陸軍の作戦に協力す (一・一三)..... 六

北東部の街に於けるフランス軍の襲撃報告..... 六

空軍及び高射砲とで爆撃機を撃退す (一・一三)..... 六

フランス軍はルアン・プラバンに於いて..... 六

佛像を奪ひ去る (一・九)..... 六

戦況 (二月十五日)..... 六

シュリンダー及びウボン戦線に於ける戦況..... 六

大規模の驅逐戦が東部戦線にて迅速に..... 六

行はれてゐる (一・一五)..... 六

防空隊が盤谷市及ドンブリー市に建設される (一・一五)..... 六

タイ佛印間の捕虜交換 (一・一七)..... 六

勇士への叙勳 (一・一七)..... 六

英機バンコック首爆 (一・八)..... 六

戒厳令發令 (一・八)..... 六

勅令發令せらる (一・八)..... 六

國境地方の二十四縣..... 六

國民への通告 (一・八)..... 六

盤谷に於ける空襲警報及び燈火管制 (一・一七)..... 六

二十四縣に戒厳令布かる (一・九)..... 六

ピヤ・パホンの寄附..... 六

首相寄附 (一・一五)..... 六

佛印よりの避難民救済資金 (一・一五)..... 六

國境紛争志願兵 (一・一五)..... 六

公共救済事業 (一・一五)..... 六

陸海軍々總官任命 (一・一五)..... 六

空軍士官學校 (R. A. F. Cadet School) 設立..... 六

陸軍異動..... 六

ラタナコシララ艦修理完成 (一・二一)..... 六

タイ佛印事變中の損害 (四・二四)..... 六

戦死者記念碑の建設 (三・二九)..... 六

タイ海軍伊太利に戦艦注文 (四・一〇)..... 六

捕虜員數 (四・二四)..... 六

軍管區改組 (五・二二)..... 六

愛國機司法院納納 (四・三〇)..... 六

タイ國軍最高司令部解散せらる..... 七

タイ空軍擴充 (五・六)..... 七

南部地方防備強化 (五・二二)..... 七

戒厳令解除 (五・二五)..... 七

陸軍異動 (五・二七)..... 七

國防省再編制 (六・三)..... 七

第二回佛印・泰捕虜交換行はる (七・二)..... 七

國防基金現在高 (七・二)..... 七

ピブン首相、陸軍大將に (七・五)..... 七

泰軍事使節馬來に赴く (七・一二)..... 七

泰國軍事使節英極東軍司令官と會談 (七・一二)..... 七

英軍の泰國包圍 (七・二三)..... 七

ピブン首相陸海空軍大將に (七・二九)..... 七

タイ・マレーの國境緊張 (八・四)..... 七

パツタンバンに軍司令部 (八・五)..... 七

タイ軍司令部、パツタンバンに (八・五)..... 七

英、タイに積極攻勢 (八・五)..... 七

英艦ウォースパイット號タイ海にて示威 (八・九)..... 七

沈没艦引揚成功 (九・一二)..... 七

陸軍異動 (九・一七)..... 七

防空聯盟設立..... 七

海岸防衛船の進水..... 七

陸軍武官任命..... 七

大防衛演習 (九・二五)..... 七

海軍武官任命 (一〇・一)..... 七

任命 (一〇・一)..... 七

クンニラン將軍陸軍へ三萬鎊を献納す..... 七

「兵隊の心得」配布さる (一〇・一五)..... 七

國防大臣晩餐會の席上、縣會議員へ..... 七

軍との協力を切望す (一〇・三)..... 七

國境増兵デマ (一〇・一七)..... 七

タイ國で軍事訓練 (一・一四)..... 七

最高指揮官にピブン首相就任 (一一・一五)..... 七

國防軍首腦部人事 (一一・一九)..... 七

タイ國々防法案可決 (一一・二八)..... 七

二百萬のタイ義勇軍訓練 (一一・二五)..... 七

タイ侵入英軍擧げ (一二・八)..... 七

南部タイ戦況 (一二・一〇)..... 七

タイ國戒嚴令布かる (一二・一一)..... 七

英軍タイ國境を擧撃 (一二・一一)..... 七

財政

追加豫算の内譯詳述..... 七

タイ國關稅收入最高記録 (二・六)..... 七

自轉車及び附屬品輸入税……………103

アジア銀行召集者に係給支拂(一・二五)……………103

暴利取締により牛乳價格制定さる(一・一六)……………103

一銖紙幣發行(三・二五)……………103

國防資金公債、クローン賣上高(四・二九)……………104

工業開發資金内債發行(五・七)……………104

國境調整資金(五・二)……………104

追加豫算審議(七・一九)……………104

當分の間回復地内の税金徴收せず(七・三〇)……………104

新領土諸税、歳入、通貨(七・三〇)……………105

六百萬銖の金塊到着(九・三〇)……………105

豫算膨脹(一〇・一一)……………105

豫算縮小(一〇・八)……………105

特別豫算案(一一・一四)……………105

國防急ぐ中立タイ(一一・二)……………105

明年度豫算提出(一一・三)……………105

タイ國立米穀會社公定價格を決定(一二・一四)……………105

英蘭銀行紙幣兌換は戦争終了後に(一二・二六)……………105

經濟

保險會社設立……………106

盤谷に於ける米價急騰……………106

泰貨、同リンク(一・一一)……………106

タイ貨同リンクに(二・二)……………106

協同組合(一・一八)……………106

泰國ゴム相場(三・二九)……………106

紙幣印刷に關し米國と交渉(四・二)……………106

泰國銀行營業狀態(四・一七)……………106

タイ・ライス・カムパニー株賣出し(四・二二)……………106

實用品製作獎勵(四・二二)……………106

麥粉の最高價格決定(五・二)……………106

ナショナル・シテイ・バンク開業式……………106

タイ商業銀行一般總會(五・二八)……………106

小麥粉の價格(七・二)……………106

政府貯蓄銀行支店新設(六・三)……………106

ベンジンの拂底(七・一)……………106

露店禁止(七・一)……………106

日泰借款成立(八・二)……………106

バンコックのゴム相場低落事情……………106

泰國麻袋暴騰(八・一四)……………106

金一千三萬銖の購入……………106

地方商會(八・二七)……………106

保險會社開業、新會社登録(九・六)……………106

新登録會社(九・一〇)……………106

同盟直前のタイ國經濟界情勢展望……………107

マツチ價格安定(一〇・一)……………107

四會社設立(一〇・一)……………107

來年度の銀行公休日(一〇・二)……………107

經濟省豫算額減少(一〇・八)……………107

タイ物産株式會社支店開店(一〇・八)……………107

洋傘製造組合(一〇・一〇)……………107

小麥粉の價格(一〇・一〇)……………107

タイ産物の賣行増加と價格の騰貴(一〇・一四)……………107

小麥粉の價格制定(一〇・一八)……………107

麻袋の自給計畫(一〇・二八)……………107

盤谷市民の皇軍慰問(一一・一九)……………107

タイ中央銀行設立(一二・二七)……………107

中央銀行設立に決定(一二・二七)……………107

貿易

油槽船購入……………108

日・米をタイゴムの新市場に……………108

タイ領海内獨伊船四隻タイ政府買収……………108

米、ゴム輸出稅算定市價告示……………108

市場報告(一・九)……………108

米國との通商(四・二六)……………108

錫、ゴムの輸出増加(二・一九)……………108

泰米輸出許可制實施(四・一)……………108

ゴム輸出組合の結成(四・二)……………108

盤谷にゴム輸出組合(四・二三)……………108

泰米輸出統制(五・一五)……………108

泰米輸出不能に陥る(五・一六)……………108

石油輸送船近く到着の豫定(五・二〇)……………108

泰國最近の輸出米情況……………108

タイ米(一九四〇年一月―五月)月別輸出統計……………108

英系石油會社の石油供給(六・六)……………108

英泰・石油協定成立(六・一一)……………108

輸出米數量並に價格(六・一八)……………108

タイ、蘭印通商關係の促進(七・一八)……………108

米・ゴム輸出稅標準價格變更(七・三)……………108

貿組中央會バンコックに斡旋所新設(七・三)……………108

タイ蘭領東印度間の貿易(七・一〇)……………108

上半期輸出好調……………108

馬來の砂糖輸出割當制(八・一)……………108

四月の貿易(八・二)……………108

泰國の戰時貿易(八・一六)……………108

五月分泰國對外貿易(八・一八)……………108

本年度第一回半期南泰貿易統計(八・二〇)……………108



南泰三月貿易統計(八・二二).....	三三
米・タイへ爆撃機輸出(八・二五).....	三四
日本品の買出しにペンコック市場賑ふ(八・三〇).....	三四
米国のタイ向平時輸出(九・一六).....	三五
對泰國貿易も一元調整(一〇・五).....	三五
金塊近く到着(一〇・八).....	三六
英泰石油契約締結(一〇・二〇).....	三六
英系會社に石油供給か.....	三六
四月分タイ國輸出入報告(一〇・二五).....	三七
泰國向は輸出代行制不採用.....	三七
麻袋の自給自足計畫(一〇・二八).....	三六
米輸出制限撤廃(一〇・三三).....	三六
米、タイへ軍艦供給(一一・九).....	三六
英のゴム買占(一一・二五).....	三六
農 業	
泰ゴム大増産へ生産制限の重壓より脱却 日泰經濟合作愈々緊密.....	四〇
タイ政府チェンライ縣内英米煙草會社煙草農園接收 北部地方の煙草栽培.....	四〇
カザワアの栽培.....	四〇
泰農村の戦時色(一一・二九).....	四〇
棉花、茶のプランテーション(一一・一四).....	四一
農業開發計畫(一二・一四).....	四一
ナコン・ラヂヤシマに於ける灌漑計畫(三・一〇).....	四一
家畜飼育獎勵(三・二〇).....	四一
回復地域の農業調査班出發(三・二四).....	四一
棉花栽培地(四・二二).....	四一
養鶏協會新設さる(四・二三).....	四一
大豆増産(六・三三).....	四一
椰子樹栽培獎勵(六・一一).....	四一
組合運動(六・三〇).....	四一
棉花栽培、紡績業の現況(七・一五).....	四一
養蠶業獎勵(七・二四).....	四一
棉花耕地擴張とカンボヂヤ種棉花試作(八・二九).....	四一
ウタラデット地方の根栽培(八・三〇).....	四一
農業開發(九・九).....	四一
根の栽培(九・二六).....	四一
タイの大麻増産促進策 種子を無償配給(一〇・二八).....	四一
タイ米輸出制限撤廃(一一・三三).....	四一
器粟の栽培(一一・五).....	四一
英米の策動でタイ國のゴム枯渇 タイ米包装に吠を(一二・一一).....	四一

鑛 業

全金鑛を政府管理にすべき法令 同質變色のベンヂン發明.....	四五
ナケドイツア金鑛(一一・七).....	四五
ナラチバート金鑛(一一・一七).....	四五
ナラチバス金鑛收容(一二・二四).....	四五
ナラチバス金山開發(四・二).....	四五
ナラチワート金鑛(四・一四).....	四五
鐵鑛山試驗(四・二八).....	四五
鑛山労働者募集(五・六).....	四五
金鑛發見(五・二三).....	四五
新鑛石の發見(九・二六).....	四五
錫探鑛制當制委員(一〇・八).....	四五
ウタラデットに於ける石綿工場設立(一〇・二五).....	四五
タイ國鑛山の探掘料引上げ(一一・三三).....	四五
タイ國國際錫統制五ヶ年延長案不承認(一二・一).....	四五
工 業	
麻袋製造會社愈々建設に決定 カンチャナブリーの發電工事.....	五五
首都電力設計(一一・二〇).....	五五
サムセン發電所の擴張計畫(一二・一六).....	五五
ランバン製糖工場擴充(一二・一五).....	五五
ランバン砂糖工場内に學校設立(一二・一四).....	五五
砂糖工業進展(三・八).....	五五
製糖及びゴム工業(三・八).....	五五
我技術陣の手でタイ國に大屠場建設(三・一二).....	五五
官立製材工場擴張計畫(三・一二).....	五五
アルコール製造(四・二二).....	五五
家庭織布工業(四・二八).....	五五
精鹽工業(五・三).....	五五
タイ國にタイ・ラバー株式會社設立.....	五五
ゴム工業(五・六).....	五五
紙製ガンニール工場(五・二〇).....	五五
工業化計畫と工場設立(五・二四).....	五五
ガンニール工場(五・二七).....	五五
ガラス工場設立(七・一).....	五五
タイ・セメント會社作業開始(七・一六).....	五五
タイ・ワイアイパーセメント會社第四回通商總會(九・一一).....	五五
タイ・ゴム株式會社(九・一九).....	五五
マッチ輸出禁止、工場政府直營か(九・一八).....	五五
麻袋の自給自足計畫(一〇・二八).....	五五
ゴム錫減産要求拒絶(一一・七).....	五五
一〇〇キロ放送機製作引受(一二・一二).....	五五

水産

ノンハン湖の魚類(五・六)……………二五
 スマット・サコーンの製鹽業(五・一八)……………二五
 水産學校設立と水産業調査(六・一一)……………二五
 農務水産局の業績(六・一八)……………二五
 養魚井の開鑿を勸告(一〇・八)……………二五
 鹽業殖民地好成績(一〇・二二)……………二五
 製鹽開拓地活況(一〇・二二)……………二五

交通

タイ國道路開鑿豫算……………二五
 横濱、盤谷間定期航空路の開設……………二五
 新 港……………二五
 新占領地帯への鐵道延長(二・一〇)……………二五
 中華・タイ通信協定(三・一一)……………二五
 タイ國海運業好況(三・一一)……………二五
 短波ラヂオ波長變更(三・一四)……………二五
 タイ海運會社の業績(三・一八)……………二五
 邦船が第一位タイ國海運界近況(三・二四)……………二五
 日本航空西貢迂回線愈々開始……………二五
 空輸會社年次總會(五・一)……………二五

鐵道延長(五・一〇)……………二六
 水上飛行場開場(五・一一)……………二六
 ビサマローク飛行場擴張(五・二三)……………二六
 占領地に放送局設置とラヂオ體操(五・三〇)……………二六
 日泰定期航空増發(六・三三)……………二六
 コーロンカエン・ウドーン間、
 アニチャヤ・バンゲウチ間鐵道開通(六・五)……………二六
 民間空路の擴充(六・二七)……………二六
 盤谷・ナコーン・ナヨーク間バス開通(六・三〇)……………二六
 短波放送時間變更……………二六
 新國道開通(七・二)……………二六
 コーロン・ウドーン間鐵道開通(七・四)……………二六
 ウドーン・サコン・ナコン・ナコンパノム線開通(七・一九)……………二六
 グラー汽船新航路開設(八・一一)……………二六
 盤谷プライ間急行週一回(八・一六)……………二六
 商務局は各汽船會社の代表を召集し
 運航問題に付き討議す(八・一七)……………二六
 泰マレー國境遮斷(九・一三)……………二六
 國道計畫(社説)(九・一〇)……………二六
 新 港(九・一七)……………二六
 私設バスの統制計畫中(九・一七)……………二六
 二汽船を購入(九・二四)……………二六

教育

漆洲より小麦粉輸送の爲め輸送船購入交渉中(九・二四)……………二七
 モンゴルブリー、プラ・タボング自動車營業(九・三〇)……………二七
 國道開鑿(一〇・一)……………二七
 ドンブリに於ける道路敷設計畫(一〇・一四)……………二七
 國防省令による新空路(九・一〇)……………二七
 鐵道建設二十五ヶ年計畫(一一・一八)……………二七
 日本航空西貢迂回線愈々開始……………二七

宗教

教育新計畫(四・二)……………二七
 機械學校設立(四・五)……………二七
 大學卒業者數(三・二八)……………二七
 漆洲留學生(七・二)……………二七
 タイ國留學生數……………二七
 新領上に學校開設(九・一〇)……………二七
 タイ國印刷技術留學生の歸國……………二七
 ビン首相令息米因陸士入學(一一・二二)……………二七
 日タイ留學僧交換(一二・二二)……………二七

目次

國際佛教協會が日タイ佛教研究所を設立(九・三〇)……………二八
 體育局の國立競技場(一一・一三)……………二八
 警察機關設置(一一・一七)……………二八
 盤谷及ドンブリの出生及び死亡者數(四・五)……………二八
 公衆衛生に關し理髮店取締嚴重となる(五・一)……………二八
 二病院開院式(六・三三)……………二八
 阿片所有による罰則(七・二)……………二八
 タイ國の人口千六百萬(七・九)……………二八
 タイ國のラヂオ體操熱(八・一六)……………二八
 地方都市の水道事業(八・二六)……………二八
 盤谷及ドンブリ市の淨化運動(九・一〇)……………二八
 日本科學者マラリヤ調査……………二八

華僑

瓊崖協會タイ國へ委員特派……………二八
 在タイ華僑將に忠告(一・四)……………二八
 華僑團體の祝意(三・二〇)……………二八
 支那人居住制限(三・二六)……………二八
 華僑の歸化願(四・五)……………二八
 在泰華僑抗日清算か(四・七)……………二八



華僑抗日を反省(四・八)	一六	タイ、調印の日を國際日に決定	一五
泰華僑抗日清算の二歩(四・八)	一七	タイ國日本人ゴム同業會(三・二六)	一五
タイ華僑、歸國者續出(五・六)	一七	タイ國に親善の櫻(三・一九)	一五
華僑彈壓(七・九)	一八	ワシントン妃殿下來朝	一五
抗日華僑彈壓(七・九)	一八	タイ國人士の往來	一五
授將資金集らず(七・二)	一八	ナショナルデー祝賀會(二・二二)	一六
泰國華僑の親日空氣濃化(八・二四)	一八	東京外語にタイ語本科復活	一六
在タイ華僑對日協力(二・三〇)	一八	パットンと支那ズボン廢止運動(四・二)	一六
雜		史蹟保存指定(四・五)	一六
一九四一年のミス・タイ(二・二四)	一九	新聞社クラブ組織さる(四・一九)	一七
日タイ電信、電話の料金値下(二・二五)	一九	各地方降雨統計圖	一七
日泰庭球試合(一・四)	一九	佛印鐵道に對する報償金募集(六・二)	一七
ナイウイラ氏のシンガポール訪問(一・四)	一九	官吏に朝子着川を促す(六・二)	一七
召集豫備兵に關する國防省の提案可決(一・四)	一九	國語改良問題(六・二七)	一八
官報拾遺、諸法律及び規則(一・四)	一九	タイ國人士の往來	一八
基金募集劇上演(一・七)	一九	ビブン首相に男子出生(七・二)	一八
ウドーン市民の美舉(一・二五)	一九	三井物産出張所(七・二)	一八
タイ國人は服裝を端正にすべし	一九	タイの總人口六百十萬人(八・五)	一八
東亞兒童大會開催	一九	歐洲人の退去、日本人の入國	一八
盤谷日本婦人會の献金	一九	ソングラー市に日本人増加(八・一九)	一八
南部地方に風俗改善運動(二・二六)	一九	三輪車夫問題(九・二〇)	一八
		日タイ交際庭球試合盤谷で舉行(九・三〇)	一八

三輪車運轉手に對する取締(一〇・一)	二〇
ノラシンの賣却(一〇・一六)	二〇
ミヤコン號(一〇・三)	二〇
國家記念日決定(二・二)	二〇

一九四一年タイ國政治經濟情勢

政治

タイ宣傳局長專任

タイ國外務副大臣、藝術局長、宣傳局長を兼任してゐたウイチット氏は事務多忙のため宣傳局長の椅子をバイ・ロート・チャイヤナム氏に譲り、宣傳局顧問となつた。
(一・二三、バンコック發東日)

タイ國人は服裝を端正にすべし

公共の場所又は集合の地に於いて、タイ國人の服裝が、未だ禮を缺き、タイの文化にふさはしからざるものあり、因つて閣議の申し合せに基き次の通りラッタニヨムとして公布せしむ。

一、タイ國人たる者は申又一つ又はシャツを着用せず又は短尾を外す等、適正ならざる服裝にて聚

合の地又は公共の場所に出入りせざるものとす

二、タイ國人たる者の適正なる服裝は次の通りとす

イ、官服、制服

ロ、背 廣 服

ハ、慣 用 服

佛歴二四八四年二月十五日

ピブン・ソククラーム

佛人居住を制限

泰國政府は先にコーヨー方面の佛人に退去を命じたが、最近佛印側の不法行為再び激化し來つたのに鑑み、六日午前泰國政府は警視廳を通して泰國に在る佛人は今後盤谷及ドンブリ以外に居住するを許さざる旨左の如き布告を發した。

一、泰國にあるフランス人は今後盤谷及ドンブリの兩市以外に居住するを許さず。

二、盤谷及ドンブリ以外の全フランス人はその年齢

職業を問はず現居住地より六日夜十二時から七十二時間以内に退去すべし。

三、盤谷及ドンブリのフランス人は六日夜十二時より廿八時間以内に警察署に届出づべし、又他縣より同地に移住し來れるものは到着より廿四時間以内に届出をなすものとす。

四、フランス人は今後警察署長の許可なき限り盤谷及ドンブリより離るゝことを禁ず。

五、武器彈藥を所持するものは廿四時間以内に届出づべきこと。

但し佛政府關係者或は泰人と結婚せるものは此の限に非ず。

(二・九盤谷電)

佛印新法律を發令

カンボヂヤからタイ國への移住民の數が増加せるのに鑑み、印度支那のフランス政府はタイ國へ向つてカンボヂヤより退去するクメール人よりその國籍を奪ひ且つ貨財を沒收して競賣に附すると云ふ法律を發した。

(一・七一B・C)

公共救濟事業

戰爭公共救濟事業は左の如く地方に於ける組織委員の義務を決定した。

(一)、避難民等の宿舍及び生活區域を整へる事。

(二)、事業遂行に際し、組合とこの組織とを協力して行ける様な人を選んで任命する事。

(三)、各處に分散せる事業、多くの支部を統一し、且つ援助して行く事。

(一・七一B・C)

官吏への警告

内務省は佛印國境問題に關し關係官吏に對し特に注意を喚起した。

(一・七一B・C)

外人立入禁止區域追加

昨日附官報發布の法令により、國家保全の爲、ウボン及ナコーン・ランマ兩縣下の次の三郡が外人立入禁止區域となつた、即ちウボン縣ではムアン・ウボン、ヴァリンチャムラプ兩郡、ナコーン・ラシマ縣ではムアン・ナコーン・ラシマ郡、尙同地方の現在外人は本令發布より九十日以内に退去を要す。

(九・二八一B・C)

警察官増員

警務局は警官八千名増員を計畫中で、所要經費を閣議に提出、賛成を求めてゐる。本増員の目的は人民の平和、秩序及福祉を増進するにあるが、増員の一部は佛印に於ける占據地帯に配置される模様。

(二・八一B・C)

回收地建設工作

東京會談により泰國が回收することとなつた新領土は全面積六萬九千二百平方キロ、人口約三十萬であるが、從來軍政下にあつた占領地區も既に内務省に引継ぎ、政府は全回收地に對する統治計畫を進むると共に各關係當局は夫々具體的建設工作に着手してゐる。先づ行政方面では全地域を四分して之に府制を布き、更に府を數箇の縣に分け憲法の規定により各府から一名宛の代表を選出して代議制度とし、東部はバツタンバン、シソフオンの二府、東北部はルアンプラバン、チャンバサクの二府を根幹とす。尙諸般の施設の主なるもの次の如くである。

一、交通對策 新國境に於ける交通路、河川航路

等の施設を圖る一方、泰佛印鐵道の連絡延長工事に着手、海上交通に於ても紛争以來、シンガポール經由となつてゐた盤谷、西貢、海防、香港線を再開すべく準備を進めてゐる。又回收地區に對する空の交通も第一期計畫としてバツタンバン、チャンバサク、シエムラアプ三ヶ所に空路を開拓することとなつてゐる。

二、裁判所新設 既に委員會が組織され、一府につき一裁判所を開設して訴訟事件を處理することとなる。

三、産業計畫 農業、牧畜、漁業等の發展を圖るため目下各地方に調査團を派遣してをり、農業廳では畜類の保護増産を目指して防疫班を派遣する筈。

四、その他 寺院統一計畫、病院開設、學校開設その他各種對策を講ず。

(三・二七盤谷電)

新國境委員會創設

泰内務省内に新設された印度支那事務局は專任局長以下が任命され失地回復區域の行政區劃も略出來

上つたので愈四月一日から新領土に對する一般行政事務を開始、一路建設工作に邁進することになつたが、新に割讓されるルアンブラーバン地方は四縣に分たれ、ビブン首相及北部軍司令官ルアン・ハーブリー中佐の名を記念してホングサ縣をハーブリー縣、バクライ縣をビブン縣と命名されることとなつた。

尙東京に於て調印された協定を基礎として泰・佛間に正式條約が近く締結されるが、その調印は三月末か四月早々行はれるものと観測されてゐる、而して國境調整條項に従ひ新國境確定委員會も近く組織される筈。

シソホン郡新設

東部軍司令官の命令により、東部軍が占領した佛印のシソホン地方(三十九區よりなる)は行政上の便宜によりアラランヤ・ブラデス郡より分離して一郡を設けられる。

新設郡はシソホン郡と呼ばれ、行政中心地は *Sarabhi Ban (Sophi)* に置かれる筈。尙同郡は七個の自治區 *Sarabhi, Prao, Singla (Seeng), Changhan*

ン・チャンバサキーに出發し、第二團は三月二十八日バクライに向ふ筈。兩地方の調査は土壤、氣候、動物、植物、其他農業開發の可能性に關するもので、調査團は同地方住民に配布すべき野菜の種子を携行した。

(ロ)、國道建設。タイ・セリ紙所報によると軍當局は東北部のスリン縣とカンボヂヤ占領地帯中のシムラット郡との間一二〇軒の重要國道を建設中である。本道路は深いデヤングルや高い山地帯を通るが沿線地方の經濟開發に役立であらう。右工事は同地方民數千名を募集し非常な努力と最大速度を以て遂行されてをり、既に其の一部分は自動自轉車の運行も可能となつてゐる。

新領土に於ける裁判所設立

佛印タイ間調停による回復領土に於ける裁判所設置に關し、司法大臣の提案は過日の國務院會議に於て承認せり。

新回復領土に對する諸計劃

舊領土回復により新に加へられたる領土の道路建

(Chngka), Kub, Kuttsak, Samrong 區に分たれ、六十村よりなる。内務省で占領地の行政計畫が出来上る迄當分の間シソホン郡はブラチンブリー縣に附屬せしめられる。

タイ國、發動機用燃料油配給統制

四月七日タイ國防省、經濟省、内務省三省連名を以て四月二十一日より佛曆二四八三年(西曆一九四〇年)燃料油配給法に基き、ガソリン、石油等發動機用燃料油の配給統制を實施する旨發表された。

右に關する配給統制事務は、政府の定めたる中央燃料油配給委員會が當り、全部配給切符制となつた。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

占領地建設工作

佛印より回收する地域に對する工作は前號所報の外、農業調査、國道建設等が傳へられてゐる。

(イ) 農業調査。農務水産局はナコーン・チャンバサキー及バクライの占領地帯農業調査の爲官吏團二群を編成したが、第一調査團は三月二十一日ナ

設は緊急必要なる事柄であり同時に又適當なる地位に優秀な官吏を任命することが急務であるとされてゐる。

政府は右諸計劃遂行の爲め一、〇〇〇銖餘を支出することになつてゐるが、尙許す限りの範圍に於て速かに事業に着手する豫定である。

氣象局新設

海軍水路局内にある氣象部は近く同局より獨立し一局としてその活動範圍を擴張する事になる模様である。

尙、これによつて國內各地に氣象部を設けられ、その活動が期待されてゐる。

タイ内閣改造か

さきにニューヨーク方面から傳へられたタイ國の親英内閣への改組政變説は、全く日・タイ友好關係を中傷するデマであつたが、その真相はビブン現政權の強化であつて、現在のところブラジット現藏相の辭職、ルアン・ブロン國防大臣が新たに外相と

なり、大東亞共榮圏の一員として力強い再出發のため内閣を強化する段取りとなつてゐる。

而して内閣改組の時期については、タイ・佛印紛争東京會談の正式調印直後また五月招集される豫定の臨時議會終了後の二説がある。(四・一六、東日)

泰前國王逝去

一九三五年退位以來英國に在つて悠々自適してゐたブラジャタイボク王は卅日サレー縣ウアージニア・ウオーターズの寓居で病死された。享年四十九。(六・二ウアジニア電)

タイ政府國立銀行と飛行場設立

タイ政府は今回新水上飛行場指定區域並びに國立銀行設立に關する登録を發表した。新水上飛行場はバンコック北方チャオブラヤー通常メーナム河上流のノンタブリーに建設し、六月二十四日の革命記念日に開く豫定であり、新銀行總裁にアンダームロング氏が就任する筈である。(五・三二バンコック發回電)

新港への各局移轉

タイ字紙の報道によれば關稅局、移民局、港灣局は盤谷港完成次第同港内の新地區に移轉する豫定と見られる。(五・三六―B・C)

外人居住禁止區域

泰國政府は二十三日官報號外を以て緊急勅令を公布、ロツプブリー、ブラチンブリー、ジョルブリー、サタヒフの三地方を外人禁止區域に指定した。但し四十八時間以内の滞在及警察の許可を受ければ、三十一日間の滞在が許される。尙現在同區域に居住する外人は九十日以内に退去せねばならぬ。(五・三五盤谷電)

燃料油統制

泰國政府は十五日より全國に對し燃料油統制を實施する旨中央燃料統制委員會より發表、即ち五日の官報公布の右統制規則によれば統制される燃料油はベンジン、ケロシン、ダイゼルオイル、ソーラーオイル、クルードオイルの各種類を含み販賣業者及消費者は市役所、郡役所より販賣許可證の交付を受けねばならぬ。(五・八盤谷電)

南部タイに於ける第五列の活動

タイ字紙の報ずる所によれば、最近南部タイに於て無数のスバイと第五列の動きが活潑となつてゐると言はれてゐる。(五・二一B・C)

タイ國臨時議會開催

タイ國では六月九日午前九時臨時議會を開催、同日は開院式と議事日程が上程された。會議は約十二日間の豫定で十日は休會し多分十一日ピブン首相の今回のタイ・佛印紛争調停經過に關する大演説が行はれるものと期待される。

尙五日バンコックに歸來したワソイ殿下も十一日議會に對して會議經過を報告することになつてゐる。(六・一〇、朝日)

日本に感謝タイ議會可決

開會中のタイ國特別議會は六月十九日の第二回會議に於いてタイ佛平和條約審査特別委員會の報告を承認後、政府よりタイ・佛條約の調停者たる日本に對する感謝の件を提出、滿場一致可決した。

警視廳副總監隱退

警視廳副總監ブラ・ピチャヤン氏は六月四日附をもつて引退することゝなつた。

氏は前記の外、中央調査部の部長並に議會の第二部の部員を兼任してゐた。(六・五一B・C)

閣議に使用すべき建物

閣議に使用すべき新しい建物がスアンプラプ宮に近接して建てられたが、來る六月二十四日のナショナルデー當日正式に開館の豫定である。(六・一九―B・C)

行政區域五地區に分けんとす

内務省に於ては行政の圓滑を計る爲、國內を五地區に分たんとし今議會に提出せんが爲、目下右法案起草中なりと。

五地區とは南部、北部、東部、東北部、中央部なり。各地區には約十五縣を屬せしめ地區知事は現在の縣知事を特別階級として任用し、それに屬官を隸屬せしむ。地區知事事務所は盤谷區に置き、隨時所轄地區を

巡視し現在以上に事務の回滞を計らしむ。

(七・二二・タイ、マイ)

土地鑛山局長官任命

バンコック市の特別官及び土地鑛山局長官代理であるブラバンダン氏は六月十一日附をもつて土地鑛山局長官に任命された。

(七・二〇・B・C)

國會議長再選重任

昨日午後議會の第一回事務會に於て國會議長改選にビヤ・マナワラーチ閣下は満場一致を以て議長に再選された。

副議長も又多数決により陸軍少將ブラ・バチヨン・バチヤナツク氏が再選された。

(七・二一・B・C)

新領土への入國法規と税關設置

最近議會通過を見たる佛印より獲得した新領土への入國法規が昨廿七日附特別官報で發布された。右によると、本法は七月五日以前に同地方に居住してゐなかつた總ての者に適用され、新に入國居住せんとするものは必要なる許可を受け又入國後四十八時

間以内に警察に報告を要す。入國税を支拂ひ且他の必要なる條件に適合する外人又は一時的に入國する外人は前項の外、當局に身分證明書を提示せねばならぬ。泰國への移住者が同地方に居住せんとするには當局の許可を得、且入國後四十八時間以内に警察に報告せねばならぬ。

入國者の行爲が公衆の平和並安全に害ありと認められた場合は郡當局により入國許可を取消される。右に對する上訴は許可取消より四十八時間以内に縣當局に提起し得る。縣當局の裁判は決定的である。右諸令は同地の住民、公務を帯びて入國する官吏及外國官吏には適用されない。

法令違反に對しては百銖以内の罰金又は一ヶ月以内の拘禁に處す。内務大臣は本法令に基く省令を發布し、法令の適用すべき地域を指定す。

(七・二四・B・C)

五日附官報で政府は新領土の Batambong, Nagorn Champasak, Muangkao, Tharabharivat, Pihul Song-kan の五ヶ所に税關を設置せる旨發表。(八・一・B・C)

泰内閣改造

泰國政府は十九日附を以て交通省を新設、内閣官制の一部を改正し、新閣僚を次の如く任命した。

(前國防副大臣)

任國防大臣

ルアン・ブローム中將

(前無任所大臣兼鐵道局長)

任經濟副大臣

ルアン・セリー少將

(前無任所大臣兼遞信局長)

任交通大臣

ルアン・コビット少佐

(前海軍長官兼文部大臣)

任海軍長官兼教育大臣

ルアン・シン中將

(無任所大臣兼ユワチョン團長)

任外務大臣補佐兼任

ブラユーン大佐

(無任所大臣兼藝術局長)

同右

ルアン・ゲイチット

(經濟省通商局長)

同右

ナイ・ワニット・バナノンダ

(八・二〇)

新領土の行政法と官吏任命

最近議會通過を見たる新領土行政法は昨廿七日の官

報で發布された。茲に陸軍當局による任命及本來の官吏でなしに官吏の職に任ぜられてゐたものは本法發布によつて確認され、本來の官吏と認められることとなつた。

(七・二八・B・C)

トライト、ジョブリー、バトムターニー、チェンライ四縣の副縣長は今回新領土たる Pira Tabong, Pihulaongram, Nakorn Champasak, Lan Chang の四縣々長官に任命された。尙十一名の郡長、二名の郡長代理も他縣から轉任された。

(八・一・B・C)

人口政策委員會

政府發表によると、内務省立案の人口増加政策は閣議の承認を得た。尙政府は「人口政策は國家改造政策中肝要なる一要素をなすもので當國憲政治下の國家進展上緊急を要するものである」と聲明して、去る十三日の閣議に於て藝術局長兼無任所大臣ルアン・ピチット・ワダカーン氏を委員長とし委員三名を任命、二四八三年の國民教化會の強化策及内務案の人口政策に關し研究せしむることとなつた。

(八・一六・B・C)

警察少将ルアン・アドン副総理に任せらる

八月二十五日内閣発表、
總理ノ職務ヲ分割シ、且又事務ノ取扱圓滑ヲ計ル爲、
内務次官警察少将「ルアン・アドン」テ「チャラット」
ヲ副總理ニ任ジ、總理トシテノ權限ヲ附與ス。

(八・二七 プラチャチャート紙)

失地回復地入國統制法

本月十七日の議會に於て司法大臣ルアン・タムロ
ン・ナコンサワットは失地回復地入國統制法提出に
關し左の如く説明せり。

本法提出は失地回復地整備の混雜を防ぐ爲に該地
域外に住む人の回復地に入るのを統制するものな
り。期間は後日定めるも暫定的のものなり。

榮議員

我々は泰人同志であり乍ら該地に居住する便宜が
與へられないと云ふことは遺憾に思ふ。又該地域
に居住する住民に二十四時間以内に警察に届出な
ければ罰すると云ふことは、如斯廣大なる土地に
於ては無理であると思ふ。

政府側説明

統制は泰人、外國人の區別なく行ふものである。
又此の統制はプラタボン(パタンバン)縣又は他
の郡にのみ施行するもので失地回復地全般に施行
するものではない。何となれば其他の縣には警察
が多數ある爲に不便を來さないからである。

本法案は委員附託となり三日間に審議することとな
れり。

(カオパーゴ)

人口増加政策の輪廓

先般任命された人口増加問題研究委員會の考慮し
てゐる政策の輪廓につき委員長ワダカーン氏が記者
に語る處によれば、泰國に於ける出生率は極めて満
足すべき状態で、之以上に出づる國はロシア國のみ
である。目下出生数は毎年約五十萬人であるが死亡
者は概ね其の半數に該當してゐる。内一歳より十歳
迄の幼児死亡者は毎年二十萬人で極めて死亡率が高
い。

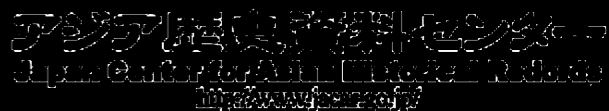
従つて政府の爲さんとする第一の問題は高率なる
幼児死亡率を制壓せんとするに在る。若し此の死亡

一九四二年タイ不政治經濟情勢は
去来決中内送行中いかに

- 一、男女ノ獨身税ヲ徵收ス
- 二、子女四人以上ヲ有スル者ハ政府ヨリノ相當ノ賛
助を享受シ得
- 三、政府ヨリ結婚ノ費用ヲ借シ與ヘル
- 四、梅毒ノ發生ヲ嚴重ニ豫防スル
- 五、不和ノ夫婦關係ハ離婚ノ條件トナス(民、商法、
夫妻法ノ修正)
- 六、泰人ヲシテ合法及便利ナ結婚ヲ爲ス様指導ス、
即チ人名ニ女ハ嫁シテ民族ノ母タルノ誇リヲ明

は屢々臨時に首相代理を置いたのを今更替ク自任生
命したものである。
第一次内閣改造の後を受けて更に専任の内務、外
務大臣を次の如く任命、ピブン首相の兼務を解いて
内閣陣營の強化を計つた。
任内務大臣(舊内務副大臣) ルワン・チャウエンサツク
任外務大臣(舊外務副大臣) ナイ・デイレツク

(八・二七 盤谷、東日電)



裏面白紙

一九四二年夕日不政治經濟情勢は
出来次第送付申上るべし

警察少将ルアン・アドン副総理に任せらる

八月二十五日内閣発表、
總理ノ職務ヲ分割シ、且又事務ノ取扱回滑ヲ計ル爲、
内務次官警察少将「ルアン・アドン」テ「チャラット」
ヲ副總理ニ任ジ、總理トシテノ權限ヲ附與ス。

(八・二七 プラチャチャート紙)

失地回復地入國統制法

本月十七日の議會に於て司法大臣ルアン・タムロ
ン・ナコンサワットは失地回復地入國統制法提出に
關し左の如く説明せり。

本法提出は失地回復地整備の混雜を防ぐ爲に該地
域外に住む人の回復地に入るのを統制するものな
り。期間は後日定めるも暫定的のものなり。

葉議員

我々は泰人同志であり乍ら該地に居住する便宜が
與へられないと云ふことは遺憾に思ふ。又該地域
に居住する住民に二十四時間以内に警察に届出な
ければ罰すると云ふことは、如斯廣大なる土地に
於ては無理であると思ふ。

政府側説明

統制は泰人、外國人の區別なく行ふものである。
又此の統制はプラタボン(パタンバン)縣又は他
の郡にのみ施行するもので失地回復地全般に施行
するものではない。何となれば其他の縣には警察
が多數ある爲に不便を來さないからである。
本法案は委員附託となり三日間に審議することとな
れり。

(カオバーゴ)

人口増加政策の輪廓

先般任命された人口増加問題研究委員の考慮し
てゐる政策の輪廓につき委員長ワカカーン氏が記者
に語る處によれば、泰國に於ける出生率は極めて満
足すべき状態で、之以上に出づる國はロシア國のみ
である。目下出生数は毎年約五十萬人であるが死亡
者は概ね其の半數に該當してゐる。内一歳より十歳
迄の幼児死亡者は毎年二十萬人で極めて死亡率が高
い。

従つて政府の爲さんとする第一の問題は高率なる
幼児死亡率を制壓せんとするに在る。若し此の死亡

數を毎年五萬位に引下げ得れば人口増加は現状より
十五萬だけ多くなる。之が爲政府は先づ第一着手と
して全國各地方に於ける醫師の數を増加するを要
す。結婚費貸付や獨身税の問題は其の後の問題であ
る。

(八・二七 B.C.)

泰政府當局は育生獎勵辦法七ヶ條を規定す

政府當局ハ國內人口増加ノ見地カラ内務省ニ於テ
國民育生獎勵辦法ヲ規定シ國務院之ヲ審議批准ヲ行
ヒ以テ委員會ヲ組織スルコトニ決定シ之ガ該辦法一
切ノ進行ノ責任ヲ負フコト、セリ

- 一、男女ノ獨身税ヲ徵收ス
- 二、子女四人以上ヲ有スル者ハ政府ヨリノ相當ノ贊
助ヲ享受シ得
- 三、政府ヨリ結婚ノ費用ヲ借シ與ヘル
- 四、梅毒ノ發生ヲ嚴重ニ豫防スル
- 五、不和ノ夫婦關係ハ離婚ノ條件トナス(民、商法、
夫妻法ノ修正)
- 六、泰人ヲシテ合法及便利ナ結婚ヲ爲ス様指導ス、
即チ人名ニ女ハ嫁シテ民族ノ母タルノ誇リヲ明

瞭ニ指示シ、繁雜ナル婚禮ノ不便ヲ明示ス

七、國民ノ育生ヲ獎勵シ之ハ政府ヨリ唯國主義ノ信
條トシテ頒布スル。(二・二九一中原報)

特別議會召集

泰國政府は明年度豫算審議のため、十二月十日か
ら特別議會を召集することになつた。

(九・二八一盤谷、同盟電)

首相事務代理其他閣員任命

内務副大臣兼警視總監ルアン・アドン氏は二十
五日首相事務代理に任命された。従來首相不在の際
は屢々臨時に首相代理を置いたのを今回恒久的に任
命したものである。

第一次内閣改造の後を受けて更に専任の内務、外
務大臣を次の如く任命、ピブン首相の兼務を解いて
内閣陣營の強化を計つた。

- 任内務大臣(舊内務副大臣) ルワン・チャグエンサツク
- 任外務大臣(舊外務副大臣) ナイ・デイレツク

(八・二七盤谷、東日電)

九月十九日盤谷發東朝電によると襄に首相事務代理に任命されたルアン・アドーン氏は九月十八日副總理に任ぜられた。

臨戰態勢強化

泰國の臨戰態勢は我が軍の南部佛印進駐、英蘇兩軍イラン侵入以來急速に進められ、盤谷市の要所に防空壕の建設工事を始めると共に港務部は泰全土の河川に碇泊する泰國船舶に對し燈火管制準備を命じ、馬來、ビルマ方面よりの英、蔣兩軍の脅威に對しては國境方面に防空施設を構築、豫備兵を動員して兵力を増員しつつある。一方國民の思想的動員にも積極的方針を採用し、ビブン首相は七日午後佛印國境紛争に勤功を樹てた三名の將兵の表彰式に臨み之が功勞を讃へたる後、

輝かしき歴史を有する泰國は今や外敵の侵入に對し、斷乎之を排除する決意を固めた。われは國際的に最も不安な時代を飽迄生き抜き泰國を護らねばならぬ。

と兵士を鼓舞激勵、又ブライニン文部次官は六日の

全國教育者大會に於て泰國の現状を説明し、今や小學兒童と雖も困難に堪へ祖國を護るべき秋が來た。泰國の執るべき道は局外中立を守る事だ。然し泰國の眞意が理解されず事態が悪化した時は我等は最後の一人に至るまで之に抗して戦ふべきだ。

と教育者の奮起を促した。更にラッタニョム運動本部は九日會議を開き勞働能率増進のため八時間勞働制の勵行を強調、政府の施策に呼應して民衆の勞務動員に乗出すなど今や泰國は朝野を擧げて臨戰體制の強化に縣命の有様である。

三大法案公布

昭和十六年九月十八日附官報に依つて最近議會を通過した三大法案が公布された。即ち

- (一) 議會で可決された戰時下タイ國民の義務並にそれに關する政府の通告の件
- (二) 佛曆二四八四年刑法改正國內及び國外叛逆人に對する課刑の件
- (三) 國家に對し有望であると看做されたタイ國民

の權利制限の件

以上の三議案である。條文は次の如し。

佛曆二四八四年戰時泰國國民義務法

第一條 本法ハ佛曆二四八四年戰時泰國國民義務法ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公布セラレタル日ヨリ實施ス

第三條 泰國ガ他國ト戰爭スベキ場合ニ於テハ泰國民ハ總テ凡ユル方面ニ於テ泰國ノ利益トナル如ク行動シ而シテ相手國ニ障礙ヲ與フ可ク行動ス可シ本法規定義務以外泰國國民ハ規定セラレアル他ノ法律義務ニ遵フコトヲ要ス

第四條 泰國人ニシテ敵の計畫、根據地、人的動向、武力動向、財政又ハ其ノ他ニ關シ知リタルコトアル時ハ遲滞ナク軍側又ハ政府當局ヘ報告スベシ

第五條 泰國人ハ總テ官命ニ從ヒ武力、財力其ノ他凡ユル方法ヲ以テ抗戰ス可シ但シ命令ヲ知

第六條

ル能ハザルガ如キ状態ニ陥リタル際ハ最後迄可能ナル手段ヲ以テ抗戰スベシ而テ若シ抗戰不能トナリタル際ハ敵ヲシテ利用セシメザル様種々ノ妨害ヲナシ又ハ障礙ヲ設クベシ而テ器具、機械、使用品、食料、住居、運送用家畜其ノ他ノモノニシテ敵ニ利用ヲ與フ可キモノハ自己ノ物タルト他人ノモノタルト又官用物タルトハ之ヲ問ハズ之ヲ全部破壊ス可シ

第七條

抗戰又ハ敵ニ便宜又ハ利益ヲ與ヘザル様防禦シアルニ際シテハ若シ敵ニシテ泰國ニ對シ非人道ナル行動ヲ敢テナシタルトキハ非人常ナル敵軍破壊ニ利益トナル可キ凡ユル方法ヲトルコトヲ得ベシ

第八條

第四條又ハ第五條ニ違反シ又ハ之ヲ怠リタルモノハ死刑又ハ終身懲役ニ處スベシ前項ニヨル違反者ノ私有財産ハ其ノ全部ヲ沒收スルモノトス



第九條

律ニヨル罪ヲ消滅セシムルモノニ非ズ
總理大臣本法施行ノ責ニ任ジ本法施行ノタ
メ省令ヲ發スルノ權限ヲ有ス該省令ハ官法
ニ公布セラレタルトキヨリ効力ヲ生ス
(九十一一タイ官報)

(九十一一タイ官報)

第一條

佛曆二四八四年刑法增補改正法(第十編)

本法ニ從ヒ委員會ニ申請シ右行爲者ノ權利
制限ヲ命ゼシム

佛曆二四八四年國家ニ危害ヲ及シタル
泰國人權利制限法

第三條

泰國人ニシテ左記行爲アリタル者ハ本法ニ
從ヒ權利ヲ制限セラル可シ

第二條

本法ハ官報ニ公布セラレタル日ヨリ實施ス

第三條

刑法第一部國王及王土ニ對スル犯罪中第三

章國外ニ於ケル叛亂罪中第一〇五條ヨリ第

一一一條迄ヲ廢止シ左記條章ノ通り改ム

第一〇五條 王土又ハ其ノ一部ヲ外國ノ統

治權下ニ陷レントスルガ如キ又ハ泰ノ獨立

ヲ危フカラシメントスルガ如キ行動アリタ

ル者ハ死刑又ハ終身懲役ニ處ス

第一〇五條ノ二 泰國人ニシテ國家ニ抗戰

又ハ國家ノ敵ニ協力シタル者ハ死刑又ハ終

身懲役ニ處ス

第一〇五條ノ三 敵ノ戰鬪ヲ援助シタル者

ハ五年以上十年以下の懲役及五百銖以上千

第四條

若シ前條ノ如キ行爲アリタルトキハ內務省
之ヲ審議シ若シ適當ナリト認メタルトキハ

3.

泰國ト他國間ニ戰鬪行ハレタルトキ該國側
ニ組スルノ行爲アリタル者

2.

法律ヲ以テ外國人ニ對シ許可ヲ與ヘザル事
業ニ付外國人ヲシテ自己ノ名義ヲ使用セシ

メ該事業ヲ爲サシメタル者

泰國ト他國間ニ戰鬪行ハレタルトキ該國側
ニ組スルノ行爲アリタル者

銖以下ノ罰金ニ處ス

若シ右援助行爲ニシテ

(一)

要塞、兵營、飛行場、戰車、運送車、道路、
通信器具、兵器、食料、船渠、建築物又ハ

其ノ他戰争ニ使用スベキ物件ヲ破壞使用不

可能ニ陥ラシメタルカ又ハ敵ノ所有ニ歸セ

シメタル者

(二)

軍人、警察官又ハ係官ヲ應援セシメ其ノ任

務ヲ棄テ逃亡又ハ規律違反ニ至ラシメタル

者

(三)

間諜行爲、敵ヲ案内シタルカ又ハ道ヲ教ヘ

タルモノ

(四)

戰鬪ニ際シ敵ヲシテ利益ヲ得セシメタル者

ハ死刑又ハ終身懲役ニ處ス

第一〇五條ノ四 國家ニ對スル敵對行爲ノ

代償トシテ自己ノタメ又ハ他人ノタメニ財

産又ハ其ノ利益ヲ受ケタルカ又ハ之ヲ受ク

ルコトニ同意シタルモノハ死刑又ハ終身懲

役ニ處ス

財產又ハ利益ヲ與ヘタルカ又ハ與フルコト

ニ同意シタル者又同罪ニ處ス

第一〇五條ノ五 國際政治上得失アル文

書、寫真及公文書ヲ偽造、變造、差押、隱

匿及略取シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲

役及百銖以上五千銖以下ノ罰金ニ處ス

第一〇六條 國家ノ安全ノタメ秘密ヲ保ツ

ベキ事項文書又ハ其ノ他ニ關シ之ヲ取得セ

シムルガ如キ行爲アリタル者ハ十年以下ノ

懲役及五千銖以下ノ罰金ニ處ス

第一〇七條 國家ノ安全ノタメ秘密ヲ保ツ

ベキ事項ヲ洩ラシタル者ハ十年以下ノ懲役

及五千銖以下ノ罰金ニ處ス

若シ右違反行爲ニシテ國家ノ戰鬪行爲中又

ハ戰争中ニ行ハレタルモノナルトキハ五年

以上十五年以下ノ懲役及五百銖以上五千銖

以下ノ罰金ニ處ス

若シ前二項ニシテ外國ノ利益ノタメニ犯セ

ルモノナルトキハ死刑又ハ終身懲役ニ處ス

第一〇八條 政府ノ委託ヲ受ケ國家ト外國トノ事務ヲ取扱フ者ニシテ右委託ニ從ハズ而テ右行爲ガ惡意ニ出ル場合ニ於テハ三年以上十五年以下ノ懲役及五百銖以上五千銖以下ノ罰金ニ處ス

第一〇九條 國外ヨリ國家ノ不祥事ヲ惹起セシメント計リタル者ハ一年以上十五年ノ懲役及百銖以上五千銖ノ罰金ニ處ス

第一一〇條 本章違反行爲準備ヲシタル者又ハ盡力シタル者ハ該違反行爲規定ノ罪ニ處ス

第一一一條 本章違反行爲共謀者ハ該違反行爲規定ノ罪ニ處ス

農民救済資金

農務大臣秘書官ナイチャロンバンタロ氏は、地方新聞の記者との會見に於て

貧窮農夫に對する救済費は本年度に於て既に一〇〇、〇〇〇銖餘を支出してゐる

と述べた。(九・二七—B.C.)

ブラ・ダボンの囚人釋放

國境劃定以前に有罪と宣告されたブラダボンに居る三百十四名の囚人は九月六日タイ當局より釋放された旨公式に發表された。尙釋放に際し彼等は食物及び必需品を支給され、各々善良なる國民となる事何時如何なる場合にも國家に奉仕する旨を誓つた。(九・〇一—B.C.)

新領土の税關

佛曆二四八〇年關税法に基づき、九月一日發布の大藏省令によつて新領土の國境屯所及税關が設立された。

國境關稅路線も亦右省令によつて規定されてゐる國境屯所及税關次の如し。

- 一、國境屯所 Aduk Devadej 郡 Aduk Devadej 停車場 Phari Rayodej 郡 Muang Nagorn Champasakdi 郡 Muang Khao 村 Dhara Boriwat 郡
 - 二、税關 Phra Tabong, Phari Royadej, Nagorn Cham-pasakdi, Muang Khao, Dhara Boriwat.
- モーター又はエンヂン附車輛に依らずして運ばれ

る荷物は關税法第七(荷物表に關するもの)第七節(二)項によつて除外されてゐる。

凡ゆる種類の輸出入荷物は前記五ヶ所の税關に於て午前六時より午後六時迄の間に許可される。(九・二〇—B.C.)

無職者登録か

信ずべき情報によると、廿歳以上五十歳未満(學生、僧侶、見習僧、病弱者を除く)で職場を有たぬものは將來當局に報告を要求される。政府は之に關する法令を準備中といふ。右法令によれば働けるタイ人は總て働き、ブラ／＼してゐることは最早許されない。又右は國家改造、國民修養の向上を目指す政府政策の線にも沿つてゐるといふ。(九・二〇—B.C.)

貴族の稱號改廢

泰國では舊王朝時代から引續き一般に用ひられてゐる貴族の稱號を廢止し、新に五階級の稱號を制定して國家に勳功あつた人に授與することゝなり具體的準備を進めてゐるが、之に先ちピブン首相はルア

ンの稱號を返上した。新制度の貴族に列せられるであらうが、首相は今後ブラク・キタサンカピブンソククラームと呼ばれる事となつた。尙政府官吏を始め一般の諸稱號所有者も舊稱號を返還し、泰特有の難しい稱號は纏てなくなるであらう。(一〇・二二—盤谷東朝電)

新文官委員任命

議會に於て承認を見たる文官委員は、勅令に依つて次の諸氏が、二四八四年十月十八日滿期となる現委員の後任として新文官委員に任命された。

- 1. (Group Captain Luang Kach Songgram) ルアン カチ ソングラム 飛行隊長
- 2. (Major Luang Javengsak Songgram) ルアン シヤミンサク ソングラム 陸軍少佐
- 3. (Luang Jannan Nitikaset) ルアン シヤムナン ニテカセト氏
- 4. (Luang Dhanrong Navasathi) ルアン タムロン 海軍大佐
- 5. (Prince Varnvaidyakara) ワンワイ デイヤコーン殿下

- 6. (Khun Sanaharn Hittagadi) クン サマハーン ヒタガテ氏
- ルアン セリ ロエングロヒ 陸軍少將
- 7. (Major-General Luang Seri Roengridhi) (Major-General Luang Seri Roengridhi) 公共救済局

プラムアン・ソン紙によれば、公共救済局は貧窮市民を救済すべく同局の豫算に繰り入れられた十萬銖を既に費消し、近く新たに十萬銖を要求するものと思はれる。(一〇・八一B・C)

人口政策、第一段階

十月二十四日、ルアン・ウイテット・ワダカーンは新聞記者團に對し左の如く述べた。

「醫院及看護婦の増加並びに各州の病院保健區の設立による母子の健康を向上せしむべき第一次人口増加案は既にその擔當委員によりて起草され認可を得べく閣議に提出された」

尙タイ國は四千萬の住民が生活するに充分なる餘地がある旨同氏は述べた。(一〇・二五B・C)

交通省の移轉

現在ニューロードの遞信省内にある交通省事務所は十月二十七日タチャン・ワナナにある元の司法省内に移轉することとなつた。

次官々房、同省秘書官々房、運輸局及び港灣局も共に同所内に包含される。(一〇・二八一B・C)

運輸局長任命

ビヤ・チャラン氏は今回交通省に新設された運輸局々長に任命された。(一〇・二八一B・C)

廢王に判決

泰國最大の訴訟事件として一九三九年七月十七日以来、泰國國民の耳目を聳動せしめた廢王ブラジャデボク及ランバイ妃に對する現政府の告訴事件は二年餘の歲月を費して去る卅日漸く結審した。それに依れば前國王が一九三五年三月の退位に先立ち同年一月十二日泰國を去るに當り四百九十九萬五千八百九十五銖に相當する國家の財産を提出したとして現政府から告訴されたのに對し卅日の判決に於て法廷は前

國王に對し訴訟費及利子をも加へて總額六百二十二萬七千百十二銖の返還を命じたのである。當時國王が持出したといふ國家所屬の財寶は證券、現金及高價な寶石類を含み之等は全部米國銀行に寄託してあるといふ。尙國王は近年逝去したがその盤谷にある莫大なる不動産の相続人として元外相ブヤシリ・サルンヴァツチ及前國王の一族モムチャオ、ウバリサーンの兩名が決定してゐる。(一〇・二一盤谷同盟)

對日警戒

最近盤谷に於ける泰人の一般對日感情は英米側の反日宣傳、日本軍の南佛印進駐に關する危懼の念等から漸次面白からざる傾向を辿りつゝあるが、在留邦人の主なるものに對する監視や電報手紙の檢閲、電話の傍受等は特に嚴重となり、最近も帝國大使館附陸軍武官室の泰人使用人が警察に召喚され、武官の行動や武官室出入人物等に就き訊問を受けた事實あり問題となつてゐる。又平素日本人と親交ある泰人も當局の嚴重な注意注目を受けてゐる事實あり、泰政府當局の度々の嚴正中立聲明にも日本に對する

警戒と猜疑の態度は到る所に漸次反映しつゝある。(一〇・二三一盤谷同盟)

泰首相、在留外人に訴ふ

ビブン泰國首相は十三日夜タイ國在住の外國人に對し左の如きラヂオ放送を行ひ、同時に外務省からその内容を發表した。

泰國は如何なる外國とも均等の友好關係を保持し嚴格なる中立政策を堅持してゐる。泰在住の外國人は泰國に在住することに依つて平和の生活を享受してゐる事を知悉してゐる筈である。然るに若し之等外國人諸氏のある言葉乃至所爲に依つてこの平和が危殆に瀕し、我等が危険に曝されるやうな事態が生じたら之等外國人諸氏は平和の生活を享受し得なくなるのみか平和追及の機會をも喪失するであらう。(一〇・二五一盤谷同盟)

ロッブリ、サラフリ兩縣下の一部行政變革

ロッブリ (Lopburi) 及びサラフリ (Saraburi) 兩縣下の行政變革に對する規定法令は左の通りである。ロッブリ縣管轄下にあるタムボン カムブラン

(Tambon Khamphan)を除き、サラブリー縣にジャヤ
ンブン州 (Amphur Jayabalan) を置く事、及びタムホ
ンカムブランをサラブリー縣カエンコイ州 (Amphur
Kaeng Khoi) に移す事、現在サラブリー縣ノンドン州
(Nong Done) のブラブダバト (Phra Budhabat) 副州長
の管轄下にあるタムボンカムブランの十二ヶ村は
ロッブブリー縣ムアンロッブブリー州 (Muang Loppburi)
のタムボンタサラ (Tambon Tha Sala) の管轄下に移
される。(一〇・一六)

ワニット事件調査報告の重點

通商局長ワニット氏に關する對日機密洩洩問題は
既報の如くブラヂェット藏相を首席とする査問委員會
で五十日餘に亘り調査中であつたが、其の報告書の
重點は

- (一) ワニット氏の對外政治工作に關しては賣國
的事實なし。
 - (二) 一身上の潰職的嫌疑については警察當局の
調査に一任する。
- の二點に要約されるといふ。右の如く最後の決定を

回避せる點及摘發者たるフリー・タイなる英國系秘
密結社を追究してゐない點は英國側牽制の強力なる
を感じさせるが、元來本事件の本質は泰國政府の親
目的分子を葬らんとする一方、本事件を同國內の政
争に轉嫁せんとする英國側の策謀に外ならず、かゝ
る動向はタイ國政治の純正なる獨立を守らんとする
革進的官吏、少壯軍人の結束を固くし、所謂、親日
親英といふ如き舊勢力の政治的活動を排して、愛國
的第二勢力が壓倒的勢力を把握せんとしつつあるこ
とは、今後タイ國の動向と重要な意義を行ふもの
と觀らる。(一〇・二八盤谷・東日電)

對外通信を嚴重監視

泰國外務省は在泰外人記者の行動或は記事に深甚
の注意を拂ひ、十四日ルアン・ピチット外務次官は
外人記者團に對し左の如き警告を發した。

外人記者のデマニユース發信に關し、ビブン首相
が特に外人記者を含む總ての泰在任外人に對し、泰
の平和秩序を維持すべく協力を懇請したが、若し今
後泰國の秩序破壊を誘因する如き外人に對しては法

律の命ずる所により、必要の場合には國外追放の處令
をなすであらう。(一〇・一五盤谷・同盟電)

通商局長査問會成立

極東戦火の發火點として國家興亡の岐路に立つタ
イ國は屢々嚴正中立を宣言、幸くも小康を保持して
ゐるが、英國極東探題ダブ・クーパー氏の新嘉坡着
以來、英米のタイ國抱込政策は一段と熾烈化し、反
目的宣傳や政府要人の懐柔工作を積極化する一方、
從來より親日的立場にある要人排撃の惡辣陰險なる
手段を展開し、中立政策を堅持せんとするビブン政
府の内部を攪亂動搖せしめつゝあるが、九月十七日
ワニット通商局長の一身上に關し同氏がタイの政治
經濟上の機密を日本に漏らし、タイの獨立を危殆な
らしむる賣國的行爲ありたりとの文書(發信署名は
カナ・イツサラ・タイ……自由なるタイ……で、之は
タイ佛印紛争事件を機とし結成された愛國主義を標
榜する秘密結社で、その實體は數名のタイ人と華僑
の混血兒の組織する親英的團體なりといふ)が朝野
の各方面に郵送されたので、事態を重大視したビブ

ン首相はブラジット藏相、デイレック外相、タムロ
ン法相及ソソイ殿下、ゲイワタナジャイ殿下の五
名を委員とするワニット事件査問委員會を組織し調
査中であるから、事の内容は遠からず發表されるも
のと見られる。(一〇・四盤谷・東日電)

運輸局長任命

ビヤ・チャラム・アコスは今回交通省に新設された
運輸局長に任命される旨發表された。

ハチヤイ市會解散

タイ・マイ紙の報道によれば、ハチヤイ市會は市
長を除く市實行委員會委員の辭職のため、縣會議員
により解散される筈である。

タイ國新領土の人口調査施行

確かな筋の報道によれば、タイ國の回復せる新領
土内の人口調査は近く内務省により施行される運次
となつてゐる。尙人口調査施行に要する支出高は十
萬銖を越ゆるものと看做されてゐる。

タイ國資源總動員

十一月廿四日シドニーのラヂオによれば、タイ國は戰時體制整備のため全資源の總動員を開始したと

(一一・二五—ロサンゼルス發東日)

内務副大臣印度支那局長兼任

内務省管下に新しく設置せらるることとなつた印度支那局初代局長の椅子は、現内務副大臣ルアン・チャウエーン・サクソンクラーム少佐(同氏は盤谷、日本タイ協會現會長)が兼任することとなつたが、實務は同省外務部長ブラ・アヌラック・プーベートが遂行の任に當り、近き將來同氏が正式に印度支那局長に任命せらるるものと目されて居る。

(一五・一一・二六—タイマイ)

タイ國內閣改造

タイ國政府は十二月十五日夜日タイ攻守同盟成立後の非常時局に對處すべく内閣の一部を改造し廿日より就任の旨發表した即ちビブン首相は自ら國防外務の兩大臣を兼任、從來のプロム國防相及びナイ・ダイレック外相はそれぞれ國防副大臣及び外務副大

臣として國防、外務兩大臣兼任のビブン首相を補佐し、宣傳局長ナイ・ウイラ氏は國策會社タイニヨム會社長として専ら經濟界に没頭することになり、その後任としてグイヂット外務副大臣が宣傳局長に任命された。

またルアン・ブラヂット藏相は翌十六日を以て攝政委員會第二攝政に就任し、大藏大臣の職を去り、藏相の後任には經濟相ボリバン氏兼攝し、通商局長ワニット氏は大藏副大臣兼商務局長に任じられた。尚ボリバン氏は引續いて同月十九日侍從長に兼補された。

タイ國の戰時態勢

タイ國戰時内閣改造を終つたビブン首相は、全閣僚に向つて日曜を廢止し、勤務時間を嚴守するやう要求した。また同國では、銅、ニッケルなどの軍需資材確保のため五セタン、十セタンなどの貨幣回收を行ふこととなり、これに代る小額紙幣が大藏省で印刷されつゝある。

(一二・二〇—盤谷發朝日)

ビブン首相悲壯の決意

日タイ攻守同盟締結に對し、タイ國ビブン首相はその所感として次の如き悲壯な決意を語つてゐる。

タイ國は日本の對米英緒戰の成功をみて、この同盟を決意したのでは決してないことを諒解して頂きたい、今日まで極東情勢緊迫に當り、タイ國として英軍とは何時かは戰爭になると豫期してゐたが、日本に對してタイ國は絶対に敵對すべきではないと考へてゐた、私には四人の子供があるが、一人は手許に残つて後三人のうち長男は英國に次男と長女は米國に留學してゐる。英米はこの三人の子供を人質として私の政策を歪めようとしたが、私は祖國の運命のために敢て三人の子供を犠牲に供して少しも惜しいとは思ひません。

(一二・二一—盤谷發朝日)

タイ議會に「政府に非常權限を附與する法案」提出

本月四日タイ國議會に「緊急時に於て政府に權限を附與する法案」が提出せられたが、第一議會を通過、委員會に附議せられた。右は緊急時に於て左記

事項に付政府に對し一時的に勅令を發布するの權限を附與するものである。

- イ、舉國一致態勢に必要な事項
- ロ、外國との友交關係保持
- ハ、防諜竝に諜者掃蕩
- ニ、戰爭を有利に展開せしめる爲の必要事項
- ホ、公衆の安寧維持
- ヘ、食料衣類調達
- ト、交通竝に通信の保全

(一六・二二・六—泰坪上大使)

戰時國民義務ニ關スル告示

政府ノ戰時國民義務法案ヲ議會ニ上提シ人民代表議會ハ之ガ法律トシテ實施セラル可キコトヲ協賛シタル所以ニ關シ政府ハ世ニ生ヲ享ケ國家ヲ形成スル者ハ凡テ國家ノ繁榮ヲ計ランガ爲自己ノ智力ニ應ジ夫々職業ヲ營ミ己ヲ修メント欲スルモノニシテ國家ノ平時ニ在リテハ各自自己ノ能力ニ從ヒ職業ニ従事シ國家ノ秩序維持ニ協力シ且同國人タルト外國人タルトヲ問ハズ凡テノ人々ニ對シ便宜ヲ供與スベク國

家ノ緊急時ニ際シテハ各人協力一致種々手段ヲ講ジ以テ事態ノ改善平常化ニ努力スベシ

又國家トシテ發生スルモノハ常ニ夫々其ノ聲名及名譽ノ保持向上ニ努力シ尊敬稱贊セラル可キ地位ニ在ラシムルベク望ムモノニシテ且又相互ニ友好關係ヲ保持援助センコトヲ欲スルモノナリ泰國及泰國民モ右ヲ基トシ之ニ從ヒ來レルモノニシテ泰國ト關係ヲ有スル諸國ハ從來ヨリ親善的ニ外國人ヲ遇スル泰國ノ性質ヲ良ク知ルベキモ泰人ハ更ニ將來ニ於テモ同様ニ行ヒ進ムモノナリ

然シ右ニ對シ諸外國モ同様ノ方法ヲ以テ遇セラレ度ク泰國ニ對シ何等ノ損失ヲ與フ可キニアラズ

然リトハ雖モ世情驟然トシテ變轉常ナク一國ノ持ツ思想、感情ハ恰モ一個人ノ抱クソレト等シク情勢ニ從ヒ變轉シツ、アリ既ニ衝突武力行使鬭爭戰闘ヨリ戰爭ニ迄發展シ更ニ擴大セントシツ、アリ何時果ツルトモ思ハレズ泰國ハ各國トノ友好關係保持ノ爲中立ヲ保持シ正義ヲ基トシ平靜ヲ保チ何國ニ對シテモ迷惑ヲ及サズ友好關係ヲ保持シ來タルモノナルヲ

以テ泰國ノ氣持ヲ諒トセラレ泰國ニ對シ迷惑ヲ及サザル様致サレタシ然シ前述ノ如ク萬事不確實ナル現下情勢ナレバ若シ最悪ノ事態惹起シタリトセバ泰國モ他國ノ制壓ヲ受ケ攻撃セラル、處トナルベキモ斯ル國家ノ興亡ニ關スル重大事ニ際シテハ泰國民ハ息ノ絶ユル迄抵抗セサルベカラス敵ノ武力ノ如何ニ強大ナリトスルモ泰人トシテ生レタル者ハ力ノ及ブ限リ戦ヒ抜クベシ成程泰國ハ小國ニシテ武力モ左シテ強大ナラザルモ自由ノタメニハ奴隸ト化スヨリモ欣然トシテ死ヲ選ブモノナリ

假令泰國ハ滅亡スルトモ泰國ノ名ハ既ニ千年前ヒタレド其ノ名ハ未ダニ世ニ傳ヘ聞ク某國ノ如ク最後迄戦ヒ抜ケル戦士ノ國トシテ永遠ニ殘サルベシ泰國ハ平和ヲ堅持シ且常ニ平和ヲ求メツツアルモ心ヲ許スコトナク若シ戰爭惹起セラレタル場合ハ此ノ不正ナル敵ニ抗戦スベキモノトシ茲ニ今般國民全般ノ義務ヲ定メ如何ニ處スベキヤニ付留意セシメン爲本法ヲ制定シタルモノナリ

以上

外交

西貢駐在タイ總領事歸來談

西貢駐在タイ總領事バンチヨング・チープ・ベンスツク申佐は一月四日南部急行車で新嘉坡より盤谷に引揚げて來たが、以下は同氏の歸來談である。

私が西貢總領事に任命せられたのは十月で、タイ國と佛印關係が漸く緊張の色を見せた頃であつた。西貢に着任の上早速知事に新任の挨拶に行つたが、同知事は何れの方面からも公式の通告を受けて居ないことを理由に自分をタイ總領事として認めず、一箇月後漸く認める旨通告し來つた。其後兩國關係は悪化の一途を辿り、遂に佛印側がタイ領に進軍攻撃を始めたので、アランヤ經由一同引揚げて決し、先月六日其の旨をタイ國政府に打電した。然るに佛印側は陸路による歸國を肯んぜず、海路又は空路によるならば差支無いとのことであつた。併しこれは一つの詭辯に過ぎない。何故ならば當時は船も飛行機

もなかつたからである。四・五日して佛印警察側より公式に在タイ佛蘭西公使館と佛印政府間の連絡杜絶を理由として私の身柄を監禁し、刑事をして嚴重に監視せしめ、柬埔寨人居住地域や其他數箇所への立ち入りを禁止した。私はこの旨本國政府に報告、政府よりはタイ國側に於ては佛蘭西公使館との連絡を禁絶した事實は絶對になく、若し佛印政府がタイ國領事の歸國を許可しないならば、タイ側に於ても同様佛蘭西公使館に在留民をタイ國に監禁する旨佛印側に申入れようとの返電があつたので、私はその旨を通じたところ先方は一應盤谷の公使館附武官と連絡の上決定することであつた。其後印度支那警務局長は私を招致し、在タイ佛公使の要請により私の歸國を承認すると許可を與へたのである。

(一六・一・七・タイ・マイ)

新駐日タイ國大使赴任

新駐日タイ國大使デイレック氏及び書記官一行は一月五日午前八時十五分二見公使、獨、伊兩國公使等に見送られバンコック空港を出發、空路赴任の途



に就いた。

(一六六) 曼谷發東日)

デイレック大使一行は五日午後二時ハノイ着直に宿舎のメトロポール・ホテルに入つた。六日夜芳澤特派大使招待の晩餐會に臨み、七日朝東京に向つた。

(一七〇) ハノイ發同盟)

日泰友好條約は東亞の繁榮を増進す

日泰友好親條約は政治的に東亞の進歩發展に寄與するところが甚だ多い。殊に日本が現に有ゆる努力を傾注して樹立せんとしてゐる大東亞共榮圏に就いては本條約が單に現状を維持せんとする不侵略條約と異り、全面的に進歩を計らんとするものであつて、日本及びタイ兩國は本條約を以つて相互親善の基礎たらしめんとしつゝあるは頗る明瞭である。

(一六六・一八七) タイ・マイ)

タイ、ガ佛代理公使承認

前駐タイ佛國公使レビシエ氏の後任として、昨年十一月下旬着任したガレー氏に對し、タイ國政府はその資格問題に關し紛議を續けてゐたが、タイ國政

府は一月六日正式にガレー氏をフランス代理公使として承認した。

(一九一) 中外)

新任駐日タイ國大使館員

參事官 タウエイ・タウエチクン

二等書記官 タナット・コーマン

同 コンシー・スツバモンコン

三等書記官 チャラオ・スミッタウエー

デイレック大使はタウエイ・タウエチクン參事官、同夫人、タナット、コンシー、チャラオ各書記官等を帶同、空路福岡經由八日午後四時羽田空港に到着した。同大使は灘谷區原宿のタイ國大使館で記者團と會見した後、着京の感想を次のやうに語つた。

憧れの的だつた靈峰富士を空から眺め雄渾な日本の神髓にふれ得たやうに思ひました。櫻の咲く頃には母國に残した妻子を呼び寄せたいと思つてゐます。

三十七歳の青年大使は革新タイの外務大臣の重責を果して來ただけに極めて洗練された外交ぶりだつた。

(一九一) 朝日)

タイ、ビルマ國境調整

メルアク (Mekong) 河々流の變化に基くタイ國、ビルマ國境調整會議の結果、同流域に在る Mong Chang はタイ國領に含まれることとなり、公式讓渡式は去る十日チェンマイ縣に於て、英帝國代表チエントン縣知事フランクリン氏、タイ國政府代表チエンマイ縣プラ・ナラカラ・ボリラクス氏間に舉行された。

(二二四) B.C)

泰、佛印紛争に帝國の停戦、調停申入

泰國の失地回復要求に端を發した泰、佛印間の國境紛争は昨年十一月の衝突以來日々に激化し、最近に於ては兩國の戦鬪益々擴大されて憂慮すべき事態を呈して來たので、東亞の安定勢力を以て任ずる帝國政府は之が調停に乗出すことに決し、一月二十日松岡外相はアンリー佛大使、セナ泰公使を通じて佛泰兩國政府に戰鬪行為の即時停止及居中調停に關する帝國政府の提議を正式に申入れた處、佛泰兩國政府は廿四日に至り帝國政府の申入を正式に受諾する旨回答を齎した。之より先、泰佛印間の紛争に關し

ハル米國務長官は去る十三日駐米泰公使を引見して重大なる關心を示すと共に、英米兩國は大東亞に於ける日本の地位を蔑ろにして自ら調停せんとする動きもあり、又一方ビブン泰首相、ガロー駐泰佛代理公使の協議など直接交渉の氣運も相當あつたに拘らず、今回佛泰兩國政府が帝國政府の申入を快く受諾したのは兩國政府が日本の大東亞共榮圏に於ける指導的地位を確認したものとして重要な意義がある。

而して右調停に關する會談は現地停戦成立次第、東京に於て松岡外相主宰の下に行はれる筈で、在京アンリー佛大使、シー・セナ泰公使が兩國政府を代表出席する外、兩國共現地より軍事、外交各専門家が來朝參加するものと觀られる。

(二二五) 朝日)

調停申入れをタイ正式に受諾

「バンコック二十五日發同盟」タイ國政府は二十五日午後タイ佛印紛争に關する日本の調停申入れを受諾する旨正式に發表した。

(一九一) 二六(發日)

泰、佛印停戦會議開始

東亞の盟主日本がその役割を果すべき泰佛印紛争



停戦會議は廿九日午後四時盤谷より到着の泰國代表
 プラ・シルバ・サストラコム陸軍大佐以下七名の使
 節を迎へて愈午後六時西貢埠頭に横着けの帝國軍艦
 ○○甲板上の會場で開催された。先づ日本側代表澄
 田少將の挨拶に次で剪頭より重要議題に入り約卅分
 にして第一回會議を終つた。

因に泰側、佛印側委員次の如し。

(泰側)

主席全權 陸軍大佐、國軍參謀次長プラ・シルバ・

サストラコム

全權

外務次官ルアン・シツデ・サヤムガ

委員

海軍大佐、海軍副參謀心得ルアン・サム

ダエン

同

陸軍大佐、陸軍作戦局第二課長ルアン・

ヨッド・アブド

同

空軍參謀長ルアン・テヴァリット・バル

ツク

同

經濟省商務局長ナイ・ワニット

同

陸軍少佐、參謀部員ニトラケマヨデナ

同

外務省事務官ナイ・タウイ・タウイデク

(佛印側)
 首席委員 總督府官房長ゴーチエ
 委員 政務局長マントバニー
 同 軍士官房長ジュアン
 同 佛印軍參謀長アレクサンドリー外一名
 (一・三九一西貢電)

泰、佛印國境調停成立

東京に於て開催中の泰佛印國境紛争調停會議は二
 月七日第一回公式會議を以て開始せられ、爾後三回
 の非公式會議の外、連日個別會議を重ねたる結果、
 大體妥結の見通しを得たるを以て調停國は同月二十
 四日第四次非公式會議席上調停案を提出し、爾來兩
 當事國に對し、同案受諾方勸説し來れる處、今般泰・
 佛印兩國政府は右調停案を基礎として之に若干の修
 正を加へたるものを受諾し、三月十二日午後四時調
 停條項に署名を了したり。調停條項左の通。

(イ) 佛國は一九〇四年二月十三日の佛蘭西國、シ
 ヤム國間協約第二條に定められたるバクライ並に
 バツタンバン、ブルサット兩州の州境以北シエム

レアブ、バツタンバン兩州境の南端グラン・ラツ
 ク湖に接する地點より經度線に沿ひ、北上し十五
 Gの緯度線との交會點に至り、右交會點より緯度
 線に沿ひ東向し、メコン河に達する線以北のメコ
 ン河右岸の土地を泰國に割譲す。但しスツン・ト
 レン對岸小地域は佛印側に留保す。
 (ロ) 前記の割譲地域は全地域を非武装地帯とし且
 佛蘭西國民及び佛領印度支那人は全地域に於て入
 國、居住、營業に付き泰國民と絶對平等待遇を享
 有す。

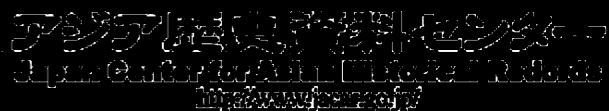
(ハ) 泰國政府はルアン・ブラバン對岸三角地帯に
 於けるルアン・ブラバン王室御陵を尊敬しその保
 存參拜に關し便宜を供與す。

(ニ) メコン河境界は最深部河底の原則に依り之を
 定むるもコン及びブロン二島嶼は泰國主權下に兩
 國の共同管理とし、同兩島嶼に於ける從來の佛側
 施設は佛國に屬す。
 尚右署名に際し日本側は前記調停條項に依る紛争
 解決の決定的性質を保障し、佛泰側より大東亞に

於ける平和の維持特に日泰、日佛間の特殊關係の
 樹立又増進に關聯し追て取極を爲すべき趣旨を明
 にしたる文書を夫々日泰日佛間に取交した。

【註】(1) 三國協同コンミューニケ中(イ)の「十五G
 の緯度線」とは北緯十五度に非ずしてフランス
 獨特の地球物理學上の用語で、實際は北緯十三
 度四分附近に相當す。
 (二) 今回回復した舊領土は六九四二〇平方籽でフ
 ランスに奪はれた全失地四六七七五〇平方籽の
 七分の一強に當る。
 (三) 二一中外

泰、佛印停戦協定、停戦期間延長
 泰佛印間の國境紛争に關し帝國は東亞共榮圈内に
 於ける斯かる紛争は默過すべからずとして兩國に調
 停方申入を行つたに對し、兩國は一月廿四日正式に
 之を受諾、廿九日より西貢淀泊の帝國軍艦内で三國
 代表(日本側主席代表澄田少將、泰側主席代表プラ・
 シルバ・サストラコム空軍大佐、佛印側主席代表ゴ
 ーチエ總督府官房長)出席の下に停戦會議開催の結
 果、卅一日遂に圓滿なる諒解點に到達、停戦協定の



正式調印を終了した。

調停文は泰、佛印兩國により受諾せられたる日本帝國政府の調停申入を確認せる前書及次の十ヶ條(要旨)より成る。

第一條 双方の軍隊は一月二十八日午前十時現在の占據地點より十キロメートル相互に後退する事を約す。

第二條 シヤム灣に於て兩國軍艦の越ゆべからざる境界線を決定。

第三條 第一條所定の兩國の占むべき線の後方十キロの線を兩國の飛行機が越ゆべからざること。

第四條乃至第九條 兩軍の後退は協定調印より七十二時間内に完全に行はるべきこと。停戦期間は三國間の協定により延長し得ること、日本側代表は協定實施を監視しその目的のために必要なる一切の便宜を供與せらるべし。

第十條 相互間の捕虜交換を約す。(二一西貢電) 前記協定による停戦期間は一月廿八日正午より向ふ二週間となつてをり、二月十一日正午を以て期限

満了となるので、帝國政府は目下兩國講和會議續行中なるに鑑み停戦期間を更に二週間延長すべく泰、佛兩國政府に申入れてその承諾を得、次で右期間が廿五日正午を以て満了するに對し更に三月七日正午まで延長方を要請して兩國の承認を得た。

二月七日より開催される泰、佛印國境紛争調停のための東京會議に出席する各國委員は次の如く正式決定した。

帝國調停委員及隨員

調停委員

松岡外務大臣
松宮特命全權大使

調停委員隨員

首席 松本條約局長
事務總長 齋藤南洋局長

陸軍側 與謝野歐亞局第二課長外數名
海軍側 武藤軍務局長外一名

調停事務局員 笠原事務官外若干名

泰國側委員

首席全權

ワンワイ・タイヤコン・ワラワン殿下

全權

(外務省顧問)
ピア・シー・セナ駐日泰公使

委員

ブラ・シルバ・サストラコン大佐(國軍參謀長)
ルアン・ウイシット・サンクラム大佐(陸軍參謀總長)

ナイ・ワニット商務局長

ルアン・ピラヨタ大佐(駐日泰公使館附陸軍武官)

ルアン・サムデン・ピチャチヨート大佐(軍令部副長)

ルアン・テールワット・バンルツク大佐(空軍參謀總長)

事務總長 ナイ・タウイ・タウエチクン外務書記官、外數名

佛國側委員

全權

アルセーヌ・アンリー駐日佛大使

ルネ・ロバン名譽總督

隨員 事務總長 ゴーチエ理事長官(佛印總督府官房長)

ダンヂュラス・ド・マイシー(駐日佛國大使館書記官)

ブリーオンザール(駐泰佛國公使館書記官)
ラコンム少佐

ベルチエ大尉

タイ國皇帝陛下、我皇室に御贈進品

タイ國皇帝陛下にはわが紀元二千六百年祝典に祝意を表彰せられたメツセージ及びダイヤモンド鍍飾金臺七寶製葉卷筒一箇金臺七寶製臺一個を御祝品として天皇陛下に御贈進あらせられることになり、同國公使ビヤ・シー・セナ氏は二月八日午前十時參内、天皇陛下に謁見仰付られ御祝品を捧呈した。なほ 天皇陛下にはタイ國皇帝に對し、御禮電を御發送あらせられた。

英のタイ國壓迫

泰佛印紛争解決の居申調停に乗出した帝國の動向に深甚の關心を拂つてゐる英側は、目下極秘裡に之が對抗策を講じてゐる。即ち英側は内面より泰政府に働きかけ既得の經濟權益確保に必死の努力を續くる一方、外部より強壓手段として陸海軍部隊（地上部隊約二萬、飛行機約百五十臺と稱せられる）を泰、マレー國境及泰ビルマ國境に移動集結して泰國威嚇の態勢を整へつゝあるに對し、泰國政府は十三日次のコンミュニケを發表して英側の注意を喚起した。

「泰國とイギリスとの友好關係は何等毀損されてをらず、英國は泰國との間に締結された不侵略條約を尊重すべきである。」

尙英の泰に對する壓迫は右の軍事行動と併行して金融經濟的壓迫を加へ、石油その他泰國の必需物質の輸出制限乃至禁止及び英勢力の統制下にある米、錫、ゴム等の價格吊上による市場攪亂等、從來の懷柔策より轉じて威嚇政策に變更して來た。

(二・五・二一、七一盤谷電)

泰國に二領事館新設

日泰兩國の全面的な友好關係特に經濟方面に於ける緊密化にともなひ帝國政府はさきに泰國南北の主都市シンゴラ竝にチェンマイに領事館を新設することに内定し、泰政府と折衝中であつたが、いよいよ近く諸般の手續を終へ、まづ南部のシンゴラに二月中おそくも三月上旬には新領事館を設置する運びとなつた。北部のチェンマイ領事館新設は三月下旬となる模様である。

泰在留英米人に引揚勧告

ロイター通信社報によれば、英政府は十六日泰國在住英人婦女子に對し引揚方を勧告した。右は最近の極東情勢に對する警戒措置として行はれたものである。

グランド駐泰米國公使は廿四日泰國在アメリカ人に對し、止むを得ざる事情なき限り速に歸國するやう勧告したが、アメリカ人は既に漸次引揚げてをり、現在は約二〇〇名程残つてゐるに過ぎない。

(二・二五、一盤谷電)

南タイに領事館新設

最近南部タイ方面に於ける邦人の進出が急激に増加したので、その中心地たるソンクラに新たに我が領事館を開設することに決定近く開設の運びとなる。

(二・二七、一盤谷後同盟)

泰、ソ修交開始

目下滞歐中の無任所大臣ラヨーン・バーマラ・モン・リイ大佐（泰國特使）及びビヂャユダ駐獨公使と蘇聯當局との間に豫て正常外交關係樹立に關し商議中であつたが、この程泰ソ兩國間の調印を終り、調印の日より外交關係開始された旨二日泰國政府より發表された。

(三・四、一盤谷電)

日本タイ協會よりビブン首相へ祝電

去る三月十一日泰佛印間の國境紛争問題が妥結を遂げ假調印を了したるに對し、本協會は近衛會長の名義を以てビブン首相宛祝電を發した。

タイ國公使館事務所移轉

タイ國公使館の事務所だけ、二月二日原宿の同公

使館から赤坂區氷川町五二番地に移轉した。電話番号は赤坂(48)四七三七番である。

新領土

三月十一日紛争調停案に署名を了し、こゝに三國は大東亞共榮圈の確立に向つて力強い一歩を進められた。タイ國に關しては屢々紹介したところであるが、こゝに重ねて同國に對する認識を深めるため調停條項に關する地方の概觀を略記する。

今回タイ國が佛印から割讓された地域はバクライ地方（ルアン・ブラバン州のメコン河右岸地區）及カンボヂャ西北部地區で約十一萬三千五百平方キロ（略北海道、青森、岩手の合計面積）を有する。

ルアン・ブラバン地方は急峻な山岳地帯で産物として見るべきものはない。最近有望な石炭の埋藏が發見されたが、まだ開發されてない。

北部カンボヂャ地區は、概して廣漠たる無人の地區で、その人口は僅々二十五萬人と云れる。

古來タイ人の移住が多く、タイ人及その混血が多數に上り、バイリン地區にはネグリー土人、ライシ



ベック山脈地方にはインドネシア土人が居住し人種的には極めて多種多様である、新國境線は殆んど全部ジャングルで蔽はれ、所々に草原がある。

バクリンは寶石の産地で、ルビー、サファイア、エメラルド等が道端に轉る程豊富に産出する、採取設備が原始的なため産出量は少い、また此の附近には銀其他礦物の埋藏があると傳へられてゐる。

バツタンバンは人口一萬二千、フランス風の街で有名な米の集産地である。その年産量は四十萬ピクルに上つて居ると。

バツタンバン地區を始めソフオン、コルボレイ地區は新領土中最も重要な地區で米、寶石の外マンガ、バナナ、ココア等の熱帯果實の栽培も盛んである。

ソフオン東方メコン河までの地區は全く千古のジャングルで、猛獸、毒蛇が横行し住民は文化に全く縁は遠い者なりである。

東部境界となつたメコン河のシュコーン上部には、幅の廣さが東洋一といはれる大瀑布があり、河

口から二十キロの上流に幅三百米高五乃至十七米の瀑布を垂れた様な大壯觀を呈して居る所もある。此處に發電所でも造つたらいしたものだ。

タイ・蘇協定成立

最近モスクワに於いて、モロトフ人民委員會議議長兼外務人民委員並にロゾフスキー外務人民委員部次長等ソ聯側代表とモントリタイ國特派使及びビヂヤエタ駐獨公使との間に行はれた交渉の結果、兩國外交關係の樹立と領事交換に關する協定が成立し、モロトフ外務人民委員及びビヂヤエタ公使の名を以て、それ／＼次の如き覺書が交換された。

タイ國代表よりソ聯代表宛覺書

モスクワ一九四一年三月十二日、ソ聯モロトフ人民委員會議議長兼外務人民委員閣下、予はタイ國政府を代表し、ここにタイ國政府が本覺書を手交せる日よりソヴェト社會主義共和國聯邦との間に正常なる外交關係の樹立並に領事交換を決定せることを閣下並に貴下に對し報告するを欣幸と

である。

モロトフ署名

タイ國中南米と友好關係促進

タイ國政府はさきに日本と和親條約を締結し、今春ソ聯とも友好關係を結んで外交的に躍進の一途を辿つてゐるが、當地英字紙の報道によれば駐米タイ公使モムラヂヤオングス・セニヤブラモット氏は外務省の訓令により、メキシコ政府と友好關係を結ぶべく交渉を開始する事となつたと謂はれる。

尚キユーバその他中南米諸國とも友好關係を促進すべく考究中の模様で、タイ國中南米への積極的働きかけは時節柄注目されてゐる。(三・二二―中外)

中南米と友好關係促進

某紙所報によれば駐米泰公使モンラヂヤ・オングス・セニヤブラモット氏は外務省の訓令により、メキシコ政府と友好關係を結ぶべく交渉を開始したといふ。尚キユーバその他中南米諸國とも友好關係を促進すべく考究中の模様で、この積極的働きかけは時局柄注目されてゐる。(三・二二―盤谷電)

するものである。タイ國政府は兩國々民の間に斯く樹立された關係が不變であり、友好裡に存続し世界平和維持に貢獻すべきことを熱望する。予はこゝに人民委員會議議長並に閣下に對し最高の敬意を表するの機會を得たことを光榮とするものである。

ブラサスナ・ビヂヤエタ署名

ソ聯代表よりタイ國代表宛覺書

モスクワ一九四一年三月十二日、タイ國特派使節閣下並にビヂヤエタ全權公使閣下、

予は我政府を代表しタイ國特派使節並に全權公使閣下に對しソヴェト社會主義共和國聯邦政府が本覺書手交の日よりタイ國政府との間に正常なる外交關係の樹立並に領事交換を決定せるを大いなる満足を以つて報告するものである。ソヴェト社會主義共和國聯邦も亦兩國々民の間に斯く樹立された關係が不變にして、友好裡に存続し、世界平和に貢獻せんことを希望するものである。予は特派使節閣下に公使閣下に對しこゝに敬意を表し得るを光榮とするもの

タイ佛印紛争の経過

東洋のバルカンといはれる印度支那半島において昨秋突如タイ國の對佛印失地回復要求に端を發し遂に戰端を開始するに至つたタイ佛印國境係争問題も本年三月中旬に至り我居中調停によつて圓滿に妥結をみたが、これは日本が大東亞外交に力強い一步を印したといふ意味においてまた南洋の地圖が新たに書きかへられたといふ意味において劃期的意義を有するものであるが、今こゝに紛争の原因と経過とをふりかへつてみよう。

1 タイの失地

十六世紀末葉以來白人が侵略を逞うした南洋に僅に獨立を保つてきたのはタイ一國のみである。しかしその獨立も東よりするフランスの勢力、西と南よりするイギリスの勢力にはさまれ、その緩衝國として辛うじて保つてきたのにすぎない。現チャクラー下朝は十八世紀末に創始されたが、その勢力範圍は東は佛印のラオス・カンボヤ、西は

ビルマのマレー半島部に及ぶ廣大なものであつた。しかるに十九世紀中葉よりフランスの印度支那侵略が始まり、まづ一八六二年交趾支那の一部にその地歩を占めるや、翌々年カンボヤを保護國とし、また七四年に東京、安南を保護國とした。更に一八八八年シヤムに對してメコン左岸の領土をアンナン王國に返還すべきことを要求した。これがフランスのシヤムに對する領土侵略の始まりであるが、シヤムはこの要求をすげなく斷り爾來この問題を繞つて紛争を重ねること五年に及んだ。つひにフランスもしびれを切らして一八九三年突如砲艦をバンコックに差向けて次の要求をつきつけた。

一、メコン左岸のシヤム領及び河中の島々を割讓すること

二、パツタンバン、シエムレアブの兩州メコン右岸より二十五キロ以内に軍隊の駐屯要塞の構築をしないこと

この要求をきかねばフランス軍はバンコック東南シヤムの要衝チャクタブリーを占領するといつて嚇

したので、シヤムは涙をのんでこの要求を承認したのであつた。しかもフランスはその要求を完全に履行するまではチャクタブリーを確保するといつてこの地に進駐した。

斯くしてメコン左岸の地は全くフランスの勢力下におかれラオスはフランスの保護領となつた。

このフランスの急激なる進出に驚いたイギリスは、ビルマ、英領マレーを併呑しつつも、シヤムが佛領となることを恐れ、一八九六年英佛條約を結びシヤムの獨立を保障することを約し、これによつてフランスの進出を食ひとめ、またシヤムを兩國勢力の緩衝地たらしめることにした。

しかしフランスはメコン右岸進出に對する野心を抑へきれず、チャクタブリー撤退の代償として一九〇四年ルアンブラバン、バクタイ、バクセの諸地方を得、さらに一九〇七年パツタンバン、シエムレアブ、シソフォンを割讓せしめた。

爾來、シヤム、佛印國境は現在まで變更がなかつたのである。

2 失地回復要求

シヤムはその後一九三二年に立憲革命を無血裡に完成し、爾來國政の改革に邁進し一昨年國號をタイと改め一九三三年における護憲革命の大立物たるルアン・ピブン首相の下に一致團結國權伸長の機會をねらつてゐた。ことに民族意識の高まるにつれ、失地回復の機運も次第に高まり、たゞ第二次歐洲戰爭の勃發によつてフランスがもろくも敗退するや、好機逸すべからずと起ち上つた。今回の紛争勃發の直接の動機は昨年六月佛印側よりタイに不可侵條約が提議されたのに對して、九月タイ側が失地回復の要求を提出したことに始まる。このタイの強腰はわが軍のハノイ進駐が非常に影響してゐると推察されるが、とにかく九月十三日タイ國政府がフランス政府に提出した要求といふのは次の如きものであつた。

一、メコン側の最深部をもつて國境とし河中の島四千餘をタイ領とすること

二、ルアブラバン、バクセの二地方をタイ國に割讓



三、タイ族の住むラオスは佛印政府が適當な保護を

加へることが困難であると認められた場合これをタイ國に割讓すること

この要求をフランスはアツサリと斷つてしまつた。その結果ビロン首相は十月二十一日、ラジオを通じて全國民に戰爭遂行の決意を表明し、まもなくタイ佛印國境において戦端が開始されたのであつた。

3 東京會談

しかるに本年一月三十一日、東亞の平和を希念するわが政府はこの紛争に對して居中調停を申入れ、まづサイゴン沖合わが軍艦甲板にて停戦協定が結ばれ、ついで二月七日より約三十日間わたり東京においてタイ、佛兩國政府代表とわが調停委員たる松岡外相、松宮大使をもつて調停會議が催された。この會議に對して、サイゴンを中心とするドゴール派の暗躍があり、第三國と連絡をとつて會議牽制を策するなどの怪行爲もあつたが、結局わが努力は

報ひられて佛印側は三月十一日に至り日本の調停案を全面的に承認することとなり、こゝにタイ國は數十年來の屈辱の歴史を抹消して、大東亞共榮圈の確立へ協力すべく力強き一歩を踏み出すこととなつた。

日本軍の佛印進駐よりタイ佛印紛争に對するわが居中調停成功に至るまでを通過するに日本の大東亞共榮圈確立へのコースは着々と進捗しつつあることを感ぜしめられるが、しかしこのコースを英米は去に自ら用ひた、否現在も用ひつゝある物差をもつて揣摩臆測し、わがコースを極力阻止せんものと盛んに暗躍をつづけてゐる。したがつて前途はさほめて多難であり、瞬時の樂觀も許されないのであらう。タイ國にしても今後ますます英米に壓迫を加へられることになるかも知れないのだから、日本とシツカリ手をつないで、ともく外部からの壓力を排除することに力を入れなければならぬであらう。

4 タイ國への割讓地域

三月十一日發表された三國共同のコンミニケはの土地をタイ國に割讓す但しスツン・トレン對岸小域は佛印側に留保す

(ロ) 前記の割讓地域は全地域を非武装地帯とし且つ佛蘭西國民及び佛領印度支那人は全地域に於て入國、居住、營業につきタイ國民と絶對平等待遇を享有す

(ハ) タイ國政府はルアン・プラバン對岸三角地帯に於けるルアン・プラバン王室御陵を尊敬し其の保存參拜等に關し便宜を供與す

(ニ) メコン河境界は最深部河底の原則に依り之を定むるもコン及びブロン二島嶼はタイ國主權の下に兩國の共同管理とし同兩島嶼に於ける從來の佛施設は佛國に屬す

尙右署名に際し日本側に前記調停條項に依る紛争解決の決定的性質を保障し佛タイ側より大東亞に於ける平和の維持特に日タイ、日佛間の特殊緊密關係の樹立又増進に關聯し追て取極を爲すべき趣旨を明にしたる文書を夫々日タイ、日佛間に取交したり、斯くして佛・タイ兩國間に友好平和關係恢復せらる

次の通りである。

三國共同コンミニケ 今回東京に於て開催せられたるタイ佛領印度支那國境紛争調停會議は去る二月七日第一回公式會議を以て開始せられ爾後三回の非公式會議の外連日個別會議を重ね調停者側の斡旋に依り漸次双方意見の接近を圖りたる結果大體妥結の見透しを得たるを以て調停國は同月二十四日第四次非公式會議の席上調停案を提出し爾來兩當事國に對し同案受諾方勸説し來れる處今般佛・タイ兩國政府は右調停案を基礎とし之に若干の修正を加へたるものを受諾し本日午後四時調停條項に署名を了したり、調停條項左の通り

(イ) 佛國は一九〇四年二月十三日の佛蘭西國、シヤム國間協約第三條に定められたるバクライ並にバツタンバン・ブルサット兩州の州境以北シエムレアプ、バツタンバン兩州境の南端グラン・ラツク湖に接する地點より經度線に沿ひ北上し十五Gの緯度線との交會點に至り交會點より緯度線に沿ひ東向しメコン河に達する線以北のメコン河右岸

と共に關係二國の紐帶關係ますます強化せらるゝに至るべし

今回タイが割譲を受けた地域については後に詳述する機会もあらうが、差當り概観すれば面積約七萬方キロ、パツタンバンの米田地方を除き他はすべて高原地帯をなし密林に被はれ良質のチークを産出してゐる。地下資源として知られてゐるのは、シソフオン北方パルの金、パツタンバン州西南のバイリンにおける寶石にすぎないが、將來密林の開発とともに地下資源も明かにされるに至るであらう。なほ協定によればメコン河最深部をもつて國境とするところが、これによつて河中幾千の島は大部分タイ領となることになる。これらの島々はその肥沃な土壤により煙草、綿花等の栽培に好適であり、殊にコン島の如きは南北二十キロ、東西七キロに及び人口一萬、隅々まで開墾され、煙草、麻等を産出してゐる。パクセ地方の原野では牛馬の放牧が行はれ、皮革はこの地の主要産業である。

シンゴラ領事館開館式

南部タイの重要性に鑑み我が在タイ公使館ではシンゴラに領事館を開設すべく準備を進めてゐたが、四月一日から開館することとなり、同日盛大な開館披露祝賀會が催された。尙初代領事は勝野前濟南副領事である。
(四・一〇一 盤谷發回電)

泰ビルマ國境劃定成立

英政府は十日泰國政府との間に泰國とビルマ・ケンソン國境線劃定に關し、メコン河上流メハサイ河の最深部を以て國境とする旨の覺書交換せる旨發表。
(四・二二一 倫敦電)

墨に泰公使館設置

泰國政府は近くメキシコに公使館を設置することになり、初代公使には現駐米公使セニ・ブラモデ氏が、駐米公使後任には人民議會議長マナバラヂ・モビ氏が起用される筈。
(二六・五・二六 盤谷發回電)

タイ、ソ・墨に公使派遣

タイ國政府はソ聯及びメキシコ兩國に公使館を設

置することとなつたが、初代公使としてソ聯には、目下リスボンにある現駐佛公使ブラ・バヒドハ氏、メキシコ公使には條約局長ブラ・レイムビラジャク氏がそれぞれ内定した。またキューバにも公使設置の豫定である。
(四・六一 盤谷發回電)

無任相、蘭印、米を訪問

無任所大臣兼宣傳局長ナイ・ピラ氏は近く蘭印を訪問し蘭印當局と會談の上、更に米國を訪問することと決定。右は米國の石油禁輸以來重油の不足から錫採掘に支障を來し、又ガソリンの不足から鑛石運搬、トラクタの運行に非常な困難を來し錫山の經營は全面的に不況となり、中には休業するものすら出てゐる現狀に鑑み、蘭印石油の購入、米國との間に石油、錫のバーター制採用の下交渉のためと諒解される。
(四・三〇一 盤谷)

重慶の外交機關開設申入拒絶

泰字紙報によれば、重慶政府は最近泰國政府に對し在泰外交機關開設の希望を申入れたが、泰國政府は從來の兩國關係より觀てその必要なしとの建前を

取つてゐるといふ。尙重慶政府の外交機關開設申入は今回で四度目である。
(五・二一 盤谷)

タイ、蘇關係接近

蘇聯政府は目下前駐支蘇聯公使館一等書記官を駐タイ蘇聯公使に任命せんと意圖してゐると報ぜられてゐるが、又現駐佛タイ公使ブラ・ウヒトハヌコーン氏をモスクワ駐在タイ公使に任命するものと見てゐる模様である。
(六・三・B・C)

ナイピラ無任所相シンガポールに向ふ

ナイピラ・オスタノング無任所相は燃料油買入問題に關し、英當局と交渉の爲め國防省燃料局長代理ナイ・シリヴァル氏を滯同空路シンガポールに向つた。
(六・五・B・C)

タイ國全權團歸國

タイ・佛印紛争調停會議に輝かしい成功を収めたタイ國全權團は一切の使命を果したので、五月二十一日午後一時東京驛發の「鷗」で出發、六月五日晴れの歸國をした。
(六・八・東日)

タイ・英石油交渉成立

タイ政府は過般來ナイ・ウイラ無任所相をシンガポールに派遣して、英國側と石油交渉を行つてゐたが、六月六日マレー政廳當局の斡旋によつて、英國石油會社から石油の供給を受けることに成功した。これによつて、タイ國は全國諸工場の閉鎖を危惧されてゐた程の石油不足から救済されることになつたが、タイ側ではその代償としてマレーに對して米を供給するものと見られる。(六・八一朝日)

日・泰・佛批准書交換

五月九日東京に於て署名調印したる「佛・泰國間平和條約」並に保障及政治的諒解に關する「日・佛國間議定書」及「日・泰國國間議定書」に對してはその後各關係國間に於て夫々批准手續を完了したるを以て五日東京に於て批准交換式を開催した。

尙泰・佛印國境劃定委員會(日・佛・泰各五名の委員及五名の補助委員其他必要と認むる専門家及書記)は前項協定効力發生後一週以内(主として西貢)に設置され、向ふ一ヶ年間國境劃定事業

に従ふ事となつた。

盤谷に英國經濟戰省分局設立

過般英國はシンガポールに經濟戰省の支部を設立したが、約三週前バンコックにも分局を設立したことが判明した。

右分局はバンコック英國公使館内に設けられ、數名の局員を雇つて活動を開始してゐる。(七・二一盤谷發同盟)

盤谷に經濟戰省分局設置

先般英國は新嘉坡に經濟戰省の支部を設立したが、約三週前在盤谷英國公使館内にも分局を設置せること判明した。(七・三一同盟・盤谷電)

タイ側國境劃定委員

タイ國外務省は、七月十五日よりサイゴンに於て開かれるタイ・佛印國境劃定委員會の委員長大藏省顧問プリンス・ビバット・ハナチャイ外次の五名のタイ國側の委員を發表した。(國防省側)

參謀總長空軍少將

ブラ・シルバストラコム

陸軍大佐

ブラ・スラバイ・スリデアルン

陸軍中佐

ルアン・ラーウ・ブラミラカン

(外務省側)

外務次官 ルアン・シデイ・サヤムカー

(内務省側)

バンコック市長 ブラ・パノン・ナガラシクシユ

(七・三一盤谷發同盟)

チエンマイに帝國領事館開設

タイ國北部チエンマイの重要性に鑑み同地に帝國領事館開設が要望されてゐたが、愈來月中に開館の運びとなり初代領事原田忠一郎氏は八月末着任の豫定。(七・二六盤谷發同盟)

泰佛印爲替協定

十四日以来西貢で泰・佛印兩國代表間に兩國間の爲替並賠償に關し協議が行はれてゐたが、十九日交渉成立、泰側財政顧問ウイット殿下、佛印側クラーザン財政局長の間に調印が行はれた。(七・二〇同盟西貢)

(七・六一中外)

タイ國二見公使等に贈勳

タイ國政府はタイ佛印紛争調停に對する功勞により二見駐タイ公使以下我公使館員に對し左の如く贈勳する旨發表した。

贈一等王冠章

駐タイ 二見公使
陸軍武官 田村大佐

贈二等白象勳章

前海軍武官 鳥越大佐

贈三等白象勳章

淺田一等書記官

贈四等白象勳章

海軍武官 高塚中佐

贈五等王冠勳章

飯野陸軍武官 補佐官

贈五等王冠勳章

三谷陸軍武官 室囑託

(七・二五盤谷發同盟)

タイ國から近衛首相松岡外相等に贈勳

タイ佛印調停會議の成立に努力した近衛首相松岡外相松宮大使に感謝の意を表するため、タイ國政府



では近衛首相に白象特級勳章、松岡外相松宮大使に白象一等勳章を贈ることになり、ピヤ・シー・セナ駐日公使よりそれ〴〵手交した。

日タイ借款成立

わが政府は英米の對日資産凍結による東亞共榮圏諸國との通商關係に及ぼす影響に對處し萬般の方策を講じてゐるが、横濱正金銀行はこれが方針に基づき、日タイ通商關係の圓滑化を圖るため、帝國政府並びにタイ國政府の斡旋により、タイ國銀行團との間に一千萬バツ（邦貨約一千六百萬圓）のクレディット供與方を協議中のところ、七月三十一日午後四時、兩當事者間に協定の締結を見るに至り、この旨八月一日午前十一時大藏省より發表された。

更に同協定の細目については、八月一日午前福田パンコック正金支店長とモンチャオ・ビハ・タイ國大藏省顧問との間に協議中で、大體同日中に成立を見る筈で、成立と同時に直ちに同協定は實施されるものである。

而して今回の協定は我國がタイ國より輸入する諸

物資の支拂に當るため、正金銀行がタイ國銀行團より借入するものであつて、これが協定成立により英米の資産凍結による日タイ通商上の影響を除去し得ると共に、東亞共榮圏の團結により、英米の新東亞經濟建設に對する諸般の障礙を打破する斷乎たる態度を示すものとして注目される。

大藏省發表、正金・タイ銀行間借款成立の件

今回横濱正金銀行とタイ國銀行團との間に、一千萬バツ（邦貨約一千六百萬圓）の借款の契約が成立した。右は正金銀行がタイ國銀行團よりバツツ資金のクレディットを受くるものであつて、その細目は今朝パンコックに於て正金銀行福田支店長とタイ國大藏省顧問モムチャオ・ビハとの間に交渉がなされてゐる。本借款成立により最近の英米の資産凍結措置に基く金融混亂にも拘らず、我國はタイ國より米その他の必要物資の輸入を圓滑に繼續し得ることとなつた。本件は全く日タイ兩國間の友交關係を示すもので、兩國が國際金融の非常時局に際し、相協力

して兩國通商關係の維持増進を圖らんとする熱意の現はれである。

タイ國滿洲國を承認

タイ國政府は八月一日附公文を以て滿洲國を承認することに決定、同日滿洲國政府あて通告を發するとともに帝國政府にも右の旨を通達し來つた。之により滿洲國の正式承認國は總計十二ヶ國となつた。タイ國の滿洲國承認は同國の大東亞共榮圏確立に對する積極的參加を強固にすると共に、タイ・滿關係も通商貿易その他一段と緊密化するであらう。

泰・佛印條約効力發生

先に成立した泰・佛印平和條約第九條により兩國代表は西貢で會同、財政通貨等の細目に關し協議を行つた結果、去る十九日正式決定、二十四日協定文を交換、二十五日から効力發生の旨發表。

(八・二一 盤谷電)

中立嚴守聲明

泰國を繞る大東亞情勢は我が軍の佛印進駐以來、

更に急激に進展し、英米並に重慶側は頻りにデマ宣傳を行つて一般輿論を刺戟してゐるが、泰政府は内外の情勢に鑑み八日夜重ねて左の如きステートメントを發表した。

「泰國は現在依然として凡ゆる國に對し友好政策を堅持してゐる。最近某國が軍事基地建設を要求したといふ風説が行はれてゐるが、かゝる要求は如何なる國からも提出されてゐない。又外國に於ける軍隊の行動については本政府は何等の關心を有せざるものである。泰國は何れの側から軍事的侵略を受けようとも之を懼れるものではない。若し中立維持の爲止むなきに至れば最後の血の一滴迄も賭して之と戦ふであらう。」

(八・二〇—盤谷發同電)

滿洲國正式承認と通商條約交渉

泰國政府は八月一日滿洲國を正式承認、同日駐日タイ國公使より李駐日大使を通じて日本及滿洲國に通告した。今回のタイ國の承認により滿洲國を承認せる國は十二ヶ國となつた。

(八・二)

泰國宣傳部長は八日記者團に對し「泰國は目下駐日泰公使館を通じて滿洲國との友好通商條約交渉中」なる旨を發表した。(八・二〇—盤谷發同盟)

イーデン英外相の下院演説

イーデン英外相は八月六日下院で對日問題に關し次の如く演説した。

「タイ國の獨立保全を脅威する如きいかなる行動も英國にとつては即刻の關心事となるであらう。シンガポールの安全を脅威するが如き行動に至つては尙更の事である。日本の新聞は英國がタイ國に對して陰謀を行つてゐると書き立てゝゐるが、もし日本が何等かの手段に出るならば、日英間には最も重大な事態が発生するであらう。英國は一世紀以上に亘つてタイと友好關係をつゞけて來たが、英國の政策は何等の變更を受けるものではない。英國は重慶政權との間に公式的にも非公式的にも何ら同盟關係を結んでゐないが、もし日本が之以上進んでくるならば英將關係は現在より更に緊密なものとならざるを得ない。(八・八—朝日)

ハル米國務長官の言明

ハル米國務長官は八月六日新聞記者團との會見で、イーデン英外相が同六日英下院で行つた演説に對する質問に左の如く語つた。

「日本がタイ國に向つて行動することあらば、それは如何なるものでも米國の關心事である。米國は武力征服に對しては、反對の旨を幾度も明かにして來た。日本の最近の進出(南部佛印増派を指す)に對しては、ウェルズ國務次官も數日前、強硬な態度を語つた。余はこれを支持する。」

日本がタイに進出する場合、米國が更に新しい行動に出るかといふ質問に對しては、「米國は左様な動きに對しては、注意をいよ／＼深めるものである」と答へた。(八・八—東日)

極東の危機尙去らず

英米に立向ふ日本

(B.B.C. ラヂオ) ロンドン八月九日發

最近日本は新聞及びラヂオを總動員してタイに對

し、壓迫の魔手を延しつゝあるが、今やそのためタイ政府は英米に對する在來の親善政策を放棄一轉せんとしてゐる。これは全く不常な事である。が然しこれはタイが如何なる意圖の下になしたか、日タイ關係を見れば容易に知る事が出来るのである。タイの某閣僚は昨日盤谷に於てあくまで中立を堅持するといふタイ政府の決意を繰返して述べ、又國民も等しく自國の獨立の爲めに、最後の一人に至る迄戦ふ決意を有するものであると強調してゐるが、又他のスポークスマンは、盤谷のラヂオを通じてタイは何れの國の保護も必要としない(これ迄タイに對してなされた保護の申出は日本の新聞或はラヂオに現はれてゐる)、そしてタイ國民も彼等の血の最後の一滴までも賭して凡ゆる侵略に抗する決意を持つてゐると語つてゐる。

又日本のタイに向けられた壓迫政策に關するイーデン及びハル兩氏によるステートメントが木曜日の盤谷の大部分の新聞に轉載せられ、タイ國民に一大センセーションを與へてゐる。ハル氏談によれば

「若し或る國家が近接國による包圍陣を恐れるならば、それはその國が自ら犯した侵略行爲の結果に他ならぬ」と。

一方之に對應する如く、日本の豊田外相は昨日の樞軸國新聞記者との會見に於て、次の様に述べてゐる。「日本は歐米列國による包圍陣の擴大強化に對しては無關心たり得ない。斯の如き戰術を以てしても日本の大東亞共榮圈樹立の政策遂行は毫も之によつて支障を來たするものではない。」と。又オーストラリヤ首相メンゼイス氏は昨日極東に於ける危機の問題に言及し、自國民に對して次の如き重大な警告を發した。

「オーストラリヤはその歴史上曾つてなき重大なる時局に直面し、呼吸を殺してその趨移を見てゐる。然し我々は未だ曾て敵に降服したことはなく、又今後に於ても決してそれを欲しない」と。

聞くところによれば、現在米國の軍隊や英國の軍隊はビルマ公路の防備の爲めにビルマに新設された



各飛行場の連絡の任に當つてゐると言はれてゐる。更に前記イーデン、ハル兩氏のタイに對する警告聲名書に對して、日本は公式の回答を行つたが、

「それは甚しき誤解である。日本の意圖はあくまでも正しき平和確立の他に何物もない」と言つてゐる。日本の新聞は何れも政府の命令を遵奉し、英米兩國に對して、手前勝手な倫理をもつて論戰の砲列を敷き、その平和的意圖を強調し乍らも、その間多數の軍隊の移動を印度支那に行つたのである。

かゝるその欺瞞が日本常套手段であつて又かゝる論調は日本の暫々用ひる第四の武器である。又最近に於けるテレグラフ紙は「タイは凡ゆる外敵の攻撃に對して充分に國土を防禦し得る強さを持つてゐる」といふ盤谷の發表を取り上げて、

「これは英國の軍隊がタイの要害地點を占據する用意をしてゐたといふ日本の主張に對する反證として極めて充分であらう。而も盤谷は斯の如き日本の行動は何等恐るゝに足らずといふ事を知つてゐる。然してタイ國民がその獨立を擁護する決意を有して

ゐると報ぜられた時、その宣言は我々の等しく意を強うするところである。」と述べてゐる。同紙は更に引つゞき、タイ侵略の意圖を否定した日本の正式スポークスマンによつて報ぜられた聲明書を引用した後、次の様に述べてゐる。

「然しタイのこの恐れる必要なしといふのはタイは經濟上或は軍事上に於て一步一步前進を確保することを計畫してゐるのではないといふ事を意味してゐる。タイがそのやうに見せ掛けやうとするものは技術的な侵略ではない、世界の凡ゆる人々にとつて、その相違を見出すことは困難であるかも知れないが——」と述べてゐる。

又同紙は七月五日に英國大使が日本の外務次官から受取つたところの日本は印度支那に於ける海・空基地の取得を計劃してゐたといふ報道に對して、絶對にそれを否定して言明を再び一般に記憶せしめ、
「然し乍らその言明は日本をして今月末以前に印度支那に於ける基地獲得を妨げるものではない。」と述べてゐる。以上

タイ中立堅持再聲明

タイ國政府は八月八日聲明書を發し中立堅持の旨次の如く強調した。

「タイ國政府は我領土外の軍隊の移動に關しては何等の關心を有せざるものである。又タイ國は一般に宣傳されてゐる如き侵略の脅威下にあるとの説を信ぜず、従つて之に不安を感じてゐない。況んや某國が軍用基地使用を要求せりとの風説は全く虚構の事實である事を確信するものである。タイ國はもし中立維持のため止むなきに至れば最後の血の一滴迄も賭して之と戦ふであらう。」
(八・二一讀賣)

駐タイ米公使の更迭

米政府はタイ國駐劄米國公使ヒュー・グラント氏を更迭、後任として北京大使館參事官ウイリー・ベック氏を駐タイ公使に任命するに決した旨、八月十四日附で發表した。
(八・二四ワシントン發同盟)

駐泰米公使更迭

一九三三年來駐泰公使であつたヒュー・グラント

氏は本年一月以來辭意を洩らしてゐたが、ハル國務長官は十三日右辭表を受理するに決し、十四日米上院に對し北京駐劄大使館參事官ウイリー・ベック氏の駐泰公使任命を確認せる旨通知した。
(八・二四ワシントン電)

日泰大使交換、大使館人事

日本帝國政府は泰國政府と協議の結果、兩國公使を相互に大使館に昇格せしむるに決し、八月十六日在タイ帝國公使館を大使館に昇格、初代駐泰大使に坪上貞二氏を任命した。
(八・二六東日)

「ルアン・ヴィジット」(泰國新外務次官)の放送

新泰國外務次官ルアン・ヴィジットは二十一日夜八時二十五分より十時迄「泰國の安全」と題して左記要旨を放送し、之は日、英、獨、伊の各國語に翻譯し再放送せられた。

放送要旨

一、日・英關係が如何に惡化するとも泰國は其の傳統たる中立を嚴守する

二、泰國は凡ての國との親善關係を保持する

三、萬一泰國が他國の侵略を受けた場合敢然身命を賭して之が防衛に當る

即ち泰國は佛教國にして釋尊の教へに従ひ何れの國民に對しても親切心を以てし、眞の世界平和を希ふものである。
(八二一—中原電)

駐タイ大使館人事

○大使館人事

- 補泰國在勤帝國大使館武官陸軍大佐 田村 浩
- 補同右武官補佐官 陸軍中佐 八原 博通
- 任同右一等書記官兼總領事 (中外一八・二七)
- 任同右二等書記官 淺田 俊介
- 任同右三等書記官兼副領事 谷口 卓任
- 任同右三等書記官 天田 六郎
- 浦部 勝馬

駐日初代タイ國大使任命に關しては泰國より帝國宛提出中のアグレマンに對し廿一日帝國の受諾を通過したので、現シ・セナ公使が大使に昇格されることとなつた。

と、なつた。

(八二一—東日)

駐日泰國陸軍武官「ルアン・ウイラ・ヨタ」大佐記者團に對し「滯日感想」を談す

八月十二日連絡ノタメ歸泰セシ駐日陸軍武官「ルアン・ウイラ・ヨタ」大佐ガ泰文新聞記者ニ對シ現下ノ日本國內ノ現狀ニ就イテ彼個人トシテノ感想ヲ發表シタ談話ヲ移譯スル

現在極東ノ情勢ハ頓ニ緊張ヲ呈シ、泰國ノ地位ハ日ニ益々其ノ重要性ヲ加ヘテ來タ、此ニヨリ外國電報ハ日々泰國ノ動靜ニ關シテ報導シテ居ル。大佐ノ意見ニヨレバ最近ノ世界ノ人士ハ皆「試探」ノ方策ヲ取ル傾向ガアリ、若シ何人カノ眞ノ意向ヲ明瞭ニ知ラント欲スル場合、彼ハ絕對ニ相反スル事實ヲ發表シ以テ其ノ動キヲ觀察スル。而シテ其ノ表レタ動キニハ彼等ノ知ラント欲スル所ノモノデアル。コレガ、現ニ泰國ニモ係ツテ來テ居ル。日本ノ新聞界ハ政府ト密接ナ連絡ヲ持チ、常ニ接

觸ヲ保チ、政府ノ意向ヲ皆能ク諒解シテ有力ナ宣傳及之ガ擁護ニ任ジテ居ル、日本人ノ泰國ニ對スル感想ニ關シ大佐ハ大體二ツノ見方ヲシテ居ル、其ノ一ハ上層階級デ彼等ハ皆新聞ニ頼リ「英國ハ泰國々境ニ兵ヲ集駐セリ」ニツイテモ皆新聞報導ヲ根據トシ、即座ニ「泰國ハ何ノ政策デ英國ノ斯ル舉動ニ對シ放任シテ居ルノカ」ト表示スル。下層階級ニ至ツテハ益々激烈デ「否、否、日本ハ永久ニ泰國ヲ堅持シ、決シテ之ハ諦メ棄テルベカラズ」ト表現シテ居ル。

斯ル言辭ヲ常ニ大佐ハ耳ニシ其ノ使用人、注文取リテ至ルマデ斯様ナ辭ヲ吐露シテ居ル。大佐ハ極東情勢ニ對スル日本人ノ感懐ニ對シテ、彼等ノ眞ノ意向ト態度ヲ感知スルコトハ絕對ニ不可能トシテ居ル。即チ彼等ハ戰爭ニ對シ全ク無關心ノ様ニ見エ社交界ニ於テモ此等ノコトニ觸レヨウトシナイ。支那事變ニ對シ或ハ已ニ習慣的トナツテ言及スルコトガ厭ニナツタノカ、或ハ日本民族ノ紀律ヲ嚴守スルト云フ點カ、或ハ其ノ他ノ何

カノ原因ニヨルモノカ説明出來兼ネルトシ今次ノ佛印南部進駐ニ對シテモ殆ンド無關心ノ様ニ見エタ。トツケ加ヘタ。

嘗ツテ大佐ハ日本ノ軍隊ノ動員時ニ或ル公共ノ場所デ「公共ノ場所ニ於イテ軍事ヲ論ズル勿レ、違法者ハ之ヲ拘留ス」ト云フ布告ヲ見タ。之ニ對シテ彼等ハ實ニ忠實デ、若シ何人カ之ニ對シテ問フコトアルモ彼等ハ聲啞ヲ真似テ問ハレテ居ル意味ガ判ラヌ云フ振リヲシテ居ル。外國電報デハ已ニ在留英、米人ガ撤退ヲ開始シタト傳ヘテ居ルガ大佐ガ日本ヲ發ツ迄一向斯ル様子ヲ見ズ平時ト變ラズ安居シテ居タト。日本國內ノ現狀ニ就イテ、大佐ハ左ノ點ヲ舉ゲテ説明シタ。即チ物資缺乏ガ甚シク、政府モ亦嚴重ニ統制ヲ施シテ居ル。其ハ斯ル狀態ニ國民ヲ慣レシムル可ク訓練スルモノカ、又ハ眞ノ物資ノ缺乏ニ由來スルモノデラウ。

彼ハ茲三年間ト云フモノ豚肉ヲ味ハズ、牛肉ハタ
マニ得ラレル位デ、野菜類モ選擇スルコトヲ許サ
レズ、毎朝ノ市場ニ於テモ皆行列ヲ作り、自分ノ
順番ガ来ルマデ待ツ以外方法ナイ有様デ、牛乳砂
糖ノ類ニ至ルマデ、殆ンド統制ヲ受ケ「ミルク」
ヲ購フ場合デモ醫師(病氣ノタメニ必要ト云フ證
明)ノ證明書ヲ必要トシテ、其ノ買先モ指示サレ
テ居ル有様デアル。以下略 (八・三二―中原報)

タイ・佛印國境委員會開ク

タイ・佛印國境劃定三國委員會は、八月二十一日
午前九時からサイゴン市廳大會議室で初會議を開
催、帝國代表矢野委員長が議長となり開會の挨拶を
行ひ、ついで佛印代表ド・ランズ氏タイ國代表ルア
ン・シット・サヤマカーン氏の挨拶があつて議事に入
り、事務局の構成、本會議の議事規則を決定すべき
小委員會、國境劃定の順序、方法に關する小委員會、
非武装地帶監視方法研究の爲の小委員會設置等の議
案を上程、約一時間で第一回の公式會議を終へた。
(八・三二―東日)

新外相事務補佐「ルアン・ヴィジット」の
對ロイター特派記者談話

二十三日駐盤谷ロイター特派員に對して、新外相
事務補佐官「ルアン・ヴィジット」氏は次の如き談
話をなした。
「泰民族は平和を熱愛し、一小國とは言へ、人類
の安全、保護の點に關しては全力を盡し、之が助
成に努めて居る。曾つては巨額の金を投じ、第一
戰役のポーランド國內の腸チブス救済に乗り出し、
たのも泰國である。斯様に人類の幸福と世界の繁
榮のためには力を盡し來つて居る。現在の情勢下
に在つて泰國は各國との密接な合作に應ずる準備
を持ち、人類の幸福増進と各國間の平和維持に努
力し、眞の誠意を有する國家に對しては一切の協
力と援助をなすものである。之は勿論泰國の自由
と完全なる獨立に對し保證を與へるものを指す。」
(八・二四―中原報)

タイ・濠洲關係に關するフレデリック
駐支公使の談話

盤谷に滞在中のオーストラリアの初代駐支(重慶)
公使フレデリック・エグレストン氏はロイテル通信
社の記者との會見に於て次の如く述べた。
「オーストラリアはタイ國の保全が維持されるこ
とを切望してゐる。英國はタイ國に近接する如何
なる國に對しても援助を與へるであらうと信ず
る。」
又更に

「オーストラリアはタイ國に對し友好的感情を抱
いてゐる。そしてこの友好的感情が通商及びその
他の點に於いて兩國間に積極的相互利益を發展す
る様助長されて行くことを希望してゐる。」
と述べた。

新外相外交政策發表

新外務大臣ナイ・ディレック氏は八月二十八日朝
外務省に於ける新聞記者團との會見に於てタイ外交
方針に就いて發表した。要旨次の如し。
「今回勅令により外務大臣に任命された事は私に
とつて非常に大なる榮譽でありますが、又同時に

現在の如く國際情勢が危機に直面してゐる際殊更
重い責任が課せられてゐる事を痛感するものであ
ります。
しかし乍ら我が政府の外交方針は、凡てを友とし
一人をも敵とせぬ、といふ趣旨の上にタイと諸外
國との友好關係の増進に努力してゐるのでありま
す。この方針は既に首相が外務大臣を兼任された
際にとられたものであります。
新聞は國家相互間の善意と理解とを助長し得る機
關であります。それ故私は諸君が從來外務省に對
して與へてゐた心からなる協力を希望する次第で
あります。又私としましては私が諸君に與へ得る
限り如何なる便宜や如何なる援助をも常に喜んで
致します。」
(八・二九―B・C)

駐泰、佛公使變節

駐泰、佛代理公使ロジャール・ガロー氏は二日盤
谷發飛行機でカイロに向つた。右出發はヴィシー政
府に無斷で行つたものでド・ゴール派に投ずる爲で
ある。
(九・三―盤谷・同盟電)

泰國駐在武官異動

泰國在勤帝國海軍武官高塚忠夫中佐は二日附本職を免ぜられ、後任として左近充尙正大佐大使館武官に補せられる。
(九・三一東朝)

タイ・佛印國境劃定委員會

タイ・佛印國境劃定三國委員會は、九月八日午前九時よりサイゴン市廳で、第一回非武裝地帯規定の履行に關する研究の爲め小委員會を開き、日本側委員馬奈木大佐が進行係となり討議した。なほ第二回小委員會は十一日開催される豫定である。
(九・九一東日)

泰北部に我が領事館

タイ國北部の重要都市チェンマイに帝國領事館を設定することとなり、原田忠一郎領事は去る八月卅日盤谷を出發したが、愈九日開館、日章旗を掲げた。
(九・一〇一チェンマイ朝日電)

坪上駐タイ大使信任狀捧呈

わが坪上初代駐タイ大使の信任狀捧呈式は、九月

九日嚴かに行はれた。この日午後三時半新大使は近衛儀仗兵に護られて王宮に到着、午後四時三十分、王朝時代を偲ぶ絢爛たるスローンホールに於て、日本側二見公使以下大使館員、タイ國側ナイ・ディレック外務大臣、ビヤ・パホン式部長官侍立の下に、新大使は攝政首座アーティット殿下に信任狀を捧呈した。式終了後別室で新大使以下各館員はナイ・ディレック外務大臣等と共にシャンバンを交し、互に日タイ兩國の將來を祝福した。
(九・一〇一東日)

駐泰米公使着

ウイリー・ベック新任駐タイ米公使は十二日午後二時空路シンガポールから盤谷に到着した。
(九・一一一盤谷同電)

タイ駐日海軍武官

タイ國政府はルアン・ブラチャット大使を駐日大使館武官として任命派遣する事となつた。尙現武官ルアン・ソムプラナ中佐は同大佐の補佐に當る筈。
(二〇・一一一盤谷同電)

タイ國初代大使信任狀を捧呈

駐日タイ國初代特命全權大使ビヤ・シー・セナ氏は、陞任に際し信任狀捧呈のため十月二日午前十一時水野式部官の迎引により、大使館附陸軍武官ルアン・ウイラヨーター陸軍大佐外二名の隨員と共に、宮内省差廻しの自動車で宮城正門から參内した。

天皇陛下には同十一時半鳳凰ノ間に出御、豊田外相侍立の上セナ大使および隨員に謁見仰付けられ、同大使は謹んで信任狀を捧呈、陛下には畏くも優渥なる勅語ならびに御握手を賜ふて入御あらせられた。同大使はついで隨員同伴、桐ノ間に參進皇后陛下に謁見仰付けられ、光榮に感激しつつ退出した。

タイ政策に就てクロスビー公使語る

(ロイテル無電) ロンドン十月一日發
シンガポール發

盤谷駐在英國公使クロスビー氏は、本日當地の新開記者會議に於て、タイ政府の中立宣言は眞實性を持つものであるとの意見を述べた。クロスビー公使

は英タイ關係に關する質問に答へて、「英・タイ關係は決して緊迫してはゐない。今日の世界情勢の下に在つても尙兩國の關係は常の如く聊かも搖がな

い。タイ政府が嚴然たる中立を維持する旨を宣言したことに對しては、余は衷心より満足の意を表するものである。タイは中立維持を心の底から切望してをり、又我々としても、それに對して聊かの不満を抱くものではない。我が英國は曾てタイに對して中立以上のものを求めた事は決して無く、又今後に於てもタイに對して現在の政策より更に他の何物かを要求するが如き事は無いであらう。」と述べた。

公使は又最近のタイ内閣の改造及び首相の責任の重加に關する大體の理由に就て尋ねられたのに對しては語ることを避けた。

大使は、最近日タイ兩國間の通商關係が緊密となつて來てゐる事を認めたが、最近急激にタイに接近した日本の動向に對するタイ國內の感情的趨勢に就て報じられてゐる事に關しては何事も語らなかつた

又大使は次の様に語つた。

「英國政府の政策は、各人個々の権利を尊重することであり、今やその主要なる目的は、ヨーロッパ戦争の勝利の上に集中されてゐる。戦争完遂の爲の英國及その同盟國の要求はそれ自體非常に廣大な規模のものである。然し余は個人として何等かの勸告をなし、或はデエスチュアとして英國がタイに對して特別な防禦條項を與へた事に就ては、何等の意見も述べ得る立場では無い。」と述べた。

又、將來の盤谷の英國公使館昇格問題に就て尋ねられたのに對して、クロスビー公使は、英國は駐タイ英公使館を大使館に昇格することは目下のところ考慮してをらぬと答へた。

同大使のシンガポール訪問の目的に關しては、アーキバルド・クラーク・ケラ卿を訪問すると共にダフ・クーパー氏に敬意を表する爲である。然し、ダフ・クーパー氏とは特別な話はしなかつたと附加へた。

タイ・佛印新國境劃定に關する發表

十月一日次の如きコンミニケが發せられた。最近調印された新國境劃定のタイ・佛印間の平和協定に關する交渉の結果、メコン河に散在する全七十七の小島嶼は凡てタイに還附される事になり、昨日午前八時正式にタイ領土となつた。

これら新タイ領小島嶼はメコン河を下流へチェンライからナーコン・チャムバサクに至る河上に散在してゐる。交渉は尙繼續中であるので同河上の島嶼中更にタイ領として加へられるものがあると期待されてゐる。

今回の成功は國境調整問題に對するタイ國民の一致團結による結果の一つであり、同時に日本及佛印に依つて示されたる正義と同情との發露の結果に依るものである。

これらの島嶼の取得はタイの領土擴張となるのみならず、又タイ國民に非常な利益を與へるものである。即ちこれらの島は非常に肥沃な爲である。

(一〇・二一B・C)

タイ・佛印第二回本會議開催

十月六日サイゴン市で開かれたタイ・佛印國境劃定委員會第二回本會議は極めて友好的な雰囲気の中に三國間に完全な意見の一致を見、こゝに現地作業に關する具體的な諸取極めを悉く劃定するに至つたので、愈々十月下旬から作業隊の手によつて印度支那半島の奥深く延々二千五百キロにわたる現地作業が開始される事となつた。

作業隊の編成は陸上班、水上班、空中攝影班、天文測量班から成り、これを連絡班、通信班、衛生班などが助けて現地上の國境劃定、國境標識の設置、國境線附近の地形圖製作などの諸作業を實施、明年三月末までに完成の豫定であるが、現地は全地域にわたつて人跡未踏の密林地帯で猛獸、毒蛇や悪疫の巢窟であり作業隊員の勞苦は想像に餘りあるものがある。作業は同月中旬より行はれてゐるが、その順序と開始時期は次の如くである(括弧内は當該地域に於ける作業擔當國、擔當に非ざる二國は代表を派遣して作業に立合ふ事になつてゐる)

○十月開始 舊佛領バツタンバン、ブルサット兩州の境界線およそ二百キロG線中十萬分の一の地圖に現存せる部分約八十キロ(タイ)この地域は十五G線の兩端アンコール及びメコン河に近い地方である。

○十一月開始 トンレ・サツプ湖の西北端に注ぐスツン・コンボット河の河口から經線に沿ひ十五G線に至る間二十六キロ(佛)トンレ・サツプ湖の水上約三十キロ(三國共同)メコン河の中流コン島より下流へ十五G線に至るまでおよそ百キロ(タイ)十五G線中一萬分の一地圖に現存せる部分百六十キロ(日)

○十二月開始 タイ、佛印、ビルマの三國境よりコン島北端に至るまで千九百四十五キロ、ルアン・ブラバンより上流地帯、下流は佛、トンレ・サツプ、この西北に注ぐスツン・ドントリおよびスツンボット兩河の河口に決定(三國共同)(トンレ・サツプ湖の水上國境線は此の兩河口を通過する)なほ十五G線兩端の起は三國共同作業とし、空中

撮影は必要に應じ上記各作業と呼應して行ふ。

(二〇・八一朝日)

チェンマイ市に帝國領事館

今回新設のチェンマイ領事館は十一日原田忠一郎領事以下多数在留邦人出席の下に舉行された。

(二〇・二二盤谷・同盟電)

タイ政府佛印代表との會談を期待

フランスの代表委員派遣に對し、タイ國はその會見を待機してゐる。

タイ國は印度支那紛争に關してフランスと和平解決を協議すべく常に用意を整へてゐる。

その事はフランスは現在タイ國と喜んで協議すると云ふサイゴンのラヂオ放送に答へて地方のラヂオにより再び強調されてゐる。もしフランスが放送せる如く和平解決を遂行すべき用意が萬端整つてゐるならば、タイ政府によりすでにフランスに知らされてゐる様な主義により協定のための代表委員を派遣すべくタイ國はフランス側に勸告してゐる。そしてフランス軍は國境に沿ふ侵略行動を中絶せねばなら

ぬ。それ故タイ軍も又その進撃を中絶すべきである。もしフランス軍がその提案を承諾出来なければ、我が軍も又勝利を獲得する迄戦ふであらうと聲明を結んでゐる。

こゝに述べてゐるのはこの土曜日の夜放送されたラヂオ放送の簡単な翻譯である。

二日乃至三日の間我々はサイゴン放送局がタイの領土紛争問題に對してフランスは喜んで協議し調停すると演説してゐるのを聞いた。

我々は何人と雖も攻撃を欲しない、と云ふ事を長い年月に亘つて明瞭にしてきた。我々は常に平和を望んでゐる。然るにフランス軍は我々に對し戦火を浴せ、爆弾を投下して攻撃した。それ故タイ國民は力強く報復し、我が國家の名譽を守護するために凡て起上らねばならなくなつた。さてフランス軍は現在のタイ國はラタナコーシン曆百十二年のタイ國と異つてゐる事を解さねばならない。

佛領印度支那で停戦條約に加入するがために我々は失つたタイ領土の復歸を要求してゐる。我々は平

和維持を望む、故に條約を提案するのである。そして我々同胞と共にこの條約を承諾する。しかし永久

の平和に對する保證として我々は又公正なる原理に基き國境を再整理すべく希望してゐる。しかしフランスはこの様な讓渡に對してむしろ反抗的態度を示し、状態が今日の如く展開する迄我々を攻撃した。

もし佛領印度支那が我々にその領土をゆずり渡すべく希望してゐるならば、豫め同意する様盤谷で開催される會議に出席するため任命された代表委員を送るであらう。我々は常に佛領印度支那と交渉する事を快諾する、そして決して最初からこの様な提案を拒否はしない。

そしてもし佛領印度が我々との交渉に代表委員を派遣したならば、印度支那國境にある兵士達は我々に對する攻撃活動を中絶するであらう。そして尙更我が軍隊も進撃を中止するであらう。

しかしもしフランスがこの様な提案を承諾出来ないならば、我々は勝利を得る迄戦ふであらう。

タイのラヂオは今朝再びタイは國境再整理に關し

て佛領印度支那との交渉を快諾する旨二十六回目の聲明書を送つた。

その聲明書は豫め同意すべく盤谷に於ける會議に出席する代表委員を何日派遣するか、又前線のフランス軍は我々への攻撃を何日中止するか、又代表委員は何日盤谷に到着するかを尋ねたものである。

(二・一三—B・C)

新聞記者會議に於けるタイ諸政策に關しての

ルアン・ヴィチット・ワタカン氏の談

定例新聞記者會議が今朝外務省に於て外務大臣補佐ルアン・ヴィチット・ワタカン氏の司會の下に開催された。

ワタカン氏は現下の安定せざる世界情勢と小國を繞る列國間の紛争の齎らす影響とに言及し、軍事上或は經濟上の重要な地位を占める小國としてのタイの困難なる立場を指摘し、今やタイはその外交問題の處理に當つては細心の注意を必要とするといふ事を述べてゐる。

又氏は、タイ日刊新聞の外國報道機關に依つて屢

々發表せられる論策は現下の情勢に對し注意を怠ることにより我々に不利な情勢を齎らす兇器となる恐れのあることを特に指摘し、出席者一同の注意を喚起した。

最近タイの情勢に關する誤れる流説に就ては政府として防止する何等かの方策ありやとの間に對してワタカーン氏は、昨夜國內在留外國人諸團體に對して發表したビブン首相の聲明書に言及し、これは又同時に外國通信員に對しても適用されるべきものであると述べ、我々は首相の聲明書に對して在留外國人並に通信員達がどの様にその意あるところを會得し、協力するであらうか、冷靜に待たねばならぬと述べた。

萬一、在留外國人の或る者に依つて國家の平和を亂さんとするが如きことあれば、當然追放條令に照らし國法を以て處理されるべきものである。

ワタカーン氏は又、外國新聞にて如何にタイはその中立を維持し得るやといふ事が非常な問題となつてゐるが國家の中立はその國力が均衡を保つた時に

於てのみ維持する事が出来るものであるといふ事實を指摘し、新聞社代表の注意を喚起した。更に又氏は、國家の獨立を維持することは即ち我が政策の根本精神であり、我々はその精神に立脚したものであるならば如何なる方法をも善んで採り入れるであらうと述べ、更にこの意味に於ける最善の方法は嚴正中立と列國との友好關係の維持であると附加へた。

タイは何時迄その中立政策を維持し得るやとの質問に對しては、ワタカーン氏は、我々は我々の持つ全能力を以てその中立を維持し、又擁護するであらうと述べた。

盤谷駐在の日本大使がタイ問題に關し日本政府に報告の爲歸朝するとの報道に就て尋ねられたのに對しては、政府は未だ正式通告に接してゐない旨を答へ、情勢報告の爲め、大使或は公使が歸朝する事は、今日では多くの國に於て通常行はれてゐる事であり、その意味に於て日本大使の召還も特別の意圖を有するものではないと述べた。

ワタカーン氏は又、坪上大使との個人的友好關係

を顧みて大使の高尙な人格と正義感とを稱讚し、大使は決してタイに不利益となるが如き報告をなすものではないと述べた。

又氏は、タイ國境方面への英國及び日本の兩國の軍隊の移動に就ては、最初からタイ政府に通告があつた旨を認めた。然し乍ら兩國軍隊の移動の詳細に就ては通報が無いと述べ、次いで兩國がタイに對し攻撃をしないとの保證をしてゐる旨を繰返した。

又、先般來盤したフイリッピンのジャーナリスト、ロムロ博士がシンガポール新聞記者とのインタビューに際して、日本が南部タイの要港の使用の便を與へるやうタイ政府に要求したと斷言した事に關して、その眞疑を尋ねられたのに對し、ワタカーン氏は次の如き長文のステートメントを發表した。

氏は、現下の世界の隅々にま波及しつゝある神經戰爭は、凡ゆる方法、手段に依つて猛烈に續けられてゐるが、我が政府としてもこれら凡ての流説を一々否定することは不必要である。

然し乍ら、余はロムロ博士の友誼を深く信ずるも

のであり、この事に就ては、博士の誤解があるのである、この事にかと思ふ。

ロムロ博士の確證に依れば、ビブン首相及び外務大藏の兩大臣がタイは日本からの如何なる攻撃に對しても最後迄抵抗する決意を有する旨を強調したと傳えられてゐるが、事實關係各大臣は決してその様なことを述べてゐない。反つてその反對に、タイは特に日本のみを對照とするものではなく、凡ゆる國家より起り得る攻撃に對して抵抗するものである事を述べたのである。

博士の確證したる如き、日本がタイに於ける軍事基地を要求したる事實は全く無しと斷言し得るものであり、又斯の如き交渉が過去に於てなされた事實も無いのである。

ロムロ博士は又、盤谷駐在の日本大使がタイ商務局長に對し南部に於ける築港を日本の手に依つて行ふことを交渉したと述べた事に對して、同長官はかかる事實なしと斷乎否定せよと余に要求されたのである。と述べ、右の事實を否定してゐる。

共榮圏内に於ける自給自足を確保する爲め、日本の實業家團體の支部を盤谷に設立することになつてゐるとの報道に關しては、ワタカーン氏は正式な通告に接しない旨を答へた。

タイ國民をして親英、親日の二派に分けんとする一部外國人オウサーバーの動きに對し政府の執るべき態度を尋ねられたのに對しては、ワタカーン氏は、

「その様な誤れる考へを持つ者は必ずや後日後悔するであらう。何故ならば、タイ人は分離さるべきものではなく、又タイ以外の何物に對しても殊更に負すべきものではないからである。」と述べた。

氏は又タイと米國との現在の關係に就て言及し、氏は先頃新駐タイ米公使と會見したが、公使はタイに對し非常に友誼的なものを持つてゐる事が感ぜられ、今後彼に依つてタイ米兩國間に蟠る或る種の誤解を一掃すべく努力されるものと見られると語つた。

又、米國に於てタイが建築材料として用ひられる鐵等の商品の注文を行つた事に關しては、米國政府

はタイに都合の良いやう取計らつてゐるらしく感知せられたとワタカーン氏は語つた。

次いで最近行はれた平和運動の結果に就て尋ねられたのに對して、氏は、

「先頃盤谷の多數の外交團代表と懇談したところ、何れも我々の運動に賛意を表した」と述べ、更に「この運動はこれら外交團代表をして凡ての國家と交友關係を維持するといふ我々の希望をしつかりと信するやうに導いた。然し乍ら彼等は我々の運動に賛成するものは、現在のところでは交戰國政府の間には恐らく一つとしてないであらうとの意見を述べてゐる」と語つた。

米國公使ナイビラ氏訪問

米國公使ウイリーベック氏は、交通省副大臣兼宣傳局長官ナイビラ・オスタノング氏を宣傳局に訪問、地方の報道に關し一時間に亘つて要談した。

(一〇・一五—B.C.)

英公使の外交的抗議

最近達した外國電報は盤谷駐在のイギリス公使に

より述べられた新「外交的抗議」を報道した。

その外交的抗議とはイギリスがタイに對しても他の權益中、タイの鐵道及び港の使用權要求及び南部タイ國境の防衛に對し、タイ・イギリス共同配備を要求する特別な陳述である。

しかし乍ら之に對し、クロスビー氏は以上の報道は故意に捏造せるものであり、それには一言の眞實も含まれてゐない旨を陳述するべく公使館情報部に委任した。

(一〇・一六)

佛印兵バイリーラヨデツチ州に越境

十月八日朝、二十七名の佛印官憲及兵士、二名のクメール人警官がバイリーラヨデツチ州バンブーク村の民家に侵入し掠奪せんとしたが、シン・バンベ警察中尉の指揮する七名のタイ警官は約十分間に之を撃退した。

佛印軍は死者三名を出したがタイ側は一名の死傷者もなかつた。

(一〇・一八—B.C.)

瓊崖協會タイへ委員派遣

南洋華僑八百萬中、海南島出身者は三十萬に達し

盤谷を主として新嘉坡香港等に活躍し、從來海南島への送金額は年七百萬元から二千萬元に達し同島經濟面に至大の關聯を有してゐる。昨年皇軍海南島上陸後は個人送金も杜絶し彼等の動向は頗る注目されてゐたが本年一月海口に瓊崖華僑協會設立され對華僑工作に積極的活動を開始すると共に島内治安回復と新政權の和平運動の進展と相俟つて在泰華僑に多大の好影響を與へ設立五ヶ月早くも入會會員數三千名を突破し月六十萬元の送金を見るに至り、殊に最近歐洲情勢の急變に伴ひ入會者激増し且海南島と南洋方面華僑の往來も活潑となり同協會の統計によると七月中の出入華僑數は一千五百五十一名に達す。

同協會は今回泰華僑の送金、郵便物その他の事務處理と合せて現下海南島の紹介を目的として盤谷に駐在員二名を派遣海口發赴せしめたが、同協會は今後可急的速に事變前の送金額に回復せしむべく大に努力してゐる。

(南洋十月號)

在泰印度人引揚げ

泰在住インド人一萬二千の内約二千が最近續々と

印度、馬來方面へ引揚げた事實あり、緊迫せる東亞情勢に關聯して注目される。引揚理由は判然せず、英官憲の引揚命令も未だ發せられぬ模様だが、彼等の間に東亞情勢に對する不安感が濃く、殊に英國側よりの物資購入困難で現實に商賣不振であること、英米の泰資産凍結實施を危惧してゐること等によるものと見らる。
(一〇・二八、盤谷東朝電)

在留邦人に英の宣傳謀略

泰國に於ける宣傳謀略に血眼になつてゐるイギリスは、從來主として泰人を目標として輿論攪亂に努めてゐたが、最近泰在留邦人を目標として尤もらしきデマを流布し或は新嘉坡から日本文の日獨離間宣傳文を送附して日米戦争を惹起せんとするはドイツの謀略なりなどと盛に宣傳しつゝある。
(一一・二二、盤谷東朝電)

タイ國、濠洲と公使交換

タイ國官邊は十一月三日、濠洲政府との間に近く公使を交換すべく、兩國間に於て協議折衝中である旨言明した。
(一一・三一、盤谷發同盟)

佛、駐タイ公使更迭

佛政府は十一月五日ロジャー・ガロー駐タイ公使を罷免し、新公使としてジョセフ・マリ・ドベレフオン氏を任命した旨發表した。また在サンフランシスコ總領事クロード・マリ・ブレアル・ベイサンジエ氏は佛印政府外交部長に任命された。ガロー駐タイ公使の罷免は、同公使のドゴール派接近の傾向が顯著だつた爲と解されてゐる。
(一一・五、ウィーン發同盟)

泰國近く戦火に捲込まれん?

泰國放送局は昨夜の放送に於て泰國が近く戦火に捲込まれることは到底免れ得ないだらうと言明し、各方面の衝動を惹起してゐる。その要旨左の通り。泰國は今雨期の末頃から乾期の初頃に於て遂に戦争に捲込まれるに至るであらう。故に全國民はこの戦争航路から船を外に取り凡ゆる手段で中立擁護に努力せねばならぬ。國民は常に怪奇なる國際情勢の展開に注意を拂ひ且よく之を認識し如何なる不測の突發事件にも對處し得べき準備を必要とす。之が爲

には國民は享樂生活を放棄し官吏も即刻ダンス、宴會等をやめ政府の指示に従つて全力を國家の安寧保持に集中せねばならぬ。
(一一・二二、盤谷同盟電)

坪上大使のタイ國觀とタイ側解説

駐タイ坪上大使は十月二十四日同盟通信社特派員に對し一問一答の形式により在タイ二ヶ月間のタイ國印象と日タイ關係を語り、タイ國政府當局は十一月十日右會見談の全文とタイ側の解説を盤谷放送局からタイ語及び英語を以て放送せしめた。大使談及び解説左の如し。
(坪上大使談)

問 最近ビブン首相とお會ひになつた時どんな話があつたか。

大使 二十一日に會見した時首相はタイ國の中立政策を強調し、タイ國は日本との間に友好條約があり、又イギリスとの間には不可侵條約があるので、タイ國の中立が蹂躪される恐れがあるとは思へぬ、従つて改めてこれ以上何處からもタイ國の獨立を保障して貰ふ必要は認めぬ、同時にタイ國は

侵略者に對しては他くまで自國を防衛する決意があると言明してゐた。

問 ビブン首相の印象はどうか。

大使 首相とは二度會つたわけであるが、革命時代からの指導者であり、誠心誠意を以つて事に當る人で、十分信頼の置ける人物であるといふ印象を深くした。

問 今回の日本の政變(東條内閣成立)がタイ國に及ぼした影響はどうか。

大使 この間ビブン首相に會つた時東條内閣の政策について訊ねられたので、自分は勿論新内閣は個々の政治問題には近衛内閣とは異つた意見があるかも知れぬが、日本の根本方針は政變によつて些かも變動するものではない、タイ國に對しては日本は既存の友好關係の精神に沿ひ、他くまでタイ國の獨立を尊重し、日タイ間に友好的經濟文化關係の存続を希望してゐる旨を答へておいた。
問 最近タイ人の對日感情は悪化したと傳へられてゐるが、大使の考へは如何。

大使 一部にはかゝる策動宣傳をなすもののあることは事實だが、一般タイ人が對日惡感情をもつてゐるとか、タイ政府部内にかゝる空氣があるとかいふことは全然誤りと信ずる。

問 イギリスとタイ國の軍人密約説が傳へられるが、これはどうか。

大使 これも事實でないと思ふ。それはタイ政府の聲明する中立政策に違反し、却つてタイ國の獨立を危うくすると思ふ。

問 タイ國の中立政策の本質についてはどう考へてゐるか。

大使 現在のタイ國の執るべき途は嚴正中立以外にない。タイは自分の力で守れるだけ中立を守るであらう。

問 大使は現在の日タイ經濟關係は満足すべきものと考へるか。

大使 日本は今大體欲しいだけの物をタイ國から買つてをり、支拂方法は英米の對日資産凍結にかゝらず友好的措置により解決を見たので、甚だ好

調なる通商關係が行はれてゐる、たゞタイではもつと多くの生活必需品を日本から輸入することを期待してゐる、今後の日タイ兩國の經濟關係はますます順調なる發展を見ることと思ふ。

問 一般にタイ人は東亞共榮圈なる言葉を嫌つてゐるやうに思ふが如何。

大使 日本がタイ國に希望してゐるものは、タイ國がますます發展して強力なる國家となる事だ、タイ國が強力なる獨立國家として存在することは、東亞の安定のため貢獻するところが多い、即ちタイ國が強くなることは日本のためにも、又東亞民族のために喜ぶべきことである、このためには日タイ間にまず民族的理解を深め、固き友好關係に立ち、相共に共存共榮の理想のため邁進すべきであらう。日本政府の根本方針たる東亞共榮圈の確立は、決して日本のためだけの共榮圈でなく東亞全民族のための共榮圈でなければならぬことをタイ國民に信ぜしめるやう努力し、兩國民の間に互に信頼の念を深め、誤解ならしめぬやうにせねばなら

(タイ側の解説)

(一〇・二五―盤谷發同盟)

此の會見談は、坪上大使が如何に善くタイ國を諒解し、且つタイ國に好意を寄せて居るかを示めすものである。同盟記者の質問に對する坪上大使の答へは、世界の情勢並にタイ國の實相に對する同大使の正しき認識を示すものであり、此の際同大使が右所見の公表を行つたことは日泰兩國の利益のため大なる貢獻たるを失はぬ。我等は同大使の努力によつて日泰間に現に存する友好關係が愈々圓滿に昂揚せられむことを期するものである。尚ほ外務副大臣ルアン・グイチャット・ワタカーン氏は右放送に關し坪上大使の會見談は日泰兩國政府間に完全なる諒解の存することを表示するものである、日泰間に誤解を生じつゝありとせば、それは私的利益を代表するもの、間に行はるゝ誤解に過ぎぬと語つた。(一一・二二―盤谷タイムス)

國境劃定細目協定

矢野泰・佛印國境劃定委員長は八日盤谷着、盤谷

に委員會本部を置き十四日からチエラロン大講堂で非武装地帯に關する細目協定を行ふこととなつた。(一一・二二―盤谷發同盟)

獨・タイ大使交換

タイ軍部機關シークルン紙の報道によれば、獨・タイ兩國大使交換交渉はこの程まとまり、兩國公使館はそれ／＼大使館に昇格、エルストン・ウエンドレル氏が初代駐タイドイツ大使に決定した。(一一・二二―盤谷發同盟)

石井情報局長タイ轉任

情報局第三部長石井康氏は今回大使館參事官に任ぜられタイ國在勤仰付られることになり十一月十八日左の如く發令された

情報局情報官兼外務事務官

正五位勳四等 石 井 康

任大使官參事官(二等)タイ國在勤被仰付

石井氏は昭和十五年九月外務省會計課長からサン

フランシスコ總領事に任ぜられ、十二月情報局の創設と共に初代第三部長となり、緊迫せる國際情勢下



情報、宣傳に活躍してゐた。(二二・一九一東日)
タイを繞ぐる大東亞危機に關しての
シンガポール新聞の見解

大東亞に於ける平和確立の唯一の方法は世界各國が等しく弱者の侵略國として認めてゐるところの日本に對し、強力なる力を以つて對應することである。又現在の緊迫せる情勢を終結せしめるには必要なる事は、米國と英國の強硬な對日宣言であつて、日本が近き將來に於て行ふであらう如何なる行動に對しても、「非常な關心を有する」旨と、「絶對不承認」等の生ぬるいものではなく、日本の行動の一つ一つに對してもつて活潑なる反對を加へる事である。日本に對しては、既に道理に訴へる時は過ぎてゐるのである。今まで一度でも日本が道義を辨へたならば、大東亞の危機は今日來らなかつたかも知れない。我々が絶えず用意せねばならぬ事は、日本の暴力に對しては同じく我々は暴力を以て報ひなければならぬことである。獨逸の暴力によるヨーロッパ罹災者(獨逸によつて占領された國家)の經驗した實例に徴す

れば、彼等は中立保持の爲めに無益な努力をなした結果は、英國の援助を求めた時は既に餘りにも時期が遅かつたのである。彼等は結局に於て守られなかつたところの、暫々反覆された樞軸の規約をあくまでも信頼してゐた。如何なる小國家であつても、若し樞軸がその國に對して何等かの計畫を持つならば、その國の中立保持は到底不可能である。その國の執るべき最も賢明な策は早く他の國の援助を求むるか或は樞軸國の不當な要求の下に甘んじて屈するか何れかである。

英國は若しタイが英國よりの援助を受けることを心から希望するならば、タイの獨立確保の爲めに唯一の援助者となる用意がある。

英・米兩國はいつの場合にもタイに對する援助を心から喜んで行ふものであるといふ事を、凡ゆる機會に正言堂々と聲明する必要がある。

萬一、の援助が受け入れられず然して日本がタイを占領したとするならば、同時にタイの英國との不侵略條約は自動的に消滅しつゝあるものと看做

されねばならぬ。そして又斯の如き日本の行動によつて英・米兩國の利益が危機に直面する事も考へられねばならぬのである。

現在の危機に際しタイの最も安全なる方策はタイは日本の威嚇に對應して英米の援助を快諾するといふことを公表することが唯一の方法である。そして又その威嚇を完全に除去する事が出来るのである。然し乍らタイが若し英米のこの提案を拒絶したならば、日本は必ず軍隊を侵入せしめ、タイは忽ち戰場と化するは必然である。

即ち南方に於てタイが英國と結びつく場合共處にこの危機を脱し得るに役立つものは即ちビルマの存在である。現在の日本の勢力の擴大と之による如何なる威嚇に對しても日本の力以上のものを發揮して對抗し得るものはビルマのみである。

以上の如くタイに緊急課せられた問題は、タイは英國と結び日本に對抗し自らの領土保全に邁進するか、即ちタイは日本に對抗して自らの領土保全に邁進するか、或は日本の要求に屈服するか二途であ

る。

一方然し若しタイがその空・海兩基地を日本の占領に委ねるやうな事があるとしたならば、タイは英國の老なる軍事的壓力を負担せねばならぬであらう。従てタイ政治家は今それを充分考慮して再びタイの中立堅持の決意を繰返し表明した。そしてタイ國民も自國の中立を放棄して如何なる行動の渦中に捲込まれる事も好まぬやうに思はれる。

在タイ米人引揚勸告

タイ駐米國公使館ではこの程在タイ米人に對し萬一の場合に備へ引揚げの準備をせよと勸告した。

在タイ英人引揚勸告

タイ在留米國人約二十名に對し、十一月三十日米國公使館が引揚げを勸告したのに引續き十二月三日英國公使館も約三百名の在留英國人に引揚げを勸告した事實が傳へられた。(二二四一〇谷發東日)

日本軍進駐開始

我軍は首都バンコックを始め東部、南部の各要地

に向ひ堂々平和進駐を開始した。

日本軍は十二月八日マレー半島タイ領土のシャム灣に臨む數地點にそれ／＼上陸した。

(二二八—盤谷)

盤谷の邦人婦女避難

帝國大使館は十二月七日午後十一時邦人婦女子の避難命令を發したので、婦女子三百八十名は直に三井棧橋に集合乗船、八日早曉撤退を完了した。

(二二八—盤谷發同盟)

皇軍タイ國進駐

情報局發表(十二月八日午後八時廿分)

日本軍の泰國內通過に對する泰國側の便宜供與に關し本八日午後零時卅分日泰間の交渉成立せり

大本營陸海軍部發表(十二月八日午後九時)

帝國陸海軍部は緊密なる協同の下に今八日泰國に友好的に進駐を開始せり

○

日タイ友好關係促進の趣旨をもつて十二月八日坪上大使とピブン首相との間に左記要領の日タイ協

に關する協定成立し、署名を了した。

一、タイ國は東亞に於ける緊急事態に處するため日本に對して日本軍の泰領通過を許すと共に通過のため必要なる凡ゆる便宜を供與し且つ速かに日泰兩軍の間に發生の可能性ある衝突を回避すべき措置を講ず。

一、日本はタイ國の獨立主權及び名譽を尊重することを保障す。

(二二八—盤谷發同盟)

タイに反日記事取締申入

バンコック日本大使館岩田情報部長は十二月九日午後二時ウイラ宣傳局長と會見し、英米系並に重慶系新聞紙の反日記事禁止に關する申入を行つた。

(二二九—盤谷發同盟)

皇軍タイ進駐光景

わが主力大部隊は十二月九日午前十時堂々トラクの大縱隊を連れてバンコック市内に入つた。この日バンコックへの沿道には在留邦人が日章旗を手に手に歓迎陣を布き、湧き上る感激に眼には涙さへ浮べて日章旗を打ち振りつゝ萬歲々々の歡聲をあげ

は、一方タイ人は初めて見る皇軍の威容に感嘆の聲をあげて畏敬の眼を以て行進を見送り、中にも無邪氣なタイ人の子供達は歡聲をあげて皇軍の後を追ひかける、かくて日タイ兩國國民の熱誠あふるゝ歡迎裡にわが新鋭大部隊は何等の障害もなくバンコック市内進駐を完了した。

(二二九—盤谷發同盟)

帝國タイ獨立尊重聲明

駐タイ帝國大使館は日本軍のタイ領土通過に關し十二月九日午後四時左の聲明を發し、日本軍タイ國通過の眞意を闡明した。日本軍がタイ國通過の要を生じた所以は南太平洋の平和を維持すると共にタイ國に對する英國の侵略を未然に防止せんとするにあつた。日本は軍事行動を起すに當つて豫めその事情をタイ政府に申入れると同時に今後日本軍のタイ國內通過並にこれに伴ふ便宜供與方について協議したが、タイ國政府はこれを採擇し、こゝに兩國間の申合せが成立した。これにより従來の日タイ關係が確乎不動であつたことが立證されると同時に、タイ國が第二のユーゴ、ギリシヤたることを免れたことは

同慶に耐へない。この點でタイ國指導者の聰明に對して滿腔の敬意を表するものである、本申合せは特にタイの主權、獨立、名譽を尊重することを約束してゐるのであるが、これは要するに日本軍の通過があくまでも一時タイ國に道を借りるに過ぎざると共に、日本の目標があくまでも英國にあつてタイ國でないことを意味するものである。

(二二一〇—盤谷發同盟)

タイ國日本大使館陣容強化

十二月十日左の如く發令された。

- 鐵道監察官兼 外務書記官 高 瀬 傳
- 任大使館一等書記官(三等)タイ國在勤を命ず
- 兼 食糧管理局事務官 柴 野 和 喜 夫
- 兼 食糧管理局書記官 官
- 外務書記官(三等)タイ國在勤を命ず
- 兼 遞信書記官兼 外務書記官 横 田 信 夫
- 兼 貿易局書記官 官
- 任大使館二等書記官(四等)タイ國在勤を命ず

任外交官補(七等)タイ國在勤を命ず
正四位勳三等 横山 正幸

佛印派遣特命全權大使隨員被仰付

陸軍中佐 岩橋 一男

佛印タイ國國境劃定委員會における帝國委員被免

(二二・二一―東日)

日タイ攻守同盟締結

タイ國は英米の執拗なる策動を排し、大東亞戰爭開始と共に斷乎日本の陣營に参加し、大東亞新秩序建設に協力の決意を爲し、坪上駐タイ大使とビブン首相との間に折衝懇談中の處、昭和十六年十二月十一日午前十一時(日本時間十一日午後一時)兩者の間に日タイ攻守同盟締結に意見一致し、即日我が情報局より左の如く發表された。

情報局發表(十二月十一日午後一時)本日午前十一時(泰時間)坪上大使、ビブン首相との間に日泰攻守同盟締結につき意見の一致をみたりとの報告を受けた。

斯くて引續き兩國に於て友好裡に右條約締結の手續を進め、我國に於ては同月二十日樞府本會議を開いて條約案文を審議、可決し、御裁可を得た。また之と併行してタイ國側に於ても一切の國內手續を完了、坪上大使は帝國政府の電命により、二十一日午前十時(日本時間正午)バンコックに於て、ビブン首相との間に歴史的の「日タイ同盟條約」正式調印を了した。

○泰英公使引揚ぐ

バンコック十二日發電。バンコック・クロニクル紙の報道によればクロスビー公使以下バンコック駐在全英國公使館員は十日夜ビサンローク行の列車で當地を引揚げビルマ方面に遁走した。

(註。これは後にて虚報なりし事判明せり。)

ビブン首相の祝電

タイ國ビブン首相は十二月十日午後七時嚇々たる戰果をあげつゝあるわが陸海軍に對し左の祝電を發し、之に對し我が東條首相より答電を送つた。

開戦日を出でずして嚇々たる戰果を收めたる日本軍隊の勇武は痛く予を感激せしめたり、茲に閣下に對し衷心より祝賀の意を表し併せて貴國民の慶福を祈る。

原田領事引揚

北部タイ方面に對する英國軍侵入の危機が迫つた爲めチェンマイの原田領事以下在留邦人は同地を引揚げ十二月十日無事バンコックに到着した。

(二二・二一―盤谷發同盟)

タイ米英と斷交

日タイ攻守同盟締結に意見一致せるによりビブン首相は十二月十三日午前十一時より首相官邸で日本新聞記者團と會見、タイ國は米英に對して宣戰布告をするかとの間に對し「米英兩國との外交關係は事實上斷絶の状態にある」と答へ、更にタイ國內にある米英の資産に對し政府は日本軍と協力して善處すると述べた。

(二二・二四―盤谷發東日)

タイ駐日大使更迭

日タイ關係の緊密化に伴ひタイ國政府は今回新に

ナイ・デイレック外務次官を駐日大使に任命するこゝとなり、二十日午後駐バンコック帝國大使館にこの旨通知があつた。

(二二・二〇―盤谷同盟電)

駐滿公使館新設

泰國は從來東京駐刺セナ大使に對し滿洲國外交事務を管掌せしめてゐたが、日泰軍事同盟の締結により滿洲國との關係も密接となつたので今回駐滿公使館を新設するに決し、初代駐滿泰公使に現駐日大使館附武官ルアン・ウイラヨ中佐が任命される事になつた。

(二二・二四―盤谷同盟電)

タイ首相、蔣に反省を促す

ビブン泰首相は二十五日夜ラヂオを通じて蔣介石宛、日支抗爭の無益なる所以を述べ、今や大東亞民族は共に起つて東亞の聖戰を戦ひとるべき時で重慶政權が進んで日本と相互了解を求むべきだと主張した。

(二二・二七―盤谷同盟電)

軍事

印度支那自由軍

昨夜のラヂオ放送によれば、印度支那自由軍は今や戦備全く整ひ、タイの武装軍と協力して印度支那獨立復興のための戦に臨まんとしてゐる。尙印度支那那自由軍に對する志願兵は殺到してゐるが、ラヂオ放送も印度支那に於ける同胞に對し、タイ國に對する忠誠を報道してゐる。(二二五—B・C)

出征軍人家族援護の計畫

閣僚會議は現在出征中の豫備兵の家族を援助するため、國防省による提案を滿場一致可決した。次にその提案事項の二三を列擧する。

出征軍人家族の者が病氣をした際、この家族の者は無料で政府の病院又は政府が指定した病院で受け入院も又無料で出来る。

もしも訓練のため召集された豫備兵が政府からの

支拂をうけてゐないならば、又軍隊より十六銖以下の支拂しか受けてゐないならば、官立學校ではその家族達の授業料は免除される。又私立學校も之を施行すべく要求されてゐる。

内務省當局は陸軍司令部地方軍司令部と協力して出征軍人家族の生計に關して助言を與へたり、世話をしたりするための機構を設立した。それ故出征家族の者は政府や一般市民達より適當に援助される事になつてゐる。(二二五—B・C)

戰況 (一月七日)

在タイ佛人に對する警察命令

フランス人は盤谷及びドンブリの區域以外の場所に居留する事を許されてゐない。そして之等の區域に居留する人々は昨日警察當局により發せられた危急令に従ひ、昨真夜中より七十二時間以内に盤谷に移轉するか、又は全然この國を去るか、いづれかを要求されてゐる。この命令は、年齢、男女、職業のいづれを問はずは誰にでも適用される。

警察當局は又佛蘭西人が、彼等の居留してゐる縣の許可を得ずして銃砲や彈藥や又爆發物を所有してゐるフランス人は之等の法律規制により、銃砲、彈藥及び爆發物を昨真夜中より二十四時間以内即ち今夜半迄に彼等が居留してゐる地方の警察署の警察局に差出さねばならぬ。

その警察局の命令とは次ぎの如きものである。即ち之等の處置はタイ國の主權に反抗してます／＼増して行く印度支那に於けるフランス軍の侵略行為に鑑みて、國內の平和と風紀とを自衛せんが爲になされたものである。

此處に警察命令の重要な條項を擧げる。

盤谷やドンブりに居る十六歳以上のフランス人は警察當局へ彼等自身の身分證明をするべく要求されてゐる。(一七—B・C)

Palae 及び他の基地を攻撃せる我が空軍、前線の至る處で敵軍を滅滅す

大規模の戦争が昨日タイ印度支那國境の Aranya

Prags 附近で勃發した。タイ軍隊は印度支那の若干のフランス重要基地を占領しつゝ、進軍してゐる。

以上は最高司令部の情報によるもので昨夜タイ國で聲明された。今迄タイ國に對し Aranya Prades 附近の國境で幾多の侵略行動をしてきたフランス軍は、今や Aranya から Sisobhon に至る迄散を亂して退却してゐる。大砲を含む戦争物資必需品の大量が敵軍退却の追撃中タイ軍により捕獲された。

空軍の活躍

空軍は國家防禦に於いて活躍してゐる。そして尙空軍は昨日非常に活躍した。空軍飛行機は陸軍の兵營や倉庫を爆撃したところの Nong Sshang, Ban Samrong, Ban Ambul 及び Ban Chongkol を含む印度支那の基地を報復爆撃する事を遂行した。

空軍も又 Palae を攻撃し、聯隊を紛碎した。そして爆撃は Phalin や Swaichik の軍隊が集中せる處で行れた。三十臺の飛行機は昨日終日に亘つて Aranya Prades から Sisobhon に迄退却して行く敵軍を攻撃したと報道されてゐる。

五、六の衝突

Aranya Prade 戦區に於ける戦争の外に、衝突が、フランスの侵略行爲が行はれてゐる殆んど凡ての地帯に勃發した。

フランス航空機はウドーンの上空に現れ、ジャングルの中に三十箇の爆弾を投下して後逃亡した。タイ空軍は直ちにフランス航空機を追撃、之を全滅させた。

多くの戦區に於いて、激烈な砲火戦が交はされ、ムクダハーンに於いて僧院の神聖な禮拜はメコン對岸からのフランスの砲火により紛碎された。

公 報

以下は最高軍司令部公報の簡単な翻譯である。

二、三日間佛領印度支那により我々に對してなされた侵略行爲はタイ國境に沿ふ殆んど凡ての戦區に於いて最も重大な性質をもつてゐた。尙且つ一月四日附の最高軍司令部公報の外に五、六の事件が突發してゐる。その中でも次ぎのものが重要である。

ノーンカイ戦區

一月五日夕刻六時三十五分フランス軍は Amphur Phonphisai に於いて河をはさみ、民家で戦火を切つた。そして同時にメコン左河 Bag にある約十二軒の民家に火をつけた。メコン左岸の Muang Khai それは何故彼等がその様な事をするのかそのわけは知られてゐない。火が猛烈に燃えつゞけてゐる間、フランス軍は Amphur Phonphisai に於いて彼等の砲火戦をつゞけてゐた。しかし我が方には何等の損害死傷はなかつた。

ウドーンの爆弾投下

一月六日早曉三時、一臺のフランス爆撃機が Viengchandr より侵入し、ウドーン縣近傍に爆弾を投下した。我が航空機はジャングルの中に三十箇の爆弾を投下した處のフランス爆撃機を攻撃した。我が方に損害及び死傷者なし。

ムクダハーン戦區

一月五日十時二十分、フランス軍はスワナケット

からムクダハーンの Yod Srichai 寺院及び Su-

moakol 寺院の禮拜堂に向つて猛烈な砲火を浴せかけた。我々は之に應戦した。敵軍の砲聲は十時五十分に至り全く杜絶へた。

後に同日一時半フランス軍は再びスワナケットから川を横切り軽、重、機關銃で發砲した。之も我々の應戦により再び停止された。

聖堂破壊す

午後五時十九分敵は再びスワナケットから戦火を開いた。敵は終日この戦區を攪亂せんと試みた。

損害は我が方の Yod Kao Srichai 寺院の禮拜堂を破壊した。又一方機關銃の弾丸は Srionkol 寺院に命中した。その上少數の民家は被害を蒙つた。我が方には一人の死傷者もない。

Ubol Rajhani 戦區

一月五日、フランス軍司令部の下にある佛領印度支那の聯隊は、我が Chong Mek に於いて機關銃及び小銃の戦火を開いた。我が警備隊は極力之に應戦

した。

五、六の死傷者は負傷者を運び逃亡してゐた印度支那軍の中に生じた、と云ふ事が確證されてゐる。

我が方に死傷者なし。その事件が行はれた場所を調査した我が當局は、血痕が長距離に亘つて地上を掩つてゐるのを發見した。

ブリラムヤ戦區

モロツコ兵及び印度支那兵で編制されてゐるフランス軍は、Anhui 寺院に於いてこの寺院にゐる全部の僧を追ひ拂ひ、我が軍を攻撃するための陣地とした。このフランス軍の行動は佛教に大なる影響を與へた。

Aranya Prade 戦區

一月六日午前八時、フランス軍は我が國境に於て激烈な戦火を切つた。我が軍は奮然之に應戦し、常に進撃により勝利を獲得した。そして各所を占領し、三臺の大砲及び軍需品の多數と共に敵の要塞を占領した。この公報が發せられた時、敵は退却であつた。

チャンタブリ戦區

フランス軍は激烈な砲撃戦をもつてチャンタブリ戦區を攻撃し始め、今日午前十時十分 Bang Pong Sola に於いて機關銃の戦火を切つた。我が軍は極力之に應戦し、正午敵を撃退した。

空 軍

Khemrath 及びウドーン郡に侵入した敵の襲撃に報復して、我が空軍は昨日 Nong Sahang 縣のヌワケットに於ける敵根拠地を爆撃するため飛行機を派遣した。

又敵の陸軍基地である Bureranya, Ban Samrong 及び Ban Chongkol 縣の Chandapetch 要害地附近の Ban Ambul は爆撃された。

この爆撃中敵飛行機は破壊し、兵舎及び倉庫は大なる被害を生じた。一月六日我が空軍は再び非常な戦火を擧げ、敵大攻撃を遂行した。

バクスは爆撃され、多くの陸軍倉庫は破壊した。Phalin の土地及び敵軍の駐屯せるシソポンの Swat Chik は大襲撃を受けた。

飛行機三十臺の活躍

空軍は又 Aranya Prade とシソポンの間を退却中の敵軍を終日攻撃すべき卅臺の飛行機を派遣した。非常に大なる損害が Aranya Prade とシソポンの間に駐屯せる敵軍に與へられた事が判明した。事實は敵軍の砲臺は破壊され、陣營をもえたと云ふ事が認められた。編制された軍隊は分散し、大混亂を呈して逃亡した。 (一七・B・C)

戦況發表 (一月八日)

空軍の猛爆によりシソポーン市陥落す

タイ空軍は今朝シソポーン市を占領した。そして尚 Mongkolburi の終點驛に通じる大通りを進撃してゐる。

以上は本日午後タイ國にもたらされた特別電報によるものである。

尙電報は我が空軍が陸戦隊の進軍を援助しつつ、激烈な戦闘を行つてゐる事をつけ加へ報道してゐる。今朝八時航空機九臺はカンボディアにある Tole

Sap (大い湖) の周圍にある重要基地を襲撃、爆弾を投下して好戦果を擧げてゐる。

陸軍の目的地ははげしい爆撃をうけある地點では弾薬及び弾丸の倉庫や石油産地其他に命中炸裂し、大火災が勃發した。 (一八・B・C)

報復襲撃

タイのラヂオはフランス軍による無慈悲な空襲に對し報復するため種々の重要基地に爆弾を投下すべき命令を釋明する聲明書の放送をなした。この放送の内容とは即ち

我が方は印度支那の重要基地爆撃を好まざるが、自衛の意味をもつて爆撃を敢行し、我が方に對するフランス軍の攻撃を未然に防禦する事を強調してゐる。

我々は報復襲撃を決する度に、もし不意に我が方が爆撃を敢行せば、我が印度支那の同胞及び印度支那に居留せる外國人に被害を與へる結果になるであらうと云ふ警告を印度支那の住民達に發した。しかし乍らこの様な災害者に對する責任はたゞ印度支那

に於けるフランス人のみに關する事である。 (一八・B・C)

外國人引揚勸告

ラヂオ放送は我が空軍がカンボディア及び印度支那の地區に報復襲撃を遂行するため、この地區を去るやう外國人に警告を發した。 (一八・B・C)

フランスの陸軍少佐は報復襲撃中負傷す

一月六日 Nang Sahang 及び Paise に於けるフランス軍根拠地爆撃に關する電報は今日國境よりもたらされた。その報道によれば爆撃が遂行された時フランス軍は散を亂して退却した。

フランスの一將校は自動車に乗り脱走を試みんとしたが、我が飛行士は急降下し機關銃の砲火を浴せて攻撃した。陸軍少佐の肩書を持つフランスの一將校は致命傷を負つたと云ふ事が後に發表された。

同時に我が航空機は三臺の貨物輸送機を敵陣地に發見、之を攻撃し、貨物輸送機を破壊した。

我が航空機は根拠地に全機無事歸還した。 (一八・B・C)

タイ軍に有利な大戦闘

東部戦區に於ける戦闘は Aranya Prades に迄及び戦果はタイ軍側に發展した。三キロメートル以内にある目抜きシソーン大通りは既にタイ軍の手中に落ちた。一方フランス軍は大混亂し退却中である。我が空軍も又非常に活躍し、印度支那の各處を爆撃し、戦果を挙げた。以下は昨夜發せられた最高軍司令部公報の簡単な翻譯である。

ローイ縣戦區

一月六日敵は Bang Wang に於いて輕、重、機關銃及び小銃の砲火を開き、河を横斷して Koh-Thai の我が村に於いて朝九時より夕刻六時迄間歇的に砲撃した。午後十時敵は Loey 縣に迄擴大せんがため河を横斷すべく試みた。しかし敵は我が國境警備隊の砲火により撃退され、且つ非常に狼狽して退却す。我が方に損害なし。

ノーンカイ戦區

一月六日九時四十五分、敵は我が方の Ban Phan-

pha に於ける Viengchandr から機關銃及び小銃の砲火を開いた。日本の特派員をのせ、その方面を通じた自動車は、五、六の弾丸をあてられたが幸ひにも一人の負傷者も出なかつた。十一時三十分敵は再び Ban Surichengmai に於いて戦火を切つた。我が國境警備隊は之に應戦し、敵の大砲を沈黙させた。この戦闘に於いて我が方に損害なし。

ムクダーハン戦區

一月六日午後十時敵砲兵隊は戦火を開き、Ban Sainul 及び Dhatu Panom に於ける我が方へ向つて河を横切り、機關銃小銃の砲火を浴せかけた。我が軍は之に應戦し、好戦果を挙げ、夜半すぎノーンカイ及び Loey 縣に於けると同様、敵の大砲を沈黙させた。

Aranya Prades 戦區

一月六日午後十一時二十五分、敵飛行機は東方より飛び來り Aranya Prades 郡を襲撃し、十二箇の爆弾を投下した。その爆弾の多くはジャングルの中に

落下した。敵機は高射砲の砲火により撃退された。

最高軍司令部からの一月二日發の報告、即ち Hsa Sai, Amphur Chengkong に於いてフランスの軍隊が我が軍に向ひ河を横斷して機關銃及び小銃で開戦し、我が軍が之に應戦したと云ふ報告の中で、一人のフランス人が弾丸に當りその場でうつむけに倒れたと云ふ事が知れた。

尙加へてその問題のフランス人はフランス軍の陸軍少佐の肩書をもつたその地方の駐劄官であると云ふ事が知られた。

東部戦區に於ける戦闘

今日我が軍は敵に對し多大な戦果を獲得した。約三キロメートルに迫つたシソーン大通りは我が軍の手中に歸した。我が軍はすでに大通りへ侵入し、敵は多数の死傷者を出した。

我が方はフランス軍の軍曹とモロッコ兵を捕虜にした。

モロッコ兵は盤谷に連れて來られ、公使館の書面に陳述されてゐる證據物として盤谷駐在のフランス

公使館に渡される。その書面は M. Garreau が外務省に答へて印度支那にモロッコ兵は居ない旨を證明してゐる。(一・八・B・C)

戦況發表 (一月九日)

タイ軍隊のカンボディア進撃續行

タイ軍はカンボディアに進撃し幾多の敵軍重要基地を占領した。一方フランス軍は國內はるかに退却した。以上は最近の軍司令部公報の報道によるものである。空軍は陸軍と協力し特に國境からメコン河附近に至る迄のカンボディア全體に亘り侵入した。

公報によればこの火曜日九十機の航空機はこの襲撃行動に参加した。そしてこの地帯全體のフランス軍の目的に多大な損害を與へた。(二・九・B・C)

各戦區の戦況

小さな紛争はこの火曜日中に北東部戦區の各處に於いて報道された。

ナゴン・バナム地區に於いて激烈な砲撃戦が展開され夕刻に至る迄続けられた。タイ軍はフランス軍

の攻撃に對し應戦しタケークに於いてフランス軍の石油タンクに火をつけ、大炎を生ぜしめた。砲撃戦は又ムクダハーン及びノーンカイ戦區に於いて行はれた。

以下は昨夜發せられた最高軍司令部公報のざつとした蘇譯である。

ノーンカイ戦區

一月七日午後五時より敵はヴェンチエンに於いて激烈な砲撃戦を展開した。高射砲や機關銃や又小銃の砲火は我が方バーン・スリチエンノイに於ける河を横切つて開始された。

我が軍隊及び警備隊は之に應戦し、敵二千臺の大砲を殲滅した。我が方に損害なし。

ナコン・パノム戦區

一月七日午後二時より夕刻に至る迄タイ軍隊と敵軍との間に激烈な砲撃戦が展開された。重要なタケークに於ける陸軍の目的地は我が軍の砲火により命中した。石油倉庫に命中し、石油タンクは爆發し、

大火災を生じた。この報道をうける時迄火はまだ盛に燃えてゐた。

石油倉庫の外に多くの敵の弾薬が貯藏されてゐる軍需品臨時集積場に命中し爆發した。又處々の重機關銃の砲床が爆發した。我が方も又幾らかの損害を蒙つた。ある地點の民家は敵軍の砲火により損害を蒙つた。

ムクダハーン戦區

一月七日午後二時二十五分より夕刻迄スリナチットに於いて我が軍隊と敵軍との間に激烈な砲撃戦が展開された。敵は同時に三つの戦區、即ちダツ・パノムムクダハーン及びバーン・サイムルに於いて開戦した。我が方に死傷者なし。

東部戦區に於ける戦果

本日敵は彼等の前線地區を去りはるか遠方に退却した。我が軍は各處のタムボルに於ける敵の區域を占領し、尙まだ進撃中である。

空軍

昨日我が空軍は敵の陸軍根據地に爆弾を投下すべく、各方面に亘り約九十臺の航空機を派遣した。之はフランス軍がブラドス郡に爆弾を投下し、數ヶ所の砲火により我々をさまざまけた進撃に應戦したものである。

大襲撃戦

我が航空機は非常な好成績をもつてシンホーン、タムボル、ノーン Muang Surteng (以前の Chien-gaeng) Ban Smong 及び Ban Chungkul に爆弾を投下した。我が方の爆弾は殆ど敵の目的地點に命中した。シンホーン市内には火災が生じ、Surteng では石油倉庫の地點に投下し、火災が勃發した。

尚且つその攻撃を受けた陸軍の目的地にも爆弾が命中した。火災は我が飛行士が歸還する時まだ燃えつゞけてゐた。敵ははげしい高射砲の彈幕射撃を行つたが我が航空機は全機無事に歸還した。

戦況 (一月十三日)

空軍は陸軍の作戦に協力す

東部戦區に於ける戦闘はタイ軍に戦果が上り、タイ軍は勝利の進撃をつゞけ、多くの重要な敵根據地を占領した。最高軍司令部は要略してをり、作戦の詳細や占領地の名前は發表してゐないが、大々的の成功が得られてゐる事が了解される。空軍は陸軍の作戦に非常なる援助を與へ、印度支那に於ける多くの重要な基地を占領し、フランス陸軍の目的地を激烈に封鎖した。サイゴン市及び Phou Penh 市は未だタイ軍による報復的空襲は受けてゐない。之に關する聲明がタイ國のラヂオにより發せられた。

國境地方の Skisios は過去二日の間、メコン河に沿つてつゞけられた。しかし昨日北東部敵區に於けるタイ軍隊は空軍の効果的な協力を得て進撃し、或る地點で敵軍と交戦した。敵は退却し進撃はつゞけられてゐる。

以下は昨夜發せられた最高軍司令部公報の簡単な蘇譯である。北東部に於いては先きの二日と同様メコン河の堤に沿ひ砲火の攻撃戦が行はれ、尚且つ今朝我が軍は北東部戦區に於いて我が空軍と協力して

進撃を開始し、或る地點で我々に對して攻撃行動をとつてゐる敵軍を攻撃した。そして敵は退却した。昨日の激烈なる戦鬪の結果、敵軍は敗北し、その根據地より更に多くの死體を残して退却した。

(二・三・B・C)

北東部の街に於けるフランス軍の襲撃報告

空軍及び高射砲とて爆撃機を撃退す

フランス軍の飛行機はこの木曜日の夜、ヴァリンダー停車場を爆撃した。しかしフランス機は我が空軍の航空機及び高射砲により撃退された。

以上は本日の地方紙に於ける報道によつたものである。

フランス軍は四箇の爆弾を投下せるも、いづれも命中せず、中二箇は Mai 河に落下した。翌早曉他のフランス機は Amhuch Charoen 郡上空に現れ、數箇の爆弾及び印刷物を投下せるもいづれもジャングルの中に落下した、我が方に損害なし。

ウボンに於ける我が通信員から Thai Seri への報告によれば、一月九日夜敵機は約十箇の爆弾及び印刷物を投下したと云ふ事である。その爆弾の中數箇は Supat 僧院及びローマカトリック教會に落下し、僅かの被害を蒙つた。Nai Fong Siddhaharn 及びウボンの M. P. の家屋は又空襲中僅かの被害を蒙つた。

(二・三・B・C)

フランス軍はルアン・ブラバンに於いて佛像を奪ひ去る

ルアン・ブラバンに於いてフランス軍は貨財を持ち去つた上、非常に數多くの美しい佛像を各處の僧院より奪ひ去つた。

以上は今日ナンから Seri Krung に達した報道によるものである。

現在ルアン・ブラバンには數人のフランス人のみが止つてゐるのであるが、そのフランス人達は又非常の場合には逃げ出す用意をしてゐると云ふ事をつけ加へて報道してゐる。又ルアン・ブラバンに居る Kha 及び Lao の兵隊は多數逃亡したと云ふ事も更に報道される。

(二・九・B・C)

戦況 (一月十五日)

シュリンダー及びウボン戦區に於ける戦鬪。

大規模の驅逐戦が東部戦區にて迅速に行はれてゐる。

フランス軍は昨日シュリンダー及びウボンラジャ二縣に於けるタイ領土攻撃を試み、却つて多大な被害を蒙つた。タイ軍は警備隊と協力しフランス軍を驅逐した。之等フランス軍の多くは戦死した。又我が方はフランス軍より武器及び軍需品を多數捕獲した。フランス軍の攻撃は失敗に歸したが、尙彼等はメコン河國境に沿ひ、激烈な砲撃戦を交した。東部戦區に於いてタイ軍は依然進撃をつづけたが、フランス軍が退却してゐる間戦鬪は行はれなかつた。

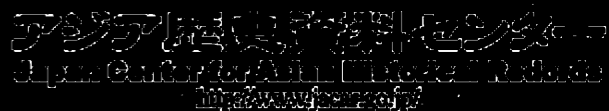
以下は昨夜發せられた最高軍司令部の公報簡單な翻譯である。北東部に於いてはメコン河沿岸の全戦區に於いては戦鬪の外にシュリンダー及びウボン縣に於いて我々を攻撃した敵軍の少數と激烈な砲撃戦が交された。しかし我が軍隊と警備隊により敵は分散し、死傷者を出した。之等戦死せる者の中に一人

のフランス軍の將校がゐた。この戦鬪の結果、我が方には一人の死傷者もなし。又我々は敵軍需品の多數を捕獲した。之は適當な折に盤谷の博物館に陳列されるから、一般市民は之を觀覽する事が出来る。メコン河の堤に沿つて交された砲撃戦の結果として我が方には一人の死傷者もなく、たゞ Srichomchuen 寺院の禮拜堂の屋根が破損した。

一方北東部の戦區(即ちウボン及シュリンダー戦區)に於ける我が軍は大戦鬪を交へずに進撃してゐる。

今朝空軍はバクスに於ける七次敵輸送船を爆撃すべく飛行機を派遣した。この輸送船は我々を攻撃すべく兵隊を満載して乗り出したものである。これにより申し分なき戦果をあげた。事實敵の全輸送船は破壊した、と云ふ事が認められる。

東部に於いてフランス軍は我が軍隊の進撃を遮断するべき何等の戦鬪も行はれてゐない。



た最高軍司令部公報の如く、敵軍を撃退したのである。この戦闘で敵はあらかじめ発表されたよりも、はるかに多数の死傷者を出したと云ふ事は確實である。(二・二五・B・C)

防空壕が盤谷市及ドンブリ市に建設される

公共的防空壕は出来るだけ短期間で盤谷區でドンブリ市に敷設される事になった。確かな筋の報道によれば防空壕の準備はすべてにその途上にあると云はれてゐる。

市と同様に縣及び郡當局の協力がこの計畫を遂行するために求められてゐる。市内に防空壕を建設するのは市の事業である。一方縣及び郡當局は市外に防空壕を作る責任をもつ事になつてゐる。

市民はこの事業に協力すべく要求されてをり、又或る者は防空壕建設のため土地を國家に獻納する様促されてゐる。(二・二五・B・C)

タイ佛印間の捕虜交換

ブラマンワン紙によると、タイ國と印度支那の捕

虜交換が豫定通りポイブより二十二軒離れた地點で行はれる。

尙同紙は以下の事を報道してゐるタイ國にゐる八十人の捕虜の一隊は、六月二十九日自動車で以上の地點迄護送された。しかるにタイ國の捕虜(二名の國境警察官及び五名の市長を含む)は未だ印度支那の領土に止つてゐる。(二・二七・B・C)

勇士への叙勳

閣僚會議は Chaichalem Smorabumi 章をつくるべく勅令を發した。

この Chaichalem Smorabumi 章は敵から國を護るべく彼等の義務を完了した軍人や警察官や非戦闘員に與へられたものである。(二・二七・B・C)

英機バンコック盲爆

十二月八日午前四時十分英軍飛行機は月明を利してバンコックに最初の空襲を行ひタイ病院、フランス人教會、印度支那銀行を始め支那街等に爆弾、焼夷弾を投じ、我が高射砲に惶惶として逃げ去つたが、

三ヶ所に火災を生じ、タイ人、印度人數名が死傷したのみで損害は輕微であつた。(二・八一・B・C)

戒嚴令發令

今朝六時戒嚴令が宣布され、タイ・佛印國境に沿ふ二十四縣、タイ國の東部、及びタイ灣の東岸に於いて實施される。

戒嚴令の宣布は昨夜發せられた勅令によるものであつて、その通告は佛印軍の侵略の結果タイ國が自國防衛の爲その一部分の力を使用する事を餘儀なくされてゐると云ふ事情を強調してゐる。(二・八一・B・C)

勅令發令せらる

勅令は次ぎの如くである。

この偉大なる國家的事業に於いて警察も非戦闘員の役人も又國民も各々の肉體的精力、その智力、その財力、及びその生命さへも犠牲にして我が國家が存在し繁榮し永久に自由で且つ平和であるためにその戦に一致協力せねばならぬ。

かくの如き事業の下に此の國に於ける平和と秩序

とを防衛するために戒嚴令を發令する事が必要である。(二・八一・B・C)

國境地方の二十四縣

戒嚴令の布かれた二十四縣は次ぎの如くである。
ナン、ウタラデット、ロエイ、チャイブミ、ウド
ン、ノンカイ、コンカーン、ナコンバンム、ロイ
エト、マハサラク、サコールナコン、ナコンラヂ
ヤシマ、ウボンラヂヤニイ、スリサク、スリンダー、
ブリランヤ、ブラチンブリ、チャクソングサフ、ナ
コンナヨク、ラヨン、ジョルブリ、チャンタブリ、
及びトラドである。

國民への通告

宣傳省は二十四縣の戒嚴令布告に關する聲明を發し、この様な状態に處する國民の義務を説明した。

第一に非戦闘員、裁判官及び一般公衆は各職務に於いて軍隊を援助せねばならぬ。

第二に戒嚴令の布かれてゐる處で犯罪を行つた者は軍事裁判所に於いて裁判が試みられ、そして裁決

が決定される。

第三に陸軍當局又は陸軍當局によつて任命された人々は彼等が適當と考へる様な搜索、差押へ、占領等の權益を有す。

第四にマハタイ局により命令が發せられた場合には、役人も國民もその命令に従つて行動せねばならぬ。(一〇・八)

盤谷に於ける空襲警報及び燈火管制

何等の豫告もなく昨夜九時頃盤谷市に突如空襲警報が發せられ、交通は即時中絶し、街は暗黒に閉されたが、防空協會適切なる活動は國民に何等の興奮も恐怖も與へず、市民もよく協力したので成績は良好であつた。(一一・七・B・C)

二十四縣に戒嚴令布かる

タイ國攝政府は皇帝陛下の名に於いて佛曆二四八四年一月八日午前六時を以つてチェングライー縣以下東部並に東部二十三縣に戒嚴令を布く旨公布した。(一二・一・九一・タイ・マイ)

ビヤ・パボンの寄附

前總理ビヤ・パボンは防空施設費として百銖を寄附した。

尚ダイテルム株式會社は空軍へ約一千銖に價する七個のバラシユートを獻納した。

首相寄附

ピブン首相は戦争救済事業に三百四十二銖を寄附した。(一二・五・B・C)

佛印よりの避難民救済資金

佛印よりの避難民救済資金は、一月七日で二千七百六十六萬六千六百七十四銖に到達した。(一二・五・B・C)

國境紛争志願兵

タイ佛印國境紛争に於けるタイ國前線志願兵は、一月十一日で十六萬四千八百八十二名に達した旨發表された。(一二・五・B・C)

公共救済事業

縣會議員ブラクラクランサモーン大佐を委員長と

し、三十九名の委員を含む公共救済事業はウボンに於いて創立された。(一二・五・B・C)

陸海軍々總官任命

陸軍々總官ブラ Soloyavadyavishah 大佐は陸軍最高軍醫官に任命され、今後現職とも兼任になつた。同じく海軍々總局長 Lek Sumitr 海軍大佐は海軍最高軍醫官代理に任命された。(一二・五・B・C)

空軍士官學校 (R. A. P. Cadet School) 設立

タイ・セリ紙所報によると、國防省は本年、空軍士官學校を設立中で生徒は來年一月より入學させる由。本校は陸、海軍士官學校と同様な制度で空軍本部の一部となる。かくて從來陸、海軍士官學校其の他から轉籍充員してゐた空軍は、今後更に有能なパイロットの訓練が可能となる。尙本校は下士官飛行士を養成する空軍訓練學校 (A. F. Training School) とは別ケ獨立のものである。

陸軍異動

國防省次官

陸軍行政部司令長官

陸軍技術部司令長官

ルアン・サウアット・ロンナロン

留任

國防省次官

陸軍行政部司令長官

參謀本部附

ルアン・セリ・ルアンリット

任陸軍技術部司令長官

兼情報局長

參謀本部附

ラタナコシンツラ艦修理完成

一昨々年以来修理中であつた前記軍艦は修理完成し、去る一月十日以來、常備艦隊に編入せる旨發表された。(一二・一・B・C)

タイ佛印事變中の損害

タイ最高司令部の公式發表によると、過般の國境事變の發端から武力抗争の終結した一月二十八日迄

のタイ軍損害は戦死一六〇名(陸軍九四海軍四一空军一三警察隊一二)重傷一〇〇名(陸軍八二海軍四空军二警察隊一二)輕傷三〇一名(陸軍二一八海軍五五空军二警察隊三二)送還病兵一六名(陸軍七海軍八空军一)で佛印側は戦死一千名傷者三千名を下さずバンブラオの戦闘だけでも佛人軍の第五歩兵大隊で少くとも捕虜一五〇名を出した。

(四・二四一B・C) (四・二四一B・C)

戦死者記念碑の建設

最近の對佛印國境紛争で戦死した人々の記念碑は近く盤谷に建設される。政府は右の爲フラ・ベチャヤンタ・ランヌリスト空军大佐以下數名を委員に任命した。

(三・二九一B・C)

タイ海軍伊太利に戦艦注文

タイ字紙記者がブライユンパーモンモントリ大佐との會見の後報するところによれば、先年タイ國海軍は伊太利に二隻の巡洋艦を注文したが、目下同國に於て建造中のところ、歐洲大戰の勃發により延期される模様であると言はれてゐる。(四・二〇一B・C)

捕虜員數

最高司令部發表によると、泰・佛印紛争以來泰軍の捕虜となつた佛印軍總數は一七二名(内佛人五九名)であるが、味方の捕虜は皆無である。右捕虜の内、後送されて最高司令部の手に移されたものは佛人及外人部隊(士官七、下士官八、兵三〇三二)、送還病兵一六名(陸軍七、海軍八、空军一)で、佛印側は戦死一千名、傷者三千名を下さず、バンブラオの戦闘だけでも佛人軍の第五歩兵大隊で少くも捕虜一五〇名を出した由。

(四・二四一B・C)

軍管區改編

國防省は四月三十日附命令を以て軍管區を改編發令した。各軍管區及各地區には夫々當該區の指揮官として軍司令官及副司令官を置く。

(陸軍)〇第一軍管區、盤谷區(盤谷、ドンブリー「海軍區を除く」、ノンダブリー、バトムターニー、ナム・バトム、スハンブリー、アユタヤー各縣)、ロブリー區(ロブリー、アーントーン、シンブリー各縣)、サラブリー區(サラブリー縣)、〇第二軍管區(ラ

チンプリー區(プラチンプリー、ナコーンナヨーク縣)、チャチャーンサオ區(チャチャーンサオ縣)、チャングブリー區(チャングブリー、トラート縣)、〇第三軍管區、ナコーン・ラチャシマー區(ナコーン・ラチャシマー、チャイブーミ、マハーサーラカーム、コーンケン各縣)、スリン區(スリン、ブリーラム、シーセーク各縣)、ウボン區(ウボン、ロイエット各縣)、ウドーン區(ウドーン、ロエーイ、ノーンカイー、サコーン・ナコーン、ナコーン・パナム各縣)、〇第四軍管區、ナコーン・サリン區(ナコーン・サリン、チャイナート、ウタイターニー各縣)、ピサスローグ區(ピサスローグ、ピチット、ウタラデット、スコーク、ターク、カムペーンベツト、ベチャブーン各縣)、ラムバーン區(ラムバーン、チェンラーイ、ブレ、ナーン各縣)、チェンマイ區(チェンマイ、ラムブーン、メーホーンソーン各縣)、〇第五軍管區、ラチャブリー區(ラチャブリー、カーンブリー各縣)、ベチャブリー區(ベチャブリー、プラチュアツブ、クカン各縣)、チュムボーン

區(チュムボーン、ラノーン各縣)、〇第六軍管區(ナコーン・シータムラート區(ナコーン・シータムラート、バタレン、トウラン、クラビー、スラート、バン・シガー、ブーケット各縣)、ソクラー區(ソクラー、サトウリン、バタニー、ヤラー、ナラチイワート各縣)、(海軍管區)サムットプラカーン區(サムット・プラカーン、サムット・サコーン、サムット・ソクラー各縣)、チヨンブリー區(チヨンブリー、ラヨーン各縣) (五・三一B・C)

愛國機司法號獻納

國法官吏による國防資金一五・七三三銖の獻金により、二臺の愛國機を「司法第一號」、「司法第二號」と命名、獻納することゝなつた。

(四・三〇一B・C)

タイ國軍最高司令部解散せらる

タイ國軍最高司令官ルアン・ビブン・ソングラム陸軍少將は、國內の諸情勢の常態に復しつゝあるのに鑑み、四月三十日以降最高司令部を解散することを命じた、これにより最高司令部附の將兵は以後、從



前の地位に復する事となり、事變中最高司令部によつて遂行せられた任務は參謀本部に移管される事になつた。同時に警備軍並に警備警官の各方面の任命も消滅する事となつた。

タイ空軍擴充

タイ國空軍の現有勢力は第一線機二百乃至三百機であるが、タイ政府では今次の佛印紛争による実績にかんがみ、空軍の擴充を圖ることとし、とりあへず三百萬バーツを投じ、双發の驅逐機を外國から購入することに決定した。(五・六・一朝日)

南部地方防備強化

昨日のラヂオ放送に依ると、タイ國の軍備は大に増強せられ、大量の武器及陸軍兵器を必要としてゐる。信ずべき情報によると、南部地方に二十五ヶ大隊の増加を含む新軍管區が成立した。又ラヂオ放送によると、佛印との戦闘に従事した兵士は臨時休暇を許されてゐるが、情況によりては十四日間以内に復歸されるかも知れぬ。(五・二一B.C.)

戒嚴令解除

泰・佛印和平成立によつて、泰國は最近最高軍事統制部を廢止、漸次平和の姿に歸りつゝあるが、二十三日更に攝政會議は皇帝の名を以て本年一月末來の廿餘州に對する戒嚴令を解除する旨布告した。(五・二五—盤谷)

陸軍異動

タイ・佛印紛争の北東軍司令長官、陸軍少將ルアン・クリエンは鐵道局長に任命される模様である。尙ルアン・セリ大佐は經濟省副大臣に留任の見込である。(五・二七—B.C.)

國防省再編制

陸軍各部再編制に關する勅令が二四七七年國防省法令により發布された陸軍各部は次の如し。
陸軍司令部、參謀本部
第一、二、三、四、五、六軍司令部、監督總監部、防空局、測量局、軍醫局、軍財政部、ユツチヨン部、陸軍造兵廠。(六・三一—B.C.)

第二回佛印・泰捕虜交換行はる

(河内六月三十日)佛印・タイ兩國に於ける戦争捕虜の第二回交換が平和裡に行はれたが、今回の人員は佛人捕虜九十四名に對しタイ國人十四名で、それぞれ自國當局に引取られた。

今回の捕虜交換は佛印・タイ兩國關係の明朗な休戦状態を如實に表明するものたるは勿論、去る六月二十日の第一回交換が已に兩國の平常關係への復歸を裏書したものである。(七・二一—デーンヤ)

國防基金現在高

國防基金として國民の獻金は現在即五月末に於て總額六・〇九三・二二六・八一銖に上つてゐる。
支出總額三・〇九七・五五八・二七銖を差引き、五月末純現在高二・九九五・六六八・五四銖である。(七・二一—B.C.)

ピブン首相、陸軍大將に

タイ國政府はアチャット攝政殿下に對し、ルアン・ピブン首相(陸軍少將)をタイ・佛印紛争解決の功により陸軍大將に任ぜられた旨請願、同首相は近く

タイ國最初の陸軍大將に任ぜられることゝなつた。(七・五—盤谷發同盟)

泰軍事使節馬來に赴く

ボツバム英極東軍總司令官の招きに應じてマレー防備狀況視察の途に上つた泰國軍事使節ルアン・スラ・ナロング、ダヴィー・チャルドラドラブヤ兩空軍武官は十一日新嘉坡着、ボツバム大將、パーシヅアル中將等と會見する筈。(七・二一—同盟・新嘉坡電)

泰國軍事使節英極東軍司令官と會談

ボツバム英極東軍總司令官の招きに應じてマレー防備狀況視察の途に上つた泰國軍事使節ルアン・スラ・ナロング一行は、七月十一日夜シンガポールに到着した。而して十二日夜ボツバム大將と會談し、十四日にはパーシヅアル中將と會見した。(七・二一—星港發同盟)

英軍の泰國包圍

泰國に對する英國の武力的威壓は經濟的攻勢と相俟つて急速度に加重され、ビルマから英領馬來に至る泰國との國境地域には各地に陸軍、空軍を配置、



逐日その兵力を増強してゐる。英軍の泰國包圍状況の通り。

(一)陸軍配備状況、(イ)ビルマ・シヤン・ステート約一萬、マンダレー附近約二萬、ラングーン附近約二萬、半島部約一萬、合計六萬、内譯白人五千、印度人一萬、土人二萬、支那人二萬五千、(ロ)英領マレー・ペナン方面二萬五千、コタ方面一萬、中部西海岸一萬、中部東海岸一萬、新嘉坡附近一萬五千乃至二萬、合計七萬乃至七萬五千、内譯白人主として濠洲兵二萬乃至二萬五千、印度人三萬五千、マレー人一萬、支那人五千。

(二)空軍基地状況、ビルマより英領馬來に亘り大略五十乃至七十の飛行場を設置、その主なるものはマンダレー、ラングーン、モールメン、メルグイ、グイクトリア、ポイント、アロール・スター、スイグイ・パタニ、コタバル、ポート・スウイテム・ラム、クラング、新嘉坡等。

(三)飛行機數、ビルマ百乃至二百、英領マレー約五百。

(七・三―整谷發同盟)

ビフン首相陸海空軍大將に

泰國は國防態勢の強化により變動する國際情勢に對處すべく軍の一元的統帥を企圖してゐたが、泰佛紛争解決以來その地位を益々強固にしつゝあるビフン首相(現陸軍少將空軍代將)を廿八日附陸海空軍の大將に任じた。

(七・二九―整谷發同盟)

タイ・マレーの國境緊張

AP通信サイゴン特派員レルマン・モリン氏はマレー、タイ國境を踏破、同方面に於ける英軍の物々しい防備振りの生々しい日撃談を八月四日、次の如く報じてゐる。

英國はマレー、タイ國境全線に亘り、主として濠洲兵聯隊及び選抜印度兵聯隊より成る數千の精銳部隊を配置、嚴重な防備を施してゐる。

右英軍は戰車及び重砲のみならず、熱帯密林地帯の戰闘に使用するため、特別に考慮された秘密の武器をもつて裝備されて居る。マレー、タイ國境には約百五十名の英空軍飛行士及び乗組員が最近新に派遣されて居り、更に濠洲歩兵數千名が増派される豫

定といはれる。

タイ・佛印國境地帯も訪れたが、同地方は衝突停止後にも拘らず、依然として國境は閉鎖されて居り昨年十一月の國境紛争の際一名のオランダ人が殺害されて以來、今では新聞記者の姿は全く見當らない。タイ國軍は新國境方面に向つて續々と派遣されて居り、車輛を長く連結した軍隊輸送列車が、少くとも日に二、三度はバンコックを出發して居る有様だ。

(八・四―ニューヨーク發同盟)

バツタンバンに軍司令部

AP盤谷電は五日泰國がバツタンバン(佛印協定の結果泰國に歸屬したカンボヂア地方の要衝)に東部軍機械化部隊司令部を設置した旨發表したと報道してゐる。

(八・五―紐育同盟電)

タイ軍司令部、バツタンバンに

バンコック電は、八月五日タイ國がバツタンバンに東部軍機械化部隊司令部を設置した旨發表したと報道してゐる。

バツタンバンは先般のタイ・佛印協定の結果、新

たにタイ國に歸屬したカンボヂア地方の要衝で、タイ國の發表によれば、全國機械化兵團の先遣部隊は既にバツタンバンに進駐して居り同時に多數の警官と行政官がこれに同行してゐる。

(八・五―ニューヨーク發同盟)

英、タイに積極攻勢

極東に於ける英國の戰備は、シンガポールに新増援軍の到着と同時に急速に強化されつゝある。消息通の見るところでは英國はタイ國の軍事樞要據點を場合によつては實力占據する意圖を有し、着々準備を整へてゐるものゝ如く、タイ國を發火點とする極東の事態は、英國の積極攻勢と共に刻々迫りつゝあるとしてゐる。

英國軍は目下タイ・マレー國境に續々兵力を集中してゐるがその目的はクラ地峽に至る南部タイを確保し、シンガポール後方の安全を固らんとするにあると見られる。

(八・五―マニラ發同盟)

英艦ウオースバイト號タイ灣にて示威

最近英米系通信より英國戰艦の極東水域出現がし

きりに報道されてゐるが、確報によればさきにタイ灣に出現したと傳へられる英國戦艦ウオースバイトは地中海に於て大損傷をうけ、修理のためシンガポールに回航したが、同地では十分な修理材料を得られざるため七月十七日マニラ經由米國西岸某港に向ふこととなり、目下その途上にあることが判明した。

ウオースバイトは回航の機會を利用してタイ灣を遊弋し、タイ國が英國と結ばねば不利ならんと英國の決意を仄めかすと同時に威嚇の示威運動を行つた模様である。尙日擊者の談によれば同戦艦は水平線上に顯著な大破孔があつたとの事である。

(八・九—上海發同盟)

沈没艦引揚成功

タイ灣に沈没中のタイ軍艦ドンブリ號(二千二百噸)引揚作業は去る五月中旬より日本サルヴェージ上田技師以下が必死の努力を續けて來たが遂に去る八月廿八日浮揚作業に成功、九月三日無事サタヒフ軍港に曳航した。現場附近は水深五米餘であるが、

潮流早く風波荒く、加ふるに海底は泥深きため同艦のマスト、砲塔艦橋は完全に泥中に埋没して作業は困難を極めた。この日本サルヴェージの成功にはルアン・シン海軍司令始め現場に立會つたタイ海軍關係者も大いに感激したといふ。(九・二—曼谷同盟電)

陸軍異動

陸軍副總指揮官兼第一陸軍司令部司令官代理ルアン・クリンサクデ・グイテット陸軍少將は九月八日附を以て國防省顧問に任命された。

國防省次官ルアン・サヴァステイ・ロンナローン陸軍少將は陸軍總指揮官行政補佐官兼陸軍總指揮官技術補佐官代官に任命された。

防空局長官クン・プロド・ボラバクシ陸軍大佐は第一陸軍司令部司令官に任命された。

防空局防空部長ルアン・チュラユデ・ヤンヨン陸軍中佐は防空局長に任命せられ、同時に防空部長代理を命ぜられた。右三名の任命は何れも九月九日附で發令された。(九・二—曼谷同盟電)

防空聯盟設立

防空聯盟は佛曆二四八四年の防空法に基き、ナコンラジシマ、ナコンサワン、ベチャブりに設立された。

海岸防衛船の進水

二箇の魚形水雷管、高射砲及び爆雷を装置せるタイ國造船船毎時四十ノットの海岸防衛船は、九月二十五日午前十時、海軍工廠に於いて進水した。

進水式はタイ國海軍大臣 Luang Have Vichit 海軍少將夫人により執り行はれた。

陸軍武官任命

(九月十七日)昨日の官報に四つの重要な陸軍異動が發表された。陸軍副總指揮官兼第一陸軍司令部司令官代理ルアン・クリンサクデ・グイテット陸軍少將は九月八日附を以て國防省顧問に任命された。

國防省次官ルアン・サヴァステイ・ロンナローン陸軍少將は、陸軍總指揮官行政補佐官兼陸軍總指揮官技術補佐官代官に任命された。

防空局長官クン・プロド・ボラバクシ陸軍大佐は第

一陸軍司令部司令官に任命された。

防空局防空部長ルアン・チュラユデ・ヤンヨン陸軍中佐は防空局長に任命せられ、同時に、防空部長代理を命ぜられた。右三名の任命は何れも九月九日附で發令された。

大防空演習

泰國政府は國際情勢の緊迫化に鑑み、廿九日より泰全土に亘り大規模の防空演習を行ふ旨發表した。

(九・二—曼谷同盟電)

海軍武官任命

ルアン・アラデアイ・ナワユド海軍大佐は東京駐在タイ國大使館付海軍武官に任命さるゝものと期待されてゐる。

一方前武官ルアン・ソンブラナユグアイチ氏は海軍武官補佐官に任命される見込である。

又近く空軍武官が大使館付に任命されるであらう。(二〇—曼谷同盟電)

任 命
スオン・ワダヤノンダ陸軍少佐は、八月三十日附



を以て國防省秘書官に任命された。

徳永陸軍中佐は九月二十二日附盤谷駐在日本大使館付陸軍武官に任命された。(一〇・一・B・C)

クニニラン將軍陸軍へ三萬銖を献納す

クニニラン將軍は、第一陸軍司令部管下の野戦病院に對し、三萬銖を寄與した旨報道された。

「兵隊の心得」配布さる

「兵隊の心得」の小冊子五千部が印刷され、國防軍各部隊及び警察隊に配布された。

この印刷費は數名の高僧、陸軍及びマハ・マート・プリンティング・プレス等より夥しき額を支持された。(一〇・一・五・B・C)

國防大臣晩餐會の席上、縣會議員と

軍との協力を切望す

去る九月盤谷に於て開かれた會議に出席せる縣會議員を祝し、晩餐會が國防大臣ルアン・プロム陸軍中將により九月三十日(火曜日)國防省に於て開催された。

食後の談話中、國防大臣は縣會議員と軍とのより

一尉緊密なる協同を要望した。

之に對しナコーン・ラヂヤシマ縣々會議員 Luang Arch Sorasipa 陸軍大佐は縣會議員一同に代り之を誓約應答した。(一〇・三)

國境増兵デマ

駐日タイ國大使館はタイ國軍が東部及東北部國境に集中された旨の報道が流布されてゐることにつき右は事實無根なる旨十六日次の如く發表した。

當地新聞は十月八日掲載されたタイ國軍隊の東部及東北部國境集中に關する報道は根據なきものである。(一〇・一・七・東日)

タイ國で軍事訓練

確實なる報道によれば、タイ國では愈々警視總監ルアン・アトウーンドット・チャラト少將指導下に、一般國民に對する軍事訓練を實施することに決したと云はれる。これに關する準備は目下着々進行中で、明年一月頃までには實施の見込であるが國境の二三州では既に民衆の軍事訓練を開始し、一般の人氣を博してゐる。(一一・四一盤谷發同盟)

最高指揮官にビブン首相就任

タイ國政府は十一月十四日、ビブン首相を陸海空軍最高指揮官に、プロムヨテ國防相を同副指揮官に夫々任命、なほこのほか非常事態に即應する軍首脳部異動を行った。

ビブンタイ首相はさきに國防相をも兼任、國軍の全責任を身に引受けてゐたが去る八月國防相の地位をプロムヨテ中將に譲り、首相專任となつてゐたところ、今回更に自らタイ國全軍統帥の最高位に就任したものである。(一一・一五東日)

國防軍首腦部人事

タイ國政府はさきに軍陣容強化のためビブン首相を陸海空軍最高指揮官に任命したが之に次ぐ首腦部人事を十八日次の如く發表した。

任最高指揮部幕僚長

參謀總長

任防衛司令部司令官

國防省勤務

陸軍少將

ブラ・シルバ・サストラコン

ビヤ・バハイ・ソングラム

ビヤ・バハイ・ソングラム

任防衛司令部副司令官

國防省勤務

海軍少將

タイ國々防法案可決

タイ國議會は十一月廿七日午後非常事態に備へて新國防法案を滿場一致可決した。これはタイに戰爭が勃發した場合國土を七區に分ち、各區指導の任にあたる者は開戦の結果が何うならうとも最後の一人まで抗戦を繼續する旨を決定したもので、目下の所各指導者には警視總監旅團長及び飛行中隊長等がその任に當ることになつてゐるが、これら指導者には強制労働の實施、貨車、武器、彈藥及び運搬に必要な動物等一切の徵發權、更に外人工場の活動抑制及びニュースの檢閲など行ふ權限が委任されてゐる。(一一・二八盤谷發同盟)

二百萬のタイ義勇軍訓練

國際危局に臨みタイ國は義勇兵の募集、訓練に大童で、既に十二月三日までに二百萬以上の義勇兵がユワチョン隊員の指導下に猛訓練を受けつゝあると

傳へられ、市民の防空訓練と共にタイの臨戦體制は急速に整備されつゝある。

(二二・五一—盤谷發中外商業)

タイ侵入英軍撃攔

駐タイ帝國大使館十二月八日午前四時發表、豫てよりイギリス軍が十二月八日南タイに侵入計畫の確證を掴みをりたるを、午前八時マレー國境を突破し侵入を開始せり、日本は南太平洋の平和維持とタイ國の獨立維持につきタイ國政府と交渉を開始すると共に、タイ國の獨立を救ふため直ちにこれを反撃、英軍をタイ國外に掃蕩しつゝあり。

(二二・八一—盤谷發同盟)

南部タイ戰況

情報によれば南部タイ方面の戰況次の如し。

一、十二月八日南部タイ某地に上陸した我軍はビルマ國境を突破しタイ國內に侵入した英國軍と交戦中。

一、英國軍は八日夜南部タイ國に越境してタイ國警察隊四十名並に土民多數を虐殺した。

一、英國軍は八日ブケット島に上陸したと。

(二二・二〇—盤谷發同盟)

タイ國戒嚴令布かる

タイ國政府は十二月十日夜ラヂオを以つて十二月十日夜より戒嚴令を布く旨次の如く發表した。
十日午後十時四十五分(タイ時間)よりタイ全領土に對し戒嚴令を布く、國民一般はこの令に違反せざるやう注意せよ。

(二二・二二—盤谷發同盟)

英軍タイ國境を爆撃

タイ國政府發表によれば英空軍は十二月九日午後六時および七時の二回にわたつて南タイ國境のプラチュアブリカン(バンコック南方約二百三十二キロ)及び同地附近のロンピボンを空襲し大火災を發せしめ、多數の市民が死傷した。またイギリス軍及びビルマ軍はビルマ國境を越境してミンピボンを攻撃し來り、掠奪放火並に婦女子に暴行を加へたので、タイ軍は直に出動これと激戦を交へた。

(二二・二二—盤谷發同盟)

財政

追加豫算の内譯詳述

佛曆二四八四年度の國庫に對する第一の追加豫算。之は昨日の議會で原則として承認せられたもので、通常支出一千七十三萬五千五百一十一銖及び臨時支出五十萬四千四百銖を含むものである。
一千七十三萬五千五百一十一銖の通常支出の内譯は次の如くである。即ち、

佛領印度支那に於ける種々の敷設の契約及び補充に關する支出	七十萬四千二百二十五銖
總理大臣官房	二萬二千七百八十銖
國防省	六百三十五萬銖
大藏省	十九萬二千四百四十四銖
外務省	六萬九千二百六十五銖
教育省	四萬八千三百銖
內務省	二百九十二萬一千四百六十六銖
司法省	五萬七千五百四十銖

經濟省 十七萬八千八百六十六銖
五十萬四千六百銖の臨時支出の内譯は次の如くである。

棉花生産費	一萬二千六百四十銖
灌漑費	六千五百銖
機械生産獎勵費	四萬六百六十一銖
鐵道費	四十四萬四千八百銖

通常支出は歳入から算出され、臨時支出は大藏省の豫備金から算出されるか、又はその他の歳入中非常事項又は公債より算出される。

タイ國關稅收入最高記録

盤谷關稅局長發表によると佛曆二四八二年(一九三九年—四〇年)の關稅收入は四六、〇二〇、二九九銖でタイ國關稅創始以來の最高記録である。之は關稅行政の進歩、内部組織や處理法の改革新稅率の適用通關手續の促進、文書の速達に關する當局努力の賜物である。

同年度の收入高は前年度より四百六十五萬銖の増收で從來の最高記録たる佛曆二四七九年の四千二百

一萬餘よりも、更に四百萬餘多い。
尙專政期の最後の年たる二四七四年の關稅收入一千九百二十萬餘に比すれば過去八年間に二倍以上となつてゐる。

勿論收入の増加は關稅率の増加に基くところ大で、之に就ては最近の條約による關稅自主權の獲得に感謝するもので、以前は他の財源より得ねばならなかつた歳入が今や輸入品課稅によつて得られるに至つた。而して右稅率は多數の日用必需品に對し公平に配分されてをり、多くの場合稅率は増加したが當國の進歩上必要とする機械類、肥料、ガンニー袋、其他の輸入品は大に減稅されたか或は免稅されてゐる。然し吾人は關稅の大增收は決して今的に稅率増加の結果によるものに非ずして新特別稅則による稅の防止(從價稅では虚偽の價格申告により稅稅の可能性がある)關稅局内の組織及狡猾なる手段を防止すべき關稅行政の改革に基くものなることを強調したい。

收入内譯次の通り。

輸入稅	三一、一四三、二九〇
輸出稅	七、三八七、〇五三
手数料其他	三一八、七七六
合計	三八、八四九、〇一九
錫鑛區使用料	六、七〇八、七八九
其他收入	四六三、四〇一
合計	七、二七二、一九〇

稅收は總收入の八五%に當り、前年度より二百七十萬餘の増加で、内六十五萬餘は米の百二十一萬餘はゴムの輸出増による。因に之等輸出品の稅率は二四八一年二月に稅率改正を見てをり、輸入稅も右と同時に改正されたが輸入稅の増加は僅に二十一萬二、百六十二萬餘に過ぎない。錫鑛輸出の増加は鑛區使用料二百四十二萬の増加となつた、總收入四千六百餘萬餘の内三千三百三十三萬餘即七四%は盤谷港よりの收入で地方諸港の收入は二六%即ち前年度より四%の増加であるが之は主に錫鑛區使用の増加によるものである、百萬餘以上の收入を擧げた地方諸港は次の如し。

ブーケット 二百五十萬餘
 バダン・ベサー 百九十三萬餘
 カンタン 百五十四萬餘
 タクアバ 百五萬餘
 (二・六一B・C)

自轉車及び附屬品輸入稅

完成車 一臺 五・〇〇
 フレーム 一臺 二・七〇
 サドル、バンドル、リム、フリーホイール各一個 〇・二七
 スポーク 一キロ 〇・二五
 即ち 一グロス 約三〇士丹
 タイヤ及びチューブ 各一本 〇・三〇
 右以外の部分品は各一キロ 〇・二五

アジア銀行召集者に俸給支拂

アジア銀行は今般對佛印國境紛争に召集されたる行員の出征中、その俸給の全額を支拂ふこととなつた。
(二・二五B・C)

暴利取締により牛乳價格制定さる
 一月十四日附通告に於て、暴利取締委員は砂糖入り練乳の最高價格を制定した。即ち、
 熊 印 卸賣價格 二七・七五
 (二箱四八罐入り)
 小賣價格一罐當り六〇サタン

ミルクメイド印 卸賣價格 二四・七五
 (二箱四八罐入り)
 小賣價格一罐當り五四サタン
 金 牌 卸賣價格 一六・六〇
 ジャーチェ牛 印 卸賣價格 一六・六〇
 (一箱四八罐入り)
 青 十 字 印 卸賣價格 一三・六〇
 (一箱四八罐入り)
 小賣價格一罐當り三三サタン
 其他の印のもの 卸賣價格 一五・〇〇
 (一箱四八罐入り)
 小賣價格一罐當り三三サタン
 (二・二六B・C)

一紙幣發行

某方面よりの情報によれば、大藏省は約五百萬の

新一銖紙幣の印刷をロンドンに注文したが、これは本年の五月頃には當地に到着することになつてゐる。
(三・二五―B・C)

国防資金公債、クーボン賣上高

四月十九日現在に於ける国防資金公債並にクーボンの賣上高は二四七・二五五銖(内公債一七六、二〇〇銖クーボン七一、〇五五銖)に上つてゐる。
(四・二九―B・C)

工業開發資金内債發行

大藏省令により工業開發資金としての第二回内債發行の件が發表された。募集總額三百三萬一千銖、受付は五月二十日より二十二日まで。
(五・七一―B・C)

國境調整資金

四月二十五日現在に於ける國境調整資金總額は五八八、〇八三銖に上り、支出總額一九三、九二九、三一銖を差引、現在高は三九四、一五四、二四銖となつてゐる。
(五・二一―B・C)

追加豫算審議

本月十七日の議會に於て佛印より失地回復せる地區に關する追加豫算を審議せり。

大藏大臣ルアン・ブラジット・マヌタームは追加豫算提出に際し次の如く説明せり。

佛印より失地回復せる地區に關する本年度追加豫算として一〇、七三五、〇一五銖を計上せり、是は回復地に要する緊急且必要なる項目のみにて、その中佛印に支拂ふべき該地建設物使用料七〇四、二二五銖、佛印局經費七、四一〇銖其他各省各局にて失地回復に要する經費のみである。

此の追加豫算は普通收入にて賄ひ得ると思ふが、それにて不足の場合は國債又は他の方法(印紙税)にて賄ふ積りなりと説明、委員附託。今週中に決定することゝなれり。
(七・九―カッパ―P・タイマ)

當分の間回復地の税金徴收せず

佛印より返還せる泰領土統治法第三條、第四條により總理大臣は次の如く法律を公布す。

所得税及び國有雜稅法

第一項 佛國ヨリ返還セラレタル泰國領土ニ於ケル返還前徴收シタル普通税金、國有財産等ハ徴收スルコトヲ猶豫ス

第二項

佛國ヨリ返還セラレタル泰國領土ニ於テハ當分ノ間左ノ所得税及國有雜稅法ノ施行ヲ中止ス

(一)

所得稅
但シ若シ支出或ハ收入ガ該領土内ニ於テ行ルレバ、佛國ヨリ返還セル泰國土外ニテ施行中ノ收入ノ如何ヲ問ハズトノ項ハ施行中止ス
(註)即チ回復地内ニ於ケル支出又ハ收入ニ關シテノミ税金)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

商業家屋稅

印紙稅

享樂稅

地方稅中耕作稅

教育稅

(七) 佛曆二四七六年遺產相續稅

(八) ラタナコシン曆一九九年都市近クノ黄牛水牛、豚屠殺稅法

(九) チュラ曆一二二二年船稅法

(十) ラタナコシン曆一二〇年水價法中税金徴收法

(十一) 法律ニ關スル公布並ニ規定統治法中公表ニ關スル項
(七・三〇―Pラチャチャ)

新領土諸稅、歳入、通貨

七月二十七日附特別官報によつて、發布された新領土に於けるタイ國法律の適用並免除に關する法令によると、タイ國領土として接收以前に徴收さるべくして遅延してゐた諸稅は將來何等かの告示ある迄は徴收されない。諸稅及歳入に關する十一種の法令規則及告示は新領土に適用されない。消費稅及同歳入に關する法令は寛大に取扱ふ條件附で施行される。
(七・三〇―B・C)

七月二十五日附大藏省告示によつて新領土の四縣下(ブラ・タボン、ピブラソングラム、ナコーン・チ

ヤンバツク、ラン・チャン)の通貨にはタイ貨を使
用せねばならぬ。爾今來年一月卅一日迄右縣下に於
ける大藏省代理人は佛印貨幣のタイ貨、交換に應ず。
佛印の株や證券は本年十月一日迄に持参すべし。
(八・二一B.C.)

六百萬銖の金塊到着

八月二十二日に締結された金塊買約契約により第
一回分として、日本から輸入されることとなつてゐ
る千三百萬銖の金の中、六百五十萬銖は十月十五日
無事バンコックに到着、検査の上大藏省の保管に移
された。

右金塊はデリー丸で運ばれたものであるが、殘
余の金塊も遠からず到着するものと見られる。

タイデリー紙の報道に依れば日本より提案され
た新規クレディット一千銖は今般タイ政府に承認さ
れたと云はれる。
(九・三〇一B.C.)

豫算膨脹

ブエデット泰藏相は十一日明年度(一九四二年)豫
算に關し次の如く發表した。

明年度豫算は各省提出の分を見ると約三億バーツ
に上つてゐるが政府は之を二億バーツ前後に査定す
る豫定である云々。尙泰國の一九四一年度豫算は一
億三千七百萬バーツであつたが、一九四二年度の膨
脹は國際情勢の緊迫を反映してをり、相當多額の赤
字公債發行を見んとする形勢である。
(一〇・二一—盤谷・同盟電)

豫算額縮小

來年度の豫算は前年度の請求額一千四百萬銖に比
し、僅かに三百—四百萬銖の經費を請求した旨、經
済省は地方紙に報道した。

この豫算縮小は左の二大事項に基因したものであ
る。

- 一、鐵道局、逓信局、港灣局が交通省に移轉した事
- 二、國際情勢が各省の活動發展を困難ならしめた事

特別豫算案

昨日議會に受諾された次年度特別豫算の條項摘要
次の如し。(單位銖)

通常支出補填	五、七一七、一八六
契約支拂	二三、五一〇
官廳建築並修理	四九一、八二四
國務院	一七八、五七五
大藏省	七〇〇、四〇〇
農務省	一三、七〇〇
文部省	二、六七八、八五一
内務省	一、二二八、五三八
宮内府	一四、一三三
交通省	三八七、六六五
特別支出補填	一、七〇二、七九〇
泰鹽業株式會社株	二六二、五〇〇
東部地方道路建設	一、二七一、四〇〇
對佛印紛争中電話装置	一一四、六四〇
G.P.O.建築費追加	四四、二五〇
(一・二四一B.C.)	

國防急ぐ中立タイ

タイ國民會議は一日から來年度通常豫算を主要
審議事項として特別議會を開いた。タイ・佛印紛争

の臨時軍事費を合して劃期的に膨脹した本年度歳出
入に對し、來年度豫算を對照して見るとはるかにこ
れを凌駕し、眞に世界情勢の緊迫裡に嚴正中立を維
持してタイ國の保全を計らんとするビョン政權の苦
心が數字的に讀み取られる。要求額三億バーツは二
億六千五百萬バーツに査定、議會へ送附された。こ
のうち普通會計は一億六千五百六十萬バーツ、特別
會計は九千四百九十萬バーツ、普通會計中國防省豫
算は約四分の一にあたる四千五百三十三萬バーツ、地方
治安にあたる準軍隊の警察費を含む内務省豫算は三
千萬バーツを占め、また特別會計では國防費の名目
の下に六千四百七十七萬バーツといふ特別會計の三分
の二が計上されてゐる。兩會計を通じて國防關係の
費用を合算するときは、實に一億二百萬バーツを突
破し、總豫算に對し四割を割いてゐる。その金額に
於ては小規模ながら、この比率は實にタイ國もまた
國防國家建設にその全力を注いでゐる實情を物語
る。特別會計中の道路及び鐵道建設費六百七十七萬
バーツ、交通土木準備金一千四十五萬バーツ、普通

會計中の回復失地鐵道建設費三百萬バーツを脱み合せて、タイ國が來年度現實に使ふべき方向を明示してゐる。

しかも國內の反中立的動向については外國人に對してもこれを極力防壁し、タイ國人權利制限法委員會委員を任命、二十九日夜は在バーンコーク日本官憲を愚弄する如き文書の配布事件について一般市民に警告を發したり、中立政策の援護に汲々たる態度を示してゐる。
(一一・二一東日)

明年度豫算提出

明年度泰國豫算は本月初旬以來豫算審査委員で審査中であつたが、二十九日内閣に提出された。

右審査委員會提出の審査によれば、支出總額二億五千九百萬銖に對し、總收入額は僅に一億六千五百萬銖で、支出超九千四百萬銖に達してゐる。

支出の主なるものは國防費及國內工業振興費で前者は約五千萬銖を占めてゐる。
(一〇・三一—盤谷同盟發)

總計二億五千九百萬銖に上る泰國明年度豫算案は

七日の議會で可決された。尙同豫算に於ける支出超過額九千四百萬銖の財源は赤字公債によるものと見られる。
(一一・八一盤谷同盟發)

タイ國立米穀會社公定價格を決定

米價の急騰による貧民の困苦を救済するため、經濟省に於いては種々對策を講じつゝあるが、タイ國立米穀會社も同一步調をとり能ふ限り米價を引下げることとし、米價を十五%方引下げ一袋につき十六銖二十七士丹で市内五十三箇所の取扱店に於て需要に應ずることとした。
(一五・二二—二四—タイ・マイ)

英蘭銀行紙幣兌換は戰爭終了後に

さきに經濟省は英蘭銀行券兌換希望者は、遅くとも本年八月二十八日迄に手續きを了す可き通告を發したが、右通告に關聯し在ロンドン財務官よりの報告によれば、英蘭銀行券正當所持者にして、前記の期間中に兌換手續の間に合はなかつた者に對しては、戰爭終了後に兌換に應ずるであらうとのことである。
(一五・二二—二六—タイ・マイ)

經濟

保險會社設立

資本金百萬銖（一株百銖の株一萬銖）の保險會社 Phrakon Kambkai 株式會社の成立が登録された。

尙その發起者は、

- Phra Sudharm Vinichai
- Nai Le Takehwan Balsuk
- Luang Praehard Anrakshian
- Nai Tan Chienheng Kiang Siri
- Nai Tan Kiekhun の五氏である。

盤谷に於ける米價急騰

僅々二、三日間に盤谷に於ける白米の値段は、一袋十三銖より一舉二〇銖に奔騰した。右の原因に就き事情通の語る處に依れば、

一、佛印に貨物船が無く従來の如く外國市場へ西貢

米を輸出し得ざるため、勢ひ盤谷市場に對する、海外への注文が増大し多量のタイ米が輸出せられつゝあること

二、今年に入つてから米價は例年に比しずつと高く農家の多くは既に靱を賣り盡して居ること

三、天候に支配されて今年の收穫は例年に後れ爲に舊米とのつなぎ目に於て新米が圓滑に出廻らないこと

四、最近の急騰は主として北部地方よりの靱が盤谷市場に出廻らない爲である

とされて居る、而して時局の影響による原因としては佛印に於ける船腹の不足が擧げられて居るのみで他に重大なる原因は無いものとされて居るが斯かる状態が繼續するに於ては買溜め賣惜しみの弊が漸く起り一層事態を紛糾せしむるに非ずやと憂慮せられてゐる。

泰貨、圓リンクへ

泰國政府は従來英貨ポンドにリンクしてゐたバー

ッを日本貨圓に切換へ幣制の改正を断行することに決定、近く通貨法の改正を行ひ正式発表する事となつた。之は泰國が長年英國經濟勢力の支配下に呻吟してゐた状態より完全に離脱して大東亞經濟ブロックの一環として其の第一歩を踏出したもので頗る重視される。

タイ國通貨法は一九二八年はじめて公布、施行せられ金爲替本位を採用、バーツを純金〇・六六五六七九と規定し英貨に對しては一ポンドにつき十一バーツと定めた、後一九三二年その幣制を英貨ポンド爲替に改め今日に至つてゐる、紙幣の發行高は第二次歐洲大戰前約一億五千萬バーツを示したがその後急激なる増加をみせて一九四一年五月現在においては二億四千三百三十五萬バーツ、これに對し發行準備金は二億三千九百七十一、二萬バーツでその差額は政府の保證により發行せられてゐるわけである、今次開戦直後タイ國政府は在外資金はイギリスに一億八千四百萬バーツ、米國に三千三百萬バーツありと發表してゐる。

(二一—盤谷・東日電)

タイ貨圓リンクに

タイ國政府は従來英貨ポンドにリンクしてゐたバーツを日本貨圓に切換へ、幣制の改革を断行することに決定した。これはタイ國が長年英國經濟勢力の支配下に呻吟してゐた状態より完全に離脱し、大東亞經濟ブロックの一環としてその第一歩を踏み出したもので、頗る重視される。

(二一—盤谷發東日)

協同組合

協同組合局は年内に九百の協同組合結成計畫を有するが、其の一部として目下アユチャ、ロブリー、スハンブリー縣の各郡に協同組合を設立中である。

(二一—八—B.C)

泰國ゴム相場

日泰兩國經濟關係の緊密化に伴ひ、我が國ゴム界の泰國産ゴムに對する關心の嵩りつゝある現状に鑑み、最近のバンコックに於けるゴム相場は左の通り

盤谷發一三・三九(單位千チカル)

リヴドスモークドシート三號FAQ

二十八日 五二半

參 考

三月十五日(土)	四九・四分三
十七日(月)	四九・半
十八日(火)	四九・四分三
十九日(水)	五〇・—
二十日(木)	五〇・—
二十一日(金)	四九・四分三
二十二日(土)	四九・四分三
二十四日(月)	五〇・—
二十五日(火)	五〇・—
二十六日(水)	四九・四分三
二十七日(木)	四九・半

紙幣印刷に關し米國と交渉

ブラヂヤヂヤ紙所報によると、當國紙幣の印刷は従來英國で行つてゐたところ、將來は米國で印刷する筈で目下駐米泰公使の手で交渉中なりといふ。

(四一—B.C)

泰國銀行營業狀態

財政部發表、昨年十一月泰國銀行營業狀況左の通

り。(單位銖)

(一) 債務之部

(甲) 國內短期債務	六二、七七八、七〇一・二五
(乙) 同 定期債務	一七、三四九、七七一・九三
(丙) 國外短期債務	六、八七二、四四五・〇二
(丁) 同 定期債務	七、八四六・〇六
(戊) 資産超過債務	一〇、九六三、九二四・二八
計	九七、九七二、六八八・五四

(二) 資産之部

(甲) 國內金銀塊	五八二・八五
(乙) 外國紙幣及補助貨幣	五三、九九六・六六
(丙) 泰國紙幣	一七、九一三、四〇九・〇〇
(丁) 同 補助貨幣	二一、八六一・二三
(戊) 外國銀行預金	
(イ) ロンドン	二、七二七、九九四・九二
(ロ) ホンコン	四、〇五六、三四六・一〇
(ハ) シンガポール	三、五一五、九五三・三五
(ニ) 其他	九、二五七、三九九・〇六
計	一一一

(己)貸付

(イ) 国内不動産擔保貸付 六、五七〇、九三一・一二
 (ロ) 其他貸付 二七、九〇七、一二〇・七四
 (庚) 受取手形 一、〇四二、五五九・三二
 (辛) 官廳貸付
 (イ) 政府保證 六、五四四、〇三一・〇九
 (ロ) 其他 二、〇八四、一五七・五七
 (壬) 債務人讓渡の不動産 二、一九九、七七〇・五七
 (癸) 土地建物 六八八、一五三・一四
 計 九七、九七二、六八八・五四
 (四・二一七)貸出

タイ・ライス・カムバニー株賣出し

タイ・ライス・カムバニーは今般政府持株の内一、〇〇〇株の第二回公開賣出しを行ったが、賣行は頗る良好であつた、尙前期は割五分であつた。
 (四・二一七)買入

實用品製作獎勵

内務省は各地方に對し、婦人の家庭工業たるバスン、サロン等の製作をズボン、コート、シャツ等の

配當金に對する租税(八%)

ボーナズ 九、六一五・八九
 重役手當 七、四九五・七五
 臨時費繰入 四七、〇〇〇・〇〇
 次期繰越 一〇二、一八〇・八〇
 (五・二八一)B.C)

小麥粉の價格

六月三十日から三十日間の小麥粉最高價格が一袋六、五〇銖に決定、盤谷及びドンブリの暴利取締委員會より發表された。
 (七・二一七)C)

政府貯蓄銀行支店新設

タイ政府貯蓄銀行業務擴張の爲め今回暹信省では Amphur Pathumwan 及び Talat Ploo の二地方に支店を設置した。
 前者は昨日より業務を開始、後者は本月十五日より一般預金を開始することゝなつてゐる。
 (六・三一二)C)

ベンジンの拂底

ブラマンソン紙によると、過去數日市場にはベン

製作に代へることを獎勵するやう、回狀を發したと言はれてゐる。
 (四・二一七)C)

麥粉の最高價格決定

盤谷及びドンブリの市に對する暴利取締委員會では五月中に於ける麥粉の最高價格を一袋二二・二三匁入六・五〇銖に決定した。
 (五・二一七)C)

ナシヨナル・シテイ・バンク開業式

タイに於けるナシヨナル・シテイ・バンクの正式開業式はルアン・ブラジツト藏相臨席の下に五月二十四日行はれた。

タイ商業銀行一般總會

タイ商業銀行は五月二十六日第六十九回一般總會を開催、一九四一年三月三十一日を以て終る後半期の決算を行ったが、前期繰越金一〇二、四九四・七七銖を含めて前年度純益は、二五二、四一〇・四三銖。その割當を次の如くする。
 法定準備金 一五、〇〇〇・〇〇
 株配當(二%) 六六、〇〇〇・〇〇

ジンが拂底してゐるとの事である。(七・二一七)C)

露店禁止

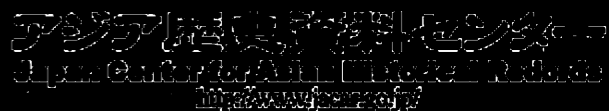
行商人はラヂヤダームノン街の沿道に店を出してはならぬと云ふ事が、市當局により公式に發表された。
 (七・二一七)C)

日泰借款成立

英國の對日資金凍結に伴ひ、日泰通商關係の推移は注目的になつてゐたが、七月三十一日泰國銀行團より横濱正金銀行に對し一千萬銖(約一千六百萬圓)の借款を供與することに協定成立し、一日盤谷に於て福田正銀盤谷支配人と泰國大藏省顧問モンチヤオヒハ氏との間に細目協定を行った。
 右クレジット成立はボンド貨凍結に拘らず、日本の泰國物資輸入に對する支拂手段に適宜の措置を講じたものである。
 (八・二一七)中)

バンコックのゴム相場低落事情

(バンコック八月十一日通信)バンコックゴム相場は最近連日下落してをり、十一日の相場は六十一



チカル半と前月の高値に比し三チカル半方下廻つてゐるが、この原因としては左の諸點が擧げられてゐる。

一、獨ソ戦争勃發に伴ひ歐洲向け輸出の杜絶。
一、上海に於ける輸出統制により再輸出取締が嚴重となり且つ上海のゴム工場の需要が季節的に不需要期に入つてゐること。

一、相場値下りによりアジア銀行が産地の荷爲替取組みを拒絶し、従つて産地の金融逼迫し産地筋の賣物が活潑となつたこと。

泰國麻袋暴騰

泰の最も重要な産業たる米の輸出に缺く可からざる麻袋はその殆ど全部を印度其他英國側からの輸入に頼つてゐる關係上、日本軍の南佛進駐が傳へられた七月廿五日頃から英國の麻袋禁輸の可能性を見越して思惑買がはじまり連日奔騰を續けた、即ち廿一日麻袋百袋五十八バーツだつたものが廿五日には六十三バーツ、卅日には八十バーツとなり、更に八月九日に至り遂に九十一バーツといふ高値をよぶに至

り、僅か廿日間に實に卅三バーツ方の暴騰を示してゐる、この對策として當地では麻袋の代用品として紙製袋の利用を考究中であると。(八・一四―通信)

金一千三百万銖の購入

八月二十六日に行はれた金二千五百萬銖購入契約に基き、間もなく日本より一千三百万銖の金がタイ國に達する筈である。

以上の如く九月二十六日 Praja Jati は報道した。残りの金一千二百萬銖は當分日本に預け置かれるが、タイ國は隨時に何時でも日本より金を輸送さすのである。

地方商會

去る廿四日地方商會本部開所式に於て本部長クン・スリ・サラコーン氏の談話によると、各地に於ける地方商會の組織を開始して以來、投下資本は總計七百二十萬三千銖に上り、目下設立を終へてゐるのは盤谷、ドンブリ、メーホンソン、ロエイ及新領土四地方を除く全國六十六縣下で、政府は漸次資本を増加する政策を執つてゐる。

扱及運送業

(一) The Banrung Thai Co., Ltd.

資本金十萬銖、工業及鑛産物、ゴム其他の取扱業

(二) The Northern Products Co., Ltd.

資本金十萬銖、各種生産品の取扱業

(八・二七―B.C.)

新登録會社

今週の官報で發表された新設四會社次の如し。

(イ) Phra Tabong 地方商業株式會社、資本五萬銖

(ロ) Song Thai 株式會社、資本十萬銖

農産品工産品の生産及仲買をなす。

(ハ) Koyosomburana 株式會社、資本十萬銖

鑛産品の販賣貿易其他。

(ニ) Luang Prades & Sons 株式會社、資本四十萬銖

鑛産品の販賣貿易其他。(九・一〇―B.C.)

同盟直前のタイ國經濟界情勢展望

バンコック十一月三十日發電

日米交渉の成行並に之に伴ふ國際情勢の動向につ

商會は當初消費局の物品を賣買したが、次で他の各種會社及一般公衆に對して仲買の役目を爲し、第三には家内工業製品の品質改善と生産増加にあらゆる努力を拂ひ、第四にはタイ人の商人を増加して彼等を支援するのを商會方針の一とした。

(八・二七―B.C.)

保險會社開業、新會社登録

尙、工業に對する保險株式會社が去る十四日開業、場所はエーシヤ銀行の二階で、資本金一百万銖、戦時の危険を含む各種保險業を營む。會長ナイ・ツエエン・ブンナグ氏は開業式に於て本會チュン社の開業は現存諸會社と競争する爲ではなく國家經濟の増進につき同業者と協力するものであると語つた。

商務局發表、登録の新會社次の通り。

(イ) The Kuang Suni Hualang, Ltd.

資本金十六萬七千銖、精米業及びバンニー袋取扱業

(ロ) The Kuang Henghi Co., Ltd.
資本金六十萬銖、精米業及米、豌豆其他の取

き種々噂が流布されて、タイ國財界は全く五里霧中の態で一般に形成を觀望してゐる。

バンコック市内の小賣商は表面冷靜であるが、輸入商品特に歐米製化粧品などの贅澤品の減少が目立ちはじめた。ビブン首相は二十七日夜の放送で「輸入商品は日々減少の傾向あり、消費節約を勵行せよ」と述べた。

金融市場では最近外人の預金引出し、郷里送金が顯著となつて來たが、華僑の送金も増加を始めてゐる。特に注目されるのは従來日本系の銀行を利用しなかつた華僑が最近では正金銀行を通じて送金するものがぼつ／＼あることである。

本年九月末の紙幣流通高は二億六千四百三十三萬二千バーツで、八月末に比し三百三十七萬六千六百バーツ、昨年同期に比し四千五百五十五萬六千六百バーツも増加し、インフレ配が濃化してゐる。

商品市場の動向をみると、ゴムは東アジア會社の買廻りで暴騰を演じたが、買手側が高値と國際情勢緊迫のため多くは見送りの態度をとるにいたつた爲

め反落歩調に轉じた、なほ實際の取引はほとんど出來てゐない。錫にも東アジア會社の策謀が顯著で、年産僅か二萬三、四千トンのタイの錫は英米はほとんど問題にならぬ少量であるにかかはらず、シンガポール相場より五、六割高で引取つて日本側の買付を妨害してゐる。

輸入商品は日本品、英米品ともに市況甚だ不振、この二週間ばかりバンコックのインド問屋、華僑問屋ともに大口引合ひを出さず當座の手當買ひを行つてゐる。相場も軟調で二十八日の綿糸二十番手の相場を二週間前に比すれば二百八十バーツから二百七十五バーツに、綿布細布人魚は九・七五バーツから九・五五バーツに下つた。

マツチ價格安定

關稅局は今日當局及びマツチ製造者との間に協定が成立した旨發表した。

これに依つて市場に於けるマツチの價格は、交通の不便な地方に於ても二包三志丹、或は一包二志丹を超えぬことゝならう。(二〇・一・B・C)

四會社設立

商務局より左の四會社が新に設立せられた旨發表された。

一、クアン・スリイ・ホアラシー有限責任會社

資本金 一六七、〇〇〇銖

業務 製米及びガンニーバック其他の販賣。

二、クアン・ヘングリ有限責任會社

資本金 六〇〇、〇〇〇銖

業務 製米及び米、豆類其他の製産並に販賣と輸送

三、バムルン・タイ有限責任會社

資本金 一〇〇、〇〇〇銖

業務 錫礦、ゴム其他の製産及び販賣

發起人 デュエン・ブンネック博士

クン・ニラン・ガラチャイ氏

ナイ・チュン・ビンサノンダ氏

バンルヤボーン専任海軍大尉

ナイ・タビタメデクル氏

ナイサーム・ウニチャイクル氏

モルルアン・サエン・スブラダイスト氏

ナイチュリン・ラムサム氏

ナイスチン・ラブハヌクロム氏

ナイ・ウイチットルクタノンダ氏

四、ノーザン・プロダクツ有限責任會社

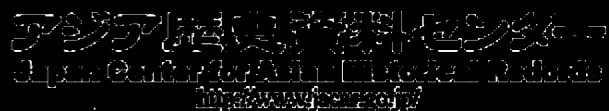
資本金 一〇〇、〇〇〇銖

各種産物の販賣。(二〇・一・B・C)

來年度の銀行公休日

九月二十四日附大藏大臣告示、來年度(佛曆二四八五年)の銀行公休日次の通り。

- 一月一日 二月十六日 支那新年、
- 一月一日 銀行休日、同三日 イースター・デー、同六日 紀元節、五月三十日 釋迦降誕成道涅槃祭、六月二十四日、二十五日 國民デー、七月一日 銀行休日、七月二十七日 Buddhist Lent Day、九月二十一日 天長節、十月一日 銀行休日、十二月十日 憲政記念日、同二十五日 クリスマス。



經濟省豫算額減少

經濟省來年度の豫算は前年度の計上一千四百萬銖に比し、僅かに三百一十四萬銖の經費を請求した旨經濟省はタイ字に發表した。

豫算減少の原因は、

(一) 鐵道局、遞信局、港灣局が交通省に移轉したこと。

(二) 國際情勢が各省の活動、發展を困難ならしめたこと。

(一〇・八一B・C)

タイ物産株式會社支店開店

サオチンチャに新設されたタイ物産株式會社支店は、十月初旬通商局長ナイ・ワニット氏臨席の下に開店式を行つた。

(一〇・八一B・C)

洋傘製造組合

洋傘製造組合が最近バンポ、サントネバ、サンカムパエン、チェンマイの四市に創立された。この組合は洋傘製造の他に旅行用竹製ナイフ、フオークの

製造をも行ひ申分なき好成绩を擧げてゐる。

(一〇・二〇一B・C)

小麥粉の價格

盤谷及ドンブリ市の暴利取締委員は九月十一日以降向ふ一ヶ月間小麥粉の最高價格を一袋(二二、二三キロ)當り七、〇〇銖に定めた。

(一〇・二〇一B・C)

タイ産物の賣行増加と價格の騰貴

最近商務局より發表されたステートメントの數字を見ると、タイの主要輸出品目たる米、錫、パラ護謨及びチークの他更に佛曆二四八一年及び二四八二年に於て鹽魚、皮革、鹽、ステイクラック、チークを除く各種木材、香料、卵、豆、綿花等の少數輸出品も、二四八一年度の總額約一三、〇〇〇、〇〇〇銖より二四八三年度の總額約一六、〇〇〇、〇〇〇銖に上る著しき高騰を示してゐる。

爾來、これら輸出商品の數量並に品質の増加、改良に重點を置くことを政府の方針とし、これら商品の生産擴充を計り、獎勵を行ふ爲の二、三の政府部門が委託された。

その一例として、農務省は綿花、ソヤビーンズ及び煙草の栽培の管理を行ふ事になつてゐる。

産業局は製鹽開拓地の設置をなし管理を行ふ事になり、内務省は、菜園獎勵と家畜飼育を獎勵する事になつてゐる。

又漁業省は主として養魚及び深海漁業の振興に意を用ふことになつてゐる。

鑛山局は、鑛山開發獎勵を行ひ、商務局はタイ産物の市場開拓に乗り出す事となつてゐる。

二四八二年に勃發したヨーロッパ戦争は、全世界の通商關係に大なる支障を來らした。

一方、戦争に捲込まれた諸國は何れも特に食料品其他の必需物資の蓄積に必死の努力を拂ひ、戦争終了まで持ちこたえやうとした。

右の情勢は特にタイにとつて極めて有利となり、それ以來、タイはその産物の外國市場を多數獲得する事が出來た。

凡ゆる種類の地方生産物の大部分は商務局の手を通じて外國市場に於て敏速に消化されて行つた。

タイ商品中、外國市場の需要の主なるものは、二〇割の價格騰貴を示してゐる皮革、同じく二〇割の騰貴をしてゐるグリーンピース(青豆)。六割の騰貴のソヤビーンズ。及び一〇割の騰貴となつてゐる胡椒等である。

これ等重要ならぬ地方生産物資の輸出價格は本年一月以降五月迄の五ヶ月間七、九六一、〇〇〇銖に上り、昨年比し一、八二九、〇〇〇銖の激増を示してゐる。

(一〇・二四一B・C)

小麥粉の價格制定

盤谷及びドンブリの暴利取締委員會により、十月十一日以降向ふ一ヶ月間を以て小麥粉の價格は一袋(二二、二三キログラム)當り七銖に制定された。

(一〇・二八一B・C)

麻袋の自給計畫

政府は麻袋の自給自足を圖るため國內大麻の増産と麻袋製造工場設立を計畫してゐるが、バナノンダ經濟省商務局長は廿八日新聞記者團に對し、左の如く言明した。



大麻増産を促進するためタイ米穀會社では大麻種子を農家に無償配給する意向である。配給額は約六十萬銖を豫定してゐる。尙十月十五日から米糠が輸出禁止となりタイ米穀會社は爲に約七十萬銖の損失を蒙つた。
(二〇・二八一盤谷・同盟電)

盤谷市民の皇軍慰問

十二月十八日バンコック市民は三臺のトラックに果物と野菜を満載して進駐中の我軍に寄贈した。其他トラック十四臺分の野菜、果物、食糧品を我軍に贈つてをり、我野戦病院に對してタイ朝野の慰問が賑はつてゐる。
(二二・二九一盤谷發朝日)

タイ中央銀行設立

東亞共榮圏の一環として新秩序の建設に乗り出したタイ國は先づ國內經濟機構整備の緊要なる實情に鑑み、其第一着手として資本金一千萬バーツを以て近く國立中央銀行を設置することゝなつた。從來同國の通貨は米英兩國に在る預金を準備として發行されてゐるが、これを機會に獨自の經濟力を以て通貨發

行の基礎を確立するものであつて、英米依存脱却の第一歩として頗る注目される。
(二二・二七一盤谷發同盟)

中央銀行設立に決定

東亞共榮圏の一環として新秩序建設に乗り出した泰國は、先づ國內經濟機構整備の緊急なる實情に鑑み、その第一着手として資本金一千萬銖を以て近く國立中央銀行を設置することゝなつた。
(二二・二七一盤谷同盟電)

貿易

油槽船購入

政府は目下米國からの油輸送に使用する爲め、油槽船購入或は賃借を考慮中であると言はれてゐる。

日・米をタイゴムの新市場に

タイ護謨の市場は從來彼南と新嘉坡に限られて居た佛曆二四八一年一月乃至八月の盤谷港よりの彼南新嘉坡兩港への護謨の輸出は五二五、八一六庇の一七二、二一七銖であつた。然し上記二市場丈けにては不十分な爲、經濟省は更に日・米兩市場を加へ、佛曆二四八三年一月乃至八月の盤谷港タイ護謨の輸出は上記二市場を加へ量に於ては二、二七六・三〇〇庇、價額に於ては二、一四八、七九二銖を増加した。

タイ領海内獨伊船四隻タイ政府買収

タイ政府はタイ領海内に退避中の獨伊船四隻を買

收し、タイ航業会社に貸與し、タイ航運業を擴張せんとする計畫を以て獨伊當局と買収交渉を開始した。

各船共六千噸内外にして、其買収價格は一隻當り百五十萬銖と推定されて居る。

其の運用に關し、タイ政府は目下タイ船舶法の一部を改正中である。(貿易組合中央會第二部情報課發表)

米、ゴム輸出税算定市價告示

佛曆二四八四年一月三日以降輸出税算定の基礎となすべき左記平均市場價格次の如し。

一、白米	標準擔に付	八、〇五銖
二、白碎米	同	五、六四銖
三、白米粉	同	三、六三銖
四、カーゴ一米	同	六、四四銖
五、カーゴ一碎米	同	四、〇三銖
六、カーゴ一米粉	同	二、〇二銖
七、粗	同	四、四三銖

△護 謨

- 一、ゴム屑 ツリ、スクラップ
ラップ、スクラップ
アース、ラバーゴム
樹の削り皮を含む キログラムに付
〇・七六銖
- 二、ゴム乳液(ラテックス) 同 〇・四六銖
- 三、特惠せざる護謨 同 一・〇一銖

(整谷報ヨリ)

市場報告

- (米) 一ピクル(六〇キログラム)當り
- エキストラ シューバー 五% 七・〇〇銖
- 白米 シューバー 五% 六・九五
- シューバー オーデイナー 五% 六・七五
- 白米 一五% 六・六五
- 白米 二五% 六・五五
- 特別碎米(A1) 六・〇〇

(粃)

- Per Standard Kwien 五・九〇
- (船舶用ヨリ)
- Bang Boa Thong Paddy 四・四〇
- Klong Ran Paddy Gsit New 四・五〇
- Nakorn Chaisri Paddy New 三・二五
- Phra Kanong Paddy 三・五〇
- Samrong Paddy 二・二五
- Supan Paddy 一・六〇

Klong Koot Mai Paddy

Kao Bao No. 1

Kao Bao No. 2

(鐵道用)

Nosuan No. 1

Nosuan No. 2

Kao Bao No. 1

Kao Bao No. 2

Glutinous Paddy No. 1

Glutinous Paddy No. 2

Chiengmal Early Crop

(動物)

豚(大) 百キログラム當り

豚(小) "

牡牛(大) キロ

貿易

六八〇〇

六七〇〇

六六〇〇

六三〇〇

五九〇〇

五七〇〇

四五〇〇

六一〇〇

三〇・五〇

二七・五〇

一〇

牡牛(中) 一頭當り

(ガニバッグ)

(百當り)

Heavy C 43×29

E. Bags 45×29

Heavy C 42×28

E. Bags 41×28

Heavy C 36×26¼

(麻絲)

(皮革及び角)

鹿皮

牛皮(牡牛)

乾燥せる水牛皮

貯藏せる褐色牛

乾燥せる褐色牛皮

貯藏せる水牛皮

鹿の角

白色の牛角

三〇〇〇

二四〇〇

二四〇〇

二九二五

二三〇〇

二四七五

二七〇〇

四八〇〇

二二〇〇

一九〇〇

二七〇〇

一二〇〇

三八〇〇

二〇〇〇

(チーク)

(立方呎當り)

ヨーロッパ向一級チーク厚板	五・五〇
18"×10"×3 1/2"	
ヨーロッパ向一級チーク厚板	三・六〇
10"×10"×3 1/2"	
ヨーロッパ向二級チーク厚板	四・五〇
18"×10"×3 1/2"	
ヨーロッパ向二級チーク厚板	三・二〇
10"×10"×3 1/2"	
印度向特選	三・〇〇
16"×18"×18"	

(一九一B・C)

米國との通商

タイ人商人の米國並にメキシコへの進出を奨励するため、タイ經濟省は兩國の商社の事業、財政、状態の視察やタイ商品の品質の保證等に關し、あらゆる便宜を與へ援助する事になつた。(四・二六—B・C)

錫、ゴムの輸出増加

經濟省商務局は近來南部諸地方に於けるゴムのプ

ランテーション及錫鑛業の増進に多大の注意を拂つてゐたが、其の結果、之等産物の輸出は著増を示してゐる。

以前は米が當國輸出の第一位でチーク之に次ぎ、錫やゴムはその下位であつたが、現在は錫が第二位、ゴムが第三位を占むるに至つた。盤谷にゴム市場を開いたこと及ゴム輸送に對する鐵道局の便宜供與の結果、ゴム賣上高の月平均は數百萬底に上つてゐる。(二・一九—B・C)

泰米輸出許可制實施

タイ國政府は十日午後四時經濟部令をもつてタイ米の輸出許可制を實施、即日效力を發生することになつた。

タイ國政府がこの緊急措置をとるに至つた理由は昨年度タイ國內の米作が早魃のため未曾有の凶作に見舞はれ、例年ならば百五十萬トンの輸出量があるに對し、今年度は僅かに百萬トンに過ぎず、これに對し東洋方面ならびに英屬領方面よりの要求量が多量で到底需要に應じられず、無制限にタイ米の輸出

を放任するときは國內消費量に不足を來すことを恐れたためである。(四・二一—盤谷發同盟)

ゴム輸出組合の結成

今春來盤谷ゴム輸出組合結成に關し日本商社間に協議を進めてゐたが、愈々次の七社によりゴム輸出聯合會が結成され、今後規約決定を待つてゴムの買付及輸出に關し同聯合會の一元的統制を行ふことになつた。

- (一) 名稱 泰國日本人ゴム同業會
- (二) 加盟社 三井、大同、三菱、野村、大谷洋行、大南公司、エス・ワイ輸出

(四・二一—盤谷)

盤谷にゴム輸出組合

盤谷四月二十二日發電に依れば今春以來當地ゴム輸出組合結成に關し日本商社間に寄々協議を進めてゐたが、四月十七日次の七社に依つてゴム輸出聯合會が結成され、今後規約の決定を待つてゴムの買付及び輸出に關し同聯合會の一元的統制の下に行ふ事になつた。

●名稱 泰國日本人護謨同業會

●加盟社 三井、三菱、大同、野村、大谷洋行、大南公司、エス・ワイ輸出

(四・二一—通信)

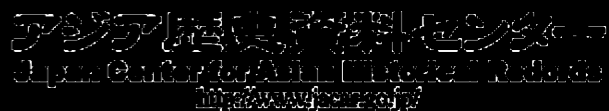
尙買付は輸出代行社三社で扱ひ同業會に於て買付の統制を行ふ。(四・二一—通信)

泰米輸出統制

泰政府では米の對外輸出統制を強化するため將來はわが三井、三菱二社、英國系アングロ・泰、ホルネオ二社、泰政府系一社合計五社に限り米の輸出取扱ひを許可することに決定、これによつて従來米の輸出を行つてゐた華僑の業者は完全に除外された形である。(五・二五—盤谷發東朝)

泰米輸出不能に陥る

泰國政府の泰米輸出許可制實施以來、華僑米穀商は實質上輸出不能となり、政府に對し輸出許可申請の陳情を執拗に行つてゐるが、ブラジヤミタ紙の調査によれば、バンコックにある卅五の精米所の中現在引續き操業してゐるのは二十で残る十五は閉鎖してゐる。(五・二六—盤谷發同盟)



石油輸送船近く到着の豫定

タイ向け米國石油の輸送船はタイ海運會社のスリ...

泰國最近の輸出米情況

タイ國貿易の根幹を爲すタイ米の輸出は、最近發...

Table with 4 columns: Year, Month, Quantity (Buckets), Price (Baht). Rows for 1941 Jan, Feb, Mar, Apr.

内相當数は日本の重要な資源となり、それに引換へ...

尙北部タイのチーク材である、一昨年中のチーク...

材輸出額は八萬八千トン七百八十八萬バツである...

タイ米(一九四〇年一月—五月)月別輸出統計

Table with 2 columns: Month, Quantity & Price. Rows for Jan, Feb, Mar, Apr, May.

二、仕向地別百分率

が之に依り泰國の石油瀕渴は打開されることとなつ...

英・泰石油協定成立す

イギリスの石油會社は、海峽植民地政府の仲介に...

オスタナダ少佐は、その數量を言明することを...

タイ國は千四百噸のタンカーを就航せしめて、海...

(六・二一S・B)

英系石油會社の石油供給

新嘉坡來電によれば、泰國無任所相オスタナダ...

Table with 5 columns: Country, Jan, Feb, Mar, Apr, May. Rows for various regions like 英領馬來, 日, 支那, etc.

備考 一、一月及び二月は實數なるも、三、四、五の三ヶ月は關稅...



輸出米數量並に價格

關稅局の報告によれば、三月中に於ける盤谷港よりの輸出米總數量は二、三三三、九二三ピクルで、價格は一六、三四六、六四一銖に上つてゐるとの事である。(六・二八・B・C)

タイ、蘭印通商關係の促進

バタビヤ駐在タイ領事ヴァン・チブエンス氏は去る土曜日、南方線にて當地を出發した。

氏はタイ、蘭印間の通商關係促進の希望を述べ、兩國間の利益に關しては何等紛争はないから近き將來に於て兩國間の關係は發展するものと思はれると述べてゐる。(七・一・B・C)

米・コム輸出稅標準價格變更

四月一日稅關發表、佛曆二四七八年稅關法第八條及佛曆二四八一年稅關法第四條により與へられた權限に基き、米コム標準價格を次の通り定む。(四月一日より實施)

- 一、米(單位、六〇匹標準ピクル) 九、五〇銖
- 白米 九、五〇銖

- 白米 六、六五〃
- 玄米 七、六〇〃
- 玄米碎米 四、七五〃
- 白米糠 四、二八〃
- 玄米糠 二、三八〃
- 五、二三〃
- 二、コム(單位、匹) 〇、七三銖
- 生屑コム 〇、四四〃
- 生コム汁 〇、九七〃
- 生コムシート (七・三一貿易)

貿組中央會バンコックに斡旋所新設

貿易組合中央會では南泰方面の經濟開拓に備へてバンコック貿易斡旋所の出張所をシンゴラに新設、一日より業務を開始した。(七・三一海運貿易新聞)

タイ蘭領東印度間の貿易

バタヴィアに駐在せるタイ國總領事陸軍中佐バン・チヨン氏は、土曜日午後、蘭領東印度とタイ國との通商關係は兩國間の利害的關争なくして近い將來を

の發展を見るであらうと云ふ有望なる意見をタイ・セリー紙の記者に述べた。(七・一〇・B・C)

上半期輸出好調

バンコック港關稅局の發表に依れば、二四八四年度上半期のタイ國對外貿易は頗る好調を示し、四五、二〇六、五二二銖の出超を示した。

而してこれを前年度同期の輸入六七、四四九、五七五銖、輸出七八、九三三、五二七銖に比すれば輸入に於ては四、二八四、一三二銖を増加して七一、七三三、七〇七銖となり、輸出に於ては一舉三八、〇〇六、七八二銖を増加して一一六、九四〇、三〇九銖となつたこの飛躍的輸出増加は主として米の輸出價格騰貴と錫及びゴムの價格及び輸出數量の増加に依るものであるが詳細は左表の通りである。

(米)

二四八三年上半期	金額(銖)	數量(ピクル)
二四八四年上半期	八三、三〇七、七六〇	二、三六五、六三三

(錫)

二四八三年上半期	金額(銖)	數量(ピクル)
二四八四年上半期	五、七六六	四九・六

二四八四年	金額(銖)	數量(ピクル)
二四八三年上半期	一、七〇〇、三五四	一、八〇一、五八
二四八四年	一七、〇三三、八五七	一四、六六三、二六三

其他の物資の輸出に於ても前年同期の七、〇三七、五五九銖に對し九、三七六、二二二銖と二、三三八、六六三銖の増加を示してゐるがこれは商務局の貿易獎勵に依るものである。

前記三重要物資に次いで重要な輸出物資はチーク其他の木材であるが、チークは前年同期の三、八九四、六〇三銖に比して僅か乍ら減少を示し、三、二一六、九二九銖で、其他の木材にあつては前年同期の三一、五二八に比して一七五、二五八銖と可なりの減少を示した。

又再輸出は前年同期の一、四四七、五五九銖に比して二、三四四、八八六と増加を示した。

一方輸入に於ては阿片を除いて殆んど顯著な増加を示して居ない。尤も阿片も昨年同期には全然輸入されなかつたのが本年上期に一、五七九、六三三銖の

輸入を見たものである。

其他酒類は昨年同期九一一、二五一銖に對し、本年は一、二一七、六四二銖と増加し、紙幣及び金地金は前年七七、二七〇銖に對し本年四三〇、五五八銖。

六月中のみに就いて見るに、昨年同期の輸入九、〇三三、三七五銖、輸出一六、四三〇、九三一銖、出超七、三九七、五五六銖に對し、本年上半期の輸入は一、五九二、一三七銖、輸出一八、五〇六、五八三銖、出超六、九一四、四四六銖である。

又六月中の米穀輸出について見るに、昨年同期では數量三、一〇四、三四四ピクル、金額一三、二九五、二七七銖に比し、本年は數量一、四〇四、六二九ピクル、金額一〇、九〇七、五五四銖を示した。

又昨年六月中の錫鑛輸出高は、數量六四八、五二一匹、金額六一八、四〇四銖で本年同期は數量二、六六一、六七九匹、金額三、九〇七、七四六銖と著増を示した。

馬來の砂糖輸出割當制

馬來食糧統制官の告示によると、馬來よりタイ國

への砂糖輸出は八月一日以降割當制に置かれる。輸出業者は新嘉坡の輸出入局輸出入部又は彼南の輸出入統計局に對し至急割當許可を申請するを要すと。

(八・一・B・C)

四月の貿易 (單位銖)

(年 度)		一九四一年	一九四〇年
四月 輸 入		一三、七九三、六三七	一〇、五四二、二二
(内)一般貨物		一一、三四、六四六	一〇、三八三、三四六
阿片		一、三三六、三六四	〇
自一月輸入計		四六、二五四、三〇一	四六、〇三三、〇一〇
至四月輸出		三三、三七、三三	二〇、三三六、三五五
(内) 米		一四、〇九一、三八八	七、四四四、〇四九
錫 鑛		(一、八五六、三五五ピクル)	(一、八〇〇、四三三ピクル)
		四四七、五五三	三、〇三七
錫		(三、八四七、四ピクル)	(一、八ピクル)
ゴ ム		三、六七五、五六八	三、〇四、九〇七
		(三、三二二、七ピクル)	(三、三六ピクル)
金 地 金		〇	〇
其 他		一、八〇八、七四三	一、二七、八八七

自一月輸出計 八三、〇四九、四六二

四、五六、八六〇

(八・一・B・C)

泰國の戰時貿易

世界の動亂は國際貿易の様相に多大の變動を來さしめた。主要強國間の戦争は次々と他の諸國に脅威を及ぼし、戰時經濟の不自由は遠隔の地にある中立國を含む全世界に感ぜられてゐる。全體戦争に於ては軍略は經濟戰と並立し、此の世界動亂の最中に國際商業貿易の將來を下することは不可能である。

その地理的位置と近接強國間に介在する關係から泰國では近時多くの風説と投機が盛んに行はれてゐるが、之等は主として政治的のもので商業貿易に關する限り泰國の位置は極めて満足すべきものがある。當國の外國貿易は低下を示すどころか重要な工業國の顛落や海上運輸の困難と危険とに關らず過去數ヶ月間次第に増大しつつあり、輸入貿易は或る程度の影響もあるが輸出は著増を示してゐる。

四月中(入手し得る最近の月統計)盤谷港よりの輸出は二一、二二七、二二二銖、輸入は一二、七九二、

六三七銖で約八百五十萬銖出超となり、前年同月は一〇、二二六、三五五銖の輸出に對し一〇、五四一、一二銖の輸入で其の改善は著しい。又本年一月より四月迄の輸出合計は去年の四八、五六八、八六〇銖に對して八三、〇四九、四六一銖であるが、輸入合計は兩者間に大差がない。五月の税關月報によると當國の主要輸出品たる米、錫、ゴムは非常な景氣で生産者や政府に高収入を與へた。例へば去年五月盤谷港の米輸出は一、八〇〇、四三二ピクルで、價額七、四四四、〇四九銖であつたが、本年四月は一、八五六、三五五ピクルで價額一四、〇九一、二八八銖となり、之は米價の高騰に基くもので、多少低落安定の傾向ありとはいへ、同様の事が錫やゴムに就ても言へる。然し之等商品價格の低落は不當な顛落とはなり得ない何となれば泰國の主要輸出品は各方面で必要とするものであり當地方に或る種の平和が維持される限り貿易は十分平常通の基礎上に繼續される。

輸入貿易に於ては量及種別が若干減少することは確かだが個々商品の値上りや海上運賃、保険料等の



騰貴により輸入計價額は現状を維持するであらう。政府の収入は輸入税の方で若干減少するかも知れぬが輸出税の増収によつて減少以上に補はれるであらう。従つて豫算上に於ては貿易の位置は著しき不利な事はないやうである。又生産者はその生産品にまつてより高き収入が得られる。特に米作に於ては政府の農民援助、政府管理下の各種組織や代理店等の設立、及作物より得らるゝ利益の可能最大限を農民に保證する政府の政策によつて然りである。輸入品の消費者は以前よりも高い値段を拂はねばならぬが生産者は其の作物の値段が高いから一般經濟状態は釣合が取れて概ね順調であると思はれる。

此の點から考へると、首相の提唱する自給自足運動は現時國際危局中の經濟戰線確立上最も重要な要素をなす。政府の企圖する泰國臨戰時的貿易及經濟の進歩改善は或る程度の世界平和を必要とするこゝとは疑を容れないと同時に時局の様相は吾人の力で左右し得べきものでもない。故に吾人は起るかも知れぬ不測の事件に對して準備がなければならぬ。吾

人は出來得る限りより多く生産し、より多く輸出し、且交通運輸能力を強化すべく努力せねばならぬ。又輸入部面上に於ける衰退や困難を消滅する爲、且自給自足經濟を保持する爲には吾人の資源を開發し自主獨立の精神を振起し節約を獎勵せねばならぬ。泰國の一般經濟政策は政治政策と同様に慎重熟慮を以て進歩的に指導せられてをり、本政策が一般の支持了解を得てゐることは欣快に堪えぬ次第である (八・二六—B.C.)

五月分泰國對外貿易

類別	一九四一年	一九四〇年
雜貨	一八五、七四八	一五四、六五五
葡萄酒	二、三三、四三九	九、九三、八〇〇
其他酒類	三、〇一〇	一、三三五
銀及銀貨	三九、六六三	一六、八八五
總計	六六、六〇〇	一六、八六四
總計	二、八七、四九九	一〇、三九〇、二九〇

輸出

類別	一九四一年	一九四〇年
米(價格)	一〇、三三八、六五三	一〇、五八〇、〇三〇
(數量)	一、三三六、二二〇	三、五三四、三三五
チーク	一六五、一一七	五四〇、二四三
木材	五五、六四五	六九、七五八
錫(價格)	三三、四二八	三九、五九六
(重量)	一、八六七、〇〇〇	二四〇、五一
ゴム(價格)	三、一〇〇、八七三	三三、九三三
(重量)	一、六四〇、五〇一	三三、八、三三四
金	四六八、八九六	九四三、六五〇
再輸出	一、六三三、六三〇	三三、六六八
其他	一、六三三、六三〇	一、三三三、〇三〇
總計	一五、三六四、三六五	一三、九三三、七六六

(八・一八—中原報)

本年度第一回半期南泰貿易統計

税關發表

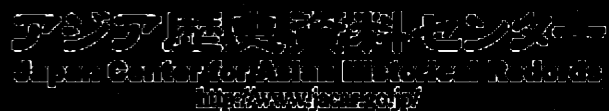
貿易

類別	一九四一年	一九四〇年
雜貨	三、九七六、九三三	三、六七五、三三三
酒類	九〇、二六	九九、九六六
總計	四、〇六七、〇三六	三、七七五、三〇七

輸出

類別	一九四一年	一九四〇年
米(價格)	三、五、四七〇	三、九、四三三
(重量)	四七、三六六	八一、四三一
木材	一、三、七、六八	一、三、四、七一
錫(價格)	一〇、三、七、九五七	一〇、九、五、一、六九九
(重量)	八三、七、六四	九七、一、八八
ゴム(價格)	五、四、四三、一三四	一一、二、四、一、九八五
(重量)	八三、七、六四	九七、一、八八
銀貨、塊	四〇六、六七八	三、四〇、九三七
再輸出	八三、七、〇五	三、四〇、九三七
其他	一、七、三、三、六三	三、四、一、六、〇七〇
總計	一、七、三、三、六三	三、四、一、六、〇七〇

(八・二〇—中原報)



南泰三月貿易統計

税關發表による本年三月の南泰貿易統計左の如し

類別	一九四〇年	一九四一年
輸 入		
雜 貨	一、四六、四七四	一、三六、五四四
酒 類	三、九八〇	三、三六
總 計	一、四九、四五四	一、三九、八三三
輸 出		
米(價格)	三三、三三三	一八一、六五
(重量)	三、四七〇、ビク	五〇、四〇
雜 木	三、九六七	三、四、五四〇
錫(價格)	三、八七、九二三	三、八七、三三三
(重量)	三、一八、ビク	三、八八
ゴム(價格)	三、二七、九三	三、八〇、八二
(重量)	二、二四、三〇一キ	三、四六、八九
再輸出	一六四、一八〇	九〇、六二
其 他	三〇、七五	四〇九、二五
總 計	六、八九、〇四三	七、三九、九三四

(八・三〇一東日)

米・タイへ爆撃機輸出

バンコック・タイ・ラート紙の報道によれば、米國政府はタイ國に對し急降下爆撃機を賣却することに同意、その第一回分十機は近々タイ國に到着する模様である。これらの米機はマニラまで来てゐたもので、タイ國を繞る國際情勢緊迫化から一時同地に置かれてゐた。

日本品の買出しにバンコック市場賑ふ

英國の對日資産凍結令實施一ヶ月後の今日、日本商品の輸入停止によつて皮肉にも英領各植民地の物資不足となつて現はれ、その結果華僑、インド商人らは日本商品の集まる唯一の市場となつたバンコックに目をつけ出し、バンコック市場は俄然南洋經濟界の注目を浴びるに至つた。

即ち先週はシンガポールのインド商人がバンコックに來り、日本製人絹數百俵を買占めたのを手始めに引續きインド商人、華僑らの買付が行はれてゐるが、更に蘭印、香港の商人まで乗り出して來た。英國の凍結令は逆に日本商社の進出といふ結果を

(八・三五一盤谷發同盟)

招き、日本棉花、東洋棉花、江商、又一、伊藤忠、大同などは今まで絶對優勢を保持して來たインド商人に代つて市場を牛耳るやうになつた。

(八・三〇一東日)

米國のタイ向平時輸出

駐タイ米國公使ウイリーベック氏は「アメリカは最近タイ向けの平時輸出の船積みスピードアップし、又その範圍を擴大するかどうか」といふ質問に對して

「アメリカは現下の特別なる状態の下に在るタイに對してその許す限りの範圍に於て出來得る限りの輸出を行ふであらう。

然しアメリカの國防に必要な生じた場合、その必要は常に何よりも最先きに充たされねばならぬ。これと同じ定規がアメリカ自身の産業にも同様に適用されるものである」と答へた。

(九・二六―B.C)

對泰國貿易も一元調整

商工省は最近に於ける泰國との友好關係並同國と

貿易

佛印との經濟的類似性に鑑み、今回南洋に對する貿易調整に關する件(商工省令)に基き昨年十二月廿九日指定の佛印と同様、泰國に對する輸出入貿易を一元的に調整することとなり、六日附官報を以て指定地を泰國にも擴張すると共に輸出入の價格及數量調整機關として南洋貿易會の指定せる調整機關を告示し併せて指定商品の追加指定(輸出品並輸出機關に就ては曩に一月十五日指定、輸出品並輸入機關に就ては八月一日指定)を行ひ十五日から實施することとなつた。今回南洋貿易調整令に基き告示改正の要點は左の如くである。

一、指定地域 泰國を指定地域に指定したること

二、指定商品及調整機關

(イ) わが國の泰及佛印に對する貿易品は大體類似品である關係上、調整會による指定品及各調整機關は佛印と全く同一としたこと

(ロ) 輸出入に於て新に若干品目を追加したこと

(ハ) 輸出調整機關に於て新に日本機關輸出振興會社、輸入調整機關に於て新に日本タンニン商事會

社及帝國アルミニウム統制會社を指定すると共に輸出調整機關から整理合同の結果、日本自動車、織維機械、工作、電気、南洋雜貨、日本電線、電気機器、大日本農機具等八輸出組合を削除したこと。(一〇・五―中)

金塊近く到着

タイ・ラース紙の報道によれば、去る八月二十六日行はれた金塊二千五百萬銖の購入契約に基づき、一千三百萬銖の金塊はすでに日本より發送されたとの事である。尙之は百四十五箱に收められ、來週中にはタイに到着する筈である。

大藏省では既に金塊を受領すべき委員を任命した

英泰石油契約締結

(一〇・八―B.C.)

泰國を繞るイギリスの經濟謀略は益々露骨となりつゝあるが、最近エンシアテック・ペトルロール・シエル・カンパニーは泰國との間に石油毎月十萬トンの販賣契約を締結した。泰政府は最初毎月二十萬トンの割合で一年間の契約を申込んだのだが、同會社側

は各種製品一月十五萬トン宛一月毎の契約とし原油は一切供給せぬ事を條件としたもので、石油を欲する泰國の弱みにつけこむイギリスの巧妙な經濟謀略と觀られる。(一〇・二―盤谷發東朝電)

英系會社に石油供給か

(バンコック十月二十一日發電) バンコック華僑

新聞中原報の報道によれば最近タイ國燃料局とシンガポールのアジア石油會社との間に石油購入契約が成立したといはれる。但しこの商議中タイ側が一年間の供給量を決定し、毎月二百萬リットルの購入方を要求したのに對しアジア石油會社側はこれに同意せず、毎月供給量を商議することになつた。なほ最近同會社から燃料に供給してゐる量は月約百五十萬リットルである。

四月分タイ國輸出入報告

十月二十五日發表された關稅局よりの報道によれば、本年四月タイ國諸港より輸出された總額は五百八萬九千二百五十二銖であり。之は昨年度(四月タ

イ國諸港)の輸出總額五百六十萬六千六百七十二銖に比較すると五十一萬七千四百二十銖の減少を示すものである。一方輸入總額に於ても本年度の百四十二萬三千八百八十八萬銖に對し、昨年度は百五十一萬二千五百十九銖たるため十萬八千三百三十一銖の減少である。

本年一月以降四月迄のタイ國諸港に於ける輸出總額は二千二百四十五萬一千八百六十四銖であり、之は昨年度の同期中の輸出總額二千九百七十六萬四千七百四十二銖に比較すると七百三十一萬二千八百七十八銖の減少を示すものである。本年度の輸入額(五百四十七萬八百十六銖)は昨年度に比して十八萬三千十銖の超過を示してゐる。

主要輸出品は米、錫、鑽石及び屑ゴムであり一方主要輸入品は雜貨、酒、麥酒及び酒精である。(一〇・三―五―B.C.)

泰國向は輸出代行制不採用

商工省では佛印に次いで泰との貿易調整を南洋貿易會として行はしめることとし、六日南洋貿易調整

品目を指定したが、商工省としては佛印に對して行つた輸出代行制は泰には行はず、實績による割當主義をとり輸入のみに代行制を認めることとし、輸入數量並に價格統制の大綱を左の如く南洋貿易會に指示し貿易會加盟の輸出入調整機關に於て輸出實績割當の細目、輸入代行商社の選定等を決定せしめ、十月十五日から實施するほか駐泰邦人商社同業會の結成を圖ることとなつた。

一、輸出には輸出代行制をとらず、本年六月末日を以て終る過去三ヶ年の實績に應じて各調整機關に於て輸出總量の六割を輸出商に割當、三割を入札に、一割を調整機關に保留せしめる。

一、輸出調整機關は右の數量統制の外、價格統制を行ひ統制料を徴收する。

一、價格統制實行監視のため各輸出調整機關に價格査定委員會を設ける。

一、現地泰(盤谷)に邦人商社の輸入同業會を設置し内地の輸出統制と連絡をとり價格數量統制を行ふ、これについては駐泰日本大使館に於て同業會

結成の勞に當る。

一、輸入は輸入代行制をとり各調整機關において代行商社を選定する。

一、泰向輸出実績のある駐日印度人商社は英國の資産凍結令に對應するためこれら印度人商社の輸出割當は認めざることをし、その実績の邦人商社に對する割當委譲については各調整機關において考慮する。

代行制不採用の三理由

南洋貿易會が泰國に對して輸出代行制をとらないことにつき商工省の理由とする所は次の通りである

一、佛印は全く新市場で輸出実績がなく、輸出代行制をとらなければ濫賣競争の惧があつたのに反し泰には既に輸出実績がかなりあり実績によつて割當てることが可能であるし、実績割當をとるも價格統制を行ひ安値賣は充分防止し得る。

一、佛印は日・佛印經濟協定があり輸出代行制をとることは容易であるが、泰は未だ我國と經濟協定

を締結してゐないので輸出代行制はとり難いこと

一、英米蘭の對日資金凍結後第三國市場は梗塞し輸出商は營業收益を著しく縮減してゐるので、泰に對しては在來の自由主義的輸出をある程度認める必要があること。

麻袋の自給自足計畫

タイ國政府は麻袋の自給自足を圖るため國內大麻の増産と麻袋製造工場設立を計畫してゐるが、バナノンダ經濟省商務局長は廿八日新聞記者團に對し左の如く言明した。

大麻の増産を促進するためタイ米穀會社では大麻の種子を農家に對し無償で配給する意向である。配給額は約六十萬バーツを豫定してゐる。

米輸出制限撤廢

新米の出廻りと共に泰の米穀相場は最近低落してゐるが、經濟省は從來米の輸出に對し課せられてゐる制限を撤廢した。

最近米の輸出状態は昨年よりも良好で、昨米穀年

度（一九三九年十二月—四〇年十一月）の輸出總額一億二千二百萬銖に對し、本米穀年度は九月末までに一億三千八百萬銖に達してゐる。

（一〇・二一—整谷發同盟）

卅日附一部外電は泰國が日本に對して米の輸出禁止措置をとる旨報じてゐるが、坪上大使の照會によれば右は事實無根と判明。

（一一・五一—整谷發同盟）

米、タイへ軍艦供給

ルーズヴェルト・チャーチル會議以來、アメリカのタイ國に對する武器供給は、從來の曖昧なる態度を一擲して極めて本腰となり、既に數十機に上る各種軍用機を供給してゐるが、信ずべき筋の語るところによれば、最近また三千トン級の軍艦二隻、高射砲數十臺の契約が成立し、明年末ごろ引渡すことになつたと云はれる。

（一一・九—讀賣）

英のゴム買占

英國の對日壓迫策の一手段として東アジア會社は十月末以來ゴムに對して積極的に買進み、十一月下

旬まで既に二千トン乃至二千五百トンの買付を了し更に値段に構はず買漁り、爲めにゴム相場は昂騰を續け、タイ國のゴム在荷は殆んど枯渴の有様である。

（一一・二五—整谷發東朝）

農業

泰ゴム大増産へ—生産制限の重壓より脱却 日泰經濟合作愈々緊密

日泰攻守同盟への意見一致は英米の壓倒的支配下にあつた泰國經濟を東亞共榮圏の一翼に導入するものであり、英米支配の桎梏から離脱し得た泰國經濟はこゝに飛躍的變革を遂げ、東亞共榮圏との經濟合作にスタートするものとし極めて注目される。

而して同國産物中の主たるゴムは國際協定によつて從來生産制限を行つて來たが、わが國との經濟合作により生産制限の重壓から脱し得、いよゝゝ泰國ゴムの大増産への轉機がもたらされたわけである。同國ゴムの年産は四萬餘トンであり、最近のわが國マレー、蘭印方面よりの輸入杜絶以來、佛印及泰によつてゐたゴム工業界にも好感されてゐる。

タイ政府チェンライ縣内英米煙草會社煙草農園接收 チェンライ通信によれば、英米煙草會社のチェン

ライ縣内各地に分設されたる煙草農園は、去る二月九日附双方移管の手續完了し、現在はタイ當局接收經營せる由なり。

荷北タイ地方は一帶に英米煙草會社製品キャブスタン、ゴールドフレック、スリーキヤスル等全く欠乏し、フォアアエースも日々欠乏を告げ、而してタイ製煙草進出顯著にしてタイ國煙草市場の將來に對する變化の一過渡期の現象を示しつつあり。

(貿易組合中央會社第二部情報課發表)

北部地方の煙草栽培

チェンマイ縣チェンマイ附近其他北部地方に於けるバージニア煙草栽培に對する農務水産局の獎勵策は大いに成果を挙げ佛曆二四八二年(去年)の栽培面積數千ライに達し一ライ當利益は四〇一五〇銖であつた。

カザーヴァの栽培

カザーヴァ植物はタイ國全土によく生長する。同植物栽培に對する適當な獎勵が農務省當局より與へられた。産業局はカザーヴァの精粉に便利な器具を

要求せる國民に對しては喜んで協力する旨發表し、縣會議員も又カザーヴァ製品の市場設置を提出した

泰農村の戦時色

(U.P) 泰・佛印國境の激戦は最近漸く終末に近付いたかに見えるが、泰國農民は未だ極めて士氣旺盛で、如何なる佛蘭西側「侵略行爲」をも撃退するとの決意を有して居る。數百年來傳つた戰闘意識は人跡を入れざるジャングルをも燃し盡さんばかりで何れの小村落の市場にも陣太鼓が昔の儘に吊り下げられてゐる。

東部泰では凡そ武器の取れる者は全部武裝し、村にも町にも一挺のピストルを懐中してゐない男はない。これらの武器には古い六連發式から最新鋭のモーゼル銃まで殆ど總てを網羅してゐる。ジャングル地帯で、小部分の土地を開き米を栽培してゐる貧農は別として、幾らかでも生活に餘裕ある者は昔の散彈銃、長いライフル銃又は近代式な二式銃などで身を固めてゐる。高價な銃器を持ってない貧農たちも

何百年以前彼等の勇武を誇つた祖先が使つたと同じ様な弓矢を帯びて歩いてゐる。

泰の農民は石弓の射撃には獨特の腕を持つてゐる。百碼の距離から小鳥の胸を貫く妙手が幾らも居る。弓矢は泰の農民が過去數百年に亘つて、米、野菜、家畜、豚を守る道具であつた。弓矢を持つてゐない農夫に「お前は何を使つて侵入者を驅逐するのか」と聞くと長い仕込杖をコツ／＼叩いた。

東部泰の農民は自警團を組織して不慮の攻撃を守る警官や軍隊を援けてゐる。國境に向ふ全河川の橋梁は背中のサロンに銃をかけた義勇軍で守られてゐる、彼等は自分達の守る橋の傍のジャングルの小舎で食べもし、眠りもする。全く附近を徘徊する豹や森の中で叫ぶ虎にも氣のつかない風である。主な村には正規の警官が警備に當つてゐる。旅行者は突然サロン一枚しか纏はぬ裸足の男に呼び止められ、それが小舎に入つてしまふと靴を穿いた小綺麗な警官服に早變りしてパスポートの檢閲を求られて屢々驚かされる事がある。なべて泰人には近代風な服裝で

身を堅めるのは全く苦手なのである。

泰人は狩獵の民である。若い時から家の周りの奥知れぬジャングルで獸を仕止めるのに慣れてゐる。身を守るものとしては一本の仕込杖か一組の弓矢だけで、たゞ獨り虎や豹を打負かしたものは幾らもある。およそ如何なる國家の軍隊もメコン河に通じる僅かばかりの間道、その狭い切立つた牛馬の通ふ小路に沿ふて泰國に侵入しやうとすれば、どうしても武器こそ舊式であつてもジャングルと小道に通じた烈々の意氣に燃える農民を制壓しなければなるまい。

棉花、茶のプランテーション

コー・サムロンに設置されたロブリー棉花植民地は長足の進歩を示しつつあるが、同植民地は近く社會局管理に移される由。

タイ・マイ紙所報によると、農務水産局は北部地方即ちチエンマイ縣下に茶のプランテーションを試むべく計畫中で、本年度經費として一萬二千四百銖を承認された。

農業開發計畫

發布された農業開發法令により勞務水産局はパンコック、ドンブリ、スマット・ブラカーン、スマット・サコーン四縣下に農業開發の爲一定地域を定むべく計畫してゐる。

右法令の要點次の如し。

一、本法令は農民を援助して栽培の良果を得せしむるに在り、之が爲には農民を誘導して適地栽培物の選擇、施肥や作物管理法を科學的に行はしむ。
二、右法令の適用される土地を開發地と命名す。當該地域に於ては農民は法令の要求する栽培物を植栽せねばならぬ。例へば現在米と大豆を栽培してゐる場合、米作地として指定されたら大豆を植えてはならぬ。

三、右法令は稻の種子が配布済の地域に實施される筈で、關係當局は農夫援助の爲既に配員されてをり、又技術官も駐在させる筈。
四、當局は法令違反に對し警告を發するが二度目以後の違反には一件につき十二銖の罰金を課し、罰

金は地方開發資金に流用す。

同法令は農民自身の利益の爲の生産増加を目的としてゐるので、農民の心からなる協力に依り有効なる成果を望まれてゐる。

ナコン・ラチャシマに於ける灌漑計畫

最近チャンワット・ナコーン・ラチャシマの灌漑局によつて灌漑工事が著しく進捗してゐるが、目下ラム、タコン河のダム建設が四ヶ所から始められ、その中二ヶ所は既に完成を見、残り二ヶ所は工事を急ぎつつある。この灌漑工事は約一〇〇、〇〇〇ライの水田がその恩恵を蒙ることになつてゐる又其他にモーン河の水を引いてソーングサムワット耕地の一〇〇、〇〇〇ライの水田をその恩恵にあづからせる計畫が始められてゐる。

家畜飼育獎勵

政府の家畜飼育獎勵に依つて最近豚の飼育は各縣共に著しく増加したが、中でもシンゴラ及びナコンラチンマ兩縣に於ては最も増加し、現在の飼育頭數

は夫々二四、一六四及び二一、八三〇頭となつてゐる。

回復地域の農業調査班出發

農務省は今同省員を二班に分け、ナコーン・チャム・バサクデ及びバクライの回復領域に於ける農業調査の爲同地方に派遣することとなり、第一班は三月二十一日、ナコーン・チャム・バサクデに、第二班は三月二十八日バクライに向け出發する事になつてゐる。兩班は何れも兩地域に於ける土地、氣候その地方の動物及び植物並に農業の範圍の可能性等の諸點に就て調査を行ふことになつてゐる。尙一行は同地方のタイ人に分配する爲め、野菜の種子を持參した。

棉花栽培地

スワンカローク及スコートタイ郡の棉花栽培地は當初三十五家族を以てする小規模で開始されたが、今年は大いに擴張せられ目下一七五家族が入殖してゐる。

去年の一斤當りの儲けは一二九銖。(四・三二一B・C)

養鶏協會新設さる

今回新に養鶏協會が農漁局の後援の下に設立され取敢へず同局内に假事務所を置く事となつた。

右會費としては盤谷のメンバーは一ケ年二銖、地方のメンバーは一ケ年一・五銖を、尙終身會員は二〇銖を支拂ふことになつてゐる。(四・三二一B・C)

大豆増産

數年前迄は當國では殆ど知られなかつた大豆も近年は約八十萬ライ(三萬二千エーカー)の土地、主に北部地方で栽培されてゐる。今日迄の成績に鑑み農務水産局は氣候好適の他の地方にも大豆の栽培、種子の配布等に力を入る筈。(六・三二一B・C)

椰子樹栽培奨励

内務省は國內數縣に亘り椰子樹栽培の普及を計つてゐるが、其の結果ラチャブリー縣の五郡では五七、九八六本の椰子樹が植えられた。(七・二九一B・C) 地方當局の奨励によりサムット・ソングラム縣下

では三六、七八七本余の椰子樹が植栽された。(六・二二一B・C)

組合運動

(前U・P特派員ダーレル・パトリガン)

タイ國政府の組合普及計畫並運動により、過去五ヶ年間に百五十の組合が今日は二千六百以上に達し今尙増加しつゝゐる。二十年前に組合運動が始められて以來早魃や不況、洪水等の災厄が起つたにも關らず、小農の資産は非常に増加した。組合運動の盛んな地方の米收穫は倍加し、又組合員の作つた米質も政府の監督によつて改善された。又近代の農作方法が漸次農民に採用されつゝある。

一九三二年の立憲革命前後迄は殆んど組合運動の進歩は認められなかつた。組合運動計畫の第一眼目は金貸や商況の貧弱により小農に課せられた負擔の重荷から彼等を徐々に救出すに在つた。信用組合農民への第一回政府貸付金の九〇%は舊負債の支拂に對するものであつた。設立された組合の大部分はタイ國を略折半するメナム河の中部大平原で、漸次北

部の肥沃な溪谷地方にも擴がり、政府は東部地方の荒野に於ても貧困な農民状態を改善し得ることを希望してゐる。

初期に出來た組合は信用組合で一組合は十家族、組合への政府貸付金は年利六分、組合は年九分で組合員に貸付ける。組合員は此の金で負債の償還や土地の購入、耕地の改良をなす。貸付金は十五ヶ年以内に返納を要し、償還金の二・五%は組合の準備金となる。日下農夫の教養が低いので政府官吏は組合のあらゆる會合に列席し收穫や消費に關し注意を與へてゐる。

又別に販賣組合があり、組合員たる農夫は組合を通じて作物を賣つて仲買——普通華僑——の手を経ないことにしてゐる。本組合では組合員の作つた米の等級を標準化し又組合倉庫に産米全部を貯蔵する計畫を進めてゐる。かくする爲には組合員に配る種子を購入せねばならぬ事とならう。

小農貧困の因をなしてゐる華僑の日用品高價販賣に對抗する爲共同購買所が設立されてゐる。

織布業や陶業等の如き小工業を保護する爲本年度に産業組合が組織されて、生産品の販賣や材料の廉價購入に當つてゐる。本組合は此の種製品需要の増加に對し型、寸法及細工の標準化を行ひつゝある。

灌溉——土地改良組合に於ける米産額は以前の約三倍となつてゐる。本組合の活動は創立後二ヶ年になるが、組合員は運河を造り、政府の貸付金で乾期に使用する揚水ポンプを購入した。組合員は旧地の所有面積に應じてポンプ維持費を支拂ふ。

組合組織で得られた利益の一つは高い小作料を取る不在地主に關するものである。即ち土地割賦拂ひ購買組合が設立せられ、小作人は組合を通じて土地を買ふ仕組である。組合は政府貸付金で地主から土地を買ひ、組合員たる小作人は組合から十五ヶ年土地を借用する。最後に借地代を拂ふと土地は自分の物となる。但し其の期間中組合員として望ましくないと認められた農夫は除名され、土地は組合で保留する。本組合は物品購買所や倉庫を持ち、種子の購入や生産品の販賣を爲す。

殖民組合計畫によつて過去二ケ年間に六千ライの原始林が開拓された。タイ國の約三分の一は未だ未開發の状態に在るが本組合は組合運動中の最大威力を示すものである。目下殖民組合は國內三ヶ所僻遠の地に設立されてゐるが他にも計畫中である。本組合は政府の金を借り、負債を支拂へば土地は組合員のものとなる。開拓地には現在棉花、煙草、大豆、落花生の如きものを栽培してゐるが、政府は運河建設を計畫しつゝあるから、夫が出来れば米作も可能となる。既に貯水池を作つて乾期にも小河に水を流すやう計畫の一步を進めてゐる。右のやうな計畫のもとに北部チェンマイ地方では三千五百エーカーが既に開墾せられ、スコートアイ縣では二千五百エーカーの土地が開發されたが、政府ではスコートアイ縣で九萬エーカー以上を開發する計畫である。

スマット・サコーンの海岸地帯では製鹽組合が設立され、製鹽法の近代化を行ひつゝある。盤谷に五年制の農業専門學校が設立された。之は組合指導員を養成するもので、第一期生は來年

五月卒業するが、其の成績によつて更に擴張される筈。同時に組合思想の急速なる發展に歩調を合せざる爲に外國の大學を卒業した組合指導員は地方組合で一ケ年の教育(學科實地各半期宛)に従事しつゝある。過去五ケ年間に組合局の官吏は六十名から現在五百名に殖えてゐる。同局では今回タイ國に編入されたラオス及東捕寒の住民にも組合の利益を均霑させるべく調査中である。(六・三〇一B・C)

棉花栽培、紡績業の現況

經濟省發表の統計によると、現在の棉作地面積は全國を通じ八萬ライで、經濟省が始めて棉作普及に乘出した佛曆二四七八年(一九三五年)當時の棉作地三六、七九五ライの二倍以上となつてゐる。

棉作地獎勵運動は最初全國に對して行はれ、棉花種子は六十の縣、實驗所、三十六縣に設置された農園に限らず配布されたが、其の後當局は棉作有望なスコートアイ、ウタラデット、ピチット、ベチャブリー、ナコーン・サワン、ロップブリー、サラブリー、ナコーン・ランマ、ナコーン・パトム、カンチャナ

ブリー、プラチュエアツブ、キリカン、ロエイの十三縣下に努力を集中した。

棉作獎勵に關聯して、地方的に發明された紡績機 Kikauk の普及をチェンマイ、ランバン、ランブーン、ブレイ、ナン、ブリーラム、ウボン、スリン、ナコーン・ランマ、チャイブーミ、サコール・ナコーン、ロエイ、ソンクララー、ナコーン・スリ・タムラー、アユチュヤの十六縣下に行つたが、其の内八縣が有望であつた。之等の縣に教育用紡績機二十九臺が設置されたが、他の縣では其の成績如何を待望してゐる。(七・二五一B・C)

養蠶業獎勵

ノーンカイ縣當局は養蠶業を大に強化するやう縣民に勸告し、且官吏を各地に派して繭の買入に當らしめ、又良質な繭の普及を計る爲必要な注意を與へるといふ布告を發した。(七・二四一B・C)

棉花耕地擴張とカンボチャ種棉花試作

カンボチャナゴリー縣に於ける棉花栽培地開墾事

業は着々進捗し去年は僅に二、一〇〇ライに過ぎなかつたものが最近では耕地四、二〇〇ライに達してゐる。

農務水産局はサラブリーの農民にカンボチャ種棉花の種子一、八〇〇匁を無料配布したが、本試作が成功すれば同地方の農民に普ねく同種子を配布するといふ。尙地方情報によると組合局はスコートアイ縣に於て棉花増進組合開拓地として一、五〇〇ライを開墾した、當初の計畫は二十萬ライで漸次擴張される筈。(八・二九發)

ウタラデット地方の穀栽培

農夫達により收穫を得せしむるため、縣當局及びウタラデットの州政廳は米の栽培に對しその現場を調査した。

尙又當局は米の栽培に關して援助と便宜を與へるべく市長、村長及び地主達と協議した。

その協議によると、

ウタラデット縣は耕作上豊饒な土地であり全土十七萬五千四百七十二ライ即ち七萬エーカーに及ぶ耕

作地である。

調査の結果十一萬九千三百三十三ライは既に耕されてをり、今少し降雨があれば、申し分なき作物の生産が期待され、一方米は高價に賣捌かれる。(八・三〇)

農業開發

(一) 新領土の農業 米作問題に關する調査研究の爲ブラ・タボン、ビブン・ソングラム兩縣下各地に農務省官吏が派遣されてゐる。其の報告によると該地方の米は極めて低品位であるから住民に良質の米種を分配するやう準備中である。又政府は灌漑工事其の他の各種方法によつて之等地方の農民を助力しつゝある。(九・九一B・C)

(二) ウタラヂット地方の米種改良 米種改良の見地からウタラヂット縣、郡官憲は同地方の栽培に適する米種の調査を始めたが、一方地方自治體の長老、村の首腦者、地主等の米作上の意見を徴してゐる。ウタラヂット縣は耕地に富み合計一七五、四七二ライ即ち七萬エーカーの耕地を存してゐるが、

調査の結果更に一一〇、一九三ライの耕地を發見した。雨量が適度であるから充分なる收穫が得らるゝ見込。(八・三〇一B・C)

(三) チエンマイ縣下の畜産及家庭園藝 チエンマイ縣サン・バ・トング郡當局が本年度開始した家畜及家庭園藝獎勵の結果は次の如き成果を擧げた。

西瓜——賣上

五千銖

ニンニク——賣上

七萬乃至八萬銖

豚——四五、九三六頭で二八、八一六頭の増加

家鴨——一萬五千羽で一萬四千羽の増加

家雞——五萬羽で三萬羽の増加 (九・九一B・C)

(四) 棉種配布 農務局の報告によると、本年度に於て良質棉種一六三廻を十四縣下の住民に配布濟なりと。尙政府は過日棉作促進に關する布告を發する等大いに棉作獎勵に乗出してゐる。(九・二一B・C)

籾の栽培

農務省は國內特に雨量の乏しい地方にある農民に對し、世界市場に於ける米價高騰に鑑みて國內の收

穫高を高揚すべき勸告を發した。

又采園及び家畜飼養場に居る一般農民に對しても同様な勸告が發せられた。(九・二一B・C)

タイの大麻増産促進策

種子を無償配給

タイ國政府は毎年平均五百萬バーツの麻袋をインドから輸入してゐたが近く麻袋の自給自足を圖るため、國內大麻の増産と麻袋製造工場設立をすることゝなつた、現在タイの麻栽培面積は十二萬エーカーに上つてをり、その上尙増産運動が盛に行はれてゐるので、原料自給が可能となつた爲である、バナノング經濟省商務局長は左の如く言明した。

政府の大麻増産計畫に基き大麻の増産を促進するためタイ米穀會社では大麻種子を農家に對し無償で配給する意向である、配給額は約六千萬バーツを豫定してゐる、尙十月十五日から米糠の輸出が禁止されたが此れによつてタイ米穀會社は約七十萬バーツの損失を被る譯である。(一〇・二八—盤谷電)

タイ米輸出制限撤廢

新米の出廻りと共にタイの米穀相場は最近低落してゐるが、經濟省では從來米の輸出に對し課せられた制限を撤廢した。(一一・一三盤谷電)

罌粟の栽培

國內消費稅局は阿片中毒者に阿片を供給し併せてモルヒネを製造する目的のもとに罌粟を栽培することゝなり先づ之が試としてチエンマイの北約六八軒のチエングダーオ區メー・ドの百ライの地に之を植えることになつた、罌粟は冬季にのみ成育する植物であるから十一月に植付けるのが最も適當で政府は今回の成績の如何により大々的に之が栽培に乗出すものと見られ前記メー・ドの地には尙適地が多く殘されて居る。

因みにモルヒネ一磅の値段は五—六百銖で戰時には輸入は中々困難である。(一一・五—タイ・マイ)

英米の策動でタイ國のゴム枯渴

(バンコック十一月二十三日發電) タイ國における

ゴム相場は最近續騰を續けてゐるが、これは國際情勢緊迫に伴ふ英米の對日經濟壓迫の一證左としてバングラデシュの注目をひいてゐる。現在南部地方の産地はモンスーン期で月産高は約一千五百トンに過ぎず、一年平均月産三千餘トンの半分に過ぎないが、この機に乗じて東アジア會社は十月末以來積極的に買進み、現在まで既に二千トン乃至二千五百トンの買付けを了し、さらに昨今では値段にかまはず買漁り、この結果タイ國のゴム在庫は殆んど枯渇の有様である。

最近のバンコックゴム相場を比較すると左の通りである(リブド・スモークト・シート第三號未選別 F A Q 百封度につき單位チカル)

十月三十一日	五九・四分ノ三
十一月一日	五九・四分ノ三
五日	六〇・
十日	六〇・四分ノ一
十五日	六〇・二分ノ一
十七日	六一・四分ノ三

二十日	六二・
二十一日	六二・
二十二日	六三・二分ノ一

タイ米包装に吠を

麻袋の輸入杜絶のため米包装は日本流の吠に變へようと力強い農村攻守同盟が生れることになつた。麻袋は従來インドから輸入してゐたが、之が代用に拾場に困つてゐた稻藁を日本式の吠に編み次の收穫期までに農村に普及させようといふのである。

(二二・二一) 盤谷發東日)

鑛業

全金鑛を政府管理にすべき法令

タイ政府は國家憲法第五十二條により、金鑛(佛曆二四八三年)の管理及び開發に關して國家的要求に匹敵する力を政府に與へんがために、緊急勅令を發した。この法令は政府官報に發表された日より有効である。緊急令の條項執行を委任された農務大臣がその目的達成のため特別官を任命する事を許可する事になつてゐる。

憲法第四條により政府は動産及び不動産を全部又は一部分管理する力をもつてゐる。それは土地・建物及び坑内と共にどの金鑛にも實施され、機械及び採掘に必要な凡ての器具に實施される。之は開發遂行上かくべからざるものである。

この法案は政府の鑛山管理及び開發を可能ならしめんがために行はれたものである。農務大臣により任命された特別官は鑛山開發を決

定する以前に金鑛を管理し開發する権力をもつてをり、各處を調査し恐らく採掘状態、鑛業力及び生産量を調査するのに役立つ帳簿及び他の書類を提出すべく鑛山の所有者及び支配者に請求する。

特別官は地方行政當局及び警察の援助を得て、鑛山開發を遂行するであらう。鑛山占有に對する農務大臣の通告が官報に發表されて以後、監守者及び經營者は鑛山の管理及び開發を行はない。

特別官は鑛山所有者の目前で動産及び不動産の帳簿を製作する。鑛山の監守者、經營者及び少くとも二人の證人の目前で凡ての人はその帳簿に彼の名前を署名する。

特別官は農務大臣の通告に従ひ彼等の義務を遂行する全部の鑛山及び一部の鑛山に通告が實施され、全部の人及び一部の人々にその管理及び開發の権力が與へられる。鑛山開發が不必要であると看做される處では農務大臣は鑛山の管理及び調査に對して命令を發するのみである。

緊急状態が終了した時農務大臣は發布されてゐた緊急令を解除する旨の通告を發する。

憲法第十條はもし政府が政府によつて鑛山の開發をつゞけるを考へられるならば、發布されてゐる緊急令を解除する代りにその所有者へ鑛山の購買方を申込むであらうと云ふ事を規定してゐる。

もしその時鑛山開發が順當に行はれてゐるならば政府の購買申込は拒絶される。

政府の占有する動産及び不動産に對する代價はそれによつて蒙る損失、或ひは下落、その他の避け得ざる處の原因による損失に對してのみ支拂はれるであらう。

法令を遵守しなかつたり又特別官を妨害せんとした者、及び許可なくして鑛山に入り鑛山全體及び或る場所を調査せんとした者には、二百銖以下の罰金もしくは一ヶ月以下の禁錮を科す。又罰金及び禁錮を共に科す場合もある。

調査のため特別官がその鑛山の帳簿及びその他の書類を要求した時、それら書類の提出を拒否せんと

した者には五百銖以下の罰金もしくは、六ヶ月以下の禁錮を科す。又罰金及び禁錮を共に科す場合もある。

鑛山の民間所有に對して通告が發せられた際、鑛山の動産及び不動産の所有に於て政府所有を妨害した者には、千銖以下の罰金もしくは三ヶ年以下の禁錮を科す。又罰金及び禁錮を共に科す場合もある。以上述べられた罪が十人共同で行はれた際には二千銖以下の罰金もしくは五ヶ年以下の禁錮を科す。又罰金及び禁錮を共に科す場合もある。

鑛山が政府所有になると云ふ事が知れて後鑛山にある建築物、坑内、機械類及びその他の採掘に必要な器具を毀損せんとした者には一千銖以下の罰金もしくは三ヶ年以下の禁錮を科す。又罰金及び禁錮を共に科す場合もある。

同質變色のベンチン發明

石油燃料局販賣のベンチンはその白色の液體が今後濃黄色に代る旨昨夜發表された。しかし乍らベンチンの質は在來通りである。

少數の商人がこの機會を利用してベンチンの値上げを斷行するであらう事を豫期して一般公衆に暴利の場合には石油燃料局又は州及縣當局に通告すべく要求した。

本年度の降雨量の乏しき事及び親栽培に用ひるポンプの重要性を鑑みてポンプ使用のため油の充分な供給を得る事の困難な農民は彼等のける油の一定量を増すべく州及び縣當局に申込んでもよいことになつてゐる。

更に石油燃料局は當局によつて價格を定めた農民向燈油の販賣を Thai-Nylon 株式會社に依託した。

ナラデイヴァ金鑛

タイ字紙ブラムワンは農務省がナラデイヴァ金鑛へ役人達を送る計畫をしてゐる旨報道した。

ナラデイヴァ金鑛は現在發掘を中止してゐるが、近い將來に於て再び發掘されるであらう。

ナラチバート金鑛

ブラムアン・ワン紙所報によると、農務省はブラ

(一・七—B・C)

ウドム・ブミヒチャラナ氏を首班とする官吏數名をナラチバート金山に派遣すべく計畫中である。因に同金鑛は一般的調査のため目下休鑛であるが近く採掘を開始する筈。

(一・七—B・C)

ナラチバス金鑛收容

本日發行の特別官報告示によると、最近發布された金鑛管理令によりナラチバス金鑛採掘に使用されてゐた全裝備及地所はタイ國政府の管理に移された

(二・二—B・C)

ナラチバス金山開發

ブラムアン・ワン紙本日所の報によると、三井商事株式會社はナラチバスの金山移行に關しタイ國政府と交渉中であるが、其の他の鑛物資源に對しても同様交渉中なりといふ。

(四・一—B・C)

ナラチワート金鑛

タイ・ラストラ紙所報によると、先に政府管理下に收容したナラチワート縣トロー・モウ郡金鑛の前所有者に對し政府は賠償金を支拂ふべく考慮してゐる

尙當局並専門家は同金山の埋藏概量を確むるため踏査試掘中である。(四・二四一B・C)

鐵鑛山試験

ブラム・ソン紙所報によるとタイ・セメント株式會社の技師は目下ロブリー縣の鐵鑛床を試掘中なりといふ。最近コー・ランタ(Koh Lanta)で行はれた鐵鑛調査では埋藏量約七十萬噸に過ぎなかつた由。(四・二八一B・C)

鑛山労働者募集

カンチャナブリー縣に於ける鑛物開發に於て相當量の埋藏を發見したのに力を得た土地鑛務局は、同地で使役する労働者一千余名を募集してゐる。受付は同局鑛山課で行ひ、鑛區迄の旅費は支給する由。(五・六一B・C)

金鑛發見

タイ・ラストラ紙所報によると、ピロック(Piolk)鑛區で金鑛石を發見、見本は分拆の爲盤谷の科學局に送附された由。(五・三三B・C)

新鑛石の發見

液化し得る或る種の鑛石が Surasedhani に發見された旨本日 Varsah は報道した。併し乍らこの鑛石の液化は非常に多額の經費を要するため商業的に見て不利である。(九・二六一B・C)

錫採鑛割當制限委員

錫採鑛割當制限に關し左の如き新委員が經濟省より任命された。

ブラ・ブラチヨン・パツチャヌツク

ナイ・タウイー・ランカム

ルアン・バナコーン・コウイット

ルアン・ブラキット・サハコーン

及び生産販賣部長兼鑛山局書記ナイ・バラウアート・スクムの五氏である。(二〇・八一B・C)

ウタラデットに於ける石綿工場設立

ウタラデット縣の石綿鑛床發見に基づき、政府は一萬銖の資本金をもつ石綿工場の設立を計畫中である。(二〇・二五B・C)

タイ國鑛山の採掘料引上げ

タイ國に於ては過般來錫鑛及びタングステン鑛の採掘料の引上げが議會の問題となつてゐたが、去る一日特別議會第一回會合に於て右に關する法案が採擇され小巾ながら引上げを見ることゝなつた。この結果錫採掘は一トン當り約四バツ半から五バツ半にタングステンはトン當り十バツセントであつたものがトン當り十乃至二十バツセントに改められることゝなつた。(一一・三一盤谷發)

タイ國國際錫統制五ヶ年延長案不承認

國際錫統制委員會は一日コンミニエニケを以てボリヴァイア、ベルギー領コンゴ、蘭印、ニゲリアマレー聯邦の諸國が委員會の提案せる錫統制期限の五ヶ年延長案および明年度の輸出割當量を受諾せる旨發表したが、タイ國は未だ五ヶ年延長案を承認せず、また明年度の輸出割當にも反對意向を表明してゐるが委員會ではタイ國が反對を續ける場合はタイ國を除外しても統制を續行する意向だと言はれる。(一一・二一紙育發電)

工業

工業

一五六

麻袋製造會社建設に決定

麻袋はタイ米輸出に必要不可欠からず、従来はカ
ルカットタよりその供給を受けて来たが、政府は之が
自足を計劃し先づ農務水産局に命じ、麻袋の原料た
る黄麻の栽培を奨励し來つたのであるが、今回充分
に供給の見込が立つに至つたので、農務省は右の旨
を經濟省に報告、經濟省は麻袋製造工場を立案、之
を閣議に諮りたるところその採擇を得て愈々近く之
が實現を見ることゝなつた。

カンチャナブリーの發電工事

半島部全域に照明用及動力用電力を供給し得べき
カンチャナブリー縣の大發電計畫は目下進行中で豫
備調査は已に終了してゐる。

右水力發電計畫の調査研究は在盤谷三井物産機械
部の手で行はれてをり、計畫完成後の設立及び裝備
も同部で行ふ筈。日本發送電會社技師田中氏を首班

とする地理及地學専門家の一團は瀑布所在地の地質
其の他調査の爲、カンチャナブリー縣へ出張の筈。

首都電力設計

公式聲明によると、經濟省は盤谷及ドンブリー市並
に盤谷を中心とする七十五軒の全地域に對し給電能
力を有する電力建設計畫を決定した。一方地方では
目下カンチャナブリーに電力計畫があり、來る八月
には工事に着手すといふ。(二・二〇一B・C)

サムセン發電所の擴張計畫

サムセン發電所はその電氣事業を盤谷郊外の四地
方に擴張せんと計畫して居り、本年中に完成する見
込である。(二・二六一B・C)

ランバン製糖工場擴充

ランバンの製糖工場は近頃着々と擴充されてゐる
一般需要に應ずるため生産能力は増進され、目下の
能力は日に八百乃至一千噸の甘蔗を消化し得。當局
は更に他の數縣にも製糖工場設立を考慮中である。
(二・二五一B・C)

ランバン製糖工場内に學校設立

製糖工業増進の見地から政府はランバン製糖工場
構内に一學校を設立した。教程は三ヶ年で同工場に
甘蔗を販賣する栽培者の子弟のみが入學を許される
教師は同工場の経験者より撰拔し、來る五月始業の
豫定。(二・四一B・C)

砂糖工業進展

政府は砂糖工業經營擴張の爲め、製糖工場を若干
増設する計畫をもつて目下マニラから機械を取寄せ
中であるが、二週間以内に到着する豫定である。
(三・八一B・C)

製糖及びゴム工業

一、パラサブ紙所報によると政府は製糖業擴充計畫
に基づき新一、二の工場を設立すべく据付機械は
マニラより運ぶ筈で茲二週間以内に到着の見込。
(三・八一B・C)

右新工場はウタラヂットに設立される筈で本月に
起工式舉行。(三・二一B・C)

二、某紙所報によると農務省はゴム製品工場設立を

計畫中である。

我技術陣の手でタイ國に大屠場建設

東亞の盟主日本の調停によつてタイ・佛印國境紛
争が圓滿妥結し、歴史的な調印が首相官邸で行はれ
るといふ十一日、厚生省から日タイ親善を強調する
重大な保健文化に關する公表が行はれた。それは日
本の工學、機械學を動員した技術と科學によつて、
タイ國の首都バンコック郊外に世界最大の最新式屠
場が建設されることになつたことである。

タイ國防省では數年前から廣大な屠場を建設す
べく日本政府に依頼して來たので、厚生省では衛生
局保健課技師池田錫氏に命じて設計指導にあたらせ
同技師は前後二回にわたりタイ國に出張、同國防
省と協議を重ねた結果、いよいよ日本技術の粹を集
めてバンコック市外に五萬五千坪の敷地を選定する
と共に、池田技師は十四年八月設計に着手、このほ
ど苦心の設計を終つた。

タイ國では直に工事の入札を行つたところ、三井
物産が落札、いよいよ第一期工事三百十萬圓をもつ

工業

一五七

て建設に着手したものである。同竣工は昭和十八年二月であるが、同屠場の様式は大體の仕組を歐米屠場の粹を日本化した東京、大阪兩市の大屠場に則り、更に是に近代日本の技術を加へたもので、熱帯國である點に鑑み、特別装置の冷蔵庫始め、内臓、血液等の屠場副産物の完全加工設備も施したもので、完成の暁は一日に牛五百頭、豚二千頭、水牛、綿羊その他百頭を屠殺處理出来る世界最大の屠場とし、牛豚その他畜類の食肉の世界的供給地として登場することに成る譯だ。

かくて日本技術の凱歌はもとより、特色ある保健文化の施設が東亞共榮圏の一角にうち建てられたことは、日タイ親善をいよ／＼緊密化する重大役割を擔ふものとして注目される。(三・二一―東日) 官立製材工場擴張計畫

耐久力のある木材をもつて家屋の建築をなす事を奨励する政策に附隨し、農務省では最近新に製材工場を買取つたが、爾來木材板、船梁を非常に合理的な値段で製作してゐるが、當局は満足すべき結果に

勇を起し更にその活動を擴張することに決定、近く新式の大鋸が他の附屬器具と共に購入され工場内部の擴張を行ふ事になつてゐる。

再編制後は一日四十噸乃至五十噸の製材をなし得るものと期待されてゐる。(三・二一―B・C)

アルコール製造

政府は將來、外國から燃料油の獲得が困難となつた場合を考慮し、米からアルコールを製造することを研究、實行する模様である。(四・二一―B・C)

家庭織布工業

當國に於ける一般家庭工業——多少趣味として——の織布業は非常に注目を引くに至り、今や之を大規模にして家庭生産被服の大量要求に應ずべしとさるゝに至つた。

之が爲政府はあらゆる援助を與へつゝあり又時期が許し次第、各地方に織布學校を設立する筈。又一説によるとマハサラカムに北部地方最大の織布工場が設立されるといふ。(四・二一―B・C)

精鹽工業

政府はスマッド・サゴーンに於ける精鹽工業の目覺しい成績に鑑み、目下商人より買上げた鹽の貯藏倉庫を建造する計畫を行つてゐるが、これによつて鹽の賣却の爲盤谷の如き遠方まで行かねばならぬ商人にとつては、非常な利益となるであらう。

(五・三一―B・C)

タイ國にタイ・ラバー株式會社設立

五月五日商業登記局に資本金百萬銖のゴム製品會社が設立登記された、其目的はゴム靴、ゴムタイヤ、ゴム製品の一切を増進するにあり、幹部はナイ・ヨル・サマノング氏其他、尙農務省はゴム栽培地擴張のためチャバン郡タン・ソンで二千ライ以上のゴム園所有權を買收した。

ゴム工業

ブラムアン・ワン紙所報によると、經濟省は一日に生ゴム十噸を消化しうるゴム工場設立のため裝備機械の購入交渉中であり、陸軍省は右工場敷地を盤谷附近に物色中である。(五・六一―B・C)

紙製ガンニーバツク

タイ・ライヌ・カンパニー及びタイ・ニヨム・カムパニーは目下ガンニーバツク代用として使用する紙製バツクを日本に注文することを考慮中であるが、今日これらの麻袋は輸入困難の爲である。(五・三〇―B・C)

工業化計畫と工場設立

一、經濟大臣ブラボリバン・ヨダキツチ氏は最近政府各局長其の他諸官を會して歐洲戰爭により輸入困難となつた工業製品に關し協議を行つたが、討論された主なる問題は國內消費の爲必要な製品工場設立問題であつた。尙その第一階梯として設立すべき工場の種類、國產原料、機械資本等に就ても考究された。(五・三四―B・C)

二、ガンニー袋製造工場

ラデオ放送によると、長期に亘る實驗の結果、國產ジュートがガンニー袋製造に適せることが證明された。經濟省は右の成績に満足し、工場設立の爲資本及敷地物色中である。(五・二七―B・C)



三、ゴム株式會社設立

資本金百萬銖のゴム製品會社が五月五日商業登録局に登録された。その目的はゴム靴、ゴムタイヤ其の他のゴム製品工業を増進するに在り、幹部はナイ・ヨル・サマノング、ルアン・サンフォン・ロハシツチ、ルアン・ブラキット・サハコーン氏其他。會社はタイ・ラバー株式會社と命名、資本金百萬銖、百銖株一萬株。(五・三・三二B・C)

尙四月一日報によると農務省はゴム栽培地擴張の爲チャバン郡タン・ソンで二千ライ以上のゴム園所有権を買収したといふ。

四、製革工場設立

去る廿一日の閣議決定事項中、フラカノン (Phra Kanong) に製革工場建設の爲百二十萬銖の資金を政府各部門より捻出する件を可決した。尙ピサヌローク飛行擴張費は資本的支出會計中の特別項目より支出された。(五・四・四一B・C)

ガンニーバツク工場

長期間の實驗により、地方に植付けた黄麻がガン

ニーバツクの製造に適してゐる事が證明された。經濟省ではこの結果に満足し、近く資本を定めガンニーバツク製造工場を建築することになつた。

ガラス工場設立

タイ字紙によればガラス製品製造工場が近く當地に設立されることになつてゐるが、これに必要な機械類は近々日本から到着する豫定であると言はれる。(五・三・三二B・C)

タイ・セメント會社作業開始

石炭不足の爲休止中のタイ・セメント會社發表によると鐵道局努力の結果、會社の爲多量の石炭が輸送せられ、又會社は六千噸以上の石炭を外國筋より購入したので近く作業を開始すべく七月二十一日よりセメントを販賣す。然しセメント製造に必要な諸材料や運賃が以前よりも高騰してゐるので獅子印セメントは應當り一銖、特級は一銖半値上する必要がある。尙各方面のセメント需要が多い見込だから一般民は購入を差控へて貰ひ度い。(七・一・一B・C)

石炭不足による作業休止中、マネージャーに對し各方面より或る種の非難が起つたが、かゝる非難は事實に反してゐる。マネージャーは當初より最善の努力を盡したのである云々。(七・二・六二B・C)

タイ・ファイバーセメント會社第四回通常總會

タイ・ファイバーセメント株式會社は去る十日第四回一般總會を開く。席上會長談話要旨。本會社第二年度目以來的建實なる進歩は第三年度目たる本日迄維持されてゐる。會社は能力一杯で生産と販賣に當つてをり、戦争が濟んだら各種の擴張が可能となるであらう。會社の活動は前期に於て始めて國外に及び、目下主に新嘉坡に輸出しつゝあり、擴張計畫完成すれば同地は大なる仕向地となるであらうし、其の他へも輸出出来やう。重役の提議通、配當は去年と同様二十五%とする事及今日の如き世界不安の期間中異常不景氣に對する保全方法としての控除金に對し各株主の賛成を望む。將來の事は豫見を許されないが海外より輸入せねばならない唯一の重要原料たるアスベストの配給は新會計年度の大部分に對し安全

であると信ずる云々。本年度の純益は一・一一、七六

五・八九銖で前年度繰越五三三・七八銖を加へ合計一

一四、二九九・六七銖。内譯次の通決定。

株主配當 二五% 八六、八七五・〇〇銖
重役手當 五、六八八・二九
法定準備金 六、〇〇〇・〇〇
特別減價保留金 一五、二六二・〇一
次年度繰越 四七四・三七
(九・二・二一B・C)

タイ・ゴム株式會社

ブラムアン・ソン紙所報によると、タイ・ゴム會社はゴム製品の製造工場敷地としてノンダブリー縣、バクレットに約二〇ライの土地を取得した。機械其の他の装置は既に日本に發注されてゐるといふ。(九・二・二一B・C)

マツチ輸出禁止、工場政府直營か

情報によれば、當國よりのマツチ輸出は消費局の特別許可あるものゝ外禁止された。之はマツチ製造に必要な或る種の材料輸入が困難であるから國內

用マッチの缺乏を來すのを懼れて執られた處置である。情報によると右命令は消費局より在盤谷の各マッチ製造會社 (Thai Match Co. Ltd., Min Sae Match Co. Ltd., Tang Ah Match Co. Ltd. を含む) に發せられてゐる。(五・一八・B・C)

情報によると、政府はマッチ製造工場を民間から取上げる筈で、現存會社に對する買収交渉は直ぐ開始されるといふ。交渉不調の場合には官營で新工場を設立すると。(五・二八・B・C)

麻袋の自給自足計畫

泰國政府は麻袋の自給自足を圖るため國內大麻の増産と麻袋製造工場設立を計畫してゐるが、バナノンダ經濟省商務局長は廿八日新聞記者團に對し左の如く言明した。

大麻の増産を促進するためタイ米穀會社は大麻種子を農家に無償で配給する意向である。配給額は約六十萬銖を豫定してゐる。尙十月十五日から米糠の輸出が禁止されたが之に依りタイ米穀會社は約七十萬銖の損失を蒙つた。(二〇・二八・盤谷同盟電)

ゴム錫減産要求拒絶

確聞するに英政府は最近泰國政府に對し倫敦のゴム、錫委員會の決定方針として泰國の明年度ゴム、錫生産量を本年より二割減するやう要求したのに對し、泰國政府はかゝる問題は泰國自身に於て決定すべきもので何等第三國より干渉をうける性質のものでないと之を拒絶したといふ。(二・一七・盤谷同盟電)

一〇〇キロ放送機製作引受

泰國が盤谷放送局用として施設する五〇キロ短波放送機一基及二十五キロ二基は我國業者が獲得する處となり目下その製作中であるが、同國は今更に百キロ中波放送機一基の製作に關しこの程わが國業者と交渉を開始した。(二・二一・東海)

水産

ノンハン湖の魚類

東北部地方の中心に存在するノンハン湖は廣さ三萬二千エーカーある。同湖の魚類は之を適當に管理すると同地方の全住民に鮮魚を供給し得る外、輸出も可能である。

農務水産局は右の見地から魚類養殖に關係ある水位の調節に關し調査の歩を進めつゝある。(五・六・B・C)

スマツト・サコーンの製鹽業

産業組合局より入手した最近の報道によると、スマツト・サコーンの製鹽業に従事してゐる家族は五十七戸に上つてをり、出來た鹽の質は最近開いた鹽田としては良好で、出來高も高能率を示し、本年は少くも生産額一萬六千五百銖を得る見込。今や十年計畫に基く六萬ライの全地域を利用すべくあらゆる努力を傾けてをり本年は更に五十家族以上を入殖さ

せる筈。

(五・一八・B・C)

水産學校設立と水産業調査

タイ・ラストラ紙所報によると、水産學校が近く設立される由で、目下農務、文部兩省協同計畫中である。(六・二一・B・C)

農務水産局は南部地方の水産業に關し徹底的調査を行ふ筈。又同局は水産業發達の爲既に専門家と同地方に派して理論と實際から漁民の指導に當らしめてゐる。東北部タイのノンハン湖に於ても同一步調が採られてゐるが南部地方には同様な湖水少く、僅にソクラーに魚類豊富な湖一つあるのみである。(六・七・B・C)

農務水産局の業績

過去一年間に於ける農務水産局の業績に關する昨夜のラデオ放送によると、米作面積は約二千二百萬ライ(八百八十萬エーカー)で過去五、六年間餘り増加はないが米質の改良にはあらゆる手段を講じてゐる。大豆の栽培は殆ど皆無の状態から今日は栽培面積十萬ライ(四萬エーカー)に達し尙氣候好適の地



方農民に奨励してゐる。
 家畜の収入は毎年約六百萬銖に上り、バター及
 ハート・ヤイの新式検査所では輸出家畜の検査を行
 つてゐる。
 水産業の改善諸計畫も亦注目すべきものがある。

(六・二・八・B・C)

養魚井の開鑿を勧告

ウボン・ラヂヤニイに於けるヤットーンの州廳で
 は今回ヤットーン市民に對し、魚を養殖すべく井戸
 の開鑿を勧告したので、同市には三百七十六の井戸
 が開鑿されることゝなつた。

この計畫は乾期に於ける魚の入手難を緩和する爲
 になされたものである。

(二〇・八・B・C)

鹽業殖民地好成绩

スマット・サコーン縣下の鹽業殖民地前年度の成
 績は極めて満足すべきものあり、かゝる成功の大部
 分は鹽業者の努力に歸すべきもので、稱讃に値す。
 第一年度の収量は三千八百トーンと發表された。
 本年度に於ける當局の努力は鹽田の擴張及殖民者の

増加に集中されつゝあり、現在の入殖者は七〇〇名。
 (二〇・二・B・C)

製鹽開拓地活況

前年度に於けるスマット・サコーンの製鹽開拓地
 は非常な活況を呈したが、これが成功は主として同
 地方の開拓民の献身的努力によるものである。最初
 の年産額は三・八〇〇トーンと報じられてゐる。

本年度は當局の手に依つて更に同地方の活動を擴
 大する爲、地域の擴張と開拓民増加を行ふべく活潑
 なる運動を開始した。目下同地には約七〇〇名の開
 拓民が喜々として政府の事業に協力して製鹽事業に
 従事してゐる。

(二〇・二)

交通

タイ國道路開鑿豫算

タイ國の道路開鑿第一次五箇年計畫は非常な好結
 果を齎したるに鑑み、更に第二次五箇年計畫を目標
 とし、右に要する費用約七千萬銖の豫算を計上した。
 新設道路は次の如きものである。

- 一、盤谷—チェンセン間
- 二、盤谷—チェンマイ間
- 三、盤谷—アランヤプラテート間
- 四、盤谷—ベトン間
- 五、盤谷—タラート間
- 六、盤谷—ノントブリー間

横濱・盤谷間定期航空路の開設

横濱・盤谷間五六八〇軒の洋上コースが、大日本
 航空會社の手により定期航空路化することになつた
 去る六日以来、大日本航空會社の川西機四發附飛
 行艇「叢雲號」「捲雲號」により數回にわたり試験飛

交通

行を實施、劃期的成功を収めたが、愈々十月下旬を
 期して定期航空路となる。全航程は横濱・淡水間二二
 六〇軒(所要九時間)、淡水・サイゴン間二五〇〇軒
 (十時間)、サイゴン・盤谷間九二〇軒(五時間)で、
 現在就航してゐる羽田、福岡、臺北、廣東、ハノイ、
 サイゴン、盤谷の陸上定期航空路の二本立となる譯
 である。

なほ就航機は同社の優秀機「捲雲號」「出雲號」等
 である。

新港

スリクラン紙によれば、ニュー・ハーバは來年
 一月一日開港の豫定である。併し税關のニュー・ハ
 ーヴァー移轉は三ヶ年後であると。

新占領地帯への鐵道延長

某紙所報によるとアランヤ・ブラデスより印度支
 那への鐵道路線は印度支那に於ける第一驛たるセ
 リ・ローエンリツチ(ダン・ホイベットより四軒、ア
 ランヤブラデスより十軒、去る一月二十六日開驛)

よりシッホーン、モンコルプリーの方に敷設延長されつゝある。又古領地域管轄廳に對し同地方に小學校設置の見地から學齡兒童の調査方を發令された。

(三・二〇一B.C)

中華・タイ通信協定

中華民國とタイ國の通信協定締結に關し、過般來華中電氣通信會社々長福田耕氏は、タイ國郵電局長ルアン・コピット氏と折衝中であつたが、三月七日協定成立同日調印を終つた。

なほ兩國間の協定成立は今回の通信協定をもつて嚆矢とし、この意味でも非常に意義深いものである。

(三・二〇一B.C)

タイ國海運業好況

六月二十四日より十二月三十一日に至る昨年度半期決算報告書によれば、タイ國海運株式會社の利益は五八〇、〇〇〇銖に上つたが、この中三〇〇、〇〇〇銖は大藏省に償還されるであらう。

(三・二一〇B.C)

短波ラヂオ波長變更

從來の波長一五、七七米即ち一九、〇二キロサイク

ルの代りに二五、六米(一一、七一キロサイクル)を使用することとなり、三月十六日より變更の旨發表。

(三・二四四B.C)

タイ海運會社の業績

タイ海運會社は當國貿易の増進特に輸出の便益を計る目的を以て、去年六月二十四日設立されたが、爾來同會社の各種活動は政府政策の線に沿つて進められ、十二月末の計算によると純益六十八萬銖となつてゐる。首相は同社首腦に對し、其の顯著なる成功を祝した書信を與へて之を激勵した。

(三・二八一B.C)

邦船が第一位タイ國海運界近況

盤谷港務局發表の統計によれば、タイ國海運界は歐洲戰勃發によつて一大變化を齎し、デンマークの衰退と共に英國船がこれに取つて代つた。しかるにその後狀勢益々緊迫を加へ、これらの英國船も軍用に徵發された爲、シンガポール、香港兩地とタイ國との航運激減し、昨年十月總噸數一萬餘トン、同年十二月は四千トン激減、本年二月は更に下つて僅に

千六百二十五トンと激減するに至つた。ノールウェイ船の動きも少なく、外國船の出入が減少の一途を辿つてゐる。中にたゞ日本船の進出目ざましく、これまで一萬トン内外であつたものが二萬トンに躍進第一位を占めるに至つた。即ち昨年八月來の日本船の出入りは

八月	二〇、五五九	九月	二、六六四
十月	一〇、六三二	十一月	一三、六九九
十二月	六、七二〇		

で昨年下半年期日本船最高トン數一萬三千五百八十九トンしかなかつたが、今年に入つて増加し、二月は入港船九隻そのトン數實に二萬五千八百四十六トンを示してゐる。

(三・二四一新嘉日報)

日泰空路増設

佛印、タイ國方面行空の貨客の激増に應へて、日航では四月から日タイ線の増設新ダイヤを實施することとなり、三月三十一日左の通り發表した。

- 一、東京—盤谷線(海口經由)
- 下り △東京發隔週火曜(八日から)前六・五〇

- 三、臺北—盤谷線

△福岡經由△臺北着後四・一〇△臺北發每水曜前八・〇〇△廣東經由△海口經由△ハノイ着後四・一五△ハノイ發每週水曜前八・〇〇△盤谷着同一・五〇

上り △盤谷發每週土曜前八・〇〇△ハノイ着同一・五〇△ハノイ發每週日曜前八・〇〇△海口經由△廣東經由△臺北着後四・一五△臺北發隔週月曜前七・三〇△福岡經由△東京着後四・三〇

二、臺北—盤谷線(ツौरラン、サイゴン經由) 下り △臺北發每週月曜前八・〇〇△廣東經由△ハノイ着後三・〇〇△ハノイ發每週火曜前八・〇〇△ツौरラン經由△サイゴン經由△盤谷着後四・三〇

上り △盤谷發每週水曜前八・〇〇△サイゴン經由△ツौरラン經由△ハノイ着後四・三〇△ハノイ發每週金曜前八・〇〇△廣東經由△臺北着後三・〇〇

下り △臺北—ハノイ間隔週日曜△ハノイ—盤谷
間差當り毎週二回
上り △盤谷—ハノイ間差當り毎週二回△ハノイ—
臺北間隔週月曜
尚、日タイ線新ダイヤには從來使用してゐた三菱
式双發輪送機の他に、三菱MC二〇型新鋭旅客機を
併用する。
(四・二—盤谷發回盟)

空輸會社年次總會

空輸會社の第十一回一般總會はプリンス・ウイム
ワット・ラヒハットを議長として昨日開會、今期
利益は前期よりの繰越一七、二七、二銖を加へて三八・
七五七銖内一・〇七四銖は法定準備金、一八、〇〇〇
銖は配當金(率三%)、二、一四八銖重役手當、一、四
四〇銖税金、一六、〇九五銖は次期繰越。
同社の事業擴張に關し議長報告によるとドム・ム
アン・ブーケット間、チェンマイ、メーサリエン間
新空輸線の開通、バスの新線は盤谷、ロブリー間一
六四軒、サタヒフよりの延長線四七軒、又飛行機の
豫備六臺、チーゼルバス十五臺の増備、更に建造中

備へた近代的飛行場で、同所と盤谷との交通は盤谷
ノンダブリー國道に依る。
(五・二—B・C)

ピサヌローク飛行場擴張

タイ・マイ紙所報によると、政府はピサヌローク
の空運中心地としての必要性に鑑み、同飛行場を擴
張改良して近代化せんと計畫中である。
(五・三—B・C)

占領地に放送局設置とラチオ體操

タイ放送局報によると、佛印より割讓される地域
確定後、パツタンバンに放送局を設立すべく、尙該
局は安南語及カンボヂヤ語の放送を行ふといふ。
(五・二—B・C)

公式發表によると、放送局はタイ國民體位向上の
爲體育局と協力して近くラヂオによる朝の體育訓練
を指導する等、尙本計畫開始前宣傳局は社會各方面
の意見を集めて善處すといふ。
(五・三—B・C)
國內短波放送局は爾今十六米の電波を使用せず二
十五米六のみ使用。
(五・一—B・C)

の大型ディーゼルバス十五臺等があり、一般に交通が
非常に増へたので燃料や附屬品の値上りにも拘らず
利益は以前と變りがなかつた。他方國際空路に關し
ては時局柄急激した。
プリンス・ウイム及サコーン・ラサノン氏が重役に
ビヤ・チャイコット氏は監査役に再選。
(五・二—B・C)

鐵道延長

タイ・ラストラ紙所報によると國有鐵道はスラス
トターニーより南方クラビー縣アオ・ラク(Ao Lak)
へ延長させるべく、豫備調査は既に終了してゐると
いふ。
(五・一—B・C)

水上飛行場開場

スクリラン紙所報によると、盤谷港突堤の擴張に
より不便となつたクロン・トイ飛行場の代りとして
ノンダブリー縣タスライ(Tasrai)村ワット・ナムナ
ク・タイの近くに經濟省で建設中であつた水上機用
飛行場は來る六月二十四日の記念日に開場すべく諸
準備を整へる由、新飛行場はあらゆる能力と便宜を

日泰定期航空増發

大日本航空は六月末から現在の日泰定期一週二回
を一週三回とし、更に東京、淡水、西貢、盤谷間一
ヶ月二往復の水上飛行艇便を新設するため關係方面
に折衝中で、泰國政府では飛行艇發着場としてメナ
ム河の盤谷上流に新設した水上飛行場の使用を許可
するに至つた。尙この飛行艇便は將來東京、盤谷間
十八時間連絡とする計畫も進められてゐる。
(六・三—盤谷電)

コーンカエン—ウドーン間、アユチャ—

バンヴアチ間鐵道開通

鐵道省の發表によれば、コーンカエンからウドー
ン間の北東部鐵道線一九キロが六月十四日のナン
ヨナルデー當日正式開通を見る事になつた。

尙當日はアユチャ、バンヴアチ驛間の複線鐵道が
同じく開通されるが、兩者ともに客車貨物の兩方面
に使用されることになつてゐる。
(六・五—B・C)

民間空路の擴充

國際狀態其他の關係から海外よりの燃料油獲得が



困難にも関わらず、經濟省は民間空路の擴張計畫遂行に不斷の努力を續けたが、去る六月十四日の國民デーに際し公式開通を見た新空路は次の如し。

一、ドンムアン飛行場
盤谷シソホン線(ラヨン、チャンダブリー、タラート經山)盤谷ブーケット線は従前通り。

二、コーンケン飛行場
ウドーン、ナコン・チャムバサキ線(Sawang Dindeh) サコール・ナコーン、ナコーン・パノム、ムクダリン、ウボル經山)本線の終點はウドーンに變更同時にウドーン、ノーンカイ線は一時中止。

三、ピサスローク飛行場
ピサスローク、ルアン・ブラバン線(プレト、ナイン經山)ピサスローク、ウドーン線(雨期はベチヤブリー、ロムサクデ、ロエーイ經山、乾期はロエーイを除く)。ピサスローク、メーソット線は従前通り。(六・二七・B・C)

盤谷：ナコーン・ナヨーク間バス開通
盤谷：ナコーン・ナヨーク間バス路線敷設作業は

完成され、七日一日開通式の運びとなつたが、所要時間は約三時間半である。(六・三〇・B・C)

短波放送時間變更
タイ放送局の短波放送は七月一日以降、従来の開始時刻午後八時を六時三十分に変更、終了時刻は九時で、今迄より一時間早くなる。電波長は舊の通り、變更理由は従来の時刻では外國で聴取するのに夜分余り遅く不便であるといふ。

新國道開通
アンブエアバクブリーからサオチャイ(サラブリー)に通ずる九キロメートルの國道が去る六月十四日のナショナルデー當日正式に開通を見た。(七・二一・B・C)

コーンケン・ウドーン間鐵路開通
コーンケン・ウドーン間の鐵道建設は一度は佛曆二四七六年の革命騒ぎで支障を來し、次で今次歐洲戰爭勃發により歐洲よりの輸入不可能となつた鐵道を米國より輸入せねばならなかつた等の事故により引渡に約二ヶ年の遅延を生じた。鐵道當局の努力に

より、貨物の輸送は佛曆二四八〇年以來可能となつてゐたが、愈々工事完成し去る六月二十四日の國民デーに正式開通を見るに至つた。所要經費は約八百二十萬銖で、タイ人の技術者が各種専門的工事を擔當遂行したことは賞讃に値する。同鐵路の延長は一

一九九浬で鐵橋は三十二ヶ所、内最大のもの、Phang河の架橋で長さ百四十米、橋梁三ヶを有す。(七・四一・B・C)

ウドーン：サコンナコン：ナコンパノム線開通
曩に經濟次官鐵道局長ルアンセリ・ラーンリット少將はウドーン：サコンナコン：ナコンパノム線開通の式を行へり。

この線は二四九浬にて二四七九年十一月より起工し二四八三年十二月に完成せるものにして、滿四ヶ年一ヶ月を費し、建設費九八八、四〇一銖を要せり。驛数は百三十四ヶ所建設。(七・一九・カオパー)

タラー汽船新航路開設
當地海運界の情報によれば、米國タラー汽船會社

は盤谷、香港、桑港間に使用船舶四至五隻を以て月二航海程度の定期航路を開設することゝなつた。(八・二一・盤谷中外電)

盤谷ブライ間急行週一回
鐵道局は十月六日以後、盤谷ブライ間の國際急行列車を従来の週二回を改め、一回とする旨發表した。盤谷發は水曜日、盤谷着は土曜。尚土曜日盤谷發の急行もあるが、之はハートヤイ止りである。右は馬來政應の決定に應じたもので、馬來政應はタイ國鐵道局に歐洲戰爭の結果、觀光客が激減したのでブライ盤谷間の旅客が極めて少く、利益が豫期出來ないと通告した。之に對し鐵道局は此の線は利益を度外視しても繼續して旅客の便宜を計るべきであると指摘したが、馬來政府は一週一回を固持したので鐵道局も遂に之に同意するに至つたものである。(八・二六・B・C)

商務局は各汽船會社の代表を召集し
運航問題に付き討議す

泰國經濟省商務局本月十六日發表によれば、本月

泰國經濟省商務局本月十六日發表によれば、本月

十五日經濟省に於て泰及各國人經營の汽船會社代表會議を召集し、泰國と各國との運輸上種々の困難なる問題に付討議せるも結論として各社とも船腹の不足を痛感し居り、若し之が得られ現在の停頓状態にある貨物の輸出入を解決し得れば、貿易上必ず能く改善し得るとしても蓋し各國の船舶の大部分は統制を受け居り、依つて船腹をチャーターし以て遠航路の貨物を運搬する法なしとしてゐる。

尙當日參加せる社名左の如し。

1. The Thai Navigation Co., Ltd. (泰)
2. Thai Maritime Navigation Co., Ltd. (泰)
3. Ngon Hock Co., Ltd. (華僑)
4. The East Asiatic Co., Ltd. (デンマーク)
5. The Borneo Co., Ltd. (英)
6. The Bombay Burma Co., Ltd. (英)
7. Duon Rua Thai Co., Ltd. (華僑)
8. 恒豐米行輪船部 (ハニヒ中原報)

泰マレー國境遮断

盤谷に達せる情報によれば、英國側は泰マレー間

の國境を泰側ベイトン英領ピラ間の連絡一本を残したのみで他の交通路一切を遮断した。右は六月の泰國交通省の南部行き急行列車廢止發表と相俟ち兩國間の緊迫を如實に物語つてゐる。(九・三三—盤谷同盟電) 國道計畫(社説)

社説新設交通省の一局として國道局の登場は最近に於ける内閣制度改正中最を顯著なる様相である。國道計畫は現政體に於て完成された最も注目すべき政策の一つであつて、泰國の教育、文化、經濟面に於ける發達上大なる貢獻をなしてゐる事を觀れば國道局の擴充は政府の計畫、抱負及將來の活動能力に應ずる必然的な發展である。

五ヶ年前樹立された國道計畫の第一局面は三千万銖余の經費を以て殆んど完成せられ、更に十八ヶ年計畫、經費一億八千萬銖を要する全長約一萬五千軒の新式國道建設大計畫に着手しつゝある。數年前迄は盤谷より邊境までの道路は皆無、地方國道も僅少であつたので政府は國道網建設を志し、内若干は完成、爾余のものは尙工事中である。諸工事は吾等の

自由にならない種々な事情に影響されて苦難を極めたが、工事は殆んど計畫通りに遂行されてをり、此の點に關する努力と先見並國家財政經濟政策等特に稱讚に値する。

國道及水路の發達は貿易、商業の前途に清新なる變化を齎すであらうし、結局各階層の全人民を益するに到るであらう、從來自然的條件が困難であつた田舎の警察的管理も容易になり、學校や官廳、裁判所の數も増加され、國民保健、福祉増進運動上に可成りの便宜を與へるであらう。又交通運輸能力の向上は一般經濟状態や國民生活水準の向上を促す最上策の一つである。以上により國家改造運動の一部をなす國道計畫の必要なることが明であつて、本計畫はあらゆる困難を克服して繼續されなければならぬ。何となれば公衆一般の利益は別としても多くの點に就て充分なる利益を産む健全なる國家的投資であるからである。内閣制度改法中に含まるゝ國道局の擴充は政府が之等の事實を充分認識し國道計畫を推進すべき決意を示すものである。(九・二〇—B.C.)

新港

新盤谷港の管理は新設の交通省に移管されるといふ實情に拘らず、建設工事はあまりはかどつてゐない。目下順調に進行中であるが、この新港は近く開港の運びに至るものと見られてゐる。(九・二七—B.C.)

私設バスの統制計畫中

政府の直接の認可を受けてない國內の私設バス路線の統制が將來交通省の管轄の下に行はれるものと期待されてゐる。(九・二七—B.C.)

二汽船を購入

泰海運會社は瑞典船グラム號(二、五〇〇噸)バナマ船ビユーラ號(二、一〇〇)の二隻を購入することゝなつた。兩船とも盤谷、香港、マニラ航路に配船される。(九・二四—盤谷同盟電)

濠洲より小麥粉輸送の爲め輸送船購入交渉中

ブラムアンワン紙の報ずるところによれば、タイ國內に於ける小麥粉の不足を補ふため、タイ海運株式會社は濠洲より小麥粉運送船を派遣することを計



畫してゐる。これに就いては目下タイ商船として更に二隻の船舶を購入する交渉が行はれてゐる。

これら二隻は現在米國に碇船中のスエーデン國籍船「グラム號」と目下バナマ國旗を掲げて香港とマニラ間を往復してゐる「ビューラー號」とである。

(九・四一B・C)

モンゴルフリー、ブラ・タボング自動車營業

盤谷とブラ・ボングとの鐵道連絡中シソホーン、モンゴルフリー間の鐵路完成迄、モンゴルフリー、ブラ・タボング間に自動車營業が行はれる。政府發表によると營業は十月一日開始、モンゴルフリー發は午前七時、午後三時五分、ブラ・タボングは午前七時廿分、午後三時廿五分で、所要時間は何れも二時間三十五分、細日は盤谷、アランヤ・ブラデス及モンゴルフリーとブラ・タボングとの間の各驛鐵道案内所で得られる。

(五・三〇一B・C)

國道閉鎖

盤谷市廳の告示によれば、明日よりラビツチ國道の全行程、即ちクロン・ブレム・ブラヤコーンから

インナー・オブソン國道に至り、更にクロン・メンセンに至る國道は秘密の爲に順次當分の閉鎖される事とならう。公共事業局とクランカセン國道との間のランルアン國道の各半分は同様の目的の爲めに同じく一時閉鎖されるであらう。

以上の二國道の秘密工事は約一五〇日間の日數を要するものと見られてゐる。

(二〇・二一B・C)

ドンブリに於ける道路敷設計畫

ドンブリに於けるタード・タイ及びサ・デイン・ダエンのブラヤドヒバタイ道路の建設工事は、暫く延期されてゐたところ、近くドンブリ市の手に依り着手される事となつた旨發表された。ブラヤドヒバタイ道路は、ラド・ヤ國道、タムボール・クロンサンを横斷し、スワン・アダラム僧院を通過し、クロン・サイカイ、クロン・ダオカノンを通り、盤谷のサン・トクの對岸チャオビヤ河に臨んで終る全長約六料の道路である。

テラド・タイ國道はタラド・ブルー・マーケットに始まり、クロン・ウァシー・チャローンダムで

終る全長一料の道路である。

又タイ・デインダエン道路はラド・ヤ道路に始まり、チャオビヤ河の東岸のラヤウオンセ埠頭の對岸に於て終る全長一料の道路である。

これら全道路の幅は三〇メートルである。

(一〇・一四)

國防省令による新空路

佛曆二四八〇年航空法に基づき九月一日發布の國防省令によつてタイ國と接壤諸國及タイ國內の各航空路が變更された。右により佛曆二四八一年十月二十二日發布の同省令は廢止となる。新空路次の如し。

(一) タイ及ビルマ間

第一ルート……Rangoon—Phra Chediya—Samong Amphur Song Pinong—Pakret air port or Don Muang air port.

第二ルート……Thawai—Amphur Muang Kanchanaburi—Pakret airport or Don Muang airport.

(二) タイ及マレー間

第三ルート……Alor Star—Amphur Thepha—東海

岸沖—Koh Samui—Amphur Muang Samudr Sagorn—Ban Chimphee 鐵道驛—Pakret or Don Muang airport.

第四ルート……Alor Star—Satul—Trang—Amphur Muang Surasdhani 東海岸沖—Amphur Muang Samudr Sagorn—Chimphee 鐵道驛—Pakret or Don Muang airport.

(三) タイ及佛印間

第五ルート……Viengchandr—Amphur Tha Boh—Amphur Muang Kaonkaen—Ban Sungnern 鐵道驛—Muauk Lek 鐵道驛—Don Muang airport.

第六ルート……Hanoi or Vin—Amphur Bungkhan (Nongkhai), Amphur Nagorn Panom 空路驛—Udorn Rajdhani airport—Amphur Muang Khonkaen—Ban Muang 鐵道驛

第七ルート……Saigon—Phra Tabong—Ban Bua—Ban Thaphai—Don Muang airport.

第八ルート……Saigon or Koh Kong—Chandaburi—Pakret or Don Muang airport.



(四) 國內客路

- 第九ノード……Don Muang—Nagorn Sawan—Bisnuloke—Lampang—Chiangmai—Chiangrai.
- 第十ノード……Bisnuloke—Loey—Udon—Sawang-daengin—Sakol Nagorn—Nagorn Panom—Mukdahan—Ubol Rajdhani—Nagorn Champasakdi.
- 第十一ノード……Bisnuloke—Phrae—Nan—Saraburi—Luang Phra Bang.
- 第十二ノード……Chiangmai—Mae Sarieng—Mae Hongson—Chiangmai.
- 第十三ノード……Don Muang—Rayong—Chandaburi—Trat—Phra Tabong—Srisobhon or Pibulsongram.
- 第十四ノード……Bisnuloke—Tak—Mal Sod.
- 第十五ノード……Don Muang—Hua Hin—Chumphorn—Amphur Muang Surasrdhani—Krabi—Puket.
- 第十六ノード……Amphur Muang Surasrdhani—Nagorn—Si Dhamaraj—Trang—Songkha—Satul—Ban Tungnu—Patani—Naradhiyas.

第十七ノード……Udon—Nongkhai—Vientchandr.

(F・I・O—B・C)

鐵道建設二十五ヶ年計畫

確かなる筋より聞く處によれば政府は經費一億六千萬餘銖を以て新線二千六百キロに上る鐵道建設二十五ヶ年計畫を立案中で、既に閣議の承認を得てゐる。

(一・一・一八—B・C)

日泰航空西貢迂回線愈々開始

日本航空輸送會社では從來の東京、臺北、廣東、河内、盤谷を結ぶ線の外に河内に於て分岐し河内、ツौरン、西貢、盤谷を結ぶ西貢廻り盤谷線を開設することとなり、タイ及び佛印兩當局と交渉中の處雙方友好的協力を得て交渉が成立し愈々十二月五日河内發下り便より開始されることとなつた。因に河内、ツौरン間は六一〇杆、ツौरン、西貢間は同上、西貢、盤谷間は八〇〇杆である。

尙ダイヤ竝料金は次の通りである。

(下り) 毎週火曜日(日本時間)ハノイ發午前八時、

ツौरン着、午前十時十分、同發午前十時四十分、サイゴン着午前零時五十分、同發午後一時三十五分、盤谷着午後四時十五分

(上り) 毎週木曜日盤谷發午前八時、サイゴン着午前十時四十分、同發午前十一時二十五分、ツौरン着午後一時三十五分、同發午後二時五分、ハノイ着午後四時十五分

(料金) ハノイ—ツौरン百十圓、ハノイ—サイゴン二百三十圓、サイゴン—盤谷百二十圓、ハノイ—盤谷新舊兩線共同額の三百三十圓。

教 育

教育新計畫

公式聲明によると大學増設及學校教程の變更を含む教育將來計畫は閣議で論議の上決定したといふ。

次に計畫中の顯著なる部分を示す。
大學を増設して男女同等により廣く教育の機会を與ふる如くす。將來は必要限度迄に私立大學豫備校を許可し、現在政府經營の豫備校は追て廢止す。

文部省は大學入學試験中央委員を任命し、試験にパスしたものに大學教育を授く。

政府は右政策實現の爲現制度を改正すべく海軍少將ルアン・シンゾ・ソングラムジャイ氏を議長に委員數名を任命した。
(四・二一B・C)

機織學校設立

ドンブリ市廳の後援により、タリンチャンに機織學校が設立されるであらう。
(四・五一B・C)

大學卒業者數

ブラジャヤチ紙所報によると、チュラロンコン大學本年の卒業生は八十八名で、内譯は醫學部二七、建築學部一七、科學部一三、文學部二六、獸醫學部五、尙入學許可員數百七名。
(三・二八B・C)

濠洲留學生

ルアン・ダムロン海軍大佐は森林・鑛業に關する研究の爲め濠洲へ留學生を送ることを政府に對し提議する模様である。

尙これに關し濠洲の大學と交渉が行はれる筈である。
(七・二一B・C)

タイ國留學生數

本年八月一日調査によるタイ國官、私費留學生數は左の如くである。

	男 子		女 子	
	留學生	歸國學生	留學生	歸國學生
一九三一年	一	一	一	一
一九三二年	一	一	一	一

タイ國印刷技術留學生の歸國

英國に縛られた祖國印刷文化の解放を切望するタイ國インテリの要望に答へて、去る三月我が國印刷技術修得の爲に來朝せるタイ國地圖局勤務クン・プラン少佐以下四名は、其後出版印刷會社に於て各種技術の研究を重ね、六ヶ月間の修業を目出度く終へて、九月十八日晴れの歸國の途に就いた。

一行中のクン・レッキ大尉のみは更に日本に留り、みづちり研究を續けて、新興タイ國の近代文化吸収に大なる貢獻をなさんと尊い努力を拂つてゐる。

ビブ首相令息米國陸士入學

米國下院陸軍委員會は十二月二日ビブ首相令息のウエスト・ポイント陸軍士官學校入學を許可する決議案を承認した。
(二・二一三―ソントン後同盟)

日タイ留學僧交換

國際佛敎協會では「宗教の握手」によつて日タイ兩國の締盟をいやましに固めようと十二月二十二日委員會を開いて協議の結果留學僧の交換外二件を決定した。
(二・二二三―朝日)

一九三三年	九	一	一	一
一九三四年	六	一	一	一
一九三五年	二〇	一	一	一
一九三六年	二六	一	一	一
一九三七年	一九	一	一	一
一九三八年	一一	一	一	一
一九三九年	三二	一	一	一
一九四〇年	二六	九	七	三
一九四一年	二〇	一五	四	三
計	一七一	三三	三六	八
現在留學せる數	一三八名		二八名	

新領土に學校開設

政府發表によると、新領土當局の努力によつて縣學校は九月八日ビブ首・ソングラム、プラ・タボンに於て開設された。同時にビブ首・ソングラムに於ては成人教育學校、プラ・タボンに於ては女學校も開校、開校式は何れも縣長官主宰の下に舉行された。

(九・二〇―B・C)

宗 教

興亞佛教協會よりタイへ親善使節派遣

築地本願寺の興亞佛教協會では、佛教を通じての日タイ兩國の親善と同國の佛教及狀況の親察を兼ねて、東本願寺の教務所長藤波大圓、慶應大學文學部講師、智山専門學校教授山本快龍の二氏を派遣することとなり、一月三十一日神戸出帆の盤谷丸で渡タイした。なほ兩氏は出發に先立ち本協會を訪問、在盤谷日本タイ協會に紹介方を依頼されたるに由り、同協會に紹介の勞を執れり。

日タイ親善佛教大會開催

宗教を通じて日タイ兩國の親善を圖る大日本佛教協會、大日本佛教青年會聯盟主催、日タイ親善佛教大會が、六月十五日午後一時から日比谷公會堂で開催された。

定刻、佛教各派僧徒、文部省河原宗教局長、セナ

駐日タイ公使(代理)に、全國留學生、生徒等二千餘名が參集、眞宗大谷派太谷光演前法主導師となつて、日タイ親善功勞者の法要を営み、各來賓の燒香、林銑十郎大將の講演の後、日タイ親善青年佛教徒の交驛大會に移り、理事長安藤正純氏、ビヤ・シー・セナ・タイ公使、外務大臣(代理)の挨拶、佛教聖歌の合唱、宣言決議を行ひ、兩國學生交々立つて親密な挨拶を交換、引續き高橋順次郎博士、藤澤親雄氏の講演があり、同四時過ぎ散會した。

尙ほ本協會よりは矢田部理事長が出席、花環を供養した。

國際佛教協會が日タイ佛教研究所を設立

國際佛教協會では佛陀の教を通じて南方佛教圏との親善強化、文化交流を促進すべく各方面と協力準備を進めてゐたが、この程その一事業としてバンコックに日タイ協力の佛教研究所を設立し、タイ佛教の學問的振興留學僧及び佛教使節の交換斡旋等にあたらせる計畫で近く協會主事吉永十果氏が準備のためバンコックへ赴く豫定である。(九・三〇―東京)

衛 生

體育局の國立競技場

體育局は來る三月國立競技場新築工事を始める事になつてゐる。

尙この國立競技場は約三千名の觀覽者を收容する事が出来る。(二・三―B.C.)

醫療機關設置

非常時に際して醫療的活動を便利ならしめんがために、醫療委員會が設置された。(二・七―B.C.)

盤谷及ドンブリの出生及び死亡者數

盤谷の都心地域に於ける三月二十二日現在の調査による出生及死亡數は次の如し。

即ち出生四一九名、死亡一七八名(内幼兒死亡數七〇名を含む)一方同日現在ドンブリ都心地域に於ける數は出生數一四〇名、死亡數五二名(内幼兒一名を含む)である。(四・五―B.C.)

公衆衛生に關し理髮店取締嚴重となる

公衆衛生の見地よりして近く國內全理髮店を衛生局の管理の下に嚴重に取締することとなつた。

これは種々なる疾病が多く理髮店に於て傳染するといふ事實によるものであるが、今後嚴重なる取締により理髮師の使用する器具の消毒と清潔とに重きを置き、彼等に醫學的知識を植えつけると共に隨時點檢を行ふことになつた。(五・一―B.C.)

二病院開院式

バングラック病院は、内務大臣代理陸軍少佐ルアン・チャベン・ソングラム閣下臨席のもとにナシヨナルデー當日開院式が行はれた。

又同日ノンタブリー中央廣場に新設された精神病院は、内務次官ソン・チャマ・ハーン・ヒダガツチ閣下の臨席の下に開院式を舉行した。(六・三〇―B.C.)

阿片所有による罰則

ナイ・タア及びナイ・ナンサウオンセの兩名は禁制の阿片を八五〇グラム、價格にして七、四九八銖程度の

のもの所有してゐた爲め、去る日曜日、刑事裁判所から六ヶ月の懲役、罰金一八、四九四銖の判決を受けた。然し被告が服罪したので三ヶ月に減刑された。

(七・三一B・C)

タイ國の人口千六百萬

タイ國は最近行はれた國勢調査の結果、總人口一千六百萬人の増加を示してゐるが、之は衛生思想上の爲といはれ、南洋に於て最も高い人口増加率を持つ國となつた。

尙首都バンコック市の人口は五十九萬七千人、メーナム河をへだてた隣接都市ドンブリー市は十一萬八千人であつた。

(七・九一東日)

タイ國のラヂオ體操熱

最近、タイ國學校の體育獎勵は甚だ盛んで、殊に最近のラヂオ體操熱はすばらしい、是は、日本が毎朝ラヂオ體操の放送を行ひ、教師の號令の下に全國一千萬以上が参加すると云ふ大成功振りを示し、厚生省體力局も大いに力を入れている事がこの國に影響を與へたのである。

(八・一六―盤谷タイムズ紙)

地方都市の水道事業

政府發表によると、政府の水道計畫によるナコーン・ラシマ、アエチャ、ナコーンサワ、ピサスローク、ロブリーの五ヶ所中佛曆二四八二―八三年度に工事完成したものは三ヶ所である。尙目下工事のものにはジョブリー、ナコーン、チェンマイ、ナコーン・パトム、ブーケット、ウタイターニー、スマット・サコーン各市に於けるものがあり、其の工事費として六十九萬二千二百五十銖の貸附金が與へられた。當局發表によると、更に二十三市の水道建設は調査中で内十二に對する工事費に關し目下商議中である。

(八・二六―B・C)

盤谷及ドンブリー市の淨化運動

盤谷及ドンブリー市當局は九月五日共同聲明を發して首都淨化維持に關する公衆の義務を強調した。淨化運動は政府の國家改造政策とも關聯するもので一般公衆は各自の屋内外其他の清潔に注意し、病菌の温床たらしめてはならぬ。公共的場所―道路、河川、運河、濠、溝、池―に廢棄物を放置してはならぬ。

禁を犯すものは公衆衛生法に照らして罰せられる。市の掛官吏は此の點に關し峻嚴なる處置を執るやう委任されてゐる。

(九・二〇―B・C)

日本科學者マラリヤ調査

日本人科學者六名は、南部地方にてマラリヤ病を調査研究中である。

盤谷に達した報道によると、六名の日本人科學者は、現在南部地方にてマラリヤ病を調査中である。

この一行は九月二十四日盤谷よりタランに到着しタイ當局の歓迎を受けた。

公衆衛生當局はマラリヤ病調査に對する種々なる援助を與へた。

尙一行は九月二十六日ツンソンを訪問した。

華僑

瓊崖協會タイ國へ委員特派

南洋華僑八百萬の中海南島出身者は三十萬に達しバンコックを主としてシンガポール香港等にあつて活躍し從來本島への送金額は年七百萬元から二千萬元に達し海南島經濟面に至大の關聯を有してゐる、昨年皇軍上陸後は個人送金も杜絶し彼等の動向は頗る注目されてゐたが本年一月海口に瓊崖華僑協會が設立され對華僑工作に積極的活動を開始すると、もに島内治安の回復と新政權の和平運動の進展と相まも在タイ華僑に多大の好影響を與へ設立五ヶ月後早くも大會々員數は三千名を突破し月六十萬元の送金を見るに至り殊に最近歐洲情勢の急變に伴ひ入會者激増し且つ本島と南洋方面間の華僑の往來も活潑となり同協會の統計によれば七月中の出入華僑數は一千五百五十一名に達し特に同協會では今回タイ國華僑の送金、郵便物その他の事務の處理と合せて現下

島情の紹介を目的としてバンコックに二名の駐在委員を派遣海口發赴せしめたが同協會では今後可急的速に事變前の送金額に回復せしめるべく大いに努力してゐる。

在タイ華僑蔣に忠告

過船新發足をした在タイ中華總商會では一月二日汪精衛國民政府主席及び重慶の蔣介石に對しラジオを通じてそれ〴〵次の如きメッセージを送つた。

汪主席宛 タイ國駐屯中の日本軍の我々中華人に對する態度は懇切を極め我々は今更の如く日本の大東亞戰が東亞民族の英米勢力よりの解放にあることを痛感した次第である、我々も今後は汪主席閣下を絶對に支持することを茲に確約する。

蔣介石宛 我々は日本の今回の戰爭が東亞民族の獨立解放を企圖したものであることを知るに至り進んで日本と協力することとなつた。今や日華兩國が協力してアングロサクソンの勢力を東亞より驅逐すべき絶好の機會であり、我々は貴下が日本に協力されんことを期待してやまぬ。然らざれば

我々は貴下と絶縁の己むなきに至るであらう。

(一・四一盤谷發同盟)

華僑團體の祝意

ドンブリ市ラストラプラナ郡の華僑六十三名は三月十四日郡役所を訪れ、東京會談に於けるタイ側の勝利につき祝意を述べた。

(三・二〇一B.C)

支那人居住制限

警視總監ルアン・アドロン・デチャラス氏は、二十四日各縣に通牒を發し、支那人の居住區域を制限し國境の各縣に入ることを嚴重禁止するやう命令した。

右立入禁止區域は、メーホンソン、タクレイ、チエンマイ、チエンライその他の地方で從來より居住せる者以外は絶對に之等區域に入ることを禁止したものである。尙此の緊急措置は、最近バンガブケツト、タクアバで支那人の秘密結社或は第五列が多數檢舉された爲、之等の不逞分子及び反泰國家運動に暗躍する支那人を國境地帯より追放する爲である。

(三・二六―盤谷電)

華僑の歸化願

某紙所報によると、タイ國生れの華僑數百名は歸化願をタイ國外務省又は郡當局の手を経て提出してゐる。此の傾向は若干の國境地方に於ける華僑立入禁止令(前號所載)發布以來起つたものである。

(四・五―B.C)

在泰華僑抗日清算か

盤谷中華總商會は此の程年次總會を開き總會の決議を以て蔣介石に次の如く打電した。

泰國居留華僑は泰國政府より公平な取扱を受けてゐるから、泰國政府の誤解を招く如き工作は一切慎んで貰ひたい。右泰華僑は從來之が爲莫大な損失を蒙つてゐるが、今後は泰國を刺戟するやうな指令には一切服従しない。

(四・七―盤谷電)

華僑抗日を反省

東京會談の成功以來、泰の親日空氣濃化により、同國內に於ける華僑の動向にも注目すべき現象が現はれつゝある。

即ち盤谷に於ける中華總商會幹部は此の程支那事

變の和平を要望し、泰國政府に事變の調停方を嘆願する等の申合せを行ったが、去る一日シンゴラに日本領事館開館披露宴が行はれた際には、従来日本人と交際せず、同地方に於ける排日運動の中心となつてゐた華僑有力者も泰人有力者や在留外人と共に出席したことは東亞建設への再認識を物語るもので、南洋華僑間に大きな影響を喚起するものと観られてゐる。

泰華僑抗日清算への一步

(四・八一盤谷電)

東京會談の成功以來日に日に濃くなりつつある泰の親日空気に、泰國內における華僑の動向にも注目すべき現象があらはれつつある。すなはちバンコック内における中華總商會の幹部はこのほど支那事變の和平を要望し、泰國政府に事變の調停方を嘆願する等の申合せを行ひ、南洋華僑に重大な影響を與へたが、去る一日泰南部の經濟中心地シンゴラに日本領事館開館披露宴が行はれた際、泰人有力者、華僑有力者、在留外人等約二百五十名が出席した、従来日本人とは交際せず、日本人の進出には絶對反

對するとして同地方における排日運動の中心となつてゐた華僑達が喜んでこの招待に出席、席上泰人縣知事が

もはや東亞は東洋人の手で建設すべき時期であるお隣に住む外來者に遠慮することなく、われわれ東洋人は協力せねばならぬ。

と感激的な感想を述べたに對し、列席の華僑達も一齋に起ち上り「チャイヨ、チャイヨ」と乾杯するのであつた。

従来この地方では泰人が公式に英人その他外人の前でかゝる意見を述べたことはなく、また華僑有力者が日本人にかゝる好意的感情をあらはしたこともなく、一般に對日空気が最も悪い地方といはれてゐたもので、この事實は今回の東京會談成功が泰に如何に大きな好影響を與へ、またこの結果南洋華僑が最近急激な轉換をなし、抗日重慶への離反と和平要望、新東亞建設への力強い再認識を物語るものであり、今後の南洋華僑間における和平氣分勃興に大きな影響を呼び起すものとみられる。(四・八一盤谷發東朝)

タイ華僑、歸國者續出

福建省はじめ南支一帶の日本軍の制壓と南京政府の施政は、タイ國在住華僑に多大の反響を呼んでゐるが、最近當地華僑で福建、廣東、海南島各地へ歸國するものが激増し、一月に四五回出る南支沿岸航路の船は、毎船三百乃至五百の歸國華僑で満員の有様、日本公使館では身許證明書の發行に忙殺されて居る。

(五・六一朝日)

華僑彈壓

タイ國にある二百五十萬華僑は中華總商會々長張蘭臣を中心に、共產系の親英抗日救國團、秘密結社の洪字會などは密かに支那事變七・七記念日における抗日的催し物あるひは獻金運動などの計畫に狂奔してゐる。かゝる不穩なる計畫あるを探知したタイ國官憲は俄然彼ら華僑の抗日動靜に手厳しい警戒を開始し、遂に重慶政權に對する獻金を不法送金せる一團の抗日團體を逮捕するに至つた。さらに抗日を煽動し、タイ國內の安定を害する不逞華僑に對しては容赦なく嚴罰に處するはず。(七九一盤谷發東日)

華僑

抗日華僑彈壓

タイ國華僑は中華總商會長張蘭臣を中心に、親英抗日救國團、秘密結社の洪字會等を密に動員し七・七記念日に於ける抗日的催し物或は獻金運動などに狂奔してゐるが、かゝる不穩計畫を探知したタイ國官憲は俄然華僑の抗日動靜に警戒を開始し、遂に重慶政權に對し、不法送金せる一團の抗日分子を逮捕するに至つた。

別報によれば重慶政府はタイ國華僑に對し七・七記念日獻金として一十萬元を割當て、前項張蘭臣を責任者として泰國唯一の華字紙中原報重役予子亮を主席委員として全同華僑に働きかけてゐるが今日迄の所、僅に七千餘(四萬元)を集め得しのみにて昨年の十分の一に足らぬ状態であるといふ。

(七・二〇同盟盤谷電)

援蔣資金集らず

財政難に悩む重慶政府は華僑からの獻金集めに躍起となつてゐるが、最近泰國華僑に對しては七・七記念日獻金として一十萬元を割當て、バンコック中

華僑商會主席張蘭臣を責任者とし泰國唯一の華字紙中原報の重役予亮を主席委員として、バンコックは勿論泰華僑全般的に積極的に働きかけてゐたが、今までの所僅か七千パーツ（四萬元）しか集らず、昨年十分の一にも足らぬ状態で、このほか華僑に割當てられた救國公債及び兵器購入献金までもほとんど集らぬ状態で、張蘭臣以下幹部は對策に苦慮してをり華僑間に於ける重慶政府の信用失墜振りがうかがはれる。
(七・二一—盤谷發東朝)

泰國華僑の親日空氣濃化

勝野シンガポール領事は、要務打合のため十二日バンコックに來たが最近の英領馬來および南泰の情勢につき左のごとく語つた。
英側から積極的に泰の中立侵害を行ふとの氣配はいまのところないが、防備を固めてゐることは事實で二三日前も國境の近くで大規模の演習を行つてゐた模様である。國境の近くには印度兵を配置し、白人兵はその後方に分屯してゐる。南泰の民心は英側の態度の影響でいまになにか起るのではないかと非

常に緊張してをり、泰を繞る國際情勢から判斷して南泰の物資特に輸入品は漸次缺乏するとの見通して物價は騰貴の趨勢にある。華僑の有識階級は日本人との接觸を求めものが増加し、最近も五六十名の華僑が日本に國籍を變更できるかと申出て來たことがあり、國際情勢に敏感な彼等ではあるが、從來排日氣分の旺んだつた南泰にこれだけの機運が醸成されたことは注目し得る。
(八・一四—盤谷發朝日特電)

在タイ華僑對日協力

在タイ二百五十萬の華僑を代表する在タイ華僑大會が十二月二十九日午後二時からバンコック中華總商會光華堂で開かれ、左の三項を決議した。
一、日タイ攻守同盟を基本とするタイ政府の政策に協力す。
二、總商會の名義で南京政府及び重慶に和平救國參加を通電すること。
三、日本軍に對し感謝、日本軍傷病兵に敵意を表すを。
(二・三〇—盤谷發東日)

雜

一九四一年のミス・タイ

一九四一年度ミスタイ選定は、昨年十二月十二日のタイ國憲法祭當日バンコックで行はれ、百二十四名の候補者中からサワン・チトラ・カルン・ハノング嬢（十七歳）が當選した。嬢はクロロカンナロン陸軍中佐の愛嬢で、バンコックのヤワナと云ふ町に在住、カチャニバトウン女學校卒業後更に上級のラヂニ女學校を二年前卒業した才媛で、彼女の美聲は近所でも評判。マンドリンと歌謡が好きで、目下家事の見習中。將來の希望は赤十字の篤志看護婦との事。
(二・二一—四一—タイ・マイ)

日タイ電信、電話の料金値下

暹信省では東亞共榮圏内の友邦として最近親密の度を加へて來たタイ國との間に、昨秋以來電信電話料金の引下げについて交渉中だつたが、この程兩國

間に協議がまとまり、二月十一日から實施された。即ち大阪—バンコック間直通無線經由によれば從來一語につき一圓八十九錢だつた電報料を一圓四十錢三分間三十六圓だつた電話料金を三十圓に、何れも約二割から三割方の引下げを行ふ事になつた。
(二・二五—タイ・マイ)

日泰庭球試合

今日午後教員協會に於て、我が國を訪れた日本の庭球選手とタイ國の選手との間に友好的庭球試合が行はれる事になつてゐる。
(二・四一—B・C)

ナイヴィラ氏のシンガポール訪問

H・E・ナイヴィラ・オサタナダ氏は火曜日盤谷より空路シンガポールに向つた。氏はタイ海運船舶株式會社を代表して商用でシンガポールを訪問してゐる。
(二・四一—B・C)

召集豫備兵に關する國防省の提案可決

内閣々僚は先きに召集された豫備兵の給料支拂ひに關する問題、及び豫備兵の家族を世話する問題等

に關する國防省の提案を一致可決した。この提案を決議した關係は又軍隊訓練に召集された人々にもその俸給の全額を支拂ふ様決議した。(一四一B.C.)

官報拾遺、諸法律及び規則
十二月二十日と一月一日及び二日の官報特別版の中に、タイ國で發せられた種々の度量衡規定が發布されてゐる。

十二月三十日版の官報は佛曆二四八三年の家督分散法令が佛曆二四八四年一月一日以降に實施される事を掲載してゐる。

一月一日附官報は佛曆二四八三年國債募集法令、及び佛曆二四八三年歳入規則改正法令(No. 2)陸軍服役令(No. 5)佛曆二四八三年王國家外謀反人の告訴を考慮して特別法廷を設立する旨の勅令を發布してゐる。

一月一日附の官報は尙一月一日を元日とすべき勅令を發布してゐる。そして司法省の通告は役人の任命拜受に關係する。
一月三日の官報特別版に以下の法令が發布されて

ある。即ち、軍河(Klong)保存の法令(No. 2)佛曆二四八三年。醫療製品の規準統制に關する法令(血清、細菌、抗毒素、グイタミン、ホルモン及び醫療品として分類出来る他の醫藥品をも含む)佛曆二四八三年。
植物草木の活用に對する法令、佛曆二四八三年。
鑛山令(No. 6)佛曆二四八三年。

官報特別版に發表せるものは他に佛曆二四八一年(No. 1)あらがね輸出關稅率に關する農務省の鑛山令と一致してゐる。
關稅を打算せんがために米やゴムの市場價格を制定した。

毎週一回の官報普通版が例の如く十二月三十一日に發行された。
初等教育令(No. 2)佛曆二四八三年。
裁判所勅令(No. 2)同。

Nagorn Rajima 縣と Buriranya 縣の國境線の法令、佛曆二四八三年。
Tambol Thanon Rongnang にある沼地を鐵道省

に讓渡すべき法令、佛曆二四八三年。

Tambol Hua Hin Prachab Kirikandh にある公共地を Luang Rojich Vorady に讓渡すべき法令、佛曆二四八三年。
不當利得取締令(No. 2)佛曆二四八三年。
通貨令(No. 6)同。

關稅手續及び佛の改正に従ふ歳入局の稅集法令、佛曆二四八三年。
大歳省の規則は歳入法の印紙稅に關して發令された。(No. 16)

多くの閣僚通告は官報に發表した。それらの件とは、即ち、

旗のひきあげに關する總理大臣の通告。Hon の獎勵に關する外務事務の通告、Milan に於ける總領事 Comon Arigo Yacharis は Hon の總領事となると云ふ通告である。

多くの新組合が成立し登録された。之は商業登録局によつたものである。即ち
Kwang Heng-li 株式會社 資本金二十一萬七千銖。

Kwang Sun-li 株式會社 資本金三十萬銖。

Meng-rai 株式會社 二萬銖。
Li-Min-Heng 株式會社 四萬三千銖。

多くの日本人の役人や官職にある人々は、國王陛下により名譽の勳章を授けられた。
白象第四級章——ミキ・サトル陸軍少佐及びヤマナカ・ヨンスケ陸軍少佐に授けられた。

タイ國王冠第四級章——三名の海軍大尉に授けらる
白象第五級章——三名の陸軍中尉に授けらる。
タイ國王冠第五級章——一名の少尉に授けらる。
又四名の退役將校及び十四名の陸軍軍醫少佐に授けられる。

タイ國王冠銀メダル章——二名の軍醫及び四名の役人が之を受ける。(一四一B.C.)
基金募集劇上演

愛國婦人會は失地回復運動へその利益を献金するため劇を上演した。(一七一B.C.)
ウドーン市民の美舉
ウドーン市民はノーンカイ駐屯の軍隊及び警察に

對し多量の煙草を送り、又千五百銖を國防省へ、九百銖を彼等の住んでゐるナコーン・ラヂヤシマ縣ノンサン郡の改良のため寄附した。(二・五一B・C)

タイ國人は服装を端正にすべし

公共の場所又は集合の地に於てタイ國の服装が未だ禮を缺きタイの文化にふさはしからざるものあり因つて閣議の申し合せに基き次の通りラツタニヨムとして公布せしむ。

(一) タイ國人たる者は申又一つ又はシャツを着用せず又は幔尾を外す等、適正ならざる服装にて集合の地又は公共の場所に入入りせざるものとす。

(二) タイ國人たる者の適正なる服装は次の通りとす。

- イ、官服、制服
- ロ、背廣服
- ハ、慣用服

佛曆二四八四年一月十五日

ビブン・ソククラーム

東亞兒童大會開催

東亞共榮圏の建設は子供達からと、日本、滿洲、中華民國、タイ國、蒙古の少年、少女たち約三千名が去る二月一日、日比谷公會堂に集まつて、東京市、情報局共同主催の下に、第一回東亞兒童大會を開催した。この大會には各國の兒童代表として五人の少年、少女がそれぞれ壇上から挨拶した。

日本は萱場内務次官長男秀造君(二四)、滿洲國代表は院前滿洲國大使令息院守綱君(二三)、中華民國は雜貨料理店維新號店主鄭勇昌長女鄭雪英、ちやん(二三)、タイ國はタオ・チャツクス・ラツクシヤ君(二五)、タイ國學生會館在館、蒙古は吳耀本君(二三)で、「みんな仲好く致しませう」と挨拶を述べ、次いで來賓の挨拶があり、同二時半から學藝會に移り、市内小學校生徒の唱歌、舞踊、童話劇、南山小學校在學の滿洲國兒童の滿語と日本語の唱歌などの餘興があつて、同四時過ぎ盛會裡に散會した。

盤谷日本婦人會の献金

在バンコック日本婦人會では帝國海軍の勞苦を偲び、恤兵金としてタイ貨百パーツ(邦貨百五十三圓)を二月二十七日鳥越大佐を通じて海軍省に献金した南部地方に風俗改善運動

信すべき情報によると、内務省はタイ國南部地方の住民間に行はれてゐる習慣、風俗、生活様式の改善に乘出しつゝある。案の中には亂雑な生徒の服装、外國語の使用、方言、頭部に荷物を載せて運ぶ習慣、不能率な收獲法等々の改善策が含まれてをり、之等は國民教化の一般基準によつて改められる。右提案は内務省より閣議に提出され、既にその承認を得たといふ。(二・二六B・C)

タイ、調印の日を國際日に決定

講和成立を祝ふ日タイ兩國旗が今日も引續きバンコック市内に懸り、戰勝氣分は彌が上にも昂まつてゐるが、タイ政府では調印當日たる三月十一日を今後國際日とすることに決定、日本の陸軍記念日にも

比すべきものとして明年から實施、光輝あるこの日を記念することとなつた。

タイ國日本人ゴム同業會

今春以來當地ゴム輸出組合結成に關し、日本商社間に寄々協議を進めてゐたが、去る二十七日次の七社によつてゴム輸出聯合會が結成され、今後規約の決定を待つてゴムの買付及び輸出に關し、同聯合會の一元的統制の下に行ふことになつた。

- △名稱 タイ國日本人ゴム同業會
- △加盟社 三井、大同、三菱、野村、大谷洋行、大南公司、エス・ケイ輸出

タイ國に親善の櫻

日タイ親善の記念に、昭和通商株式會社からタイ國チェンマイ市に贈られた五百本の櫻は三月十日安着、翌日寄贈式が行はれた。一年後には、タイに日本の誇りを咲かせるだらう。(三・一九一東日)

ワンワイ妃殿下來朝

滯京中のワンワイ殿下の許で、憧れの日本の春を

満喫するため、バンコックから遙々と空の旅に上つたプロイ妃殿下及びビバアルウ姫は、三月二十二日午後五時三十分羽田空港に到着、ただちに帝國ホテルに入つたが、夫君と共に櫻咲く日本を見物される。

タイ國人士の往來

△ルアン・ウイチット・ワタカーン氏

タイ國無任所大臣、美術局長は、ビブン首相の特命を帯びて來朝中だつたが、三月三十一日朝羽田から空路歸タイ。

△タン・ブラン・ブラムアンブーム氏

タイ國陸軍少佐は、日本の印刷技術習得のため、四月一日入京、目下出版印刷會社に於て實習中、滞在期間約八ヶ月の豫定。

△レック・クーム・ルングルアング氏

タイ國陸軍大尉は同右實習中。

△セン・リット・ルーンルアング氏

タイ國技手は同右實習中。

△サーン・ムアング・スック氏

タイ國技手は同右實習中。

△チエン・エンチャム氏

タイ國技手は同右實習中。

△ブンチュア陸軍軍醫少佐

アメリカよりの歸途四月末日入京、東京に於ては各病院及び關係學校視察の上、五月十一日退京歸

タイ。

△ピアン・ベチブル女史

タイ國醫學博士は、ワソワイ妃殿下と共に來朝、

我國各方面を視察中。

ナショナルデー祝賀會

來る六月二十四日のナショナルデー當日行はるべき大祝賀會の各種計畫に關しては既に進行中であり

閣議に於て右祝賀會の組織委員會を任命した。委員

長としてルアン・プロム大佐、外ルアン・チャムナ

ン、ルアン・チャウエンソングラム少佐、ゲイラス・

オササノング少佐、クンサマハン・ヒタガダイ、ル

アン・ウイチット・ワタカーン美術局長官、各省次官、

警視總監代理及びナイ・チュイ・ピサクシヤカラの

諸氏が委員として加はり、尙委員會は各種のアレン

チの爲副委員を任命した。

(二三三 B.C)

東京外語にタイ語本科復活

東京外國語學校では明治四十四年三月タイ(舊暹羅)語本科を創設したが、大正三年三月及大正五年三月に各四名の卒業生を出したのみで、其後今日迄二十六年間募集を行はず廢止の状態となつて居た。本協會では日タイ親善の立場から昨年五月八日付を以て松浦文相宛に東京外語にタイ語本科復活設置方陳情書を提出したが、實現されるに至らなかつた。然るに二十餘年の休眠を脱して本年度から愈々タイ語本科を復活設置、定員二十名を募集することになつた。

バヌンと支那ズボン廢止運動

ビブン首相によつて提唱された服裝改革は今や全國を震撼し、男女の區別、年齢、階級の上下を問はず非常な熱心さを以て本運動を遂行しつつある。服裝の國民的様式を變更することは左程容易の業ではないが「精神一到何事不成」で進歩に對する

決意が國民活動の全領域に表はれて居る。服裝改革を促す當局の意圖はタイ國の文化及品位を高むるに在つて大衆の自發的奮起が期待されてゐる。

色の着いたバヌンが公務や儀式の際の制服と認められたのは僅か數年前であつたが今やもつと便利で事務に適する世界的服裝が全國の流行とならんとしてゐる。家庭や非公式の場所では着用しに便利な支那ズボンが未だ使用されてゐるが之も流行外に投げ出されつゝある。

情報によると、政府各省は公式の場所には支那ズボンで出ないやう、かゝる場合は普通のズボンを着用するやう回章を出したといふ。

又映畫館に行くときや訪問其の他のときも支那ズボンを着ないやう官民協力指導してをり、大衆も之に追従して新服裝運動が普及且活潑であるから支那ズボンの運命も永くはあるまい。各階層で用ひられてゐる「イブニング」といふ奴も廢止されるであらう。

本運動にはタイ國華僑も賛同してをり、信ずべき

情報によると商總會は本問題を討議して華僑に對し公開の場所ではシャツか上衣を着、支那ズボンの代りに普通のズボンを着用して外客を清潔且小綺麗にするやう勸告した。又精米業組合も其の工具に對し作業中は短袴を用ふべき旨布告したといふ。

首相は服装に關してタイ國婦人にバヌンを止めバヌンを用ふべき觸れを出したが其の結果は極めて満足すべきものがある。社會的指導の立場にある婦人團殊に從來バヌンしか着なかつた老婦人團も首相の提言に賛成して本運動を指導すべく決定し、夫等の中に皇祖母殿下やチャオ・クン・フアララングスも居られる。

最近の情報によると地方都市の婦人も會合を開いて首相の提唱に従ふべきことを決議したが、本運動は首都から地方都市に、又そこから田舎に擴大しつつある。

婦人間に於ける此の國民的進歩的精神は極めて意義深長で、之に依り婦人間に一層の國民主義を發揮せしむるに至るであらう。

(四・三・B・C)

史蹟保存指定

美術局ではアエチャの僧院、神社、及び堡壘、村落、ロブリの王離宮コンカエンの「プランガ」を史蹟保存物として國法をもつて指定した。

(四・五・B・C)

新聞社クラブ組織さる

盤谷に於て新聞社クラブが組織される事となつたが、正式の開始は來る六月二十四日の國民デー當日に取り行はれる事となつてゐる。盤谷に於ける全新聞社の編者及び支配人による會議を四月二十二日に開催し、右に關し相談する事になつてゐる。

(四・九・B・C)

各地方降雨量統計圖

五月十五日以來タイ全土に亘り大豪雨が續いてゐるが、之に關し氣象部に於て次の如く發表した。即ち天候は二、三日の中に自然に恢復するであらうと言つてゐる。更に又或る地方に於ける五月十五日より二十四日に亘る十日間の降雨量を左の如く統計によつて示してゐる。

盤谷地方に於ける同期間中の雨量は一四九・四耗で昨年同期の降雨量たる一四四・四耗を超えてゐる。其他各地方に於ける降雨量の昨年同期と比較は次の如し。

地名	單位(耗)	昨年度
チエンライ	七六・〇	四七・〇
チエンマイ	五〇・五	三一・五
ナコーンラジヤシマ	八〇・〇	四一・〇
サタヒブ	一九四・〇	一七一・〇
バンドン	一〇二・五	四七・五
ソンクラ	九二・〇	二七・〇
ウタラダイト	二二〇・〇	二〇八・〇
ウドーン	一三六・〇	七五・六
アランヤプラデス	一二四・〇	一〇一・〇
チャンダブリ	一一〇・〇	六九・〇
ブーケット	一九二・〇	九二・〇

佛印鐵道に對する報償金募集

前週末の公式發表によると、内務省は佛印鐵道報償資金募集を開始した。本基金募集は政府の負債を

輕減して國家奉仕の機會を國民一般に與へる目的であり、内務次官ブラヤー・サンドーン・ビット氏は前週末、各縣郡當局に對し右寄附金の受付に任ずべく指令を發した。本報償金は佛印鐵道百三十キロに對する報償として全額六百萬ピアストル(約四百萬銖)を六ヶ年々賦で泰國が佛印に支拂ふものであるが、此の寄附金募集は愛國の某二婦人(十銖、五銖を夫々寄附)の寄附が端緒となつたものである。

(六・二・B・C)

官吏に帽子着用を促す

首相は各省官吏に對し其の男女を問はず官廳への往復及其他の場合に帽子の着用を促し、帽子着用は單に教養及健康を増すのみならず、風紀の良否を表はすもので、官吏たるものは此の點に關し一般民衆を指導せねばならぬと述べた。

(六・二・B・C)

尙先般來、國家改造運動の一端として婦人服改良運動に次いで婦人帽子着用運動起り、知名婦人先導となつて帽子着用運動が全國に普及しつつあるが、女學生等は學校當局より必ず帽子を着用すべく既に



指合されてゐる。
國語改良問題

去る六月二十四日國民デーに際し新聞議室で行はれた特別閣議の公式報告によると、同閣議には閣僚全員出席、首相は開會を宣し國祭日に相應はしい特別動議を提案した。即ち泰國改造運動に乗出して以來、各種の改善が完成されたが國家の存立と一體をなす國語も再考され改良されるべきであらう。實に國語の改良は國家改造中の重要要素をなす。

タイ語は種々の外國語源より其の形式を採つてより原始的タイ語源の若干は消滅してゐる。かるが故にタイ語の確乎たる基礎を築くを要し、今日の状態以上に邪道に入つてはならぬ。

國語改良問題に關しては次の三大方針に依るを要す。(一)現在のタイ語はバリ語、サンスクリット、クメール語、其の他の外國語より其の語源を得てゐるが、先づ全タイ語の語源を明確にせねばならぬ。(二)或る言葉がタイ語の語源となる場合には原則的にその言葉をその儘タイ國語としないやうにする。

(三)辭典編纂に際しても發音或は其の他の點で偶然一致する一個以上の外國語がタイ語に入つてくる場合には、その内一個だけを採用するのが適當である。普通一般に使用されない言葉や詩、散文或は各専門學に使用される言葉は慣用語と區別し、其の語源や用法を解説せねばならぬ。

以上首相の説明に對し二、三の討議を行ひたる後、プリンス・ソンワイデヤコーン、ルアン・ウイテット、ワタカーン氏に國語改良問題に關する案割及タイ語に通曉した専門家の補佐官選定方を委任することゝなつた。(六三七一B.C)

タイ國人士の往來

△ピヤ・ウイテット・ウオング氏

前タイ國侍從武官長、陸軍中將は、夫人、令孫同伴シベリヤ經由歸國の途次、七月七日東京着入京。

△ルアン・ラート氏

タイ國航空中佐は、日本航空界視察のため日タイ飛行便にて五月三十一日羽田着、八月八日退京、關西地方を経て歸タイ。

△ラーファ・ロリンググロン氏

タイ國陸軍少佐も同右。

△モム・シナセニー氏

タイ國航空會社課長も同右。

△モムウアン・ピツククチップ・マラクル氏

タイ國外務書記官は、タイ・佛印條約批准書を携帶、飛行機にて六月三十日羽田着入京。

ピン首相に男子出生

昨朝八時半頃ピン首相夫人は男兒を安産、母子共健全。(七二一B.C)

三井物産出張所

カオハーブ紙所報によると、三井物産會社では七月二十日よりシンゴラ、ハートヤイ、ヤラーの三ヶ所に出張所を開設した。(七三二一B.C)

タイの總人口千六百萬

タイ國は最近の國勢調査の結果、總人口千六百萬人と發表した。一九三七年の千四百四十六萬人に比較して百六十四萬人の増加を示してゐるが、これ

は衛生思想の向上のためだといはれ、南洋でもつとも高い人口増加率をもつ國となつてゐる。

なほ首都バンコック市の人口は五十九萬七千人、メナム河を隔てた隣接都市ドンブリー市は十一萬八千人であつた。(八五—南洋日誌)

歐洲人の退去、日本人の入國

(倫敦八月十八日) 盤谷よりの通信に依れば、タイ國人間に入タイ日本人の増加が種々論議され、某タイ字新聞は「歐洲人の退去、日本人の入國」なる記事を掲載して、タイ國到る處に日本人の増加せしことを詳述してゐる。(B.B.C ラヂオ)

(倫敦八月十七日) 盤谷發：近來日本人のタイ國入國は益々増大してゐる。「盤谷から南方ソクラー(シンゴラ)に到る迄何處に於ても日本人が見られる」と本日發行の「Supap Bunt」紙の「記者は「歐洲人の退去、日本人の入國」と題して述べてゐる。從來盤谷映畫館の上等席を占めるものは歐洲人に限つてゐたのに、今日では日本人で充滿してゐる。週末には、公園やレストランには日本人が群をなし

て居り、タイ人にはとても拂ひ切れぬ程の家賃で、多くの家を借受けてゐる。又日本人の商店は多く官廳街の近くに店を開いてゐる。(ロイヤル通信)

ソンクラー市に日本人増加

ソンクラー(シンゴラ)通信によれば、最近同地在住の日本人数の増大は、著しいものがあると報じてゐる。主として盤谷及び新嘉坡より來れるもので、目下非常なる住宅難であるが、來月には新築並びに修繕家屋が多数出來上る筈で、住宅難は餘程緩和される見込である。在ソンクラー日本領事館は、既に數ヶ月以前に開設されてゐるが、未だ事務を執り得るに充分な領事館事務所はないのであつて、領事は目下盤谷滞在中である。(八・九↑盤谷・タイムス)

三輪車夫問題

本日のタイ・マイ紙所報によると、政府は三輪車夫營業に關し眞剣に研究中である。第一に三輪車を操縦することは健康上宜しくない。又本職業は種々の悪質者に利用せられ従つて強盜や強迫其他の犯罪

がふえる。三輪車夫の多くは病氣に罹つてをり又利益が過多であるから阿片耽溺者となつてゐる。而し政府は三輪車が各市邑の交通機關となつてゐる事を考へてその處置に關しては未だ決着してゐない。(九・九↑B.C)

カオバーク紙所報によると、目下當國に於ける三輪車夫は一萬以上であるから政府の三輪車夫禁止の目論見は困難である。而し公衆の安全を確保する見地から強固な統制策が執られるものと觀らる。(九・二〇↑B.C)

日タイ交驛庭球試合盤谷で舉行

日タイ交驛庭球試合は昨年十二月二十六日から三日間バンコックで舉行され、日本からは鶴田中原兩選手が出場した。(九・三〇↑東日)

三輪車運轉手に對する取締

タイ字紙の報道によれば、内務省は各地方官吏に對して、三輪車運轉手の態度及教養に對して訓練するやうに命令したと言はれてゐる。(一〇・一↑B.C)

ノラシン家の賣却

ノラシン家(Norasing House)の政府賣却方に關する交渉を成立させたクニニラン將軍の功勞を賞しチャオ・ピヤ・ラム・ラトブ氏(Chao Phya Ram Ragob)より三萬銖がクニニラン將軍に寄贈された。

日本政府が盤谷駐在の日本大使館に對する便宜のためのノラシン家買上げ計畫は撤回されるであらう尙この買上げ交渉は不成功に終つた。

ノラシン家は百萬銖をもつてタイ國政府に賣却された。

尙之は首相官邸に當てられるものと看做されてゐる。(一〇・一六)

ミコヤン號

十月三日附スリクラン紙は、去る九月タイ國を訪れたロシア船艦ミコヤン號の船上に突如爆發が起り、船長始め乗組員は負傷したとの噂が流布されてゐるが、この爆發事件の風聞は全く笑止な事である旨報道した。尙ミコヤン號はゴムを載荷して九月三十日盤谷を出帆した。(一〇・三)

國家記念日決定

泰國では明年一月二十八日が泰佛休戰記念日に當るため特に同日を國家記念日とすることゝなつた。

(一一・二↑盤谷同盟電)

昭和十七年六月廿七日印刷
昭和十七年六月三十日發行
【非賣品】

譯者兼 發行者兼 夕イ室東京事務局

東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館

右責任者 阿部 勇 吉

東京市神田區鍛冶町三丁目二番地

印刷者 伊藤 信 平

發行所

東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館
夕イ室東京事務局

振替東京一三四、六四六番
電話日本橋(24)自二二八五

【行印社會式株工紙壽萬】

